

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設が損傷した場合における機能復旧対策業務（以下「業務」という。）に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 復旧及び改修等のための調査
- (2) 応急危険度判定
- (3) 被災度区分判定
- (4) 復旧及び改修等のための技術的助言

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設は、和歌山県内において甲が所有する施設（以下「県有施設」という。）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害時（震度6弱以上の地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合等において、和歌山県災害対策本部が設置されたときをいう。）において、乙の会員が所有する資機材及び技術者の協力が必要と認めるときは、乙に対して、業務協力要請書（別記第1号様式）により業務の協力を要請するものとする。ただし、業務協力要請書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに業務協力要請書を提出するものとする。

2 甲は、業務内容に変更が生じたときは、乙に対して業務協力変更要請書（別記第2号様式）により業務内容の変更を要請するものとする。ただし、業務協力変更要請書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに業務協力変更要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの前条第1項の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、業務協力受諾書（別記第3号様式）により甲に回答するものとする。ただし、業務協力受諾書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに業務協力受諾書を提出するものとする。

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲からの前条第3項の規定による変更要請があったときは、業務協力変更受諾書（別記第4号様式）により甲に回答するものとする。なお、業務協力変更受諾書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに業務協力変更受諾書を提出するものとする。

（業務報告）

第5条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに業務実施報告書（別記第5号様式）を甲に提出するものとする。ただし、業務実施報告書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用について、乙は、甲に請求することができるものとし、甲は、乙の請求のうち甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の甲が認める費用とは、使用した資機材の借り上げ費、検査、試験等に要した経費とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分及び甲が実施を確認できない部分を除くことができるものとする。

(損害による必要経費の負担等)

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害に係る負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務の実施に当たって負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(実施会員の責務)

第10条 実施会員は、業務に従事する者に、業務に危険が伴うことを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2 実施会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第7条から前条までに規定する損害その他の不測の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては事務局長とする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互の情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第13条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 2月20日

和歌山県知事 仁阪 吉伸

和歌山市卜半町38番地建築士会館3階
社団法人和歌山県建築士事務所協会

会 長 岩橋 重文

災害発生時等における情報発信等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における情報発信に関し、災害対策支援を充実させる観点から、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、県民に対して甲が提供する情報の発信を迅速化し、甲及び乙の防災対策に資するため、互いに協力して様々な取組を行うために必要な事項を定めるものとする。

（取組）

第2条 この協定における取組内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、甲の運営するホームページについて、災害発生時等のアクセス負荷の軽減を目的にキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供する対策を講じる。
- (2) 甲は、防災・減災の対策として和歌山県内の避難先、避難所、ハザードマップ等の情報を入手したときは、必要に応じ乙に提供し、乙はこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
- (3) 甲は、県内市町村が発令する避難発令情報を受けたときは、乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
- (4) 甲は、災害発生時の和歌山県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報並びに県民の安否情報等の災害対応情報を乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
- (5) 甲は、避難所等における必要救援物資等に関する情報を入手した時は、乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知できる対応を行う。
- (6) 乙は、Yahoo!ブログ上の甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、甲の災害対策に協力する。

2 前項各号の取組の具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮し、協議により決定する。

3 第1項各号の事項が円滑に協議できるよう、互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手に連絡し、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項各号に記載のない事項についても、両者で定期的な協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 甲による災害ブログの利用並びに第2条に基づく甲及び乙両者の対応は、別段の合意がない限り無償でおこなわれるものとし、それぞれに係る旅費、通信費、その他一切の経費は甲乙各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供及びヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、広く一般に周知することができる。ただし、乙はこの協定の目的以外のための二次利用をしてはならないものとする。

（協定の公表）

第5条 この協定に関することを公表する場合において、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、甲乙双方で別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成24年4月2日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。
(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して解決を図るものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 井上雅博

災害時における調査等の相互協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と公益社団法人土木学会関西支部（以下「乙」という。）は、災害時における調査等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・津波等の異常な自然現象や予期できない災害等により、甲の所管する公共土木施設等（工事中の施設を含む。以下「所管施設等」という。）が被災したとき、所管施設等の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性及び高度な知見が必要な場合の調査、判断、提言等（以下「調査等」という。）に関する相互協力の方法を定め、もって、被害拡大の防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に資することを目的とする。

（調査等の実施範囲）

第2条 調査等の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所等とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、前条の範囲において災害が発生し、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査及び判断が必要と認めるときは、乙に協力要請できるものとする。

2 乙は、前項に定める要請があったときは、調査の実施の可否を甲に回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、甲へ直接報告するものとする。

3 乙は、前条の範囲において災害が発生し、自らが自律的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。

4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。

5 乙は、本条第3項に定める調査を実施したときは、その結果について書面により甲へ報告するものとする。

6 甲は、本条第2項及び第3項の結果を踏まえ、被災した所管施設等の復旧・復興への技術的提言を乙に求めることができるものとする。

7 乙は、前項に定める要求があったときは、学術的な専門性や高度な知見に基づき、提言を甲に行うものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲及び乙は、前条に定めるところにより協力を要請するときは、要請する旨の文書（以下「要請書」という。）を要請先に送付するものとする。

（連絡体制）

第5条 第3条に係る事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれの連絡体制を定め、相互に共有しておくものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制に変更があった場合は、相手方に対して速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査等において、費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。

- 2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。
- 3 甲が負担する費用は、乙が実施した調査等の内容を踏まえ、甲乙協議して定めるものとする。

(成果の公表及び使用)

第7条 第3条に定める調査等の成果について、甲及び乙がその成果を公表もしくは使用する場合には、甲、乙が相互に確認したうえで行うものとする。

(実施範囲の特例)

第8条 甲が特に必要として第2条に定める範囲以外において調査等の実施を要請した場合は、乙は可能な限りこれに応じるものとする。

- 2 乙が特に必要として第2条に定める範囲以外において、第3条第3項に定める協力を甲に要請した場合は、甲は乙の実施する調査等に対して可能な範囲で協力するものとする。

(損害の負担)

第9条 調査等の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

- 2 前項の損害に対する処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期限は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。

- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってこの協定を期間の満了日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
- 3 この協定締結後、甲乙いずれかの申し出により甲乙協議のうえ、この協定は廃止することができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成27年5月13日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 公益社団法人土木学会関西支部
支部長 森昌文

大規模災害時における
民間賃貸住宅の被災者への提供等
に関する協定

平成27年8月17日

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が宅建協会に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する宅建協会に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県は、自府県以外の府県に所在する宅建協会に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。

3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する宅建協会では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。

4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第3条 宅建協会は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関する事
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関する事
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関する事
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会その他府県の定める者に委託等することができる。

(宅建協会の役割)

第5条 宅建協会は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 府県から委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会
公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会
会長 加藤 信一

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
会長 山路 忠

公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会
会長 小寺 和之

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
会長 大工 園隆

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会長 阪井 一仁

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
会長 山端 和幸

公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会
会長 吉村 岩雄

公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会
会長 赤間 淳 巳

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会
会長 池上 博 行

公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会
会長 木村 正 美

大規模災害時における
民間賃貸住宅の被災者への提供等
に関する協定

平成27年8月17日

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の全日本不動産協会府県本部（以下「不動産協会府県本部」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が不動産協会府県本部に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する不動産協会府県本部に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県は、自府県以外の府県に所在する不動産協会府県本部に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。

3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する不動産協会府県本部では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。

4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第3条 不動産協会府県本部は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会府県本部その他府県の定める者に委託等することができる。

(不動産協会府県本部の役割)

第5条 不動産協会府県本部は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会府県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部
公益社団法人全日本不動産協会三重県本部
公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部
公益社団法人全日本不動産協会京都府本部
公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部
公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部
公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部
公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部
公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井戸敏三

奈良県

奈良県知事 荒井正吾

和歌山県

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

本部長 吉田啓司

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

本部長 東辻広行

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部
本部長 中 川 俊 寛

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部
本部長 坊 雅 勝

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部
本部長 三 本 皓 三

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
本部長 南 村 忠 敬

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部
本部長 梅 原 寛 克

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部
本部長 坂 本 俊 一

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部
本部長 三 橋 英 雄

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部
業務執行者
公益社団法人全日本不動産協会
理事長 原 嶋 和 利

大規模災害時における
民間賃貸住宅の被災者への提供等
に関する協定

平成27年8月17日

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「ちんたい協会等」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県がちんたい協会等に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、ちんたい協会等に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県からの要請が重複するときは、広域連合は、ちんたい協会等の求めに応じ、府県の要請の取りまとめ等必要な調整を行う。なお、調整にあたっては、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第3条 ちんたい協会等は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である家主、賃貸住宅管理業者及び宅地建物取引業者（以下「会員」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及びちんたい協会等の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関する事
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関する事
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関する事
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、ちんたい協会等その他府県の定める者に委託等することができる。

(ちんたい協会等の役割)

第5条 ちんたい協会等は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 府県から委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、ちんたい協会等と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及びちんたい協会等の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三日月 大 造

京都府

京都府知事 山田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 川 口 雄 一 郎

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

会長 末 永 照 雄

和歌山県ライフライン情報共有マニュアル
(令和5年度改定)

令和5年6月

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

1 目的

本マニュアルは、和歌山県（以下「県」という。）において、地震・津波災害や風水害等の大規模な災害が発生した場合、ライフラインの被害状況や復旧対応が住民の安全や生活に大きな影響を与えると共に、ライフライン事業者及びライフライン事業者により構成された団体（以下「ライフライン機関」という。）を含む防災関係機関全体の災害応急対策の実施に密接に関連することから、県とライフライン機関の間における被害情報や復旧対策等の情報連絡体制の確立と共有化を図ることにより、大規模災害発生時における被害の軽減と迅速で効果的な災害応急対策の実施に資することを目的とする。

2 マニュアルの適用区分

本マニュアルは、県における次の大規模災害について適用する。

(1) 地震・津波災害

ア 県に津波警報（大津波）が発表されたとき。

イ 地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき。

ウ その他知事が和歌山県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき。

(2) 風水害

ア 風水害により災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、知事が災害対策本部を設置したとき。

(3) 国民保護法に規定される武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

ア 武力攻撃又は大規模テロ等により災害が発生し、知事を本部長とする対策本部を設置したとき。

(4) その他の大規模災害

ア 2(1)～(3)に規定する場合のほか、大規模な停電、通信障害、断水、ガスの供給停止、交通機関の事故、その他の大規模災害に対処するため、県において対策本部を設置したとき。

3 情報連絡体制

県とライフライン機関との連絡体制及び連絡方法については、次のとおりとする。

なお、ライフライン機関が市町村の要請に基づき情報を連絡することを妨げるものではない。

(1) 連絡体制の基本方針

ライフライン機関は、県から被害情報や復旧対策情報等の連絡要請があった場合は、必要な情報を県に報告する。また、ライフライン機関は、報道機関に被害情報等を提供した場合は、速やかに当該情報を県に報告するものとする。

(2) 連絡方法

ライフライン機関の内部における情報収集及び伝達等については、ライフライン機関が定めるとおりとし、ライフライン機関と県との情報連絡は、3(3)の規定により県に派遣された当該ライフライン機関の職員（以下「連絡員」という。）が行うほか、和歌山県防災情報システム、災害時優先電話、FAX、その他通信可能な手段による。

(3) ライフライン機関連絡員の派遣依頼

和歌山県危機管理監は、ライフライン機関との連絡体制の円滑化と強化のために必要と認めるときは、ライフライン機関に対して、連絡員の派遣を依頼することができるものとし、ライフライン機関は、当該依頼に基づき、可能な限り連絡員の派遣に努めるものとする。

ア 連絡員の業務

- ① ライフライン機関における被害情報等の提供に関すること。
- ② 災害応急対策実施に伴う県及び他の防災関係機関との情報共有に関すること。
- ③ その他必要なこと。

イ 派遣に伴う留意事項

ライフライン機関は、次の点に留意して連絡員を派遣するものとする。

- ① 連絡員の派遣に伴う経費は、派遣側において負担すること。
- ② 県において通信手段やパソコン等を提供できない場合があることから、必要な資機材については派遣側において携行すること。
- ③ 業務が長期間に及ぶ場合は、適宜、連絡員を交替させること。

(4) 県への報告様式とその取扱い

県がライフライン機関に被害情報等の報告を要請する際の様式及びライフライン機関が報告の際に使用する様式については、別添1及び別添2のとおりとする。

ただし、ライフライン機関が被害情報等を報告する際に使用する様式を定めている場合は、その様式により行うものとし、和歌山県防災情報システムにより報告する場合は、当該システムにより行うものとする。

また、ライフライン機関が報告を行う際の県の窓口については、別添4のとおりとする。

(5) 県からの情報提供

県は、被害状況や災害応急対策実施状況について、ライフライン機関に情報を提供するものとし、ライフライン機関から被害情報や復旧対策情報等の連絡があった場合は、必要に応じて他のライフライン機関にその情報を提供するものとする。

なお、連絡方法については、3(2)による方法又は3(3)により派遣された連絡員を通じて行うものとする。

4 広報活動

大規模災害発生時において、住民に正しい情報を迅速かつ的確に提供し、住民生活の安定と効果的な災害応急対策を図るため、広報活動を実施する。

(1) ライフライン機関の広報活動

ライフライン機関は、その公共性と専門性から、自社において正確な情報提供に努めるものとし、自社の広報車、ホームページ、報道機関等を通じて次のとおり広報活動を行うものとする。

ア 広報活動の方針

- ① 状況の変化に適合した広報を適切な広報手段を通じて行う。
- ② 時間経過と共に、住民が求める情報が変化することを十分認識し、広報を行う。

- ③ 報道機関に広報を依頼する場合は、状況に応じた情報を適切に提供する。
- ④ 県と連携し、広報活動を効果的に行うため、県に対して広報活動の実施状況を定期的に連絡する。

イ 広報内容

- ① 大規模災害の内容に応じた注意事項
- ② 被害状況
- ③ 被害に対する対応状況と復旧見込み
- ④ 住民生活の安定のため必要な呼びかけ
- ⑤ その他必要な事項

(2) 県の広報活動

県は、ライフライン機関から提供された情報等を活用し、ライフラインの被害状況や災害応急対策の実施状況等について、インターネットや報道機関等を通じて広報活動を行う。

また、県は、ライフライン機関から報道機関を通じた広報の依頼があった場合は、その内容に応じて、報道機関に対して広報を依頼するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成21年4月9日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成22年5月11日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成24年6月12日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成25年6月25日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成26年5月20日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成27年7月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和元年6月6日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和2年6月29日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和4年6月8日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和5年6月28日から施行する。

市町村避難所運営マニュアル作成モデル (大規模避難所版)

令和7年3月

和歌山県

目次

「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」について	1
避難所の状況想定	3
避難所における基本的事項	6
1 避難所の開設・点検	6
2 避難所運営組織の立ち上げ	6
3 居住グループの編成	7
4 部屋（区画）割り	7
5 避難者名簿の作成	8
避難所の空間配置	10
1 居住空間の管理	10
2 共有空間の管理	11
避難所の生活ルール	16
避難所の運営体系	19
1 避難所の運営主体	19
2 避難所運営本部会議	22
3 運営役割分担	23
避難所内の仕事	25
総務班の仕事	
1 避難所運営本部会議の事務局	25
2 避難所運営情報の記録	25
3 生活ルール作成	26
4 地域との連携	26
5 その他	27
被災者管理班の仕事	
1 避難者名簿の管理	29
2 問い合わせへの対応	32
3 郵便物・宅配便の取り次ぎ	33
情報班の仕事	
1 避難所内外情報収集	34
2 避難所外向け情報発信	36
3 避難所内向け情報伝達	37
4 取材への対応	39

食料・物資班の仕事	
1 食料・物資の調達、受入、管理、配給	4 0
2 炊き出し	4 4
施設管理班の仕事	
1 危険箇所への対応	4 6
2 防火・防犯	4 6
保健・衛生班の仕事	
1 衛生管理	4 8
2 ごみ	4 8
3 風呂	4 9
4 トイレ	5 0
5 清掃	5 4
6 ペット	5 5
7 医療・救護活動	5 6
8 水の管理	6 0
要配慮者班の仕事	
要配慮者の支援	6 2
ボランティア班の仕事	
ボランティアの受入・活動調整	6 4
避難所の統廃合・撤収	6 6
平常時から実施する業務	6 7
資料編	巻末

「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」について

1. マニュアル作成モデルの目的

地震・津波、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に、市町村は避難所の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ運営基準などを定める必要があります。このマニュアル作成モデルは、市町村において避難所の運営に関するマニュアルの策定が進むよう、県として示すものです。

市町村においては、これを参考として避難所運営マニュアルの策定を進め、住民と連携した避難所運営訓練を行うなど、円滑な避難所運営体制の構築を図ってください。

2. マニュアル作成モデルの経緯

本県においては、平成17年3月に、避難所運営の参考としていただくことを目的に「避難所のあり方指針検討報告書」を策定しました。

その後、スムーズに避難所を運営するためには避難所運営マニュアルを整備する必要があると考え、平成20年3月に、避難所を実際に自治運営していく被災者サイドに重点をおいて「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を策定しました。

さらに平成23年に発生した東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓や経験を踏まえ、平成25年1月にマニュアル作成モデルを改定し、平成28年4月に発生した熊本地震や同年10月に発生した鳥取地震の教訓を踏まえ、作成モデルをさらに充実するため、再度改定することとしました。

3. マニュアル作成モデルの改定

第1回改定（平成25年1月）

東日本大震災や紀伊半島大水害では、多くの被災者が避難し、かつ、その避難期間が長期に渡ったこともあり、様々な課題が指摘されました。

本県においては、地震防災対策アクションプログラムのワーキンググループ（避難所グループ）で、様々な課題に対する検討を行い、女性・こどもへの配慮や要配慮者支援などの観点から本編を改定するとともに、避難所運営に必要なチェックリストなど資料編もさらに充実しました。

第2回改定（平成29年3月）

平成28年4月に発生した熊本地震では、最大震度7の地震を2回観測し、継続した余震活動への不安等から車中泊を選択する被災者が数多くみられました。車中泊が原因による静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を発症する被災者もみられ、車中泊避難者への対応が課題として指摘されました。

また、同年10月、鳥取県では最大震度6弱の地震が発生し、避難所に避難する被災者がいる一方、車中泊を選択する被災者もいました。

熊本地震の被災地支援のために派遣した県職員の意見の反映や、課題となった車中泊に対する対策をはじめトイレ対策や平常時の準備等について内容を充実しました。

第3回改定（平成30年4月）

避難者の障害種別を詳細に把握し、避難所での支援を充実させるため、避難者名簿等の要配慮区分を細分化する等の充実を図りました。

また、食物アレルギーがある避難者の誤食事故を防ぐため、食物アレルギー防災カードやビブス等を活用することなど、避難者自身による食物アレルギーの伝達方法に係る内容等を追加しました。

第4回改定（平成30年10月）

平成30年台風第21号は暴風をもたらし、電線の破断や電柱の倒壊により、多くの地域で停電が発生しました。台風通過後、一定の応急復旧が行われた後も、一部の地域では停電が続き生活できない事例があったことから、長期停電に伴う避難所の開設等の内容を追加しました。

また、停電等により必要となる発電機等の資機材や、避難生活が長期化することを想定した備蓄を改めて充実させることが重要であるため、これらの対策についても明記しました。

第5回改定（令和2年5月）

新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日に緊急事態宣言が行われるなど、本県を含め全国的に感染が拡大しました。こうした状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、密閉空間・密集場所・密接場面を回避することなどが必要となるため、感染症対策について追加しました。

また、関東地方などで記録的な大雨をもたらした令和元年台風第19号による避難所生活の状況を鑑み、避難所運営について再点検し、女性・こども等への配慮についてさらに充実しました。

第6回改定（令和7年3月）

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）への支援」への転換を図るため、避難所外避難者への支援を充実しました。

また、「避難所の質の向上」を考えるときの指標となる国際基準である「スフィア基準」も踏まえ、避難所の環境改善を推進するため、トイレ、食事、ベッド環境等の整備についてさらに充実しました。

4. マニュアル作成モデルの活用

マニュアル作成モデルは、小規模避難所版と大規模避難所版を策定しています。

マニュアル作成モデル（小規模避難所版）については、災害の規模が小さい場合や比較的少数の被災者が避難した場合に活用するため、避難所における基本的事項や避難所の生活ルールなど必要な事項を記載しています。

マニュアル作成モデル（大規模避難所版）については、大規模災害が発生し、大勢の避難者が避難した場合に活用するため、マニュアル作成モデル（小規模避難所版）の内容に加え避難所の業務を班別に分担するなど詳細に記載しています。

避難所の状況想定

大規模災害発生時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化します。そのため、そのことを踏まえて時系列に沿った対応方針を検討します。

時系列

時 期	避難所の状況想定
【初動期】 災害発生直後 ～3日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が殺到し、避難者の精神状態は不安定な状況 ・市町村の担当者や施設管理者が避難所に到着する前に、避難者が鍵を壊して施設内に入ることも予想される。 ・市町村は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難 ・余震による二次災害のおそれ、火災の延焼拡大、危険物漏洩等により、避難者が混乱 ・食料や物資の不足による配布調整の必要が生じ、トラブルが発生しやすい ・各種情報の不足で、避難者の不安が拡大 ・要配慮者の状況把握が困難 ・安否確認の問い合わせが殺到 ・駐車場等に車中泊避難者が現れる。 ・在宅避難者や車中泊避難者も含めた避難者に支援物資の提供や支援情報の提供が必要となる。（撤収期まで） ・プライバシーの確保等対策が必要となる。 ・ペットを連れた避難者が現れる。 ・避難所運営について住民の協力と運営への主体的な参加を構築することが必要 ・混乱に紛れた侵入者等により窃盗や性犯罪等が発生する可能性がある。
【展開期】 3日～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・食料や物資はおおむね供給されるようになるが、避難者数が流動的な段階 ・避難者が落ち着きを見せ始める一方で、エコノミークラス症候群の発生等健康状態の悪化や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れている場合、飲用水や生活水の確保、入浴の機会といった要望が、避難者のみならず在宅避難者や車中泊避難者も含めて、拡大することが予想される。 ・避難所外避難者への支援拠点が開設される。 ・ボランティアの人数や物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。
【安定期】 1週間 ～2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーが期待できる段階 ・避難者の退所が増え、避難所の運営体制の見直しが必要となる。 ・臨時開設や民間施設を利用した避難所は、統廃合の検討を開始 ・避難者の通勤通学が始まり、避難所は生活の場としての性格が強まってく

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が避難所となっている場合、教職員は本来の業務へシフトする。 ・避難所内外の避難者間の公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める ・生活再建支援や応急仮設住宅の情報が必要となる。
<p>【撤収期】 2週間 ～3ヶ月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不満や不安が強まる段階 ・市町村では、住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難者に対するこころのケア等の保健・医療サービスの一層の充実が求められる。 ・ボランティアも減少し、運営体制の維持が困難となる。 ・季節の変化に伴い、それまでと異なった対策が求められる（※下記参照） ・仮設住宅の提供等により、市町村は避難所の撤収に向けての調整等を開始

※季節を考慮した対策

○冷暖房設備の整備

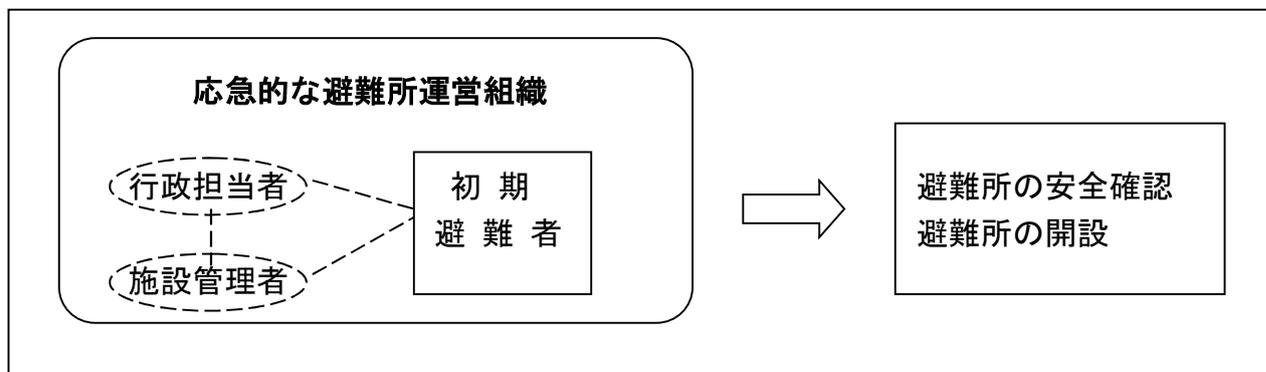
避難所内の温度環境に配慮するため、冷暖房機器等を備蓄・確保する。また、施設管理者と協議の上、冷暖房設備のある教室等を利用できるか検討する。

○生鮮食料品等の保管設備の整備

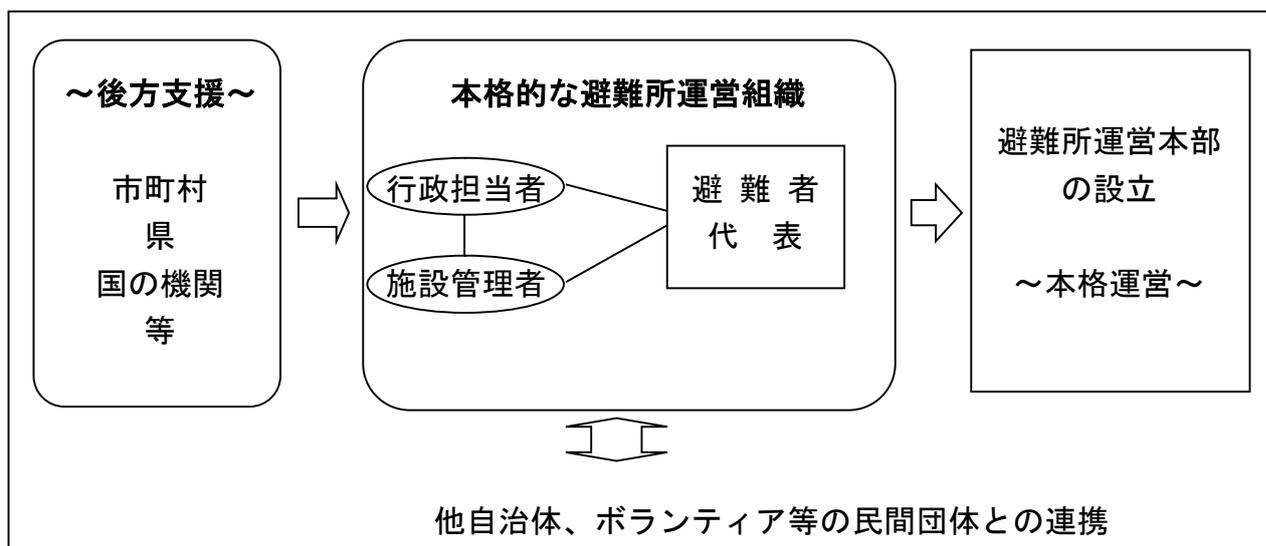
梅雨や夏期の高温多湿期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備・機器の整備を検討する。

避難所運営のフロー

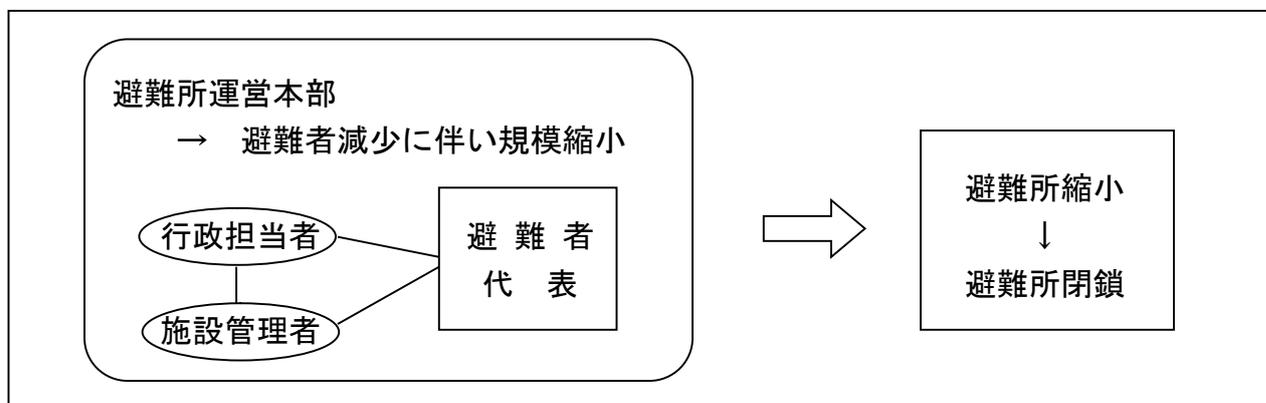
【初動期】災害発生直後～3日程度



【展開期～安定期】3日～2週間程度



【撤収期】2週間～3ヶ月程度



★停電時の避難所の状況は、この想定とは異なります。

避難所における基本的事項

1 避難所の開設・点検

避難所の開設

避難所は、市町村があらかじめ指定している避難施設で、災害発生時や長期の停電時等において開設し、避難してきた地域住民等が使用します。

自主防災組織等でも鍵を保管

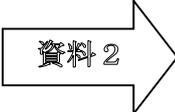
夜間や休日に、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合は、鍵を所有する市町村職員や施設管理者の被災も懸念され、避難所の開設がスムーズに行われないうことも想定されます。このような場合に備えて、自主防災組織や町内会等（以下「自主防災組織等」と言う。）の会長も鍵を保管するようにします。

また、地震の揺れにより解錠する鍵ボックスの設置も有効な手段です。

施設内への立ち入りには注意

施設内への立ち入りについては、建物の倒壊や宅地の変状による二次災害の危険があるため、可能であれば、有資格者による被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施します。それができない場合は、施設管理者と避難者の代表が、目視による点検を行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使用します。

市町村職員や施設管理者が到着しない場合を想定し、あらかじめ、当該避難所の使用範囲や使用方法について、当該施設の所有者（管理者）と協議しておきます。



資料2

2 避難所運営組織の立ち上げ

避難所運営の中心人物を選出

大規模災害時は、市町村職員自身が被災したり、他の災害対応業務に従事することが考えられるため、市町村職員が避難所運営を行うことは困難になります。

避難所運営の中心となる人物については、自主防災組織等の役員など地域住民から選出することを基本とし事前に決めておきます。

また、その人物が事故にあうことも考慮して、代理の選出方法も検討しておきます。

なお、人物の選出にあたっては、女性等さまざまな避難者の意見が反映できるよう配慮します。

避難所運営の中心となる人物は次のような方です（長期的に就任できる方が望ましい）。

- ① 自主防災組織等の会長、副会長、防災委員
- ② 避難住民の意見で推薦された人 など

事前に決めた中心人物は県や市町村が実施する避難所運営リーダー養成講座等に参加し、避難所運営に関する手法を習得するようにします（1 避難所あたり少なくとも3名以上のリーダーを養成します。）。

立ち上げ当初の避難所運営

本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、特にこれらの人物が陣頭指揮をとり、地域住民で避難所の運営にあたります。

避難所運営組織は19ページからの「避難所の運営体系」を基本に構成します。

3 居住グループの編成

世帯を基本単位に居住グループを編成

居住グループのグループリーダーの目の行き届く範囲を考慮すると、1つの居住グループの構成人数は、40名程度が適当です。

居住グループ編成への配慮

世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住グループの中に編成します。その他にも、従前住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

観光客や滞在者等への対応

観光地や商業地域では、地域住民以外も避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域の避難者とは分けて居住グループを編成します。

4 部屋（区画）割り

施設の利用方法を明確に

避難所として指定された施設の全てを避難所として利用できるとは限りません。事前に施設管理者と協議し、利用する部分を明確にし、避難所のレイアウトを事前に作成しておきます。その際、プライバシーの確保や人権にも配慮する必要があります。また、避難所として利用する部分以外の施設（敷地）へは、避難者の立ち入りを禁止します。

避難者の居住空間を確保

避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。特に、学校施設が避難所になっている場合は、体育館、特別教室などの利用が考

えられますが、教育活動の再開を考慮しながら設定します。

また、校長室、事務室、職員室、保健室などは学校運営や避難所運営上必要となるため、居住空間としては使用を控えます。

要配慮者を優先

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、難病の人等の要配慮者を優先して室内に避難させます。その際、和室や空調設備がある部屋などを一般の居住エリアと隔離した福祉スペースを設置し、要配慮者のニーズに応じて割り当てます。

別に市町村が拠点的な福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、移送します。

5 避難者名簿の作成

避難者に記入してもらう事項

市町村は、避難者に記入してもらう様式をあらかじめ準備しておきます。

資料3

記入項目は、主に次のような項目です。

- ①氏名（ふりがな）
- ②性別
- ③年齢
- ④続柄（例：妻・息子・娘・父・母・・・）
- ⑤住所（小字・〇丁目程度）
- ⑥緊急時の連絡先（例：親戚、知人、担当民生委員・・・）
- ⑦避難者名簿の掲示・公開における同意の有無
- ⑧避難所内での居住場所（居住グループ）
- ⑨特に留意する事項
 - 1) 持病については、病名の把握とともに、疾患に応じた医薬品や人工透析、人工呼吸器など特別な対応の必要性
 - 2) 障害については、障害の種別（視覚、聴覚、精神等）

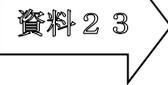
その他必要と思われる事項は独自に付け加えます。

例：・介護保険の要介護認定者であれば、担当ケアマネージャーの連絡先など
・外国人であれば、国籍、言語、日本語能力（よくできる・すこしできる・できない）など

- 名簿等の個人情報の管理は責任者を決めて、施錠のできる場所に管理します。
- 避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合があることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の取扱いには特に注意します。
- 視覚障害や手の負傷等のため自分で記入できない方については、被災者管理班が聞

き取った上で作成するようにします。

- 避難者受入時に、「資料23 避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用し、避難者の健康状態を把握します。



緊急を要する要望を同時に調査

病院・社会福祉施設などへの搬送希望など、緊急を要する要望については、名簿記入時に同時に調査を実施します。

世帯ごとに記入

居住グループのグループリーダーが中心となり、各世帯に記入用紙を配布し、記入してもらいます。

避難所の空間配置

1 居住空間の管理

居住空間の区画整理

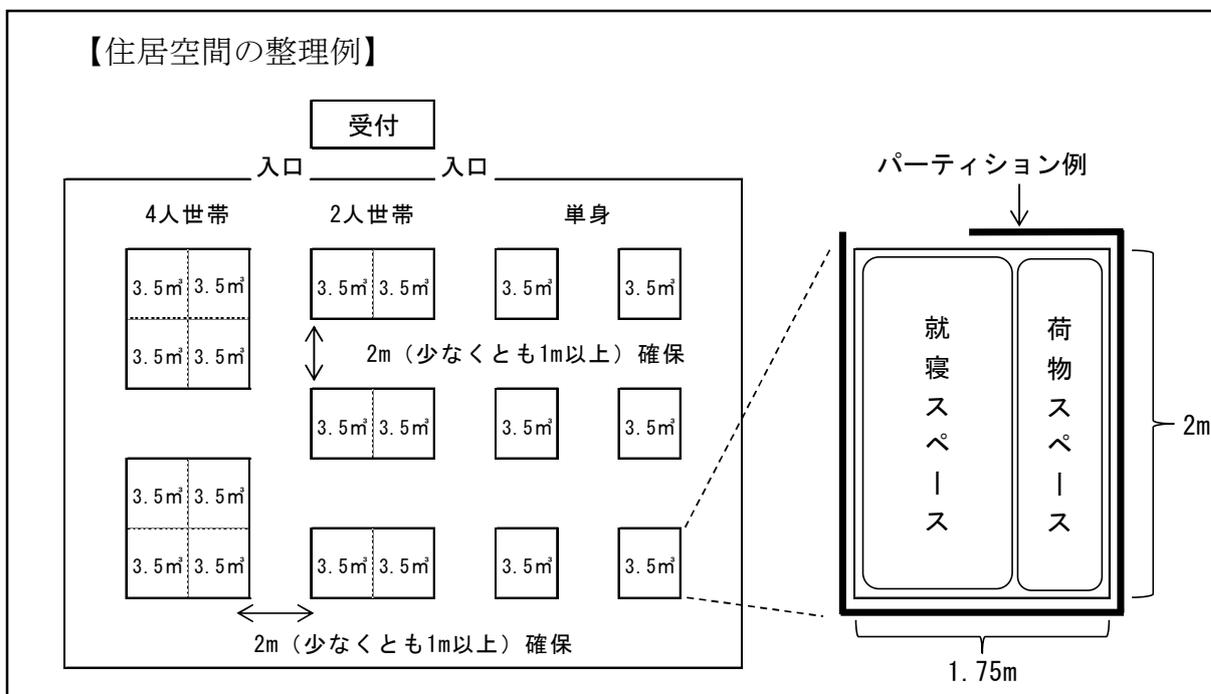
居室内の通路は、各世帯の区画の一边が必ず面するような形で設定します。通路や世帯同士の区画境界は、敷物で区別する他に、可能であればビニールテープ等で分かりやすく表示します。

一度決まった居住空間の変更は容易ではないため、避難所の開設直後の区画整理は慎重に行います。平常時にどのように区画整理をするのか図面を作成することが必要です。

通路分の面積を別途確保（車いすでの通行を考慮し、1 m以上の幅を確保）し、1人あたり荷物スペースも含め最低3.5 m²（要配慮者については4 m²程度）を目標として居住空間を確保します。

感染症対策として、十分な換気に努めるとともに、避難者間の十分なスペース（各単身及び世帯の間隔はできるだけ2 m（少なくとも1 m以上））を確保し、パーティションでの仕切りを設けます。

また、配慮が必要な方へのスペースを確保することも必要です。



プライバシーを確保

避難所開設時から、室内テント、カーテン式間仕切りや段ボール間仕切りなどを用いて空間を確保します。空間の確保にあたっては、要配慮者、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、プライバシーの確保に配慮します。なお、様々な種類のパ

ーティションについて、設置の容易さや耐久性などを比較し、タイムラインに応じて活用します。

定期的な清掃の実施

感染症対策や衛生面の確保のため清掃を行います。

居室の再編

避難者の減少に伴って、居室の移動、居住グループの再編などを行います。その実施については、避難所運営本部会議で決定します。

また、居室の移動に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者に周知を図るとともに、決定から実行まで十分な期間をおきます。

また、学校が避難所となっている場合は、学校の教育活動の早期再開のため、避難者全員が協力します。

2 共有空間の管理

★避難所には居住空間の他に、避難者が共同で使用する様々な空間が必要となります。

[避難所運営本部室]

発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営本部とし、市町村職員や施設職員等と連絡を密にとりながら対応策を講じていきます。電話やパソコン機器の使用可能な場所を確保します。

[情報掲示板]

避難所内の人々に伝えるべき情報の貼り紙などを行います。より多くの避難者の目にふれるように、施設の入口付近に設置します。聴覚障害のある人への対応のためにも、伝達事項はできるだけ掲示します。また視覚障害のある人に対しては、掲示した情報の内容を別途伝達する配慮が必要です。

外国人に対しても、別途、やさしい日本語や多言語により情報伝達する配慮が必要です。

[受付]

避難所の入口近くに設けます。外来者へは用件を確認し、面会場所や居住空間等の立入禁止区域など避難所でのルールを簡単に説明します。

特に女性やこどもの安全確保の観点から、外部からの不審者の侵入を防ぐことが大切です。

[仮設電話]

NTTでは、災害時に避難所に特設公衆電話を設置します。

長電話や夜間の通話の自粛などルールを設定して、避難者に周知徹底します。

[食料・物資置場]

救援物資などを収納、管理するための場所が必要であり、直射日光が入らない冷暗所で、駐車場からの搬入が便利である施設可能な場所が最適です。特に食料の管理場所は食品ごとに整理整頓し、保存期限等を確認しやすくするほか、生鮮食料品等の保存のための冷蔵庫も可能な限り準備します。

[食料・物資の配給所]

食料や物資を配給するための場所を設置します。天候に左右されないためにも、屋根のある場所、もしくは屋外の場合にはテントを張って対応します。

[調理室]

調理室（給食室）などがある場合は、炊き出しなどのために利用できるか施設管理者と協議します。使用できない場合は、テントを設置する等して屋外に調理場を設置します。火気を扱う場合は、火の元には十分に注意を払うよう呼びかけを行います。

[医務室]

すべての避難所に救護所は設置されないため、施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができる場所を設置します。医務室がない場合は、巡回や応急の医療活動ができるようなスペースを確保します（気分がすぐれなくなった方の休憩場所としても使用します。）。

[感染症の疑いのある方の専用スペース]

発熱や咳等、感染症の疑いのある症状が出た方には、専用の個室を確保します。併せて、専用のトイレを確保するなど、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

[福祉スペース]

避難所に高齢者や障害のある人、妊産婦などの要配慮者がいる場合には、できる限り専用の居室を設けます。1階で出入口に近く、日当たりや換気が良く、医務室やトイレに近い部屋を選び、段ボールベッドやエアーマット等の簡易ベッドを設置し、床に断熱材を敷くなど、要配慮者に配慮した部屋にします。

通路は車いす利用者が通れるスペースを確保し、段差は解消します。また、要配慮者専用のトイレを確保します。

[授乳室・育児室]

乳幼児を伴って避難している場合、こどもの泣き声などで周囲に迷惑をかけないように気遣うなど、特に母親は大きなストレスを抱えがちです。落ち着いて授乳でき、乳幼児の危険となる障害物がないような場所を用意します。

授乳のための環境を整えるため、専用の部屋の確保もしくは室内テント等を用意します。

[更衣室]

プライバシーを保護することが困難な避難所生活においては、男女別に更衣のための空間を確保します。

専用の部屋の確保もしくは室内テント等を用意します。

[給水場]

設置場所は、水の運搬や漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋根のあるコンクリート部分とします。

[ペット飼育スペース]

鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、ペットを飼っていない避難者の居住空間からある程度離れた場所に飼育場を確保します。

なお、身体障害者補助犬は居室への同居が必要となりますので、あらかじめ適切なスペースを確保しておき、周囲の理解を得るようにしましょう。

[洗濯場・洗濯物乾し場]

生活用水が確保しやすい場所を選んで、共同の洗濯場を確保します。洗濯物乾し場は、日当たりの良い場所を選んで、共有場所と女性専用の場所を確保します。

また、コインランドリーとの巡回バスやランドリーカーを確保、クリーニングサービス提供のためクリーニング事業者と協議します。

[仮設トイレ]

屋外で安全に行ける場所に男女別のほか男女共用も設置します。設置場所は調理場や居住空間から距離をあげ、臭いなどの問題が起こらないよう注意し、高齢者や障害のある人等専用のバリアフリー対策をしたトイレを近くに設けます。

また、日没後の利用も考慮して、通路等に十分な明かりを用意することも必要です。

トイレの確保と管理については「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月改定内閣府）」や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（令和3年3月改定国土交通省）」を参考とします。

[風呂]

原則として屋外に設置します。場所については施設管理者と十分に協議します。

また、日没後の利用を考慮して、風呂への通路等に十分な明かりを用意することが必要です。

[ごみ置き場]

臭気や衛生の問題から、居住空間からある程度離れ、ごみ収集車が近づきやすい位置にごみ置き場を設置します。分別収集を徹底し、種類別に集積場を区分します。

[喫煙場所]

非喫煙者への配慮や火の元の管理という意味で、屋内は禁煙とします。居住空間からある程度離れた屋外に喫煙場所を設け、灰皿もしくは水を入れたバケツ等を設置します。

なお、もともと敷地内全面禁煙となっている学校が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とします。

[駐車場]

施設管理者と相談し、スペースを確保します。その際も緊急車両や救援物資運搬車両の乗り入れに支障がない場所に限定します。

なお、一時外出の際の駐車位置の確保は、他の避難者等とのトラブルにつながることから認めないようにします。

車中泊避難者の対応については以下の点に留意します。

- 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を発症するおそれがあることから、予防のためのチラシの配布や保健師等の巡回等により周知を行います（予防方法については58ページ「静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）対策」を参照）。



資料19

- 車中泊避難者の氏名や人数等を把握するため、車中泊避難者に避難者名簿の様式を配布、記入を依頼し名簿を作成します。



資料3

[遺体安置場所]

大規模災害では、一時的に遺体を安置する必要があります。遺体を収容した場所には遺体搬出後も避難者を入れないようにします。

[相談スペース]

個人のプライバシー等に配慮した相談スペース（個室）を設けます。

★避難者が減少し、スペースに余裕ができれば、避難所運営本部会議や施設管理者と協議して避難者の要望に応じて、次のような共有空間を設置します。

[食堂]

衛生面を考慮し、居住空間と食事をするための空間を分け、食事専用の空間を設置します。

[こども部屋・勉強部屋]

こどもの遊び場としての部屋及び中高生の勉強のため、専用の部屋の確保もしくはスペースを用意します。

また、各々の部屋を確保できない場合は、昼間はこども部屋として、夜間は勉強部屋として使用する等の時間による使用用途の変更を行います。

[休憩室]

消灯時間の制限をはずした比較的自由に使用できる多目的スペースを設けます。

避難所の生活ルール

多くの避難者が共同生活を送るため、避難者が互いにルールを守って心地よく生活を送っていくことが必要です。女性、子ども、若者、高齢者、障害のある人、外国人等の多様な主体の意見を踏まえルールづくりを行います。避難所運営本部で避難所の生活ルールを策定し、避難者に周知徹底を行います。

【生活時間】

起床時間：○時○分

消灯時間：○時○分

食事時間：朝食 ○時○分

昼食 ○時○分

夕食 ○時○分

避難所運営本部会議：○時○分

【生活空間の利用方法】

- ・居住空間は、基本的には屋内とし、室内をほぼ世帯単位で区画して使用します。
- ・居住空間は、ほこり防止や衛生環境の確保のため土足厳禁とし、脱いだ靴は各自がビニール袋等に入れ保管します。
- ・共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- ・来訪者の面会は共有空間や屋外とします。

【食事】

- ・食事の配給は、居住グループ単位で行います。

【清掃】

- ・世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行います。
- ・共通の通路などは居住グループ内で話し合い、協力して清掃します。
- ・トイレなど避難者全員で使用する共用部分については、活動班の指示に従って、全員が協力して清掃します。

【洗濯】

- ・洗濯は世帯や個人で行い、運営組織の活動としては行いません。
- ・洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識で使用し、独占してはいけません。
- ・男性立入禁止とした女子専用の物干し場を設置します。

【ごみ処理】

- ・世帯ごとに発生するごみは、それぞれの世帯の責任で、共有のごみ置き場に捨てます。

- ・ごみは、必ず分別して捨てます。

[プライバシーの確保]

- ・世帯の居住空間は、平常時の「家」同様、その世帯が占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにする必要があります。
- ・居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用します。

[携帯電話の使用]

- ・居住空間での携帯電話での通話は禁止します。通話は屋外や定められたスペースでのみ可能とします。
- ・居住空間ではマナーモードに設定し、他の避難者に迷惑にならないようにします。

[火災防止]

- ・屋内での喫煙は厳禁とします。喫煙は定められたスペースでのみ可能とします。
- ・屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを取り決め、責任者を決めて火の元の管理を行います。

[ペットの取扱い]

- ・ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理します。

[防犯]

- ・特に女性、子ども、高齢者、障害のある人等は、人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときは声を掛け合う、トイレに行くときは一人で歩かないなど注意することが必要です。

[健康管理]

- ・避難者は各自で健康管理を行い、体調不良等がある場合は、速やかに保健・衛生班に相談します。
- ・相談を受けた保健・衛生班は、「資料 2 3 避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用して健康状態を把握し、必要に応じて隔離予防策等を行います。

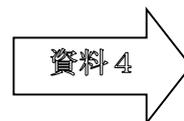
資料 2 3

[ソーシャルディスタンスの確保]

- ・感染症対策のため、避難者及び避難所運営スタッフ*は、人との距離をできるだけ 2 m（少なくとも 1 m 以上）空けます。

※避難所運営本部員や班員等、避難所運営に従事する者（以下、避難所運営スタッフという。）

★その他新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜避難所運営本部会議で検討を行います。



避難所の運営体系

1 避難所の運営主体

避難所の運営は避難者自身で

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は、避難者が自ら行う方がスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、自主防災組織等の地域住民による運営を基本とします。その際、他自治体や NPO 等の民間団体との連携も検討します。（段ボールベッド等の設営に関する体制の確保が困難な場合、民間事業者の協力を得ることがあります。）

また、学校施設においては、教職員の協力のもとに、早期に自主的運営ができるような体制作りをします。

市町村職員や施設職員、ボランティアは、避難者が一日でも早く元の生活に戻るができるよう、避難所運営のサポート役に徹します。

【避難者の得意分野を活かした自主的な避難所運営】

熊本地震の際、熊本県西原村のある避難所では、それぞれの職業に応じた役割分担（調理師を炊き出し担当にするなど）を行い、避難者自ら避難所の運営を行いました。

避難者それぞれが運営に携わることで、連帯感も生まれ、活気に満ちた避難所になったそうです。

各避難者の得意分野や職業（過去の職業も含む）を踏まえた役割分担を行い、自ら運営を行うことで、各避難者の避難生活内での生きがいとなり、円滑な避難所運営につながった事例です。

避難所運営本部を中心とした避難所運営

避難所の運営組織は、避難所運営本部と各活動班及び居住単位ごとの居住グループで構成します。

（1）避難所運営本部の構成

避難所運営本部は、本部長、副本部長、各活動班の班長、各居住グループのグループリーダーで構成します。

また、女性の割合 3 割以上を目標とするとともに、本部長、副本部長のうち、少なくとも 1 人を女性とし、本部のメンバーに女性を入れて女性の意見が十分反映されるよう考慮します。

（2）避難所運営本部の役割

避難所運営本部は、避難所を運営する最高決定機関として避難所生活の運営全般に関わります。

(3) 避難所運営本部の活動

避難所運営本部は、主に次のような活動を行います。

- ・ 避難所内のルールの決定、変更とその徹底
- ・ 避難者の要望、意見のとりまとめ
- ・ 市町村や関係機関との連絡

避難所運営のための活動班を設置

一部の特定の人に重い負担がかからないようにするため、各活動班を設置し、協力して避難所運営を行います。

ただし、避難所の規模や作業量によっては活動班を統合するなど、避難所に最適な状態を作ります。

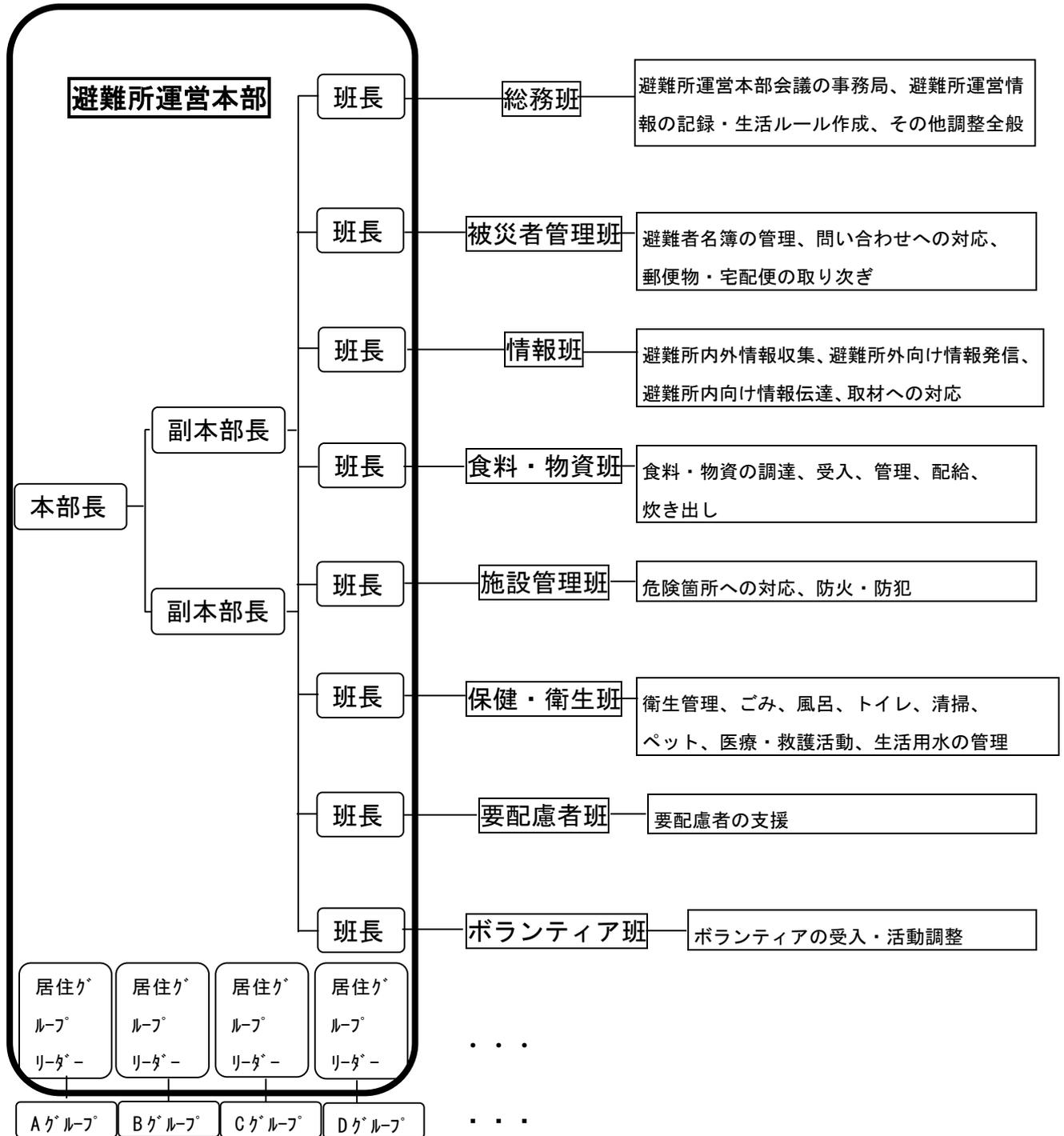
また、女性の意見が反映されるよう、各活動班の構成メンバーには可能な限り女性も選出します。

班長職の補助者の設置も大切

避難生活が長期化してくると、班長職に就いていた人が自宅や仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、班長職の補助者を作っておきます。

また、班長職の人が避難所を離れる場合、事務引継書を作成し、後任者に業務内容や注意点等を伝えます。

資料5



【避難所の運営体系】

2 避難所運営本部会議

定期的に避難所運営本部会議を開催

避難所生活を円滑に進めるために、定期的に避難所運営本部会議を開催します。

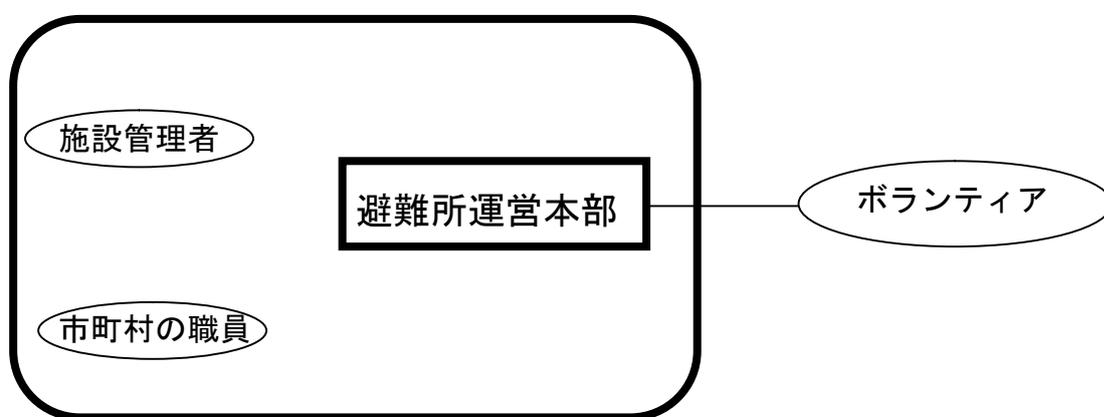
避難所運営本部会議の開催頻度

発災直後の会議の開催頻度は、1日2回、朝食前及び夕食後に開催します。朝の会議は、前夜以降の伝達事項を主にし、問題点についての協議は夕食後に行います。時間が経過し、避難所の状態が落ち着いている場合は、朝の会議は省略しても良いですが、特に連絡事項がない場合でも、最低1日1回は会議を開催し、各班で情報を共有し、連携した対応を行います。

避難所運営本部会議の参加者

この会議には、市町村職員や施設管理者も参加します。

また、ボランティアの中でも、避難所運営について一定の役割を担っている場合には、オブザーバーとして参加してもらいます。



【避難所運営本部会議】

《活動班》

避難所内で作業を行う活動班

避難所内で発生する様々な作業を行うために、次のとおり活動班を作ります。
避難者の職業（過去の職業を含む）、資格、特技等を考慮した班編制を行います。

- **総務班**：避難所運営本部会議の事務局、避難所運営情報の記録、生活ルール作成、その他調整全般
- **被災者管理班**：避難者名簿の管理、問い合わせへの対応、郵便物・宅配便の取り次ぎ
- **情報班**：避難所内外情報収集、避難所外向け情報発信、避難所内向け情報伝達、取材への対応
- **食料・物資班**：食料・物資の調達、受入れ、管理、配給、炊き出し
- **施設管理班**：危険箇所への対応、防火・防犯
- **保健・衛生班**：衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、ペット、医療・救護活動、生活用水の管理
- **要配慮者班**：要配慮者の支援
- **ボランティア班**：ボランティアの受入れ・活動調整

避難所の規模や作業量によって、これらの活動は統合することも可能です。

【男女共同参画の視点を考慮した班編制】

東日本大震災では避難所の役割分担を決める際、「女性だから」という理由で食事準備や清掃等を割り振られたところも見られました。

避難所での食事準備や清掃等については、普段の家事よりも重労働であり、体力を要することが考えられ、男性の割り振りも必要です。

班の振り分けの際は、片方の性に偏ることのないよう男女共同参画の視点からも検討することが重要です。

活動班の構成

各活動班には班長とその補助者を置き、さらに各居住グループから選出された数名の班員で構成します。

避難所内の仕事

総務班の仕事

1 避難所運営本部会議の事務局

事務局としての機能

会議の段取りや各種調整等、避難所運営本部会議の事務局としての機能を果たします。

市町村災害対策本部との調整

災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握・整理を行います。連絡調整事項については、避難所運営本部会議での決定を前提としますが、急を要する場合は、本部長や各活動班の班長と協議し、後で避難所運営本部会議に報告するなど臨機応変に対応します。

2 避難所運営情報の記録

避難所運営記録簿を作成

避難所内の情報を記録し、避難所での出来事を正しく残します。

記録する内容

次のような事項を記録します。

- ①日付（曜日）
- ②避難者数、新規入所者数、退所者数
- ③避難所運営本部会議での内容
- ④行政からの伝達事項
- ⑤避難所内の主な出来事

これらの他にも、被害の状況を示す写真や生活の様子を示す写真を残すようにします。

資料6

パソコンなどを活用

パソコンなど電子データでの記録も、後々の整理を考えると有効です。ただし、データ等の管理には十分に注意します。

3 生活ルール作成

避難所生活のルールを作成

避難所では多くの人々が共同生活を送るため、避難者が互いにルールを守って生活を送ることが必要です。女性、子ども、若者、高齢者、障害のある人、外国人等の多様な主体の意見を踏まえルールづくりを行います。避難所運営本部会議で避難所生活において必要となる基本的な避難所生活のルールを取りまとめ、出入口など見やすいところに掲示し、避難者にルールの周知を行います。

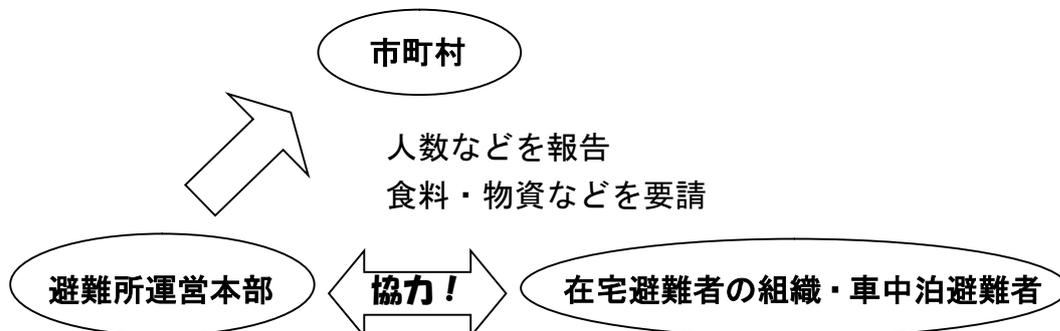
資料4

4 地域との連携

避難所は地域全体の拠点

在宅避難者と車中泊避難者の状況は避難所ごとに把握が必要です。

発災直後の混乱のなか、食料・物資は在宅避難者の分も一括して避難所へ送られてくると予想されます。その際、避難所は地域全体の供給拠点となり、避難所から市町村へ食料や物資の必要量を報告する際には、把握できた在宅避難者や車中泊避難者の分も併せて報告します。



在宅避難者も組織化を

避難所運営本部で、在宅避難者の詳細を把握することは困難です。

在宅避難者も、受け身の体制でなく、自分たちのことは自分たちで行うという意識を持ち、自主防災組織等の単位で組織化して食料・物資の配給を受けるなど、避難所運営に協力します。

在宅避難者のまとめ役としては、自主防災組織等の役員が適役です。

在宅避難者の組織と連携

避難所運営本部は、在宅避難者の組織（自主防災組織等）に対して、次のような情報の取りまとめを依頼します。

- ① 在宅避難者名簿の作成
- ② 食事の必要数

- ③ 必要な物資の種類と数
- ④ 在宅の要配慮者の情報と支援が必要か否か

また、市町村からのお知らせ等についても、在宅避難者の組織を通じて情報伝達を行います。

車中泊避難者の情報収集と情報提供

車中泊避難者に対して被災者管理班、情報班と連携の上、各種情報の収集と提供を行います。

連絡窓口の設置

避難所運営本部では、在宅避難者の組織のまとめ役と連絡をとる窓口担当者を決めておきます。

在宅・車中泊避難者の支援拠点の設置

支援拠点の設置場所としては、地域の公民館、自治会館、コンビニエンスストア等の屋外スペースの他、行政や商業、教育の拠点となっている場所があります。

また、車中泊避難のための大規模駐車場を確保します。

届出避難所の把握

地域住民が指定避難所以外で避難生活をすることも考慮し、「届出避難所」として平時から把握し、必要に応じてあらかじめ備蓄品を配布します。

5 その他

避難所内のアンケート調査

避難者に対して必要に応じてアンケート調査を行い、避難所の今後の見通しなどを検討する上での資料とします。

次のようなことを調査します。

- (1) 自宅の被災状況
- (2) 今後の住宅確保の見通し
- (3) 仮設住宅の応募状況 など

なお、避難者の情報の取扱いには、十分注意します。

避難所外での活動

避難所の運営組織は避難所の運営のみならず、地域全体で復旧・復興に向かっていくために、地域の自主防災組織等と連携しての地域活動も行います。

具体的には、次のようなものが挙げられます。

- (1) 単身の高齢者・障害のある人等の所在把握、介護の必要性調査、安否確認、情報伝達
- (2) 避難者の引越しの手伝い

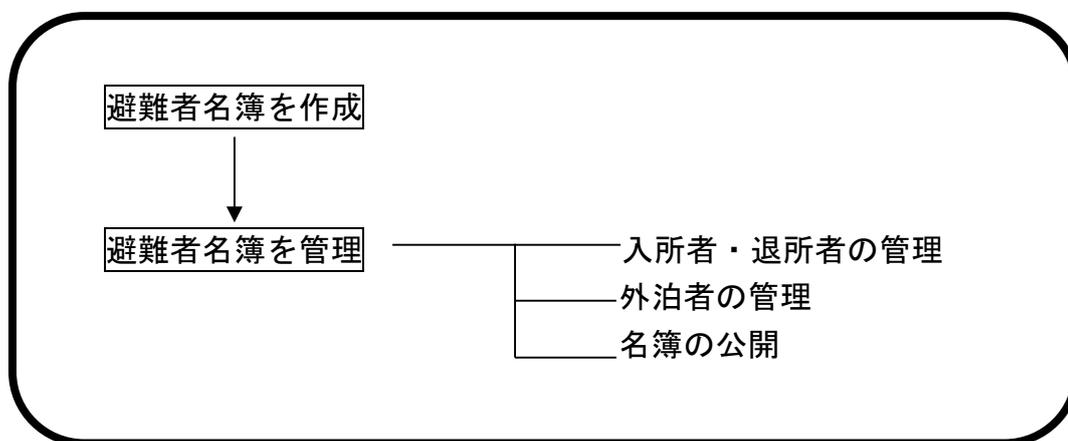
(3) 地域の復旧・復興計画の策定への参加

外国人への対応

外国人に対しては、災害時に県国際交流センター内に立ち上げられる多言語支援センターの電話通訳等の紹介を行います。

被災者管理班の仕事

1 避難者名簿の管理



(1) 避難者名簿の整理

避難者名簿は居住グループ別に整理しデータベース化

避難者名簿の作成は、安否確認や物資・食料の配給に利用するなど、避難所を運営するうえで最も重要な活動の一つであるため、できるだけ早期に迅速かつ正確に作成します。

整理方法は、避難者が記入した避難者名簿を、居住グループ別に整理します。その際インターネットに接続されていないパソコンなどに入力し、データベース化して管理すると効率よく活用できます。

ただし、作成した名簿の取扱いには責任者を決めて、施錠ができる場所で保管するなど十分に注意します。

また、在宅避難者や車中泊避難者の名簿についても作成を行います。

資料3

避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合があることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の取扱いには特に注意します。

避難所運営本部会議への報告

避難者の状況（現在人数、入所者人数、退所者人数）を整理し、避難所運営本部会議へ報告します。

平常時に避難予定者名簿を作成

事前に、自主防災組織等の単位で、避難予定者名簿を作成しておくによりスムーズな名簿管理が行えます。

(2) 入所者・退所者の管理

新入所者への対応

新たな入居者がある場合は、次のとおり管理します。

- (1) 名簿記入用紙に記入してもらい、名簿に加えます。
- (2) 「居住グループ」の考え方に留意しながら、居住空間の割り振りを行います。
- (3) 早く避難所の生活に慣れてもらうためにも、入所の際に通り返難所生活のルールを説明します。
- (4) 居住グループのグループリーダーは、居住グループ内の役割についての説明を行います。

退所者への対応

退所者については、当初記入した用紙に、退所日・退所後の連絡先（住所、電話番号）を記入してもらい、避難者名簿により管理します。

退所者の情報は、削除せずに、避難所の記録として残しておきます。

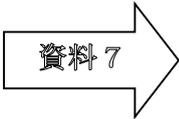
(3) 外泊者の管理

各居住グループのグループリーダーが管理

外泊者の管理は、物資や食料の配給などの関係上必要となるため、各居住グループのグループリーダーは、外泊届を受理し外泊者を把握します。

外泊届には、次のようなことを記入します。

- ① 氏名
- ② 居住グループ
- ③ 外泊先、外泊期間
- ④ 同行者
- ⑤ 緊急連絡先



資料7

(4) 避難者名簿の公開

避難者の同意を得て名簿を公開

被災直後は安否確認に対応するため、避難者の同意を得て避難者名簿を掲示・公

開します。掲示・公開する際は、世帯の代表者の住所（番地以降を省く）・氏名程度にとどめ、個人情報保護の観点から注意をはらいます。落ち着いてきた場合は、掲示をとりやめ、個別に対応します。

2 問い合わせへの対応

安否確認への対応

発災直後は、電話や来訪者による避難しているか等の安否確認の問い合わせが殺到することが予想されます。作成した避難者名簿により迅速に対応します。

なお、緊急の状況下においては、安否確認の問い合わせに回答することについての本人の同意は不要です。

また、避難者にNTT災害伝言ダイヤル171等の利用を促します。

避難者へは取り次がず伝言で

避難所にかかってくる電話は直接避難者へは取り次がないこととします。

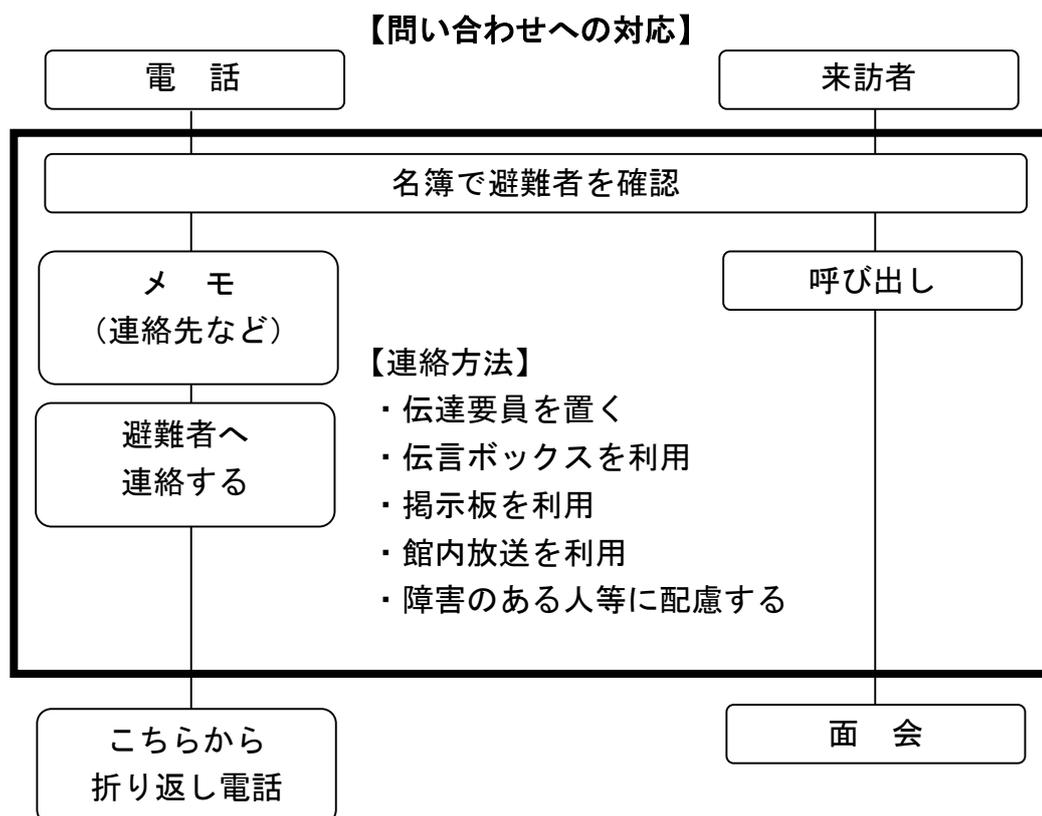
次のような方法で、避難者へ伝言します。

- ・ 伝達要員を置く
- ・ 伝言ボックスを利用（伝言ボックスは居住グループごとに設け、グループリーダーが受け取りにくる体制を構築する。）
- ・ 掲示板を利用
- ・ 館内放送を利用（この場合、時間的な配慮が必要です。）など

また、障害のある人等には、それぞれに対応した連絡方法で対応します。

来客がある場合の対応

避難所の居住者以外は、原則として居住空間には立ち入り禁止とします。面会場所として施設の入口近くに確保したり、施設的に余裕がある場合は、部屋を用意したりして対応します。



3 郵便物・宅配便の取り次ぎ

郵便局員・宅配便業者への対応

郵便物や宅配便が迅速・確実に受取人に届けられるよう、郵便局員、宅配便業者は、避難所内への立ち入りは可能とします。

ただし、防犯上の観点から、受付には一言声をかけてもらうようにします。

その他受け取りのシステムづくり

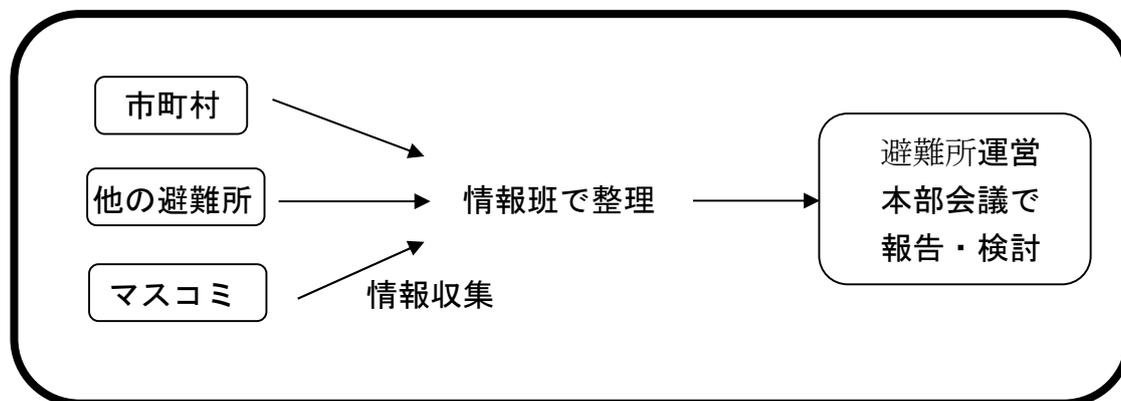
避難者の人数が多い場合は、郵便物は受付で一括して受け取り、呼び出し等を行い避難者に渡します。この場合は、必ず郵便物等受付簿を作成するなど、紛失には十分注意します。



資料8

情報班の仕事

1 避難所内外情報収集



(1) 情報収集手段を確保する

情報収集手段を確保する

テレビ、ラジオ、無線、衛星携帯電話等の情報収集手段を確保します。
各手段の確保は平常時から行き、操作できるように訓練を行っておきます。

電源を確保する

無線等情報機器のための電源や携帯電話・スマートフォンの充電手段を平常時の資機材整備の実施等により確保します。

(2) 行政からの情報収集

行政機関から必要な情報を得る

災害発生当初に、通信手段が絶たれた場合には、行政機関へ出向いたり、他の避難所と連絡をとるなど情報収集に努めます。

なお、災害発生時においては、情報も錯綜することから、デマなどの予防のため、当該避難所の担当となっている市町村職員からの情報を第一に取り入れます。

各種機関から情報を収集

各関係機関連絡先を一覧表にし、避難所運営本部に備えます。一覧表はできる限り事前に作成します。

必要な連絡先は次のようなものです。

- ①市町村災害対策本部
- ②警察・消防
- ③病院・医院
- ④ライフライン（電気・ガス・水道など）関連機関
- ⑤郵便局
- ⑥地元マスコミ（新聞社、ラジオ局、テレビ局）
- ⑦近隣の避難所
- ⑧自治会長
- ⑨民生委員・児童委員
- ⑩ボランティア受付本部
- ⑪避難所として使用する施設の管理者 など

（３）他の避難所との情報交換

地域内の避難所同士で情報を交換

生活用水として使用可能な井戸の情報や開店している商店などの情報、余った物資の情報など近隣の避難所と情報を交換します。

また、情報を交換することで地域の状況を把握することができます。

ただし、いつ・どこで・だれが発した情報かを的確に把握し、デマ等に十分に注意します。

（４）マスコミからの情報収集

各メディアの情報を活用

発災直後はあらゆる情報が不足します。避難者が手分けして、テレビ・ラジオ・新聞などから効率よく情報を収集します。

県のホームページ『防災わかやま』<http://www.pref.wakayama.lg.jp/bousai/index.html>では、災害・被害情報、道路規制情報、ライフライン情報など、災害時に必要な情報を入手することができます。

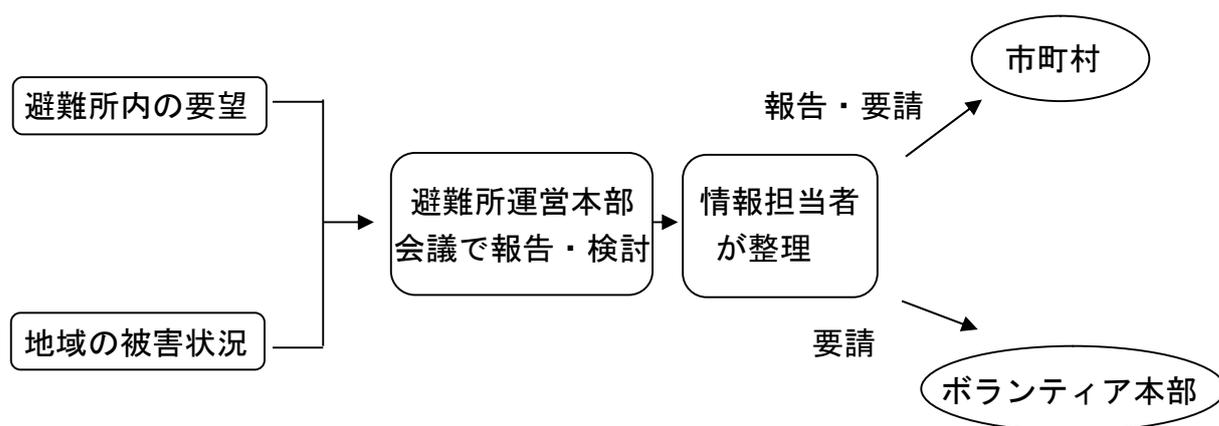
集まった情報を分かりやすく整理

集めた情報は、日時や発信源などを明記し、種類ごとに整理します。

集める情報は、次のようなものです。

- ①被害状況
- ②ライフラインの状況
- ③道路、鉄道など交通機関の状況
- ④生活関連情報（スーパーの開店情報等） など

2 避難所外向け情報発信



(1) 行政への情報発信

情報発信の窓口を一本化

発災直後は非常に情報が錯綜します。情報伝達を効率よく、信頼性を高めるためには、窓口を一本化します。情報担当者を設置することによって、市町村やボランティア本部とのやりとりがスムーズになります。

避難所状況の報告

発災直後は、市町村の要請に応じて定期的（2～3時間おき）に避難所状況報告書で市町村災害対策本部へ報告します。その際、地域の被害状況も併せて報告すると行政機関が被害状況を把握するうえで非常に役に立ちます。

行政へ報告する情報は次のようなものです。

- ① 避難者数
- ② 避難所の安全確認
- ③ ライフライン
- ④ 避難所運営本部の編成状況
- ⑤ 各班からの要望
- ⑥ 緊急を要する事項
- ⑦ 対処すべき事項
- ⑧ 外国人（国籍・人数など）の有無 など

資料9

食料・物資についての要請

市町村への食料・物資の依頼は、食料・物資班で食料・物資依頼伝票に取りまとめ、情報班が市町村に要請します。その際は、優先順位をつけておきます。

資料10

資料11

報告は書面で

情報の錯綜を防ぐためにも、できるだけ書面で報告します。

避難所に市町村の職員がいない場合は、巡回してきた市町村の職員等に報告します。

FAX、パソコンや携帯電話のメールなどで報告する場合は、市町村と発受信の確認方法についての取り決めをしておきます。

(2) 地域の情報拠点

避難所は地域の情報拠点

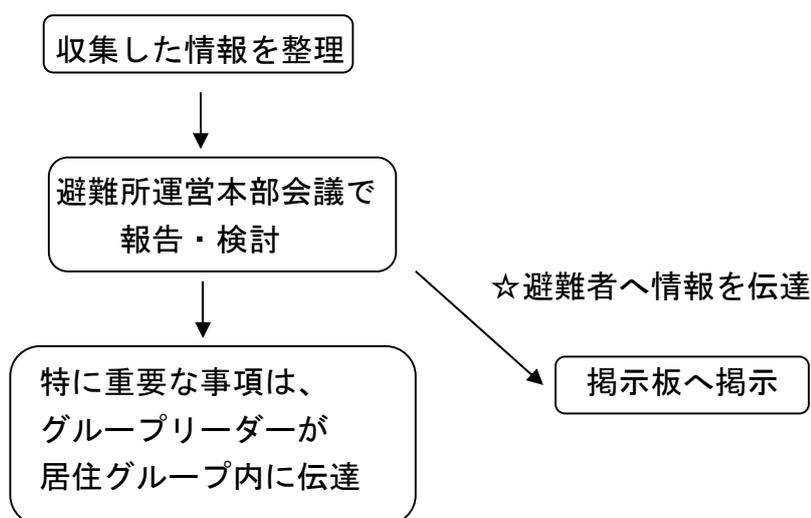
発災直後の混乱状況のなかでは、各種の情報は避難所を中心として伝達されることが予想されます。避難所外の地域で、在宅避難者の組織がある場合や車中泊避難者がいる場合は、そちらにも情報を伝達し、地域住民全体が情報を得られるようにします。

車中泊避難者への情報伝達については、夜間、就寝のために集まる車中泊避難者もいることから、夜間車両のワイパー部分にチラシ等を挟む方法も検討します。

掲示板を活用した情報伝達

避難所外の被災者が、正確な情報を得ることができるように、避難所の入口付近等に掲示板を設置します。掲示板は、情報が錯綜することを防ぐために、避難所内に掲示しているものと同じ情報を掲示します。

3 避難所内向け情報伝達



(1) 避難所内への情報伝達

避難所内での情報伝達は文字情報で

避難所内での情報伝達は、原則として文字情報（貼り紙など）を用います。

施設内の入口近くなど、避難者全員が目につきやすい位置に掲示板を設置します。

また、周知にあたっては、文字を大きくする、ふりがなを付ける等工夫するとともに、掲示とは別の手段による伝達が必要な避難者へは、個別の対応をするなどの配慮が必要です。

掲示板に掲載する情報は次のようなものです（内容別に区分して掲示します）。

- ① 避難所生活のルール
- ② 最新情報（今日入った情報）
- ③ 県・市町村からのお知らせ（り災証明書発行、被災者生活支援制度など）
- ④ 生活情報（風呂、給水車、ライフライン復旧状況など）
- ⑤ 復興情報（求人、復興資金など）
- ⑥ 使用施設関連情報（避難所となった施設に関する情報）
- ⑦ 避難所ニュース（かわら版）
- ⑧ その他（NTT災害ダイヤル171の登録方法など）

など

情報の伝達漏れを防ぐ

出入りの際必ず掲示板を見るように伝えるなど、情報の伝達漏れが起きないようにします。特に重要な情報については、避難所運営本部会議でグループリーダーに連絡し、グループリーダーが居住グループの各避難者に伝達します。

また、視覚や聴覚に障害のある人や外国人など情報が伝わりにくい要配慮者に対しては、それぞれに対応した伝達手段をとるなど配慮します。

掲示板に掲載する情報の管理

掲示板に掲載する情報には必ず掲載日時を記載し、いつの時点の情報であるかを明確にしておきます。

また、古い情報を削除するなど情報の整理や、はがした貼り紙も分類して保管しておきます。

掲示板への掲載は、情報班の管理のもとに実施し、無秩序な掲載を避けます。

放送設備の使用

放送設備がある場合には、発災直後や緊急の場合には、それを利用することも有効です。

ただし、放送は一過性のものにすぎず、居住環境の快適性を損なうこともあるので、発災直後や緊急の場合以外は、使用を控えます。

個人への情報伝達

避難個人あての伝言は、内容により P 3 0（「避難者へは取り次がず伝言で」）で示す方法で行います。

伝言の内容は個人あての情報ですので、その取扱いに十分に注意し、トラブルを防止します。

4 取材への対応

避難所運営本部会議で取材等への方針を決定

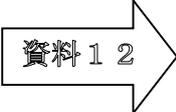
取材を受けるかどうか、取材者に対してどのような対応をするかについては、避難所会議で決定します。

また、取材及び調査に対しては、避難所の代表（運営本部長など）が対応するか専門のマスコミ担当者を配置します。

取材者への対応

避難所で取材・調査などを行う人には、必ず受付への立ち寄りを求め、氏名・所属・連絡先・取材目的などを記入してもらいます。

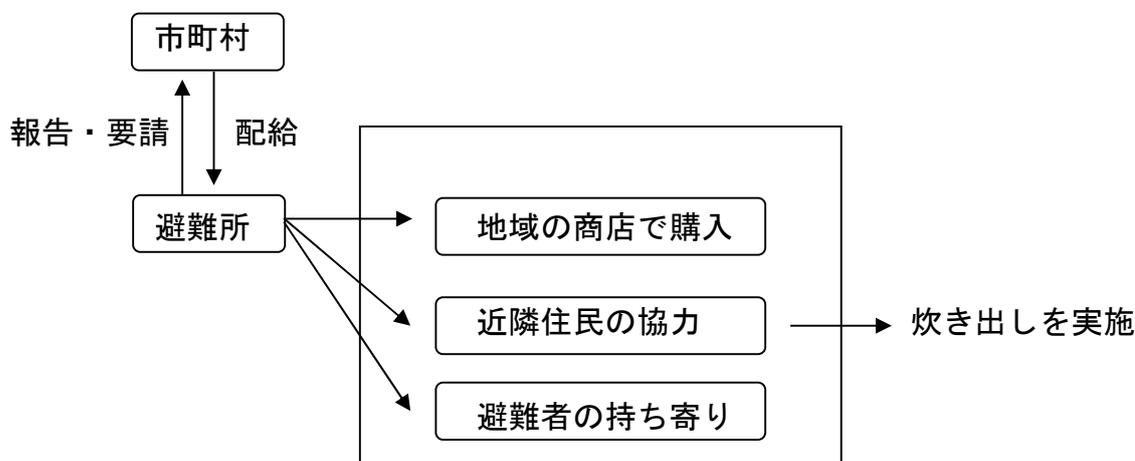
また、許可を受けた取材者と容易に判別できるよう腕章等を着用してもらいます。なお、避難者への取材には、情報班員が立ち会うこととします。



資料 1 2

食料・物資班の仕事

1 食料・物資の調達、受入、管理、配給



★配給が不足する場合や遅れる場合・・・

(1) 食料・物資の調達

食料・物資の調達

食料・物資の提供を受けるために、まず避難者数（在宅避難者や、車中泊避難者含む）を把握した上で、市町村に報告します。必要と思われる物資については、項目・数量をまとめて、情報班による連絡時に要請します。

資料10

なお、物資調達・輸送調整等支援システムの活用も検討します。

また、地域やボランティアによる炊き出しや飲食業共同組合による調理人の派遣、企業による弁当の提供やキッチンカーの派遣等について協定を結んでおく等、セントラルキッチン方式を含め、具体的な方法を事前に準備しておきます。提供メニューについては、農林水産省や学会、大学等の推奨メニューや、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安を参考にします。

なお、一般的に災害時の炊き出しは食品衛生法の営業許可の対象外です。

避難所としての対応策の検討

発災直後は、必ずしも避難者全員に行き渡るだけの食料・物資が届けられるとは限りません。配布基準や優先順位（こども、高齢者、障害者、女性等）を事前に決めておきます。なお、事前に決めた内容で対応が困難な場合は、避難所運営本部会議で対策を協議します。

自主的な物資の調達

発災直後の混乱の中、道路の寸断等による孤立化により、食料・物資が届かないことも想定されます。その際は、自宅で生活している人に協力を仰いだり、自分た

ちで活動できる場合には、買い出しに行ったりしながら調達します。

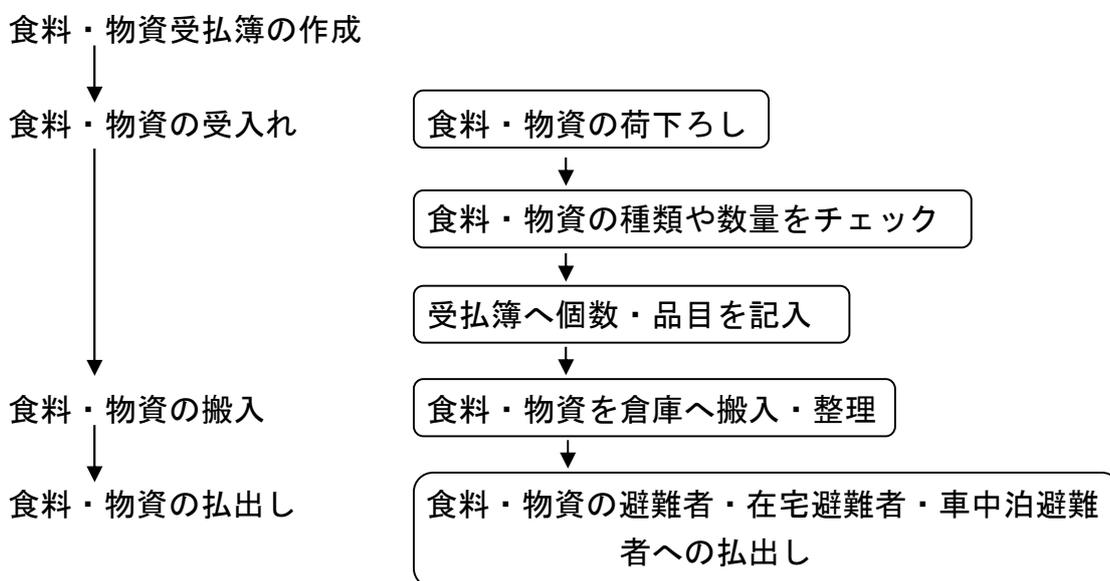
事前の対策としては、食物アレルギー対応食も含め、食料や物資を各避難所に備蓄しておきます。

避難者のニーズに対応

避難所生活が落ち着いてきたら、避難者のニーズに対応するため、食料や物資に関する要望をとりまとめ、市町村に要請します。

また、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、アレルギーや食事制限のある人などのニーズには、特に配慮します。

(2) 食料・物資の受入れ・払出し



食料・物資受払簿を作成して管理

食料・物資の受入れや払出しをする際に、個数を記入する受払簿を品目別に作成します。

受払簿には、受払の日時や送付元・払出先、受払時の担当者名も記入します。

資料 11

荷下ろし専用スペースを設ける

車両の乗り入れがしやすい場所で、荷下ろしが可能な専用スペースを設けます。

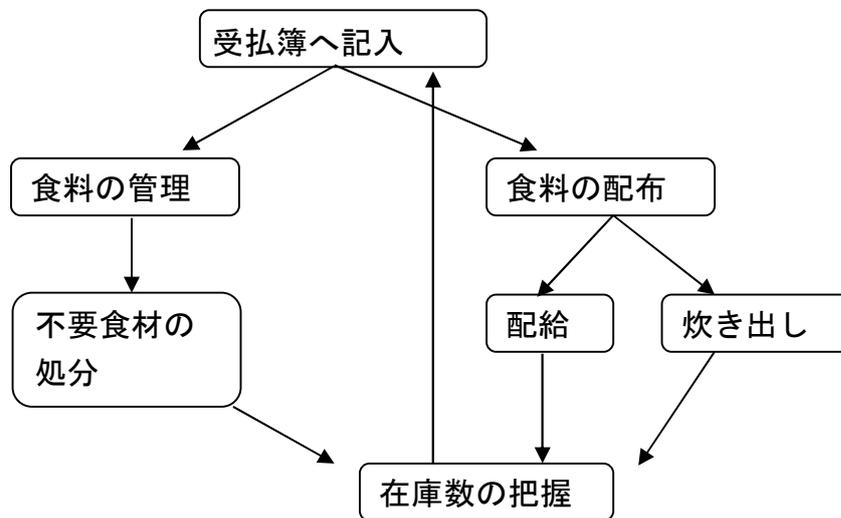
また、雨天時の作業も考慮し、屋根のある場所に設定します。専用スペースでは倉庫へ保管する際のおおまかな区別を行います。

食料・物資の受入れには大量の人員が必要

トラックからの荷下ろし、倉庫への搬送、物資の分別は非常に重労働です。災害ボランティアセンターなどにボランティアの派遣を要請することも有効です。

特に発災直後は、昼夜を問わず24時間対応することもあるため、当番制で対応します。

(3) 食料の管理・配給



食料の種類と在庫数を常に把握

受払簿により在庫数の管理を行います。

食料の保管には細心の注意を

入庫する際に、消費期限や賞味期限を確認し、段ボール箱の見える位置に記入しておきます。保管は、低温かつ清潔な場所で、直射日光や暖房を避けます。

なお、食料は消費期限と賞味期限には十分注意を払い、なるべく避難者のもとに届くようにします。

古くなった食料は処分

消費期限が過ぎた弁当などの食料は配給せず、すべて廃棄します。廃棄の際は、食料が余っているなどの誤解が生じないように適切に処分します。

在宅避難者や車中泊避難者に対する食料の配給

在宅避難者や車中泊避難者に対しても避難所や支援拠点にて食料の配給を行います。

配給については、情報班や市町村を通じて在宅避難者や車中泊避難者に周知します。

要配慮者に対しては、在宅避難者の組織等と協力の上、食料の配送を検討します。

発災直後は備蓄食料を活用

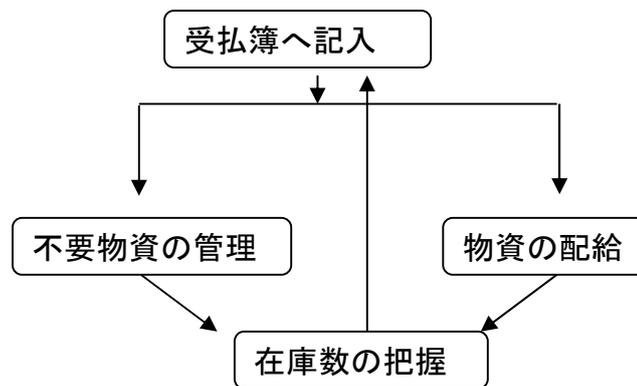
発災直後は、市町村や県の備蓄食糧を有効に活用し、全員に配布することを心がけます。

必要数が確保できない場合の対応

発災直後は、避難者数に対応した食料が届かない場合もあります。事前に検討していた優先度合いに従って配布できない場合は、避難所運営本部会議で対策を協議し、配布する基準や子どもや高齢者、障害のある人等を優先するなどの優先順位を決めて対応します。

また、居住グループ単位で配布し、グループに配分を委ねることも有効です。

(4) 物資の管理・配給



物資の種類と在庫数を常に把握

受払簿により在庫数の管理を行います。

物資の分類方法

物資は次の3つに分類することができます。

- ① 全員に平等に配給するもの（衣類、毛布など）
- ② 必要な人が取りに来るもの（おむつ、生理用品など）
- ③ 全員が共同で使用するもの（トイレトペーパー、ウェットティッシュなど）

また、物資の用途に応じて次のような分類も考えられます。

- ① 衛生用品（おむつ、生理用品、トイレトペーパー、石けん、シャンプーなど）
- ② 衣類（下着など）
- ③ 食事用品（お箸、皿など）

物資の配給の考え方

全員が同じように必要とする物資は、平等に配給するのが原則です。しかし、不足する場合には、高齢者や障害のある人、子どもなどを優先して配給するなど配慮します。

配給基準は、事前に決定しておき、避難者の理解を得るようにします。なお、事前に検討していた基準に従って配布できない場合は、避難所運営本部会議で対策を協議し、配布する基準や子どもや高齢者、障害のある人等を優先するなどの優先順位を決めて対応します。

物資の配給方法

物資の配給は、居住グループごとに行います。

なお、全員に行き渡らない場合は、グループリーダーの調整により配布します。

ただし、物資が十分に行き渡る量になった場合や一部の人に必要な物資（おむつ・生理用品など）は、各自が取りに来る方式も有効です。

また、女性用下着や生理用品などの配布の際は、窓口には必ず女性を配置することが必要です。

在宅避難者や車中泊避難者に対する物資の配給

在宅避難者や車中泊避難者に対しても避難所や支援拠点にて物資の配給を行います。

配給については、情報班や市町村を通じて在宅避難者や車中泊避難者に周知します。

要配慮者に対しては、在宅避難者の組織等と協力の上、物資の配送を検討します。

不用物資の取扱い

大量の不用物資がある場合は、その取扱いを市町村に委ねます。市町村の調整・指示のもとで、近隣の避難所に渡すなど有効に活用します。

2 炊き出し

炊き出しに必要な道具を調達

市町村から食料が届くまでの間やこころの安息を得るなどの目的で炊き出しが行われることがあります。

炊き出しに必要な道具は次のようなものです。

- ①薪、プロパンガス・コンロなどの調理用熱源
- ②なべ、フライパン、炊飯器などの調理器具
- ③包丁、まな板、おたま、菜箸などの調理用具
- ④皿、深皿、割り箸、スプーンなどの食器（衛生状態が確保できない状況では、使い捨てが望ましい）

炊き出しの人員を確保

炊き出しは多大な労力を要します。できるだけ避難者全員に呼びかけて、一部の人に負担が集中しないように配慮します。

また、人手が足りない場合は、飲食業組合との協定による調理人の派遣、企業による弁当の提供やキッチンカーの派遣を市町村に要請します。

炊き出しを行う際の注意点

炊き出しは、必ず避難所運営本部の了解を得たうえで実施します。炊き出しの実施、管理に際しては、避難者の中から調理師・栄養士などの有資格者を募り、事故のないよう気を配ります。

炊き出しの注意点は次のとおりです（貼り紙で注意を徹底します。）。

- （１）調理は衛生的な場所で行うこと
- （２）従事者はエプロン、マスク、帽子、手袋等を着用するなどして衛生管理に十分注意すること
- （３）加熱調理を原則とし、生ものは避けること
- （４）肉、魚などの鮮度管理
- （５）できる限り配食時間に近い時間から作り始めること

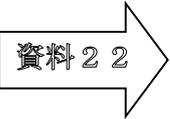
食物アレルギー対象食料を含む場合は明示する

小麦、そば、卵、乳、落花生、えび、かに、くるみの有無については重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が少量でも含まれている場合は、含まれている食物アレルギー対象食料を配膳場所に掲示するなど、避難者が分かるようにします。

また、食事の配膳時に食物アレルギーの有無について声掛けを行い確認するようにします。

避難者自身による食物アレルギーを起こす対象食料の伝達

食物アレルギーがある避難者の誤食事故防止に向けた工夫として、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート、または食物アレルギー防災カード等を活用することも有効です。



資料 2 2

施設管理班の仕事

1 危険箇所への対応

危険箇所への立ち入りの制限

被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定などにより危険と判定された箇所や危険と判断した場所については、立ち入り禁止の設定をします。貼り紙やロープを用いて対処します。

市町村や施設管理者へ補修を依頼

危険箇所については、直ちに市町村や施設管理者に補修などの対応を要請します。その際は、危険度や必要度に応じて、優先順位をつけて要請します。

2 防火・防犯

火気の取扱いを制限

集団生活においては火災の危険性も増大します。基本的に室内は火気厳禁・禁煙とします。ストーブなど生活に必要な火気使用については、火元責任者を定め、必ず消火器や消火バケツを備えてから使用します。

避難所内や避難所周辺の防犯対策

災害後には、被災地の治安が悪化することも懸念されます。避難所内では当直体制をとるなど24時間対応します。

また、性的犯罪や窃盗等の発生も懸念されるため、警察官の立ち寄りを依頼し、避難所周辺地域を巡回するなど、避難所を含めた地域全体の防犯対策を実施します。

女性、子ども、高齢者、障害のある人等への犯罪に対する対策

被害を受けやすい女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対しては、防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけを行うとともに、人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときは声を掛け合う、トイレに行くときには一人で歩かないなど注意喚起をすることが必要です。

また、女性、子ども、高齢者、障害のある人等から危険箇所や必要な対策について意見を聞き、環境改善を行います。

避難所内への出入りを制限

防犯の観点から、避難者以外の者の居住空間への立ち入りを制限します。また、入口付近に受付を設けて担当者を配置します。

飲酒・喫煙への対応

避難所内での飲酒は、原則禁止とします。

また、喫煙は定められた場所でのみ可能としますが、もともと敷地内全面禁煙としている学校が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とします。

喫煙場所には、灰皿、水を入れたバケツを用意し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身が責任をもって行います。

避難者間のトラブルへの対応

心身共にダメージを受けた避難者が、同一施設内で長期間生活を送ることとなるため、避難者間でのトラブル等の発生が懸念されます。地域住民や警察と連携し、トラブルの未然防止や解消に努めます。

保健・衛生班の仕事

1 衛生管理

手洗い・咳エチケットの徹底

手洗い用の消毒液を調達し、避難者及び避難所運営スタッフに対し、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を促します。

施設内の消毒の実施

施設内の必要箇所（特に調理スペース等）の消毒を実施します。

土足禁止の徹底

土足禁止の張り紙をするなどして、土足禁止を徹底します。

食品の衛生管理の徹底

衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用するよう促します。使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用したり、個人の名前を書いてその人が再利用したり、工夫を凝らして対応するよう促します。

集団生活であるため風邪などの感染症に注意

風邪などの予防のため、定期的に手を洗ったり、うがいをしたり、換気するなど、避難者自身で十分に予防対策を講じます。

また、口腔清掃不良は感染源となる細菌の増殖につながるため、食事の後には歯磨きやブクブクうがいを行います。

なお、マスクやうがい薬など予防のために必要なものは、適宜市町村に要望します。

2 ごみ

避難所敷地内にごみ集積場を設置

ごみの集積場は、次のような場所に設置します。

- (1) ごみ収集車が出入り可能な場所
- (2) 衛生に注意を払わなければならない箇所（調整場所等）から離れた場所
- (3) 居住空間からある程度離れ、臭気などが避けられる場所
- (4) 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

ごみを分別収集し、集積場を清潔に保つ

ごみ袋は居住グループを単位に配布し、分別収集を徹底します。

炊き出しなど共同作業で出るごみは、作業の担当者がまとめてごみ集積場に捨てます。

ごみ集積場は、避難者全員の力で清潔に保つよう努めます。

3 風呂

入浴施設使用上の注意

入浴については、衛生面に配慮することとし、感染症等に注意します。

《仮設風呂・シャワーの設置がない場合》

もらい湯を奨励

仮設風呂・シャワーが設置されていない場合で可能であれば、知人や親戚宅で入浴させてもらいます。

地域内の公衆浴場などを利用

地域内の公衆浴場などの開店状況を把握し、避難者に利用を呼びかけるとともに、入浴施設と避難所の送迎のためのマイクロバス等を確保します。

また、市町村やボランティアなどによる入浴ツアーが開催される場合には、必要に応じて参加者を募ります。

《避難所内に仮設風呂・シャワーの設置》

男女別に利用時間を設定し居住グループ単位で利用

入浴施設を50人に1つとし、避難所開設時から仮設入浴場等を設置します。

①希望者が多い時期には・・・

- ・男女別に利用時間を設定し、居住グループ単位を基本に利用。
- ・利用時間を1人15～20分程度に制限し、風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行します。
- ・入浴順については、乳幼児を持つ母親からとするなどの配慮をします。

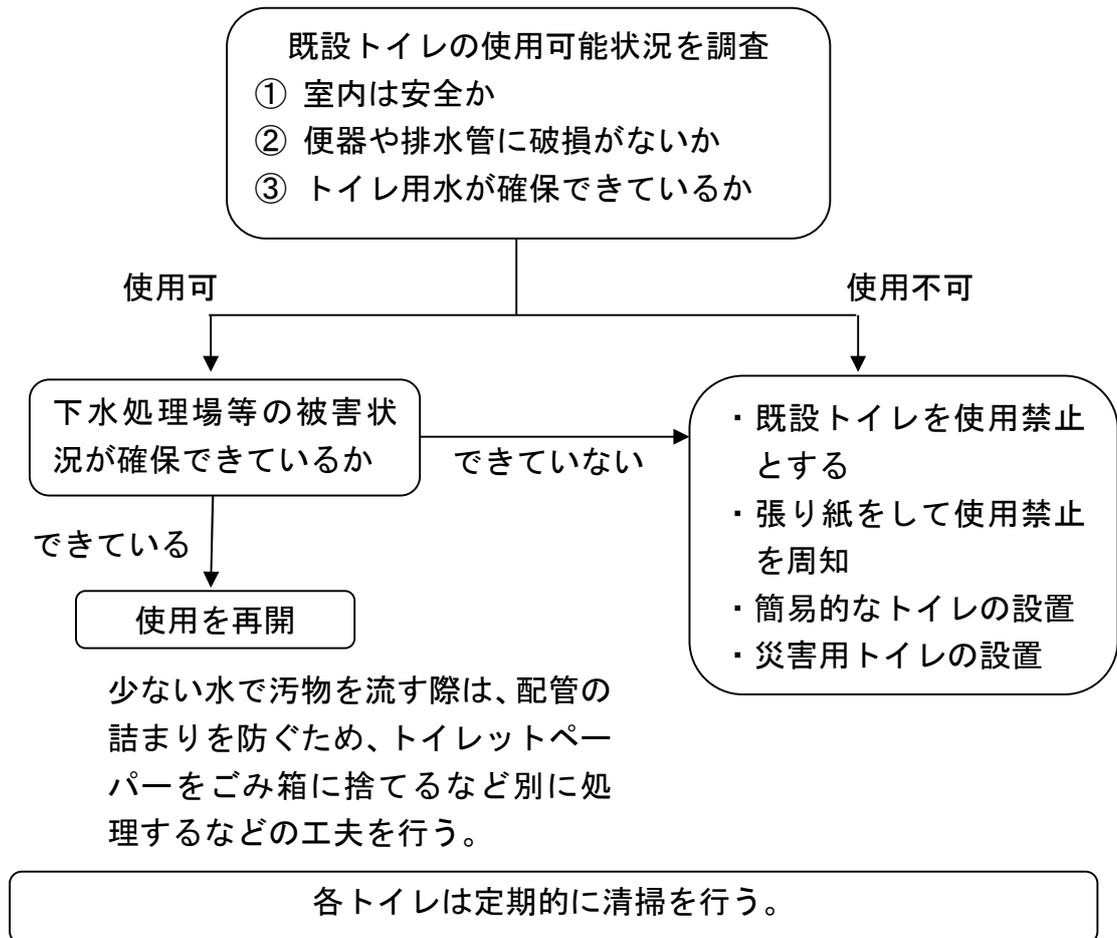
②希望者がある程度落ち着いてきたら・・・

- ・利用時間を区切った一覧表を作成し、希望者の自己申告を受け付けます。
- ・利用時間は状況に応じて30分程度に延長します。

入浴施設の清掃

共同で使う入浴施設の清掃は、居住グループ単位など当番を決めて交代で行います。

4 トイレ



トイレの確保個数の目安

- ① 災害発生当初は、避難者約 50 名あたり 1 基
- ② その後、避難が長期化する場合には、約 20 名あたり 1 基
- ③ 女性用と男性用の割合は 3 : 1
- ④ トイレの平均的な使用回数は、1 日 5 回

既設トイレの使用可能状況を調査

既設トイレの使用可能状況を調査します。①トイレの室内の安全が確保できない場合、②便器や排水管が破損している場合、③トイレ用水が確保できない場合は既設トイレの使用を禁止します（判断が困難な場合も禁止とします。）。

また、既設トイレに被害がなくても、下水処理場等の被害状況が確保できるまでは、既設トイレの使用を禁止します。

既設トイレを使用不可とする際は、貼り紙をして使用禁止を避難者に知らせ、災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ）を使用します。

※十分なトイレ用水が確保できず、少ない水で汚物を流す際は、配管の詰まりを防ぐため、トイレットペーパーをごみ箱に捨てるなど別に処理するなどの工夫を行います。

災害用トイレを設置

トイレが使用不可の場合や避難者数に対して不足する場合は、災害用トイレの設置を市町村に要請します（平常時より確保方法を検討しておくことが重要です。）。

その際女性等のニーズを把握して要請個数を調整します。

また、高齢者や障害のある人等のため、バリアフリー対策をした専用のトイレを近くに設け、トイレまでの動線を確保するなどの配慮をします。

災害用トイレを設置する際は、次のことに注意します。

- (1) し尿を収集運搬するバキュームカーの出入り可能な場所に設置する。
- (2) 避難者が利用しやすい場所に設置する。
- (3) 可能な限り、夜間照明があるところに設置する。
- (4) 安全な場所に男女別のほか男女共用も設置する。
- (5) 清掃用の水を確保しやすい場所に設置する。

平時の対応

簡易トイレなどの備蓄、トイレカー、トイレトレーラーの確保、マンホールトイレの整備を検討します。

簡易的なトイレを自分たちで作る

発災直後で、トイレが使用不可の場合は、簡易的なトイレを作ることもやむを得ないと思われますので応急的に対応します。

簡易的なトイレの作成方法には次のようなものがあります。

- (1) 汚水マンホールの蓋を開けて、足場をつくり、周囲を囲む。
- (2) 校庭や空き地に穴を掘り、ビニールシートや空き灯油缶やバケツを埋めて便槽代わりにし、板などで囲いをする。

トイレの衛生管理

トイレが不衛生であると不快な思いをする被災者が増え、その上、トイレの使用をためらうことによって、排泄を我慢することが、水分や食料摂取を控えることに繋がり、被災者によっては栄養状態や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の健康被害を引き起こすおそれが生じるため、継続的な清掃等により衛生管理を十分に行う必要があります。

トイレの清潔な使用方法について貼り紙など呼びかけます。

トイレの入口には手洗い用の消毒液を設置し、換気を十分に行います。

トイレの清掃手順（P51）に基づき清掃及び消毒を行います。

清掃及び消毒は、全員が協力のうえ当番制で行い、皆が常に清潔に保つことを心がけて使用し、消毒剤や殺虫剤を散布することで害虫の発生を防ぎます。

衛生面に配慮した継続的な清掃及び消毒（1日に数回）を行うために、平時より必要な備品の準備に努めます。

準備する備品の例 (◎：優先的に準備するもの ○：準備することが望ましいもの)

区分	準備品
必需品	◎トイレトペーパー (ビニール包装が望ましい) ◎生理用品 ◎ペーパー分別ボックス/サニタリーボックス (段ボール製の場合は、床面からの水を防ぐための防護策が必要)
衛生	◎手洗い用水・石鹼 (手洗い水がある場合) ◎ウェットティッシュ (手洗い水がない場合) ◎手指消毒用アルコール ○ペーパータオル (手洗い用)
清掃の際着用するもの	◎ゴム手袋 (使い捨て) ◎マスク (使い捨て) ○トイレ清掃用の作業着
清掃用具 (容器に中身と使用箇所を標記)	◎掃除用水 (清掃用と消毒用) ◎トイレ清掃専用のバケツ (消毒水用、モップ洗浄用) ◎消毒水作成用の塩素系漂白剤 (キッチン用で可) ◎ビニール袋 (ごみ袋用、清掃用具持ち運び用) ◎トイレ清掃用ほうき・ちりとり ◎トイレ清掃用雑巾 (多用途に使用するため複数用意) ◎ブラシ (床用、便器用) ○トイレ用洗剤 (災害用トイレには中性洗剤) ○ペーパータオル (清掃用)
トイレ関連用品等	◎トイレ専用の履物 (室内のトイレに限る) ◎トイレの使用ルールを掲示 ◎手洗い・消毒の方法を掲示 ○消臭剤 ○消毒マット (室内との下足履きの境界) ○汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤 ○トイレ用防虫剤

【トイレの清掃手順】

- ① マスクと使い捨てゴム手袋を着用する
- ② トイレのドアを開け風通しを良くする。
- ③ ほうきで床をはく
- ④ 汚物の入ったごみ袋を交換する。
- ⑤ バケツの水で消毒薬（トイレハイター、ドメスト、サンポール等）を規定量で希釈する。
- ⑥ ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル（床）等の順で、消毒液を薄めた布等を浸し、しっかりしぼってからふく。
- ⑦ 複数のトイレの清掃を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- ⑧ 便器の内側は、消毒薬（ハイター等の原液）をかけ、2～3分こすらずに水で流す（汚れには、トイレタワシ等を用いる）
- ⑨ 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する。
- ⑩ 清掃が終わったら、手洗いをする。

消毒薬の使う際の注意点

- 1 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系を決して混ぜて使用しないこと
- 2 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

（「みんなのトイレみんなできれいに気持ちよく」（宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク）より）

5 清掃

《共有部分の清掃》

居住グループを単位に当番制を作り交代で清掃

トイレ、入浴施設その他の共有部分については、居住グループを単位とした当番制度を作り、交代で清掃を実施します。

このような場合には、当番に参加できる人とそうでない人が生じる場合があります。掃除当番以外の様々な仕事と組み合わせながら、不公平が生じないようにします。

感染症対策として、物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃し、消毒するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。

また、ボランティアとの連携や清掃専門業者の活用についても検討を行います。

《居室部分の清掃》

時間を決めて清掃を実施

各居室で毎日1回の清掃時間を設け、換気と、寝具を整えるなどの清掃を行うよう促します。その際には、曜日に応じて時間を変えるなどして、一部の人が常に清掃に参加できない事態を避けるような工夫をします。

感染症対策として、物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃し、消毒するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。

【消毒液の調整】

下記方法で消毒液を調整し、汚染が起こりやすい場所である手指が触るところ（扉の取っ手、水道の蛇口等）、糞便で汚染したところ（トイレの便座、フタ等）、嘔吐物で汚れたところの消毒を行います。

消毒液（次亜塩素酸ナトリウム液）の調整

1 作り方

市販の家庭用塩素系漂白剤（キッチンハイターなど（塩素濃度約6%））を「水500ml に対しペットボトルキャップ2杯（約10ml）」の割合（1,000ppm以上の塩素濃度）で希釈して作成します。

2 注意点等

- (1) 消毒液はゴム手袋で取り扱い、皮膚又は衣類についたら、すぐに流水で洗いましょう。
- (2) こどもが誤って消毒液を飲まないように、こどもの手の届かない場所に保管しましょう。
- (3) 次亜塩素酸ナトリウム液は、遮光せずに保存すると殺菌力が低下します。原液、希釈液とも日光のあたらない場所で保管し、できるだけこまめに作成します。
- (4) 下痢や嘔吐物は、マスクやゴム手袋を着用してペーパータオル等で拭き取ってビニール袋に入れて封をして廃棄します。

6 ペット

敷地内にペットスペースを設定

ペットを飼っている方も避難所に避難ができるよう、資料13を参考に避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、ペットを飼っていない避難者の居住空間からある程度離れた場所に飼育スペースを確保します。

ただし、ペットの飼育スペースに余裕がある場合は、飼い主がペット飼育スペースに寝泊まりすることを検討したり、人の居住スペースに余裕がある場合は飼い主とペットと一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討します。

なお、身体障害者補助犬は居室への同居が必要となりますので、あらかじめ適切なスペースを確保しておき、周囲の理解を得るようにしましょう。



資料13

ペットの管理は飼い主が実施

ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。

また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成します。

- (1) 飼育者の住所、氏名及び連絡先
- (2) 避難所への入所日および退所日
- (3) ペットの名前
- (4) 動物の特徴

(性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など)

他の支援団体等への要請

県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、市町村を経由して支援を要請することを検討します。

7 医療・救護活動

救護所の設置・開設

災害時には、全ての避難所に救護所が設置されるとは限りません。市町村があらかじめ設定した地域の拠点となる避難所や地域の被災状況などを勘案して、救護所が開設されます。

救護所や医療機関等の情報を把握

避難所に救護所が設置されない場合には、地域内の医療機関の開設状況や、近隣の避難所での救護所開設状況について把握します。

また、避難所に医療関係者などの巡回がある場合、その予定日時を把握し、情報掲示板などで周知します。

避難所内に医務室を設け対応

発災直後は、地域の病院や診療所なども機能停止していることが考えられるため、避難所内に医師や看護師が巡回や応急の際に医療活動を行う医務室を開設します。医務室で対応できない場合は、近隣の救護所や医療機関に移送します。

また、避難者の中に医師や看護師がいる場合には協力を要請します。

感染症の疑いのある方の専用スペース

発熱や咳等、感染症の疑いのある症状が出た方には、専用の個室を確保します。併せて、専用のトイレを確保するなど、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

医薬品や衛生材料を確保

発災直後は、施設にある衛生材料や、避難者が持参したもので対応します。（ガーゼ、包帯、マスク、消毒剤、体温計等）

その後は、避難所で必要となる衛生材料の種類・数量をとりまとめ、市町村に要望します。消毒剤は混ぜ合わせると危険な場合もあることから、使用用途（手指用、施設清掃用など）ごとに、要望する銘柄を統一します。

また、平常時から避難所となる施設に、必要最低限、衛生材料の備蓄に努めます。

特に、感染症対策として、マスク、消毒液に加え、室内テント、パーティション、簡易トイレ、簡易ベッド、手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等の備蓄に努めます。

医薬品については、副作用のおそれもあることから、安易に交付せず、薬剤師等に相談します。特に医療用医薬品は、必要とする本人が、救護所又は巡回中の医師から災害処方箋の交付を受け、救護所に併設される調剤所又はモバイルファーマシー（薬局機能を搭載した災害対策医薬品供給車両）などで、薬剤師に調剤してもらいます。

(参考) 和歌山県と一般社団法人和歌山県薬剤師会は災害協定を締結しており、市町村ごとに別途協定を締結することなく、下記内容を薬剤師会所属の薬剤師に協力依頼できる体制をとっています。

- ・ 救護所（調剤所）やモバイルファーマシーなどでの調剤及び服薬指導
- ・ 避難所における、被災者の健康管理支援（セルフメディケーション推進等）
- ・ 避難所の衛生管理、防疫対策に関する助言、協力
- ・ 医薬品や衛生材料の仕分け及び管理

避難所内の疾病者を把握

避難者のうち、持病のある人など医療を必要とする人について、プライバシーに配慮しながら、次のようなことについて情報をまとめます。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 性別
- (4) 病名
- (5) 通常使用している薬
- (6) 通常のかかりつけの医師

情報はアンケート方式や個別相談により収集し、必要に応じて救護所や巡回中の医療関係者と共有します。

また、新たな体調不良者が発生していないか常に見回りするとともに、体調不良と思われる避難者がいる場合は、避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）による健康状態の確認を促します。

なお、避難所運営スタッフに体調不良者が出た場合は、避難所運営業務を休止させるとともに、避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）による健康状態の確認を促します。

資料 2 3

感染症対策としての健康状態の把握と対応

受付係と連携し、避難者受入時に、「資料 2 3 避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用し、避難者の健康状態を把握します。

資料 2 3

避難者及び避難所運営スタッフが各自で日々健康状態を確認できるよう、避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙を避難所内に掲示又は配付します。

資料 2 4

避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）の結果により、避難者及び避難所運営スタッフに感染症の疑いがある場合は、「資料 2 5 避難所における隔離予防策」を参考として可能な限りの隔離予防策を行うとともに、速やかに保健所に報告します。

資料 2 5

避難所生活が困難な人への対応

避難所内に寝たきりの高齢者などの要配慮者がいる場合は、本人の希望を聞いて、

要配慮者班と連携し、要配慮者の入所介護や療養の必要性に応じて、社会福祉施設への緊急入所や医療機関への緊急入院について、情報班を通じて市町村へ手配を要請します。

相談スペースの設置

個人のプライバシー等に配慮して、避難者が相談できるようなスペースを早期に設けます。

同性の相談員でないと相談しにくい悩みもあることから、できるだけ男女双方の相談員を配置します。

また、県・市町村に各種相談窓口があることを避難者へ周知します。

慢性疾患の中には、治療の継続が欠かせない病気があります。

慢性腎不全、糖尿病、高血圧、喘息、てんかん、統合失調症等の慢性疾患の方に治療を継続するよう呼びかけます。

【「てんかん」について】

東日本大震災の際には、周囲に「てんかん」だと知られるのを恐れて避難所に行けずに孤立する人や避難所に行っても病気のことを告げることができず、薬がなくなって発作が悪化する人もいました。

「てんかん」は抗てんかん薬を服用し、疲労やストレスなどを溜めないように生活することで、発作を抑えることができますとされています。

避難所では公益社団法人日本てんかん協会等が設置する相談窓口の周知を行い、患者に対して、継続治療の必要性と服薬を中止しないよう呼びかけることが必要です。

また、てんかん発作に出会った際は、落ち着いて普通の表情で「だいじょうぶ」などと静かに声を掛けて冷静に対処してください（ほとんどの「てんかん」は短時間でおさまります）。

こころのケア対策

心的外傷後ストレス障害（PTSD）や急性ストレス障害といった「こころのケア」対策を市町村に要請します。

静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）対策

被災者が静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）にならないよう、定期的に避難所内で簡単な体操を行うことやグラウンドを歩くことなどを推奨し、その発生を予防します。予防のため、弾性ストッキングを配布や立ち上がりやすく活動を促す簡易ベッドを確保することも効果的です。

また、車中泊避難者に対しては巡回やチラシの配布等を通じて予防を呼びかけます。

資料19

●静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の症状

初期症状はふとももから下の脚に発赤、腫脹、痛み等の症状が出現します。こ

のような症状が発生したら急いで医療機関を受診する必要があります。

●静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防対策

- ① 長時間同じ（特に車内等での窮屈な）姿勢でいることは避ける。
- ② 歩くなど、足を動かす運動を行う。
- ③ 適度な水分を取る。

●特に以下の方は注意が必要

- ①高齢者、②下肢静脈瘤、③下肢の手術、④骨折等のけが、⑤悪性腫瘍（がん）、⑥過去に深部静脈血栓症、心筋梗塞、脳梗塞等を起こしたことがある、⑦肥満、⑧経口避妊薬（ピル）を使用、⑨妊娠中または出産直後、⑩生活習慣病（糖尿病、高血圧、高脂血症等）がある等

（「深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（厚生労働省）より）

生活不活発病対策

避難所での生活で生活不活発病を起こさないよう、自分でできることは自分でするように促したり、「動く」ことの呼びかけ等を行います。



資料20

運営者のこころのケア対策

応急対策にあたる市町村職員や自主防災組織等の避難所運営者においては、心身共に過酷な状況にあるため「燃え尽き症候群」と呼ばれる症状が現れることがあります。よって、運営者の心のケア対策にも留意することが必要です。

遺体への対応

やむを得ず避難所に、一時的に遺体を受け入れる場合は、避難者と部屋を別にするなど配慮します。

また、遺体を受け入れた場合は、必ず市町村職員の派遣を要請します。

死亡者については、次のことについて記録しておきます。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 搬送者の氏名
- (6) 搬送時刻
- (7) 遺体のあった場所
- (8) 遺族の連絡先

など

8 水の管理

水の確保

災害時に水を確保することは非常に労力を要するため、避難者全員で協力して行います。

使用する水は用途に応じて区別

避難所内で使用する水は、次のように分類します。

飲用水 ——— (1) 飲食

生活用水 ——— (2) 手洗い、洗顔、食器洗い用
 (3) 入浴、洗濯用
 (4) トイレ、清掃用

飲食用の水の確保

飲食用の水は、原則として避難者が持参したものや市町村の備蓄、給水車によるものを使用します。

また、災害用の浄水装置等でろ過した水も飲食用に利用することができます。

手洗い・洗顔・食器洗い用の水の確保

給水車からの水や浄水装置でろ過した水を使用すること基本とします。水の保管は、蓋付きのポリバケツなどを使用し清潔に保ちます。

手洗い・洗顔・食器洗いで使用した水は、トイレ用水として再利用します。

入浴、洗濯用の水の確保

ろ過水、井戸や湧き水など比較的清浄な水を利用します。

トイレ、清掃用の水の確保

井戸、湧き水、プール、河川などの水を用いることを原則とします。

トイレの前に貯水用の大型ポリバケツなどを置き、バケツリレーなどで確保します。

近隣井戸の確認

災害時には、入浴や洗濯等に利用する生活用水が不足することが予想されるため、避難所近隣で、災害時に活用できる井戸をあらかじめ確認しておきます

市町村は、災害井戸の登録制度導入により民間所有の井戸の活用を図ります

また、近隣に井戸が無い場合、市町村等による井戸の整備の検討を行います。

	飲用水	生活用水		
	飲食用	手洗い・洗顔 食器洗い・ 歯磨き用	入浴・洗濯用	トイレ・清掃 用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
給水車の水	◎	◎	△	△
ろ過水 ※1	◎	◎	○	○
井戸・湧き水	× ※2	× ※2	○	◎
プール・河川の水	×	×	×	◎

備考

◎：最適な使用方法

○：使用可能

△：やむを得ない場合のみ使用可能

×：使用不可能

※1

飲料水を造る浄水装置を使用した場合に限りです。

※2

普段、飲食用に使っている井戸水でも、地震等により水質が変化する可能性がありますので、飲食用の利用は控えます。

要配慮者班の仕事

要配慮者の支援

要配慮者の避難状況を把握

自主防災組織等が作成した要配慮者台帳や市町村が作成する避難行動要支援者名簿等と避難者名簿とを照合し、確認できない場合は、市町村や在宅避難者組織と連携して、所在を確認します。

避難所における要配慮者名簿の作成とニーズの把握

要配慮者は、支援を要する内容が一人ひとり異なります。それぞれの状況やニーズを把握するために、避難所における要配慮者名簿を作成します。

被災者管理班と連携し、避難者名簿から要配慮者を抽出し、要配慮者ニーズ調査表によりニーズを把握して要配慮者名簿を作成します。

個別相談等により新たに要配慮者を把握した場合も名簿を更新します。

避難者名簿、要配慮者ニーズ調査表、要配慮者名簿には、個人情報が含まれるため、慎重に取り扱い、適正な情報管理を図ります。

また、避難所で対応できないニーズについては、情報班を通じて、必要な支援を市町村に報告し、対応を要請します。



要配慮者用の相談窓口を設置

要配慮者からの相談に対応する相談窓口を設置します。

また、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置するなど配慮します。聴覚に障害のある人に対しては、手話ボランティア等の協力を仰ぎます。

外国人に対しては、災害時に県国際交流センター内に立ち上げられる多言語支援センターの電話通訳等の紹介を行います。

福祉スペースの設置・運営

要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所内に要配慮者のためのスペース（※）を設置するよう努めます。また、トイレに一人で行くことが難しい人に対しては支援をします。

スペースは、要配慮者の心身の状態を考慮し、医務室の近くなどに設置します。設置に際しては、バリアフリーを考慮し、一般の居住エリアと区別する仕切りを設けるなど、必要な環境を整えます。運営については、要配慮者のニーズに対応するため、保健師、看護師、介護ボラン

ティア等の派遣を市町村に要請し、協力して行います。また、おむつ等介助に必要な物資についても市町村に要請します。

※生活相談員等を配置しないなど、指定福祉避難所の基準等は満たしていない（指定福祉避難所や協定等による福祉避難所ではない）が要配慮者のために何らかの配慮がされているスペース

身近な福祉避難所の設置・運営

一般避難所の一部のスペースに、生活相談員（要配慮に対して生活支援・心のケア相談等を行う上で専門的な知識を有する者）を配置するなど指定福祉避難所の基準に適合する者は、当該スペースを指定福祉避難所として運営します。この場合、指定福祉避難所の機能があることを要配慮者に周知する観点からも、指定一般避難所と指定福祉避難所をそれぞれ指定して公示します。

避難所生活が困難な人への対応

保健・衛生班と連携し、要配慮者の入所介護や療養の必要性に応じて、社会福祉施設への緊急入所や医療機関への緊急入院について検討します。

市町村が拠点的な福祉避難所等を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、情報班を通じて市町村に受入を要請します。

ボランティア班の仕事

ボランティアの受入・活動調整

労力を要する部分はボランティアの支援を

避難所の運営は、あくまで避難者による自主運営が基本ですが、必要な作業の中で特に労力が必要な部分については、必要に応じてボランティアの支援を要請します。

専門ボランティアの要請

専門ボランティアが必要な場合は、市町村のボランティア窓口を通じて要請します。

※ 専門ボランティアとは、通信、通訳、手話・要約筆記、介護、医療救護など専門知識を必要とする活動に従事するボランティアです。

一般ボランティアの要請

一般ボランティアが必要な場合は、市町村社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターを通じて要請します。

※ 一般ボランティアとは、専門ボランティア以外のボランティア（清掃、物資の仕分け作業など）です。

直接来所したボランティアについて

避難所を直接訪れたボランティアについては、市町村が受入れの判断を行います（ボランティアを装い悪質な行為をする者もいることから、ボランティアの受入れは原則ボランティアセンターを通じて行います。）。

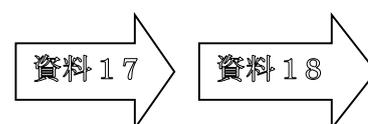
直接受け入れる場合は、ボランティア保険の加入について確認（加入していない場合は、社会福祉協議会にて加入）してから活動してもらいます。

ボランティアの活動を記録

ボランティア活動記録簿を作成し、ボランティアに必ず記入していただいてから活動してもらいます。ボランティア活動記録簿には次のような項目を設けます。

- ①ボランティアの氏名、性別、住所、電話番号
- ②活動内容
- ③活動時間

など



また、災害ボランティアセンターを通じて派遣されたボランティアについては、同センターにおいて活動記録簿と同内容の書類が作成される場合があるため、コピーを行うなどして活動内容を把握します。

ボランティアに活動してもらう内容

ボランティアにどの活動をしてもらうかは、所有している資格等の特性や活動期間などに応じて活動内容を避難所運営本部会議で協議し決定します。

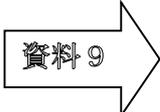
組織化されたボランティアの場合には、そのリーダーとの話し合いを行って決定します。ボランティアへの具体的な作業指示は、運営組織の各班で行います。

ボランティアの安全管理

ボランティアの安全面には十分に配慮し、長時間に及ぶ作業や危険な作業は行わせないようにします。

また、指示する活動内容（車両の運転等）について、ボランティア保険の適用があるのか確認をしましょう。

なお、ボランティアの活動状況について避難所状況報告書により市町村災害対策本部に報告します。



資料9

ボランティアの明示

ボランティアであることが一目で分かるように、災害ボランティアセンターで配布された名札を着用してもらいます。なお、直接ボランティアを受け入れる場合は名札や腕章を作成し着用してもらいます。

避難所の統廃合・撤収

方針の周知

ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保ができた段階で、避難所運営本部は施設管理者及び市町村と相談し、避難所の統廃合または撤収の方針を決めます。その方針をできるだけ早く避難者へ示すことによって、避難者に自立の目標を持ってもらいます。

避難所の統廃合

各避難所の過密状態が解消された後は、避難所の統廃合を進めます。学校、民間施設等を優先的に廃止し、最終的に学校以外の施設に集約します。避難生活が長期化した場合の対応として、二次避難所（ホテル・旅館・民泊施設等）への移動が考えられます。

なお、統廃合に当たっては、地域のコミュニティや避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮することが必要です。

避難者への移動の要請

統廃合・撤収により、避難者が他の避難所に移動する場合はボランティア等の協力を得ながら、移動や荷物の運搬等の支援を実施します。

在宅避難者や車中泊避難者の名簿の引継ぎ

避難所を解消する際に在宅避難者や車中泊避難者が残っている場合は市町村の災害対策本部に名簿台帳等を引継ぎます。

平常時から実施する業務

災害時に円滑な避難所の運営を行うため平常時から準備をしておくことが重要です。

避難所運営体制の確立

平常時より行政関係部局、自主防災組織等が集まる会議を実施し、運営方法や役割分担を決めるなどして顔の見える関係づくりを構築しておきます。

特に要配慮者対策、トイレ対策（生活水の確保対策含む）、物資の受入れ・管理体制、居住空間の配置図及び敷地内のペット専用のスペース（資料13参照）を事前に検討しておくことが重要です。

避難所の整備

指定避難所となる施設については、被災により使用できないことがないように、施設管理者により施設の耐震化と非構造部材（天井、照明器具、窓・ガラス等）の耐震対策を行っておきます。

非構造部材はチェックリストを用いて点検を行います。

資料21

また、バリアフリー化のほか、エレベーターなどへの点字シールの貼付や筆談用具の準備、多言語指さしボードや通訳・翻訳機器といった外国人とやりとりする手段の準備についてもできる限り実施しておきます。

避難所への備蓄や資機材の整備

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定内閣府）」や「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和6年12月改定内閣府）」等も参考に、備蓄や資機材の整備を進めるようにします。整備する際には、民間企業等との協定等も検討します。

なお、避難所開設時から使用できるよう、避難所や周辺の備蓄倉庫に備蓄・整備することが望ましいです。

（避難所運営に必要な物資等）

非常食、飲料水、育児用ミルク（粉ミルク又は乳児用液体ミルク）、使い捨て哺乳瓶、段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッド、毛布、布団等の寝具、簡易トイレ、仮設トイレ（快適トイレ）等の災害用トイレ、ダクトヒーター、紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、発電機、室内テント、パーティション、清掃用具、石鹼、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、炊き出し用具、仮設風呂の資機材、洗濯洗剤等の洗濯キット等

※段ボールベッドを民間企業等から調達する際は業界団体の推奨規格に留意する。

※水については、飲料水以外にも生活水の確保も必要です。近隣井戸の災害時利用や避難所への井戸整備等について検討を行います。

※この他、テレビやラジオ等も整備し、生活環境の改善対策を行うことが重要です。

(感染症対策として必要な物資等)

マスク、除菌用アルコールティッシュ、消毒液（モノに対する消毒・除菌剤として、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）、簡易トイレ、室内テント、パーティション、簡易ベッドに加え、手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等

なお、避難所資機材（消耗品除く）の購入や井戸整備等について、市町村はわかやま防災力パワーアップ補助金の活用が可能です。

長期の避難生活も想定し、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、備蓄や資機材をより一層充実させます。

必要な書式等の準備

施設の被害チェックシート、名簿等の様式、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防チラシ等の避難所運営に必要な様式を用意しておきます。

災害用トイレの確保方法の検討

既存トイレが使用できなくなる可能性があることから、災害用トイレ（携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ）の確保方法について検討を行っておきます。

検討については「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月改定内閣府）」や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（令和3年3月改定国土交通省）」を参考とします。

訓練の実施

マニュアルに沿った運営ができるよう関係者を集め、段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティションの設置訓練、炊き出し訓練も含めた避難所運営訓練を行います。訓練では、要配慮者への対応についても確認しておく必要があります。

また、避難所運営ゲーム（HUG）の実施により、図上で運営方針の確認を行うことも効果的です。

避難所運営リーダーの養成

避難所運営の中心人物となる自主防災組織の会長等は県や市町村が実施する避難所運営リーダー養成講座に参加し、避難所運営に関する手法を習得するようにします。

避難所の規模にもよりますが、交替等を踏まえて1避難所あたり少なくとも3名以上のリーダーを養成しておきます。なお、男女共同参画の観点から、女性リーダーの育成を促進します。

平時からの普及啓発

避難者へのきめ細かな支援、快適な避難所環境を推進するため、避難者自身による避難所運営の必要性、人権への配慮や男女共同参画の視点を持った避難所運営の重要性、段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッド、パーティションの有効性等を住

民に啓発することが重要です。

市町村避難所運営マニュアル作成モデル (小規模避難所版)

令和7年3月

和歌山県

「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」（小規模避難所版）について

マニュアル作成モデル（小規模避難所版）は、災害の規模が小さい場合や比較的少数の被災者が避難した場合に活用するために、必要な事項を記載しています。

マニュアル作成モデル（小規模避難所版）で対応できない場合は、マニュアル作成モデル（大規模避難所版）を活用してください。

○ 避難所の運営主体

避難者自らが行う方がスムーズに避難所運営ができるという過去の教訓から自主防災組織（町内会等）などが中心となり地域住民自らが避難所運営を行います。

○ 避難所における基本的事項

避難所開設時と開設前に事前にすべきことについて記載しています。

○ 避難所の空間配置

避難所の居住空間と共有空間の配置について記載しています。

○ 避難所の生活ルール

避難者同士が心地よく生活していくためのルールについて記載しています。

○ 避難所の統廃合・撤収

避難所の統廃合・撤収の際の周知など流れについて記載しています。

目次

避難所の運営主体	1
避難所における基本的事項	2
1 避難所の開設・点検	2
2 居住グループの編成	2
3 部屋（区画）割り	3
4 避難者名簿の作成	3
避難所の空間配置	5
1 居住空間の管理	5
2 共有空間の管理	7
避難所の生活ルール	11
避難所の統廃合・撤収	14
資料編	巻末

避難所の運営主体

避難所の運営は避難者自身で

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は、避難者が自ら行う方がスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、自主防災組織等の地域住民による運営を基本とします。その際、他自治体や NPO 等の民間団体との連携も検討します。（段ボールベッド等の設営に関する体制の確保が困難な場合、民間事業者の協力を得ることができます。）また、学校施設においては、教職員の協力のもとに、早期に自主的運営ができるような体制作りをします。

市町村職員や施設職員、ボランティアは、避難者が一日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所運営のサポート役に徹します。

避難所運営の中心人物を選出

大規模災害時は、市町村職員自身が被災したり、他の災害対応業務に従事することが考えられるため、市町村職員が避難所運営を行うことは困難になります。

避難所運営の中心となる人物については、自主防災組織等の役員など地域住民から選出することを基本とし事前に決めておきます。

また、その人物が事故にあうことも考慮して、代理の選出方法も検討しておきます。

なお、人物の選出にあたっては、女性等さまざまな避難者の意見が反映できるよう配慮します。

避難所運営の中心となる人物は次のような方です（長期的に就任できる方が望ましい）。

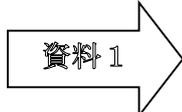
- ① 自主防災組織等の会長、副会長、防災委員
- ② 避難住民の意見で推薦された人 など

事前に決めた中心人物は県や市町村が実施する避難所運営リーダー養成講座等に参加し、避難所運営に関する手法を習得するようにします（1 避難所あたり少なくとも 3 名以上のリーダーを養成します。）。

中心人物の補助者の設置も大切

避難生活が長期化してくると、中心人物が自宅や仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、中心人物の補助者を作っておきます。

また、中心人物が避難所を離れる場合、事務引継書を作成し、後任者に業務内容や注意点等を伝えます。



資料 1

避難所における基本的事項

1 避難所の開設・点検

避難所の開設

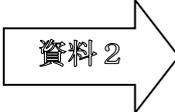
避難所は、市町村があらかじめ指定している避難施設で、災害発生時や長期の停電時等において開設し、避難してきた地域住民等が使用します。

自主防災組織等でもカギを保管

夜間や休日に、大規模な災害が発生した場合は、カギを所有する市町村職員や施設管理者の被災も懸念され、避難所の開設がスムーズに行われないことも想定されます。このような場合に備えて、自主防災組織（町内会等）の会長もカギを保管するようにします。

建物内への立ち入りには注意

建物内への立ち入りについては、倒壊等による二次災害の危険があるため、可能であれば、有資格者による被災建築物応急危険度判定を実施します。それができない場合は、施設管理者と避難者の代表が、目視による点検を行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使用します。



資料2

2 居住グループの編成

世帯を基本単位に居住グループを編成

1つの居住グループの構成人数は、40名程度が適当です。

居住グループ編成への配慮

世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住グループの中に編成します。その他にも、従前住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

3 部屋（区画）割り

施設の利用方法を明確に

避難所として指定された施設の全てを避難所として利用できるとは限りません。事前に施設管理者と協議し、利用する部分を明確にし、避難所のレイアウトを事前に作成しておきます。その際、プライバシーの確保や人権にも配慮する必要があります。また、避難所として利用する部分以外の施設（敷地）へは、避難者の立ち入りを禁止します。

避難者の居住空間を確保

避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。

特に、学校施設が避難所になっている場合は、体育館、特別教室などの利用が考えられますが、教育活動の再開を考慮しながら設定します。

また、校長室、事務室、職員室、保健室などは避難所運営上必要となるため、居住空間としては使用を控えます。

要配慮者を優先

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、難病の人等の要配慮者を優先して室内に避難させます。その際、和室や空調設備がある部屋などを一般の居住エリアと隔離した福祉スペースを設置し、要配慮者のニーズに応じて割り当てます。

別に市町村が拠点的な福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、移送します。

4 避難者名簿の作成

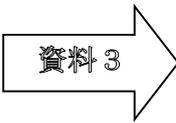
世帯ごとに記入

市町村は、避難者に記入してもらう様式をあらかじめ準備しておきます。

記入項目は、主に次のような項目です。

- ①氏名（ふりがな）
- ②性別
- ③年齢
- ④続柄（例：妻・息子・娘・父・母・・・）
- ⑤住所（小字・〇丁目程度）
- ⑥緊急時の連絡先（例：親戚、知人、担当民生委員・・・）
- ⑦避難者名簿の掲示・公開における同意の有無
- ⑧避難所内での居住場所（居住グループ）
- ⑨特に留意する事項

1) 持病については、病名の把握とともに、疾患に応じた医薬品や人工透析、



資料3

人工呼吸器など特別な対応の必要性

2) 障害については、障害の種別（視覚、聴覚、精神等）

その他必要と思われる事項は独自に付け加えます。

- 例：・介護保険の要介護認定者であれば、担当ケアマネージャーの連絡先など
・外国人であれば、国籍、言語、日本語能力（よくできる・すこしできる・できない）など

- 名簿等の個人情報の管理は責任者を決めて、鍵の施錠のできる場所に管理します。
- 避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合があることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の取扱いには特に注意します。
- 視覚障害や手の負傷等のため自分で記入できない方については、名簿管理者が聞き取った上で作成するようにします。
- 避難者受入時に、「資料8 避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用し、避難者の健康状態を把握します。

資料8

緊急を要する要望を同時に調査

病院・社会福祉施設などへの搬送希望など、緊急を要する要望については、名簿記入時に同時に調査を実施します。

避難所状況の報告

発災直後は、市町村の要請に応じて定期的（2～3時間おき）に避難所状況報告書で市町村災害対策本部へ報告します。その際、地域の被害状況も併せて報告すると行政機関が被害状況を把握するうえで非常に役に立ちます。

行政へ報告する情報は次のようなものです。

- ① 避難者数
- ② 避難所の安全確認
- ③ ライフライン
- ④ 避難所運営本部の編成状況
- ⑤ 各班からの要望
- ⑥ 緊急を要する事項
- ⑦ 対処すべき事項
- ⑧ 外国人（国籍・人数など）の有無 など

資料11

避難所の空間配置

1 居住空間の管理

居住空間の区画整理

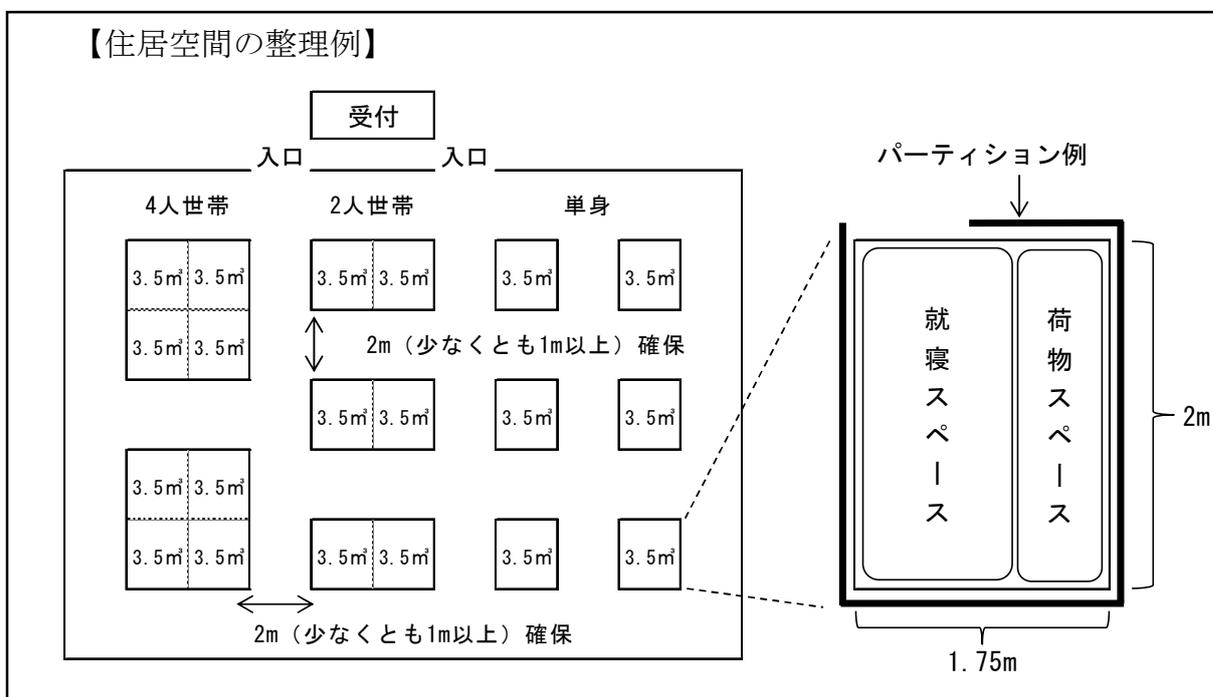
居室内の通路は、各世帯の区画の一边が必ず面するような形で設定します。通路や世帯同士の区画境界は、敷物で区別する他に、可能であればビニールテープ等で分かりやすく表示します。

一度決まった居住空間の変更は容易ではないため、避難所の開設直後の区画整理は慎重に行います。平常時にどのように区画整理をするのか図面を作成することが必要です。

通路分の面積を別途確保（車いすでの通行を考慮し、1 m以上の幅を確保）し、1人あたり荷物スペースも含め最低3.5 m²（要配慮者については4 m²程度）を目標として居住空間を確保します。

感染症対策として、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペース（各単身及び世帯の間隔はできるだけ2 m（少なくとも1 m以上））を確保し、パーティションでの仕切りを設けます。

また、配慮が必要な方へのスペースを確保することも必要です。



プライバシーを確保

避難所開設時から、室内テント、カーテン式間仕切りや段ボール間仕切りなどを用いて空間を確保します。空間の確保にあたっては、要配慮者、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、プライバシーの確保に配慮します。なお、様々な種類のパ

ーティションについて、設置の容易さや耐久性などを比較し、タイムラインに応じて活用します。

定期的な清掃の実施

感染症対策や衛生面の確保のため清掃を行います。

居室の再編

避難者の減少に伴って、居室の移動、居住グループの再編などを行います。その実施については、避難所運営本部会議で決定します。

また、居室の移動に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者に周知を図るとともに、決定から実行まで十分な期間をおきます。

また、学校が避難所となっている場合は、学校の教育活動の早期再開のため、避難者全員が協力します。

2 共有空間の管理

★避難所には居住空間の他に、避難者が共同で使用する様々な空間が必要となります。

[避難所運営本部室]

発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営本部とし、市町村職員や施設職員等と連絡を密にとりながら対応策を講じていきます。電話やパソコン機器の使用可能な場所を確保します。

[情報掲示板]

避難所内の人々に伝えるべき情報の貼り紙などを行います。より多くの避難者の目にふれるように、施設の入口付近に設置します。聴覚障害のある人への対応のためにも、伝達事項はできるだけ掲示します。また視覚障害のある人に対しては、掲示した情報の内容を別途伝達する配慮が必要です。

外国人に対しても、別途、やさしい日本語や多言語により情報伝達する配慮が必要です。

[受付]

避難所の入口近くに設けます。外来者へは用件を確認し、面会場所や居住空間等の立入禁止区域など避難所でのルールを簡単に説明します。

特に女性やこどもの安全確保の観点から、外部からの不審者の侵入を防ぐことが大切です。

[仮設電話]

N T Tでは、災害時に避難所に特設公衆電話を設置します。

長電話や夜間の通話の自粛などルールを設定して、避難者に周知徹底します。

[食料・物資置場]

救援物資などを収納、管理するための場所が必要であり、直射日光が入らない冷暗所で、駐車場からの搬入が便利である施設可能な場所が最適です。特に食料の管理場所は食品ごとに整理整頓し、保存期限等を確認しやすくするほか、生鮮食料品等の保存のための冷蔵庫も可能な限り準備します。

[食料・物資の配給所]

食料や物資を配給するための場所を設置します。天候に左右されないためにも、屋根のある場所、もしくは屋外の場合にはテントを張って対応します。

[調理室]

調理室（給食室）などがある場合は、炊き出しなどのために利用できるか施設管理者と協議します。使用できない場合は、テントを設置する等して屋外に調理場を設置します。火気を扱う場合は、火の元には十分に注意を払うよう呼びかけを行い

ます。

[医務室]

すべての避難所に救護所は設置されないため、施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができる場所を設置します。医務室がない場合は、巡回や応急の医療活動ができるようなスペースを確保します（気分がすぐれなくなった方の休憩場所としても使用します。）。

[感染症の疑いのある方の専用スペース]

発熱や咳等、感染症の疑いのある症状が出た方には、専用の個室を確保します。併せて、専用のトイレを確保するなど、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

[福祉スペース]

避難所に高齢者や障害のある人、妊産婦などの要配慮者がいる場合には、できる限り専用の居室を設けます。1階で出入口に近く、日当たりや換気が良く、医務室やトイレに近い部屋を選び、段ボールベッドやエアーマット等の簡易ベッドを設置し、床に断熱材を敷くなど、要配慮者に配慮した部屋にします。

通路は車いす利用者が通れるスペースを確保し、段差は解消します。要配慮者専用のトイレを確保します。

[授乳室・育児室]

乳幼児を伴って避難している場合、こどもの泣き声などで周囲に迷惑をかけないように気遣うなど、特に母親は大きなストレスを抱えがちです。落ち着いて授乳でき、乳幼児の危険となる障害物がないような場所を用意します。

授乳のための環境を整えるため、専用の部屋の確保もしくは室内テント等を用意します。

[更衣室]

プライバシーを保護することが困難な避難所生活においては、男女別に更衣のための空間を確保します。

専用の部屋の確保もしくは室内テント等を用意します。

[給水場]

設置場所は、水の運搬や漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋根のあるコンクリート部分とします。

[ペット飼育スペース]

鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、ペットを飼っていない避難者の居住空間からある程度離れた場所に飼育場を確保します。

なお、身体障害者補助犬は居室への同居が必要となりますので、あらかじめ適切なスペースを確保しておき、周囲の理解を得るようにしましょう。

[洗濯場・洗濯物乾し場]

生活用水が確保しやすい場所を選んで、共同の洗濯場を確保します。洗濯物乾し場は、日当たりの良い場所を選んで、共有場所と女性専用の場所を確保します。

また、コインランドリーとの巡回バスやランドリーカーを確保、クリーニングサービス提供のためクリーニング事業者と協議します。

[仮設トイレ]

屋外で安全に行ける場所に男女別のほか男女共用も設置します。設置場所は調理場や居住空間から距離をあげ、臭いなどの問題が起こらないよう注意し、高齢者や障害のある人等専用のバリアフリー対策をしたトイレを近くに設けます。

また、日没後の利用も考慮して、通路等に十分な明かりを用意することも必要です。

トイレの確保と管理については「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月改訂内閣府）」や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（令和3年3月改定国土交通省）」を参考とします。

[風呂]

原則として屋外に設置します。場所については施設管理者と十分に協議します。

また、日没後の利用を考慮して、風呂への通路等に十分な明かりを用意することが必要です。

[ごみ置き場]

臭気や衛生の問題から、居住空間からある程度離れ、ごみ収集車が近づきやすい位置にごみ置き場を設置します。分別収集を徹底し、種類別に集積場を区分します。

[喫煙場所]

非喫煙者への配慮や火の元の管理という意味で、屋内は禁煙とします。居住空間からある程度離れた屋外に喫煙場所を設け、灰皿もしくは水を入れたバケツ等を設置します。

なお、もともと敷地内全面禁煙となっている学校が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とします。

[駐車場]

施設管理者と相談し、スペースを確保します。その際も緊急車両や救援物資運搬車両の乗り入れに支障がない場所に限定します。

なお、一時外出の際の駐車位置の確保は、他の避難者等とのトラブルにつながることから認めないようにします。

車中泊避難者の対応については以下の点に留意します。

- 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を発症するおそれがあることから、予防のためのチラシの配布や保健師等の巡回等により周知を行います。

資料4

- 車中泊避難者の氏名や人数等を把握するため、車中泊避難者に避難者名簿の様式を配布、記入を依頼し名簿を作成します。

資料3

[遺体安置場所]

大規模災害では、一時的に遺体を安置する必要があります。遺体を収容した場所には遺体搬出後も避難者を入れないようにします。

[相談スペース]

個人のプライバシー等に配慮した相談スペース（個室）を設けます。

★避難者が減少し、スペースに余裕ができれば、避難所運営本部会議や施設管理者と協議して避難者の要望に応じて、次のような共有空間を設置します。

[食堂]

衛生面を考慮し、居住空間と食事をするための空間を分け、食事専用の空間を設置します。

[こども部屋・勉強部屋]

こどもの遊び場としての部屋及び中高生の勉強のため、専用の部屋の確保もしくはスペースを用意します。

また、各々の部屋を確保できない場合は、昼間はこども部屋として、夜間は勉強部屋として使用する等の時間による使用用途の変更を行います。

[休憩室]

消灯時間の制限をはずした比較的自由に使用できる多目的スペースを設けます。

避難所の生活ルール

多くの避難者が共同生活を送るため、避難者が互いにルールを守って心地よく生活を送っていくことが必要です。女性、こども、若者、高齢者、障害のある人、外国人等の多様な主体の意見を踏まえルールづくりを行います。避難所運営本部で避難所の生活ルールを策定し、避難者に周知徹底を行います。

【生活時間】

- 起床時間：○時○分
- 消灯時間：○時○分
- 食事時間：朝食 ○時○分
- 昼食 ○時○分
- 夕食 ○時○分
- 避難所運営本部会議：○時○分

【生活空間の利用方法】

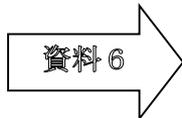
- ・居住空間は、基本的には屋内とし、室内をほぼ世帯単位で区画して使用します。
- ・居住空間は、ほこり防止や衛生環境の確保のため土足厳禁とし、脱いだ靴は各自がビニール袋等に入れ保管します。
- ・共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- ・来訪者の面会は共有空間や屋外とします。

【食事】

- ・食事の配給は、居住グループ単位で行います。
- ・小麦、そば、卵、乳、落花生、えび、かに、くるみの有無については重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が少量でも含まれている場合は、食物アレルギー対象食料を配膳場所に掲示するなど、避難者が分かるようにします。また、食事の配膳時に食物アレルギーの有無について声掛けを行い確認するようにします。
- ・食物アレルギーがある避難者の誤食事故防止に向けた工夫として、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート、または食物アレルギー防災カード等を活用することも有効です。

【清掃】

- ・世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行います。
- ・共通の通路などは居住グループ内で話し合い、協力して清掃します。
- ・トイレなど避難者全員で使用する共用部分については、活動班の指示に従って、全員が協力して清掃します。



資料6

【洗濯】

- ・洗濯は世帯や個人で行い、運営組織の活動としては行いません。

- ・洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識で使用し、独占してはいけません。
- ・男性立入禁止とした女子専用の物干し場を設置します。

[ごみ処理]

- ・世帯ごとに発生するごみは、それぞれの世帯の責任で、共有のごみ置き場に捨てます。
- ・ごみは、必ず分別して捨てます。

[プライバシーの確保]

- ・世帯の居住空間は、平常時の「家」同様、その世帯が占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにする必要があります。
- ・居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用します。

[携帯電話の使用]

- ・居住空間での携帯電話での通話は禁止します。通話は屋外や定められたスペースでのみ可能とします。
- ・居住空間ではマナーモードに設定し、他の避難者に迷惑にならないようにします。

[火災防止]

- ・屋内での喫煙は厳禁とします。喫煙は定められたスペースでのみ可能とします。
- ・屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを取り決め、責任者を決めて火の元の管理を行います。

[ペットの取扱い]

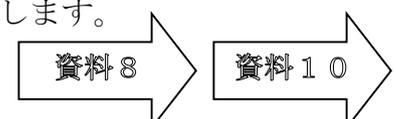
- ・ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理します。

[防犯]

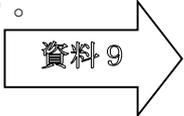
- ・特に女性、こども、高齢者、障害のある人等は、人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときは声を掛け合う、トイレに行くときは一人で歩かないなど注意することが必要です。

[健康管理]

- ・避難者は各自で健康管理を行い、体調不良等がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに相談します。
- ・相談を受けた避難所運営スタッフは、「資料8 避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用して健康状態を把握し、感染症の疑いがある場合は、「資料10 避難所における隔離予防策」を参考として可能な限りの隔離予防策等を行うとともに、速やかに保健所に報告します。



- ・また、避難者が各自で日々健康状態を確認できるよう、避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙を避難所内に掲示又は配付します。



資料9

【ソーシャルディスタンスの確保】

- ・感染症対策のため、避難者及び避難所運営スタッフ*は、人との距離をできるだけ2m（少なくとも1m以上）空けます。

※避難所運営本部員や班員等、避難所運営に従事する者

★その他新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜検討を行います。



資料5

その他、運営に関する業務内容、平常時からの実施業務等については市町村避難所運営マニュアル作成モデル（大規模避難所版）も参考とします。

避難所の統廃合・撤収

方針の周知

ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保ができた段階で、施設管理者及び市町村と相談し、避難所の統廃合または撤収の方針を決めます。その方針をできるだけ早く避難者へ示すことによって、避難者に自立の目標を持ってもらいます。

避難所の統廃合

各避難所の過密状態が解消された後は、避難所の統廃合を進めます。学校、民間施設等を優先的に廃止し、最終的に学校以外の施設に集約します。避難生活が長期化した場合の対応として、二次避難所（ホテル・旅館・民泊施設等）への移動が考えられます。

なお、統廃合に当たっては、地域のコミュニティや避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮することが必要です。

避難者への移動の要請

統廃合・撤収により、避難者が他の避難所に移動する場合はボランティア等の協力を得ながら、移動や荷物の運搬等の支援を実施します。

在宅避難者や車中泊避難者の名簿の引継ぎ

避難所を解消する際に在宅避難者や車中泊避難者が残っている場合は市町村の災害対策本部に名簿台帳等を引継ぎます。

資料編

(大規模避難所版)

(様式等作成例)

【避難所開設時のチェックリスト】

項目	主な対応内容
<input type="checkbox"/> 1. 避難所の開設・点検 (P.6)	施設の安全確認など
<input type="checkbox"/> 2. 避難所運営組織の立ち上げ (P.6)	避難所運営の中心人物を選出
<input type="checkbox"/> 3. 居住グループの編成 (P.7)	世帯を基本単位に居住グループを編成
<input type="checkbox"/> 4. 部屋(区画)割り (P.7)	施設管理者と協議し、利用する部分を明確にする
<input type="checkbox"/> 5. 避難者名簿の作成 (P.8)	世帯ごとに避難者名簿に記入

(対応内容の詳細については、本編P. 6 避難所における基本的事項を参照)

【各活動班における業務のチェックリスト】

総務班の仕事		被災者管理班の仕事	
<input type="checkbox"/> 1. 運営本部会議の事務局 (P.23)	<input type="checkbox"/> 1. 避難者名簿の管理 (P.26)	<input type="checkbox"/> 2. 問い合わせへの対応 (P.29)	<input type="checkbox"/> 3. 郵便物・宅配便の取り次ぎ (P.30)
<input type="checkbox"/> 2. 避難所運営情報の記録 (P.23)	<input type="checkbox"/> 3. 生活ルールの作成 (P.24)	<input type="checkbox"/> 4. 取材への対応 (P.24)	
情報班の仕事		食料・物資班の仕事	
<input type="checkbox"/> 1. 避難所内外情報収集 (P.31)	<input type="checkbox"/> 1. 食料・物資の調達、受入、管理、配給 (P.37)	<input type="checkbox"/> 2. 炊き出し (P.41)	
<input type="checkbox"/> 2. 避難所外向け情報発信 (P.33)	<input type="checkbox"/> 3. 避難所内向け情報発信 (P.34)		
<input type="checkbox"/> 3. 避難所内向け情報発信 (P.34)	<input type="checkbox"/> 4. 取材への対応 (P.36)		
施設管理班の仕事		保健・衛生班の仕事	
<input type="checkbox"/> 1. 危険箇所への対応 (P.43)	<input type="checkbox"/> 1. 衛生管理 (P.45)	<input type="checkbox"/> 2. ごみ (P.45)	<input type="checkbox"/> 3. 風呂 (P.46)
<input type="checkbox"/> 2. 防火・防犯 (P.43)		<input type="checkbox"/> 4. トイレ (P.47)	<input type="checkbox"/> 5. 清掃 (P.51)
要配慮者班の仕事		<input type="checkbox"/> 6. ペット (P.52)	<input type="checkbox"/> 7. 医療・救護活動 (P.53)
<input type="checkbox"/> 1. 要配慮者の支援 (P.58)		<input type="checkbox"/> 8. 水の管理 (P.56)	
ボランティア班の仕事			
<input type="checkbox"/> 1. ボランティアの受入・活動調整 (P.60)			

(各班の対応内容の詳細については、本編の該当ページを参照)

資料2 建物被災状況チェックシート

コンクリート造等建築物

(手順)

- 1, 市町村避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、早急に施設内への避難が必要な場合、避難者が2人以上で、このチェックシートにより、目視による点検を行います。
- 2, 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
- 3, 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
- 4, このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、市町村へ連絡し、被災建築物応急危険度判定士による判定を待ちます。

避難所名： _____

点検実施日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名： _____

次の質問の該当するところに○を付けて下さい。

質 問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している (Cの回答はありません)
7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている

8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 その他、目についた被害を記入して下さい。 (例：塀が傾いた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど)	

【判断基準】

1, 質問1～10を集計します。

A	B	C

2, 必要な対応をとります。

◎ C の答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎ B の答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

◎ A のみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検して下さい。

※ 石綿（アスベスト）が使用された施設が破損した場合、石綿が飛散することが想定されます。上記チェックリストにより、施設に破損が認められれば立ち入らないこととしていますが、市町村においては、石綿使用の有無をあらかじめ避難所運営組織に伝えるなど、健康被害に留意してください。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであるため、市町村へ連絡し、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けて下さい。

資料3 避難者名簿

入所年月日		年 月 日		居住グループ		
ふりがな 世帯主氏名	性別		男・女	家屋の 被害状況	居住の可否 (可・否)	
	年齢		歳		全壊・半壊・一部損壊	
	避難確認				断水・停電・ガス停止・電話不通	
職業・資格・特技 ※1		要配慮 区分		所属 自治会		
住所		車		車種	ナンバー	
		ペット		有 (種類) 無		
電話番号		携帯番号				
緊急連絡先 (必ず記入してください)	氏名				電話番号	
	住所					
家族構成	氏名	続柄	性別	職業・資格・特技等 ※1	要配慮区分	避難確認
要配慮区分 1.要介護 2.視覚障害 3.聴覚障害 4.言語障害 5.肢体不自由 6.内部障害 7.知的障害 8.精神障害 9.発達障害 10.認知症 11.乳幼児 12.妊産婦 13.難病 14.傷病 15.外国人 16.アレルギー 17.その他 ()						
上記により配慮が必要なこと(手話・要約筆記が必要、食物アレルギーの対象食料、服用している薬等)や負傷・疾病の 状況等特に申告する必要があること						
避難者名簿の掲示・公開 ※2				同意する・同意しない		

※1 活動班編制時の参考としますので、過去の職業も含め、できる限り記入をお願いします。

※2 ご記入いただいた情報は、災害対策本部や避難所運営と支援のために最低限必要な範囲で共有します。
また、被災者台帳に利用されます。なお、避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※3 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じる
ことに不都合がある方はその旨記載してください。記載欄 ()

※4 自分で記入できない方は、被災者管理班が聞き取りますので、お申し出ください。

退所状況			
退所年月日		年 月 日	
連絡先 退所後	住所		
	電話番号	携帯番号	

	備考	入所継続家族等ありましたら、記入してください。
--	----	-------------------------

避難者名簿（在宅避難者・車中泊避難者用）

発災直後～

調査票

(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
自宅住所	
連絡先	固定電話： 携帯電話：
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 自宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 知人宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 車中泊〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔場所： 誰が： 〕
世帯主の氏名	□記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦(妊娠週数：) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット〔種類： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる →個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる →個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援(又は利用予定)	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所：) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある(復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> その他〔 〕
家屋(建物)の被災状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった(家が流れてしまった、家が倒壊した、家が)

害状況	<p>土砂によって埋没したなど)</p> <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった (瓦が落ちた、外壁がはがれたなど)
	<input type="checkbox"/> 家屋に被害があった → 被害の概況：[]
	<input type="checkbox"/> 被害はなかった
(3) 現在の健康面・生活環境について	
冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 冷房が使えない <input type="checkbox"/> 暖房が使えない <input type="checkbox"/> 給湯器が使えない <input type="checkbox"/> その他 []
(4) その他	
その他	<p>例：物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入 (被災者が発言したものを記載)</p>
対応者の所感	<p>例：見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入 (被災者に対面した者が感じたことを記載)</p>

【情報の利用目的】(行政機関用)

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【情報の利用目的】(民間団体用)

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。記載欄（ ）

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

同意する 同意しない

個別項目【医療関係情報】 ※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入

要配慮者の氏名：	
既往歴・治療中、医療サポートの利用状況	<input type="checkbox"/> 持病がある〔病名： 〕 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を利用している <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 人工透析〔 <input type="checkbox"/> 血液透析 <input type="checkbox"/> 腹膜透析〕 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 抗凝固薬の定期的投薬 <input type="checkbox"/> 緊急性のある精神疾患 <input type="checkbox"/> 緊急治療歯科疾患 <input type="checkbox"/> 要緊急処置妊婦〔 <input type="checkbox"/> 産科 <input type="checkbox"/> 非産科 合併症： 〕 <input type="checkbox"/> 定期的投薬が必要（現在、〔中断 ・ 継続〕 〕 → <input type="checkbox"/> 降圧薬 <input type="checkbox"/> 血糖降下薬 <input type="checkbox"/> 向精神薬 <input type="checkbox"/> その他 → 〔医薬品名： 〕
かかりつけの医療機関名	

個別項目【福祉関係情報】 ※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入

要配慮者の氏名：	
訪問看護などの医療サービスを利用しているか	<input type="checkbox"/> 有 〔利用している事業所名： 〕 <input type="checkbox"/> 無
要介護（支援）認定を受けているか等	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 介護区分不明 〔利用している居宅介護支援事業所等の名称： 〕 <input type="checkbox"/> 無
障害者手帳を持っているか	<input type="checkbox"/> 有 〔 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳〕

		[具体的な障害の種類等： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害] <input type="checkbox"/> 無
	デイサービス・ヘルパーな どの福祉サービスを利用 しているか	<input type="checkbox"/> 有 [利用している事業所名：] → <input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 無
	日常生活の介助が必要か	<input type="checkbox"/> 介助は必要ない <input type="checkbox"/> 一部介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断 <input type="checkbox"/> 全介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断

避難生活段階～

調査票

(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
自宅住所	
連絡先	固定電話： 携帯電話：
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他 []
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所 [場所： 誰が：] <input type="checkbox"/> 自宅 [誰が：] <input type="checkbox"/> 知人宅 [誰が：] <input type="checkbox"/> 車中泊 [場所： 誰が：] <input type="checkbox"/> その他 [場所： 誰が：]
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> 記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦 (妊娠週数：) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット [種類：] <input type="checkbox"/> その他 []
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる→個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる→個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援（又は利用予定）	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所：) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある (復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> その他 []
家屋（建物）の被害状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった (家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど) <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった (瓦が落ちた、外壁がはがれたなど) <input type="checkbox"/> 家屋に被害があった

	<p>→ 被害の概況：〔 〕</p> <p><input type="checkbox"/>被害はなかった</p> <p>【水害の場合】</p> <p>浸水被害：<input type="checkbox"/>浸水被害なし <input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床下浸水</p> <p>土砂被害：<input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床上の土砂被害</p> <p><input type="checkbox"/>床下の土砂被害</p> <p>〔 ⇒被害がある場合の土砂撤去の状況： 〕</p>
被災後の後片付け	<p><input type="checkbox"/>自分や家族、知人等で片付け・清掃を行い、完了した</p> <p><input type="checkbox"/>災害ボランティアセンターへ依頼した</p> <p>→ 依頼内容：〔 〕</p> <p>現状：<input type="checkbox"/>活動が完了した <input type="checkbox"/>継続中</p> <p><input type="checkbox"/>追加で頼みたい <input type="checkbox"/>まだ来ていない</p> <p><input type="checkbox"/>災害ボランティアセンターへ依頼していない</p> <p>→ 理由：<input type="checkbox"/>頼み方が分からない <input type="checkbox"/>連絡手段がない</p> <p><input type="checkbox"/>何を頼めるのか分からない</p> <p><input type="checkbox"/>災害ボランティアセンターを知らない</p> <p><input type="checkbox"/>ボランティアに入ってほしくない</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔 〕</p>
居住スペースの状況	<p><input type="checkbox"/>自宅で生活可能</p> <p><input type="checkbox"/>ライフラインが復旧すれば自宅で生活可能</p> <p><input type="checkbox"/>今後、修繕・リフォームが必要</p> <p><input type="checkbox"/>再建・転居が必要</p>
(3) 現在の健康面・生活環境について	
健康状態の変化	<p>変化があった者の氏名：</p> <p>※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入</p>
健康状態	<p><input type="checkbox"/>疲労がたまっている</p> <p><input type="checkbox"/>日常生活に支障が生じている</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔 〕</p>
今ある症状	<p><input type="checkbox"/>痛み（膝、腰、ほか）</p> <p><input type="checkbox"/>けが</p> <p><input type="checkbox"/>風邪等（熱、だるさ、咳等）</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔 〕</p>
受診の状況	<p><input type="checkbox"/>受診する必要がない</p> <p><input type="checkbox"/>問題なく受診できている〔病院名： 〕</p> <p><input type="checkbox"/>受診できていない/困難がある</p> <p>→理由：<input type="checkbox"/>病院が開いていない <input type="checkbox"/>移動手段がない</p> <p><input type="checkbox"/>行く時間がない <input type="checkbox"/>行く気が起きない</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔 〕</p>
服薬の状況	<p><input type="checkbox"/>薬を服用していない</p> <p><input type="checkbox"/>問題なく服用できている</p> <p><input type="checkbox"/>服用できていない/困難がある</p>

		→理由： <input type="checkbox"/> 受診できていない <input type="checkbox"/> 薬局が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
生活面の变化		変化があった者の氏名 ※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入
	精神面	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 気持ちが落ち込む <input type="checkbox"/> 不安感が強い <input type="checkbox"/> 気分が高揚している <input type="checkbox"/> その他〔 〕 →相談相手の有無 <input type="checkbox"/> 有〔相談先： 〕 <input type="checkbox"/> 無
	睡眠	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 眠れない <input type="checkbox"/> 何度も目が覚める <input type="checkbox"/> 常に眠い <input type="checkbox"/> その他〔 〕
	食欲・食事等	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 増えた <input type="checkbox"/> 減った
食物への配慮	食物アレルギー	<input type="checkbox"/> 有〔誰が： 原因食物： 〕 <input type="checkbox"/> 無
	摂食嚥下困難	<input type="checkbox"/> 有〔誰が： 食形態： 〕 <input type="checkbox"/> 無
	疾病等による食事制限	<input type="checkbox"/> 有〔誰が： 制限が必要な食品・栄養素： 〕 <input type="checkbox"/> 無
食事内容		<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化した 現在の内容 <input type="checkbox"/> 自炊している <input type="checkbox"/> インスタント食品が中心 <input type="checkbox"/> スーパー等のお惣菜が中心 <input type="checkbox"/> 外食が多い <input type="checkbox"/> その他〔 〕
調理・食事環境		<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 台所が使えない <input type="checkbox"/> カセットコンロを使用している <input type="checkbox"/> 食事を準備できる環境がない（食器が洗えない等） <input type="checkbox"/> 食事を準備する時間がない <input type="checkbox"/> 食事を準備する体力がない <input type="checkbox"/> やる気が起きない

	<input type="checkbox"/> 町外に出たい（出る予定） <input type="checkbox"/> 考えられない <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 今後の住まいについて考えられない（悩んでいる）
上記を進めるに当たっての課題等	<input type="checkbox"/> 課題はない（実施可能） <input type="checkbox"/> 課題がある → <input type="checkbox"/> 資金調達 <input type="checkbox"/> 住宅として使えるかわからない <input type="checkbox"/> 家族間の合意 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
(5) その他	
その他（困っていること、伝えたいこと）	<p style="text-align: center;"><i>例：物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入（被災者が発言したものを記載）</i></p>
対応者の所感	<p style="text-align: center;"><i>例：見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入（被災者に対面した者が感じたことを記載）</i></p>

【情報の利用目的】（行政機関用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【情報の利用目的】（民間団体用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じる

	<p>デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用しているか</p>	<p><input type="checkbox"/>有〔利用している事業所名： 〕 →<input type="checkbox"/>被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/>利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/>わからない <input type="checkbox"/>無</p>
	<p>日常生活の介助が必要か</p>	<p><input type="checkbox"/>介助は必要ない <input type="checkbox"/>一部介助が必要 →<input type="checkbox"/>食事 <input type="checkbox"/>衣類の着脱 <input type="checkbox"/>排泄 <input type="checkbox"/>移動 <input type="checkbox"/>意思疎通 <input type="checkbox"/>判断 <input type="checkbox"/>全介助が必要 →<input type="checkbox"/>食事 <input type="checkbox"/>衣類の着脱 <input type="checkbox"/>排泄 <input type="checkbox"/>移動 <input type="checkbox"/>意思疎通 <input type="checkbox"/>判断</p>

仮設住宅への移行検討段階～

調査票

(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
自宅住所	
連絡先	固定電話： 携帯電話：
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 自宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 知人宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 車中泊〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔場所： 誰が： 〕
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> 記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦(妊娠週数：) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット〔種類： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる→個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる→個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援(又は利用予定)	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所：) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある(復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> その他〔 〕
家屋(建物)の被害状況	【水害の場合】 浸水被害： <input type="checkbox"/> 浸水被害なし <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 土砂被害： <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床上の土砂被害 <input type="checkbox"/> 床下の土砂被害

	<p style="text-align: center;">⇒被害がある場合の土砂撤去の状況：</p>
被災後の後片付け	<input type="checkbox"/> 自分や家族、知人等で片付け・清掃を行い、完了した <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼した → 依頼内容：〔 〕 現状： <input type="checkbox"/> 活動が完了した <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 追加で頼みたい <input type="checkbox"/> まだ来ていない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼していない → 理由： <input type="checkbox"/> 頼み方が分からない <input type="checkbox"/> 連絡手段がない <input type="checkbox"/> 何を頼めるのか分からない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターを知らない <input type="checkbox"/> ボランティアに入ってほしくない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
(3) 現在の健康面・生活環境について	
健康状態の変化	変化があった者の氏名： ※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入
健康状態	<input type="checkbox"/> 疲労がたまっている <input type="checkbox"/> 日常生活に支障が生じている <input type="checkbox"/> その他〔 〕
今ある症状	<input type="checkbox"/> 痛み（膝、腰、ほか） <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 風邪等（熱、だるさ、咳等） <input type="checkbox"/> その他〔 〕
受診の状況	<input type="checkbox"/> 受診する必要がない <input type="checkbox"/> 問題なく受診できている〔病院名： 〕 <input type="checkbox"/> 受診できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 病院が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
服薬の状況	<input type="checkbox"/> 薬を服用していない <input type="checkbox"/> 問題なく服用できている <input type="checkbox"/> 服用できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 受診できていない <input type="checkbox"/> 薬局が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
生活面の変化	変化があった者の氏名 <p style="text-align: right;">※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入</p>

	<input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由〕
義援金	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由〕
その他支援金	<input type="checkbox"/> 申請済み (<input type="checkbox"/> 生活再建支援金 <input type="checkbox"/> 災害弔慰金 <input type="checkbox"/> 災害見舞金) <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由〕
支援情報	<input type="checkbox"/> 十分に情報を入手出来ていると感じる <input type="checkbox"/> 一定程度の情報は入手できていると感じる <input type="checkbox"/> 情報が入手出来ていないと感じる
(5) その他	
その他（困っていること、伝えたいこと）	<i>例：物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入（被災者が発言したものを記載）</i>
対応者の所感	<i>例：見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入（被災者に対面した者が感じたことを記載）</i>

【情報の利用目的】（行政機関用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【情報の利用目的】（民間団体用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

- ※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。
- ※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。記載欄（ ）

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

- 同意する 同意しない

個別項目【医療関係情報】 ※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入

要配慮者の氏名：

既往歴・治療中、医療サポートの利用状況	<input type="checkbox"/> 持病がある〔病名： 〕 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を利用している <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 人工透析〔 <input type="checkbox"/> 血液透析 <input type="checkbox"/> 腹膜透析〕 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 抗凝固薬の定期的投薬 <input type="checkbox"/> 緊急性のある精神疾患 <input type="checkbox"/> 緊急治療歯科疾患 <input type="checkbox"/> 要緊急処置妊婦〔 <input type="checkbox"/> 産科 <input type="checkbox"/> 非産科 合併症： 〕 <input type="checkbox"/> 定期的投薬が必要（現在、〔中断 ・ 継続〕 〕 → <input type="checkbox"/> 降圧薬 <input type="checkbox"/> 血糖降下薬 <input type="checkbox"/> 向精神薬 <input type="checkbox"/> その他 → 〔医薬品名： 〕
かかりつけの医療機関名	

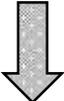
個別項目【福祉関係情報】 ※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入

要配慮者の氏名：

訪問看護などの医療サービスを利用しているか	<input type="checkbox"/> 有 〔利用している事業所名： 〕 <input type="checkbox"/> 無
要介護（支援）認定を受けているか等	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 介護区分不明 〔利用している居宅介護支援事業所等の名称： 〕 <input type="checkbox"/> 無
障害者手帳を持っている	<input type="checkbox"/> 有〔 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳

か	<input type="checkbox"/> 療育手帳 〔具体的な障害の種類等： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害〕 <input type="checkbox"/> 無
デイサービス・ヘルパーな どの福祉サービスを利用 しているか	<input type="checkbox"/> 有 〔利用している事業所名： _____ 〕 → <input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 無
日常生活の介助が必要か	<input type="checkbox"/> 介助は必要ない <input type="checkbox"/> 一部介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断 <input type="checkbox"/> 全介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断

被災者台帳情報外部提供同意

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
<p>あなたの台帳情報の外部提供について、以下の①～③のいずれかをお選びください。</p> <p>（全ての提供先、情報の範囲に同意）</p> <p><input type="checkbox"/> ① 提供先、提供する情報の範囲を問わず、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。</p> <p>（任意の提供先、情報の範囲に同意）</p> <p><input type="checkbox"/> ② 下記にチェックした提供先、提供する情報の範囲において、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。</p> <p> 下記の i～iv において、台帳情報の提供に同意する提供先、提供を同意する情報の範囲をチェック又は記載してください。</p>			
外部提供先及び提供可能情報	<p>i 公共料金等減免</p> <p><input type="checkbox"/> 電力会社（〇〇電力）</p> <p><input type="checkbox"/> ガス会社（〇〇ガス）</p> <p><input type="checkbox"/> 水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/> 下水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/> NHK</p> <p><input type="checkbox"/> NTT</p> <p><input type="checkbox"/> 携帯電話会社（会社名・支店名 _____）</p> <p>連絡先（市町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____</p>		

メールアドレス： _____

担当者： _____

(次ページに続きます)

その他 (_____)

連絡先 (市町村において把握している場合は不要) :

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

※ 同意された提供先に対し、被災者台帳に記載・記録された情報のうち、
料金減免に必要な情報を提供します。

※ 市町村が行う減免 (地方税、保育料等) については、本様式による同意は
不要です。

ii 被災者支援団体等への提供

民生委員

社会福祉協議会

消防団

その他 (民間事業者、NPO、ボランティア団体、障害者団体等)

団体等名称： _____

団体等連絡先 (市町村において把握している場合は不要) :

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

提供を同意する情報 (_____)

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する (申請する) 情報はすべて提供しても良い

iii 被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

社会福祉協議会 (再掲)

国 (官署名： _____)

被災者生活再建支援法人

独立行政法人住宅金融支援機構

その他

団体等名称： _____

団体等連絡先 (市町村において把握している場合は不要) :

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

提供を同意する情報（ _____ ）

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

iv その他

提供先として同意する団体名： _____

提供を同意する理由： _____

団体等連絡先（市町村において把握している場合は不要）：

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

提供を同意する情報（ _____ ）

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

③ 台帳情報を提供することに同意しません。

※ 同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳に記載・記録された情報を提供いたします。

避難所生活のルール

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市町村担当者、施設管理者、自主防災組織の役員等からなる避難所運営本部を組織します。
 - 避難所運営本部会議を、毎日午前___時と午後___時に開催します。
 - 避難所運営本部に、総務班、被災者管理班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、要配慮者班、ボランティア班の各活動班を設置します。
- 3 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。（状況により、規模の縮小や統合もあります。）
- 4 避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入して下さい。
 - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡して下さい。
 - 身体障害者補助犬を除きペットを居室に入れることは原則禁止です。
- 5 職員室、保健室、調理室などは避難所運営に必要となるため使用禁止です。
 - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
 - 避難所では、利用する部屋を移動していただくことがあります。
- 6 食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。
 - 食料・物資が不足する場合は、避難所運営本部で配布基準を決定します。
 - 食料・物資は在宅避難者や車中泊者にも配布します。
 - ミルク・おむつなどは必要な方に配布します。
- 7 消灯は、夜___時です。
 - 廊下は点灯したままとし、居室は消灯します。
 - 避難所の運営・管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 8 携帯電話での通話については所定の場所でのみ可能とします。
 - 居室ではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。
- 9 衛生管理のため、避難所内を清潔に保ちます。
 - 居室空間は各世帯で清掃を行い、ごみは各世帯の責任で分別して捨てます。
 - 共有空間については、避難者全員が協力して清掃を行います。
 - ___及び___は土足禁止です。靴は___で脱ぎ、各自管理します。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、炎を露出させる裸火の使用は禁止します。

事務引継書

引継日	年 月 日	
避難所名		
担当者	前任者	後任者
業務内容		
業務における注意点		
避難者からの 要望事項等		
対応状況		
情報共有事項		
その他		

資料6 避難所運営記録簿

年 月 日 () 天気			記入者
避難者数	新規入所者数	退所者数	ペット
世帯()人	世帯()人	世帯()人	犬 匹、猫 匹 他() 匹
避難所運営本部会議内容			
	連絡事項		
総務班			
被災者管理班			
情報班			
食料・物資班			
施設管理班			
保健・衛生班 (ペット関連事項を含む)			
要配慮者班			
ボランティア班			
【会議での検討事項】			
【行政からの伝達事項】			
【避難所内の主な出来事】			

資料7 外泊届用紙

氏名			居住グループ グループ
外泊先	(住所)	(電話番号)	
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
同行者			計 名
緊急連絡先	(電話番号)		

○ 外泊時は必ずこの用紙に記入し、居住グループのグループリーダーに渡してください。

避難所状況報告書（第 報）

〇〇市町村災害対策本部：TEL（ ） FAX（ ）

避難所名							
送信者			受信者名				
報告日時	年 月 日		避難所FAX・TEL				
現在の避難者数	世帯数	世帯・人数	人（うち要配慮者	人）			
	【ペット】犬	匹、猫	匹、その他（	） 匹			
運営状況	避難所運営本部	編成済み・未編成		周辺状況	避難所の安全確認	未実施・安全・要注意・危険	
	活動班	編成済み・未編成			ライフライン	断水・停電・ガス停止	
	居住グループ	編成済み・未編成				電話不通	
避難所運営本部 会長名・連絡先							
		対応状況			要望等		
連絡事項	総務班						
	被災者管理班						
	情報班						
	食料・物資班						
	施設管理班						
	保健・衛生班 (ペット関連事項を含む)						
	要配慮者班						
	ボランティア班						
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)							
対処すべき事項(具体的に箇条書き)							

避難所を開設した際には、市町村災害対策本部へこの様式により報告します。

(第1報においては分かるものだけで報告してもかまいません。)

資料 10 食料・物資依頼伝票

避難所用	発信日時		年 月 日 () 時 分		⇒	受信日時		年 月 日 () 時 分		
	避難所名					担当者名				
	住所					発注業者				
	TEL					運送業者				
	FAX					出荷可能 数量		個口 数量	備考 (サイズ等)	
	担当者名					市町村災害対策本部用				
	No.	依頼項目	数量	備考 (サイズ等)						
	①									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	⑥									
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										

- 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数字で注文してください。
- 備考欄には、サイズ等の規格を記入してください。
- 食料・物資班の担当者は必ず控えを残しておいてください。

資料 1 2 取材者用受付用紙

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
代表者	氏名		
	所属		
	連絡先（住所・電話番号）		
同行者	氏 名	所 属	
取材目的	※オンエア、記事掲載などの予定日： 年 月 日		
避難所側付添者			
特記事項			
〈名刺貼付場所〉			

市町村及び避難所運営者のための ペット同行避難所運営マニュアル



目 次

基本的な考え方	1
なぜペット同行避難が必要なのか	2
自助、共助、公助	3
平常時の準備		
1 ペット受入れの検討	4
2 ペット飼育スペースの選定	5
3 飼育管理の基本ルールの作成	9
4 飼い主への周知及び普及啓発	11
5 ペット同行避難訓練	12
災害時の対応		
ペットの入所受付	13
飼育スペースが決まっていない 場合の対応	14
車中やテントの避難者への注意点	15
【資料編】		
①避難所でのペット飼育管理ルール		
②避難動物一覧表		
③ネームプレート		
④ペットの飼育共同作業表		
⑤飼い主への啓発リーフレット		

基本的な考え方

災害発生時には、ペットを飼育していることで飼い主の安全確保が損なわれることがないように、必要に応じて飼い主がペットを連れて安全な場所に避難できる環境の整備が必要です。

県地域防災計画では「避難計画」の中で「市町村は、家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。」と記載があるものの、避難所におけるペットの受入れ体制が十分に整っているとはいえない状況です。

一方で、避難所では動物が苦手な方やアレルギー疾患の方など多様な避難者が共同生活を送るため、避難所運営者はペットの受入れや飼育に一定の配慮が必要になります。

本マニュアルは、避難所でのペットをめぐるトラブルを防ぐため、避難所運営者がペットを受け入れる体制を整える際に検討すべき事項や、受け入れたペットの飼育管理が適切に行われるために決めておくべきルールを示しています。



同行避難

災害の発生時に飼い主が飼っているペットを連れて安全な場所へ避難することをいいます。

同伴避難

被災者が避難所でペットを飼育管理することをいいます。指定避難所等で飼い主がペットを同室で飼育することを意味するものではなく、ペットの飼育環境は避難所の状況によって異なります。

ペット

家庭動物のうち、犬や猫などの小型哺乳類と鳥類を指しており、人に危害を加える恐れのある特定動物や、特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含みません。

身体障害者補助犬

身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいい、ペットとは異なります。災害時に身体障害者が避難所へ避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められています。

なぜ、ペット同行避難が必要なのか？

ペット同行避難とは『災害の発生時に飼い主が飼っているペットを連れて安全な場所へ避難すること』をいいます。

過去の災害では、避難所にペットを連れて行けないという理由で飼い主が避難せず、被災によりペットと一緒に亡くなられた方もいました。そのような悲しい事態とならないよう、まずは身近な避難所でペットを受け入れることで、飼い主がペットを連れて躊躇なく避難できる体制をつくり、ペットを飼っている「人の安全を確保する」ことがペット同行避難の目的です。

近年ではペットも家族の一員となり、多くの飼い主は災害時にペットを連れて避難したいと考えていますが、過去には避難所でのペット受入れ体制が整っていなかったことから、次のような事例がありました。

- ペットを連れて同行避難できなかったため、飼い主自身も避難をせず自宅に残り、救助が困難となってしまった。
- ペットを連れて同行避難できるかわからず、ペットを自宅において飼い主だけがひとまず避難し、その後、ペットを迎えに行ったところで被災してしまった。
- 避難所でペットを飼育することができず、長期間、車中で生活をしていたためエコノミークラス症候群を発症し、命を落としてしまった。
- 飼い主が放したペットが野生化し、大量に繁殖したことにより人にけがをさせるなど、災害復旧の支障となった。

このようなトラブルを防ぐため、災害時も飼い主がペットを連れて同行避難し、飼い主自らがペットを管理できるしくみ、つまり、同行避難の受入れ体制を整えておくことが必要です。



ペット同行避難の体制整備をおこなう目的はペットを飼っている「人の安全を確保すること」

自助、共助、公助

環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」では、自助、共助、公助について以下のとおり記載されています。

自助

「自分の命は自分で守る」という防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を守るために避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼育も自助が基本となる。通常、災害時の対応は自助が7割とも、8割とも言われる。



避難所の確認や情報収集
一時預け先の確保



マイクロチップ装着など
所有者明示



餌やトイレ用品、キャリー
ケースなどの備蓄

共助

企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助け合うこと。自助による個人の安全確保が前提条件となる。

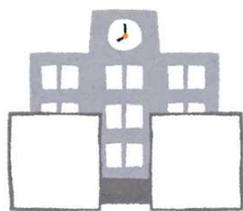


防災訓練等を通じた飼い主同士の交流

避難所でのペット受入れと自主的な飼育管理

公助

行政機関による支援活動であり、初動が遅れる傾向にあるので、「公助」が開始されるまでには、実質的に「自助」や「共助」が災害対応上の主体となる。なお、「公助」が開始された後も「自助」が原則となる。



避難所でのペット受入れ体制の整備
同行避難訓練の実施
ペット同行避難の周知

このように、ペットの災害対策は「自助」が基本となりますが、本マニュアルでは「公助」として、避難所のペットの受入れ体制の整備について、「共助」として、飼い主同士が協力してペットの飼育管理を行うためのルールなどを示しています。

平常時の準備

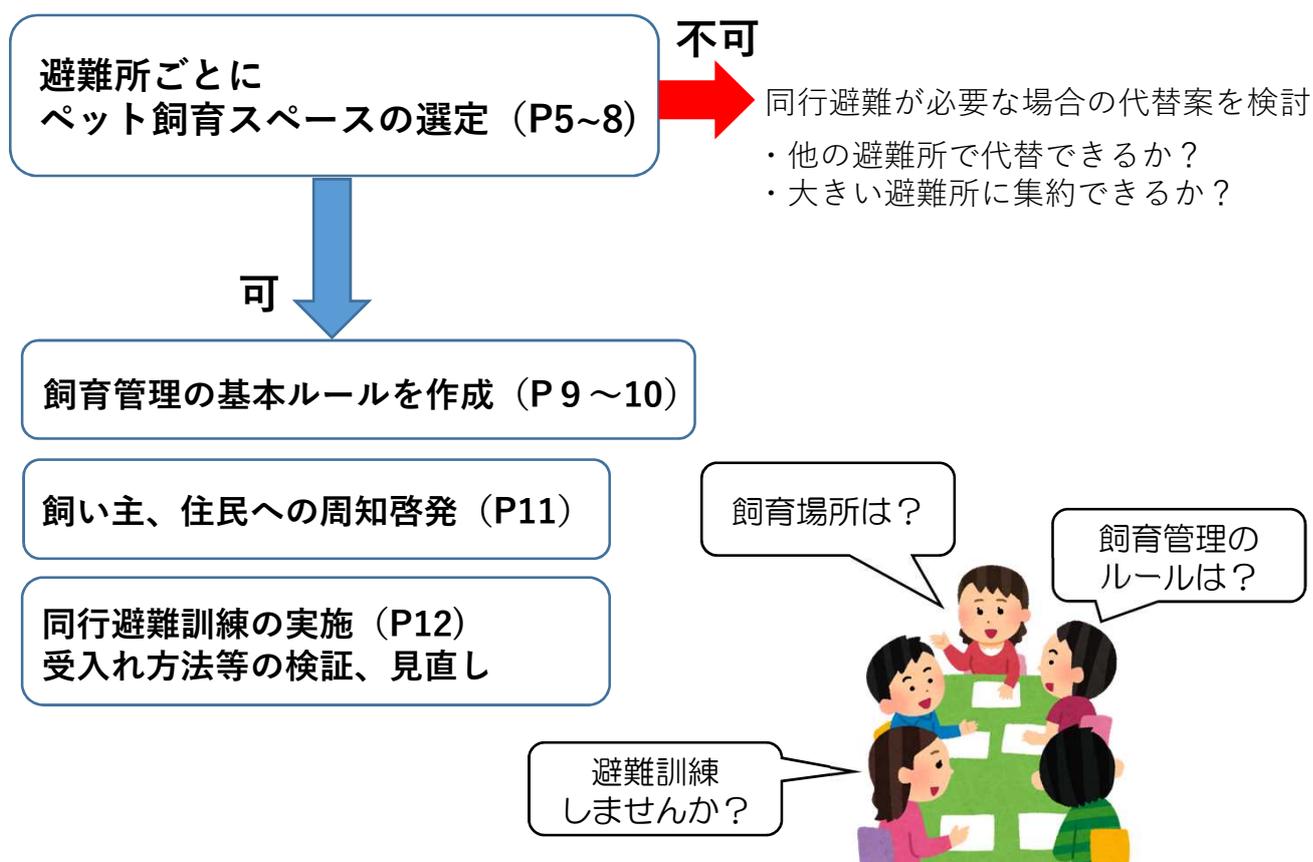
1 ペット受入れの検討

避難所の準備を進める中で、ペットへの対応はどうしても後回しになりがちです。

過去の災害では一旦避難した飼い主が自宅に置いたペットを迎えに戻ったことで災害に巻き込まれた事例もありました。全ての住民の安全を確保するためには、ペットを連れた飼い主が避難してくることを想定しておく必要があります。

ぜひ、避難所ごとにペットの受入れ可否を検討し、「どこに飼育スペースを確保できるか」を検討してください。

ペット受入れの検討作業イメージ



様々な形態の避難所がある中で、一律の対応は難しいと考えられます。まずは、自治体と避難所の運営者等が、ペットの同行避難について共通認識を持つことが準備の第1歩となります。

2 ペット飼育スペースの選定

次に、避難所のどの部分を動物の飼育場所として利用するか、あらかじめ選定しておきましょう。この際、可能な限り水害や津波（浸水）を想定して選定しておく必要があります。

過去の災害で、避難所でのペット飼育に関する苦情が寄せられたのは、鳴き声とニオイです。

一般の避難者のスペースと距離を取ったうえで、人と動物の動線（動き）を分けて接点を最小限にすることでトラブルの発生を予防できます。

ペット飼育スペース選定のポイント

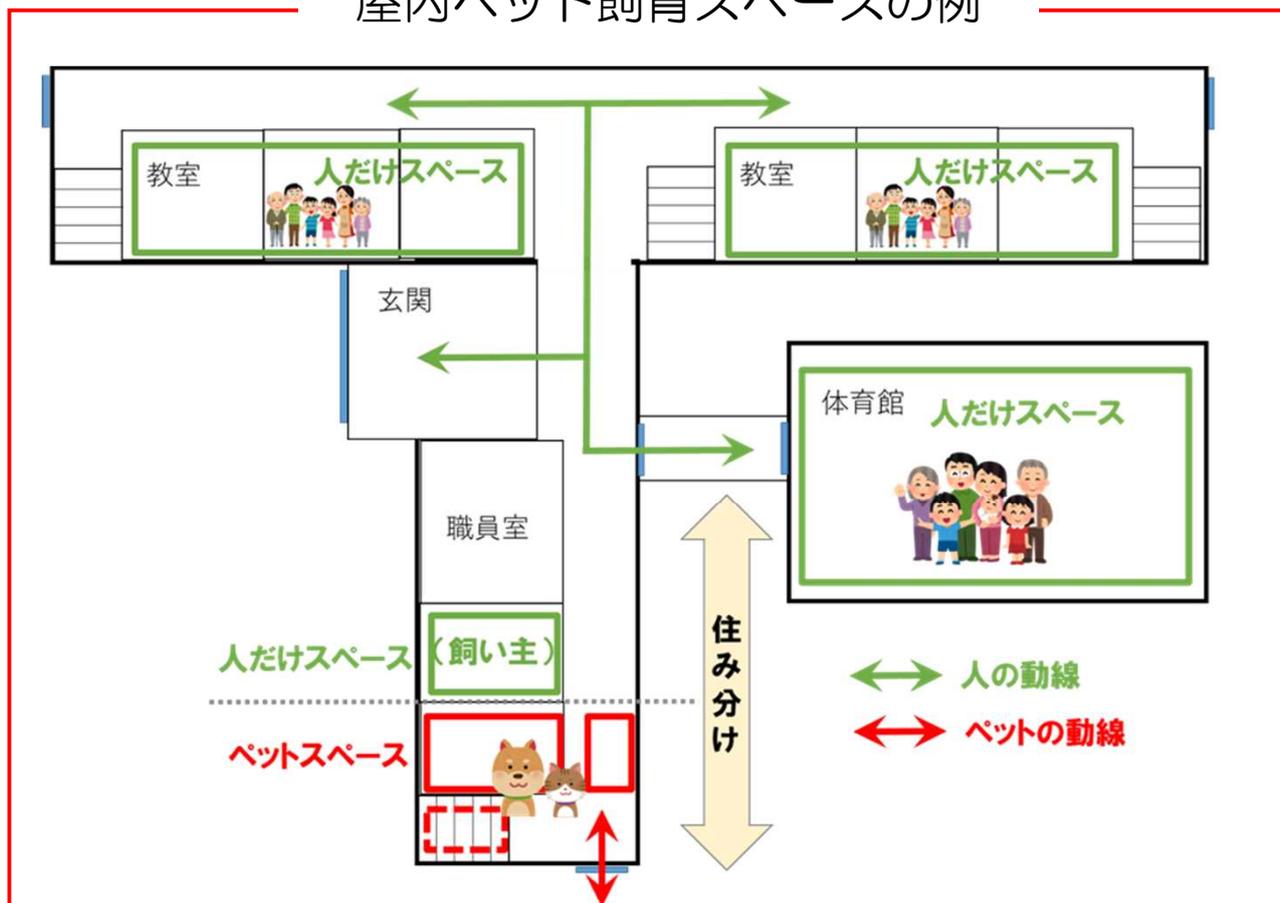
- ペットを飼育していない方との動線ができるかぎり交わらない。
- 鳴き声やニオイ等の問題を考慮して、ペットを飼っていない一般の避難者の居室から離れた場所に設置する。
- 飼い主の居室は、できるだけペット飼育スペースの近くにする。
- ペットへの刺激を減らすため、人や車などの通り道から見えない場所にする。
- 犬と猫は分けて飼育場所を確保する。
- 水道に近く、掃除がしやすい場所を選ぶ。
- 屋外にする場合は、風雨や日光、寒さをしのげる場所とする。
- 犬を係留して飼う場合は、丈夫な支柱がある場所を選ぶ。
- 部外者が勝手に近づいて事故などが起こらないよう、部外者の立入制限をかけやすい場所を選ぶ。

※すべてを満たす必要はありません。実情に応じてより良い場所を設定してください。
 ※発災後、被害状況により想定していたペット飼育スペースを使用できない場合や、飼い主から場所変更の相談があるかもしれません。その際は、場所の変更を検討してください。

【過去の災害で使用されたペット飼育スペースの例】

- 体育館の倉庫
- 裏口の風除室
- プール用の更衣室
- 渡り廊下
- 階段の踊り場
- 階段の下
- 屋内ゲートボール場
- 弓道場
- 職員用玄関
- 音楽室等防音設備のある部屋など

屋内ペット飼育スペースの例



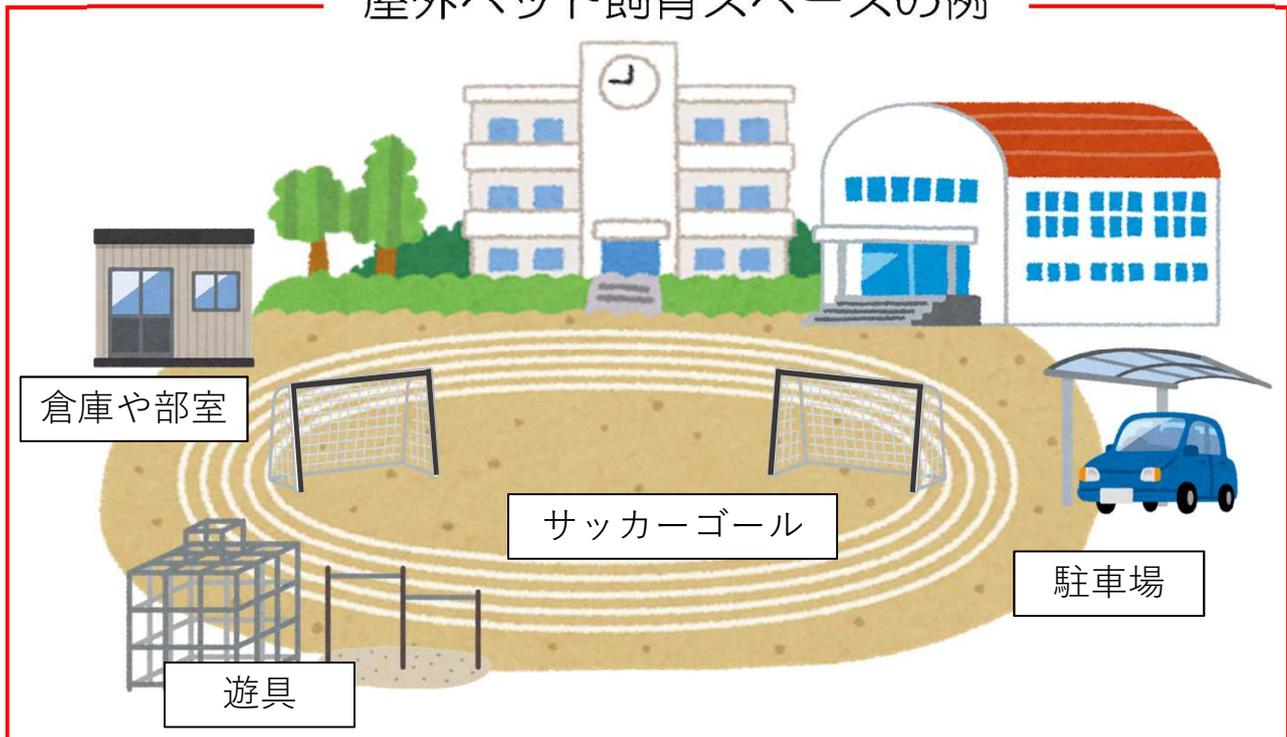
犬も猫もケージでの飼育を基本とし、動物種ごとに分けて飼育場所を確保します。ペットの鳴き声対策のため、飼い主の居室はできるだけペット飼育スペースに近い場所に設置します。

ペット飼育スペースに余裕がある場合は、飼い主がペット飼育スペースに寝泊まりする形の避難も検討しましょう。ペットも落ち着き、鳴き声などのトラブル防止につながります。

人の居住スペースに余裕がある場合は、飼い主とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討しましょう。

避難終了後にニオイや汚れが残らないよう、ペットスペースにはブルーシートを敷いて養生し、日常の清掃の際も市販の塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウムの入ったもの）を使って清拭すると消毒とともに消臭効果が得られます。

屋外ペット飼育スペースの例

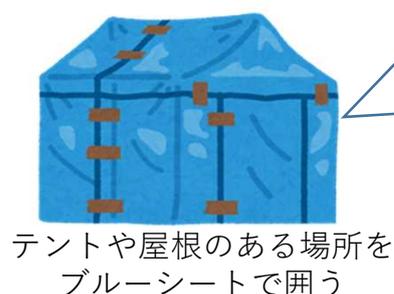
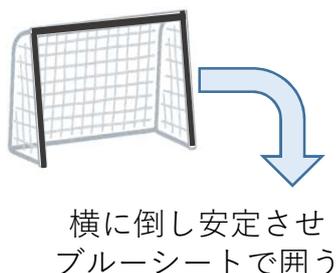


津波や台風、豪雨災害の際は、被害を避けるために一時的でも屋内に退避するしかありません。また、屋外は天候の影響を大きく受けるため、想定される災害や季節により限定的な使い方となることを考慮する必要があります。

学校には屋外にも物置や車庫、自転車置き場、校舎の軒下、ピロティなど人の居住には向かなくてもペットには有効に使える場所があります。

運動会用の大型テントをペットの一時飼育場所とした事例や、自転車置き場をブルーシートで囲い、中～大型犬の係留飼育場所とした事例もあります。サッカーゴールや遊具はブルーシートで四方を囲うことで、雨をしのぐことができ、中～大型犬の係留場所として利用できます。

車庫や倉庫は人が使うには難しいかもしれませんが、ペット飼育スペースとして利用できる、屋根のある貴重な場所です。原則、ケージでの飼育管理となり、収納されている物品等の撤去など、事前の調整が必要です。





津波や水害時は、ペットも高層階へ避難！

水害の場合は、水が引くまで安全が確保できません。

東日本大震災では、せっかく飼い主さんといっしょに避難所まで逃げてきたものの、動物は建物の中に入れてもらえず、避難後に襲ってきた津波によって外にいた動物たちが亡くなってしまった事例もありました。



緊急時は、中長期的な避難生活を想定した避難所運営のルールにこだわるのではなく、臨機応変な対応が必要です。水害が落ち着くまでは、ペットも含め高層階へ避難ができるよう、あらかじめ避難所関係者に周知しましょう。



ペットが落ち着いて過ごすために・・・

避難時は、人だけでなく動物たちもとても不安な気持ちになっています。そして、避難所では、狭い場所で知らない動物同士と一緒に過ごすことになります。

動物たちの不安を少しでも取り除くためにどうしたら良いのでしょうか。飼い主の不安はペットにも伝わりますので、まずは飼い主さん自身が落ち着きましょう。

動物たちへの刺激を減らすため、できるだけ人通りの少ない静かな場所で段ボールやバスタオル、毛布などでケージに目隠しをします。避難時の持ち出し品の中に、バスタオルも入れておきましょう。犬と猫の飼育場所はできるだけ離すか、可能であれば、別々の区画で世話をするとよいでしょう。

また、飼い主以外の方が、無断でペット飼育スペースに入ったり、のぞき込んだりしないよう、注意書きも掲示しましょう。



3 飼育管理の基本ルールの作成

ペット同行避難が可能な避難所については、ペット飼育管理の基本ルールを決めておきましょう。また、基本ルールについて、事前に飼い主に情報提供しておけば、飼い主に防災に対する心構えやペットのしつけ等を意識してもらうことにも繋がります。

基本ルールの例（資料①）

避難所全体のルール

- 避難所運営本部の指示に従うこと
- ペットは指定された場所で飼い主が責任を持って世話をすること
- 避難所運営本部会議等で検討しないまま、ペットを居室に入れないこと



ペット飼育スペースのルール

- 建物の壁や床を汚さないように気をつけること
- エサの時間を決めておき、終わったら片づけること
- 夜間はペットとのふれあいを控えること
- 定期的に清掃を行い、ニオイの発生防止に努めること
- 犬の散歩で発生したフンは確実に片付けること



ヒント ルールは初めから詳細に決めたほうがいい？

大規模災害など避難が長期化した場合、避難者によって生活のパターン（例:避難所から仕事に向かう方、日中も避難所に留まる方など）が変わってきます。その中で一律に詳細なルールが決められていると、飼い主によっては対応できない場合がでてきます。

ペットの管理は飼い主の責任（自助）ですが、飼い主同士で共に助け合う流れ（共助）ができれば、飼い主個人や避難所運営者の負担軽減にもつながります。

例えば、避難生活を共にする飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を立ち上げてもらい、避難所の実情に合わせた詳細なルール作りを促すとよいでしょう。

基本ルールの例

給餌、ふれあい	※早朝や夜間は望ましくない
<ul style="list-style-type: none"> ・時間の指定 ・場所の指定 ・被毛などゴミの廃棄場所、廃棄方法 	
犬の散歩	
<ul style="list-style-type: none"> ・時間の指定 ・場所の指定 ・他の居住者の動線と交わらないコースを指定 	
排泄場所	
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の場所を指定 ・回収した排せつ物の集積場所と捨て方 	
清掃	
<ul style="list-style-type: none"> ・お散歩コース ・排せつ場所 ・ペット飼育スペースは、担当や方法を決めて定期的に清掃 	
フードの保管場所	
<ul style="list-style-type: none"> ・個別に保管 ・全体で一括して保管 	
退去時の清掃	
<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主が協力して元の状態に戻し、きちんと清掃し消毒する 	
迷惑をかけないための対策	
<p>【鳴き声の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吠える犬には段ボールなどで目隠しする ・係留場所、ケージの場所を工夫する (なるべく動物への刺激が少ない場所) <p>【ニオイの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・餌は食べ残したらすぐ片付ける ・餌の袋の口はきちんと閉じる ・排泄物は必ずビニール袋を二重にして、しっかりと縛って捨てる <p>【毛の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラシをかけて良い場所を指定する ・居室に入る前に粘着ローラーやガムテープで衣服についた毛を取る 	

4 飼い主への周知及び普及啓発

(1) 受入体制の周知

ペットを受け入れる避難所の選定ができれば、これを住民に周知しましょう。

平時から飼い主が避難所に関する情報を入手できるようにしておけば、発災直後の混乱を防ぐことができます。

(2) 飼い主が行う備えについて

避難所にペット関連の支援物資が届くまでは時間を要するため、ペットの飼育環境を整えるのは飼い主による **自助** が基本となります。

平時からペットの飼い主に災害対策を呼びかけることで、災害時の混乱を減らすことができるだけでなく、避難所の運営にも協力してもらえようになります。資料⑤の啓発リーフレットを活用し、積極的に啓発しましょう。



(例) 和歌山市は、避難所へペットを連れて避難することができることや、飼い主がやっておくべき対策について、下のようにホームページで周知しています。

ペットの災害対策

ページ番号1002098

更新日 令和6年3月14日

災害発生時に和歌山市が開設する指定避難所へは、ペットを連れて避難すること（同行避難と言います。）ができます。

災害時にペットと一緒に避難できるように日ごろから準備をしておきましょう。

万一の時、「家族」を守ることができるのは飼い主さんだけです！

なお、避難所の詳しい場所等については、「災害時における避難所及び避難場所一覧表」のページをご覧ください。

[災害時における避難所及び避難場所一覧表](#)

人とペットの災害対策リーフレット

人とペットの災害対策について、3つ折りリーフレットを作成しましたので、ダウンロードしてご活用ください。

[人とペットの災害対策リーフレット \(PDF 470.0KB\)](#) □

5 ペット同行避難訓練

避難所のペット飼育スペースが選定できたら、ぜひペットの同行避難訓練を実施してください。

まずは、飼い主がペットとともに避難する疑似体験から始めてはいかがでしょうか。これにより同行避難の周知にもつながります。

以降は、同行避難者用の受付設置やペット飼育スペースでの管理体制など、実際の避難を想定した訓練に移行していきます。

訓練は、やってみないと課題は見えないものです。ペットを伴った避難訓練をする際には、動物愛護センター、管轄の保健所もアドバイスをいたしますので、ご相談ください。

なお、実際にペットを連れて同行避難訓練をする際には、ペットの逸走がないように、キャリーバックに入れるか、首輪とリードが外れないよう十分に注意するよう飼い主に事前に周知しましょう。

(参考) 和歌山市で開催した同行避難訓練の様子

※ペットのケージやリードは参加者に持参してもらいましょう。



ペットを連れてきた人の受付



ペットの飼育スペース



ケージ体験



ペット用仮トイレ

災害時の対応

ペットの入所受付

避難所では、避難者の状況等を把握するため「受付」を行います。ペットを受け入れる避難所では、同行避難者用の受付窓口を設置することで、不要な混乱を避ける一助となります。

(1) 受付内容

飼い主とペットの情報を入手して名簿（資料②）を作成します。この際、ネームプレート（資料③）を渡してケージなどに装着してもらおうと管理する上で役立ちます。なお、飼い主がペットの写真を持参していれば名簿に付けておくとよいでしょう。

入手情報の一例

- 飼育者の氏名及び緊急連絡先（避難所内の居場所等）
- 動物の種類と特徴（性別、不妊去勢の有無、毛色など）
- 狂犬病予防注射接種の有無、混合ワクチン接種の有無
- 病気の有無、かかりつけ動物病院など

(2) 基本ルール順守の説明

受付では「飼育管理の基本ルール」を周知します。ただし、受付は非常に混乱するため説明が難しいかもしれません。あらかじめチラシ（資料①）を準備し、受付時に配布することをお勧めします。

(3) ペット飼育スペースへの移動

受付後、飼い主とペットを飼育スペースに誘導します。併せて、一般受付が必要な場合は、飼い主だけを一般受付に誘導します。



避難所への入所が完了したら、予め決めておいたルールに沿って飼い主がペットの飼育管理を行います。（p10参照）

飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を立ち上げるなどして、ペットについての情報のとりまとめをお願いし、情報共有しておくことで、発災直後の不要な混乱を避けることに繋がります。

ペット飼育スペースが決まっていない場合の対応



※避難者の居室や動線について考慮しないまま、ペットを人の居住区域に入れるとトラブルになる可能性があります。

- ① 一時的にペットを置いておく場所を決める。
(けい留等が可能で人から離れた場所)
- ② 避難者の受付などが落ち着いてきたら、ペット飼育スペース選定のポイント（P5～6）を参考に場所を決定する。
必要に応じて、飼い主からの意見も取り入れましょう。



盲導犬など身体障害者補助犬は居室への同居が必要となります。

あらかじめ避難所に障害に応じた適切なスペースを確保しておく必要があります。



⚠️ 車中やテントの避難者への注意点

プライバシーが保たれることや、感染症の予防などの観点から、やむを得ずテントや車を利用してペットと同居する方も想定されます。

車などの狭いスペースで長時間過ごすことで、エコノミークラス症候群※や、時期によっては熱中症を発症する恐れがあります。

飼い主には、エコノミークラス症候群を予防するため定期的な運動や水分補給を心がけ、ペットも熱中症にならないよう水分補給させるよう呼びかけましょう。

👉 ヒント エコノミークラス症候群を予防するために

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- ② こまめに水分を取る。
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する。
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする。
- ⑥ 眠るときは足をあげる。（高くする）



※エコノミークラス症候群とは・・・

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり、血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。



【資料編】

- ①避難所でのペット飼育管理ルール
- ②避難動物一覧表
- ③ネームプレート
- ④ペットの飼育共同作業表
- ⑤飼い主への啓発リーフレット

避難所でのペット飼育管理ルール（例）

- ◆ 避難所での暮らしは、限られたスペースでの共同生活であり、ペットの飼い主と飼育していない人のお互いの理解が必要です。
- ◆ 動物が苦手な人やアレルギー疾患を持っている人のことを配慮し、人と動物が少しでも気持ちよく過ごせるように次のことを守ってください。

- 1 ペットは指定された場所で、必ずリードにつなぐか、ネームプレートを着けたケージなどに入れて、逃がさないよう注意して飼ってください。また、避難所運営本部会議等で検討しないまま、ペットを人の居室に入れしないでください。
- 2 ペットには、飼い主の氏名と連絡先を書いた迷子札など、身元が分かるものを着けてください。また、ムダ吠えを防ぐためケージを段ボールや毛布等で覆ってください。
- 3 ペットの管理は、抜け毛、ニオイ、鳴き声などで周囲に迷惑をかけないように飼い主が責任をもって行ってください。
 餌やり、水やり ペットの手入れ（体を清潔に） 散歩
 ケージや飼育場所周辺の清掃 フン尿の後始末など
- 4 餌や水を与えたら、その都度きれいに片づけてください。
- 5 排泄は屋外の決められた場所でさせ、必ず後始末を行ってください。
運動やブラッシングは、屋外の決められた場所で行ってください。
- 6 散歩のときは必ずリードをつけ、周囲の方の迷惑にならないよう配慮してください。散歩中に屋外でしたオシッコは、ペットボトルで水を持参し流してください。
- 7 ゴミは専用のごみ箱に分別し、ゴミ出しは飼い主さんが行ってください。
フンはビニール袋に入れ、ニオイが漏れないようしっかりと縛ってください。
- 8 ペットの飼育に必要なケージなどの資材や餌は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、保健・衛生班を通じて避難所運営本部に相談してください。
- 9 ペットが原因となる苦情や危害が発生しないように努めてください。
他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営本部に連絡してください。
- 10 退所時は使った場所をきれいに清掃・消毒し、届け出てください。

飼い主氏名 _____ 電話番号 _____ 居室 _____

名 前				年 齢	歳	
動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()			品 種		
性 別	オス ・ メス ・ 不妊去勢済			体 格	大 ・ 中 ・ 小	
混合 ワクチン	済・未	フィラリア 予防	済・未	(犬) 狂犬病 予防接種	済・未	
性 格	人なつっこい ・ 大人しい ・ 咬む ・ 吠える ・ 鳴く					
家庭での 飼育環境	屋外 ・ 室内 ・ ケージ ・ 屋外出入り自由 その他 ()					
その他						

(ネームプレート記載例)

名 前	きいちゃん			年 齢	5 歳	
動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()			品 種	紀州犬	
性 別	オス ・ メス ・ 不妊去勢済			体 格	大 ・ 中 ・ 小	
混合 ワクチン	済・未	フィラリア 予防	済・未	(犬) 狂犬病 予防接種	済・未	
性 格	人なつっこい ・ 大人しい ・ 咬む ・ 吠える ・ 鳴く					
家庭での 飼育環境	屋外 ・ 室内 ・ ケージ ・ 屋外出入り自由 その他 (夜間や夏場は室内)					
その他	腎臓病のため、特別なエサしか食べられません。食べ物を与えないで ください。 急に触られると咬むことがあるため、触らないで下さい。					

病気や性格など、周囲に伝える必要があることを記載してください。

資料④

ペットの飼育共同作業表

日 時	項 目	作 業 区 分		
		飼育場所	飼育場所周辺	共用トイレ・共用場所
月 日 時間：	担当名			
	実施内容			
	申し送り事項			
月 日 時間：	担当名			
	実施内容			
	申し送り事項			
月 日 時間：	担当名			
	実施内容			
	申し送り事項			
月 日 時間：	担当名			
	実施内容			
	申し送り事項			
月 日 時間：	担当名			
	実施内容			
	申し送り事項			

◎万一、はぐれてしまった時のために
ペットの特徴を書いておきましょう。

(ペットの特徴がわかる写真を貼付)

ペットの情報

名前		生年月日	
種類		性別	
毛色		不妊手術の有無	
既往歴			
かかりつけ病院			
特徴	マイクロチップ 番号：		

飼い主の情報

名前	
住所	
電話	
緊急時の連絡先	

～もっと詳しく知りたい方へ～



「災害、あなたと
ペットは大丈夫？」
人とペットの災害対策
ガイドライン (環境省)



ペットも守ろう！
防災対策
(環境省)



備えよう！
いつも一緒にいたいから
(環境省)

人とペットの災害対策



災害が起こった時、あなたと
あなたの大切なペットを守るために
今、できることを考えましょう！

〇〇町

【問い合わせ】〇〇町△△課

電話：
FAX：

日頃の備え

★住まいの防災対策

災害時にペットを守るためには、まず、飼い主が無事であることが前提となります。そのために家具の固定などの対策もしましょう。また、ケージなど飼育場所の安全も確認しましょう。



★しつけと健康管理

災害時にスムーズに避難できるように、キャリーケージに慣らす、無駄吠えをしないなどのしつけをしておきましょう。また、避難生活はペットにとってもストレスとなり免疫力が低下することもあります。普段から病気の予防しておきましょう。



- 狂犬病ワクチン(犬)
- 伝染病予防ワクチン
- ノミダニ等寄生虫予防
- 不妊去勢手術

- 嫌がらずにケージに入る
- 決められた場所での排泄
- むやみに吠えない(犬)
- 人を怖がったり攻撃しない



★飼い主の明示

災害時にはペットと離れ離れになってしまうことも考えられます。保護された際に、飼い主のもとへ戻れるようにマイクロチップや連絡先を描いた迷子札を装着しましょう。



※犬の鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は、狂犬病予防法で義務付けられています。

※県動物愛護管理条例により、飼い猫には所有明示が義務付けられています。

★ペット用防災グッズの備蓄

避難先でペットの飼育に必要なものは飼い主が用意しておく必要があります。ペットの救援物資が届くのは時間がかかるため、少なくとも5日分は用意しておきましょう。



どのように避難するか
家族で相談しておきましょう!

ペットのための持出品リスト

優先順位1：命や健康に関わるもの

- 療法食、薬
- エサ、水(5日分以上)
- 予備の首輪、リード(伸びないもの)
- キャリーバッグやケージ
- ペットシート、猫砂
- 排泄物の処理用具
-

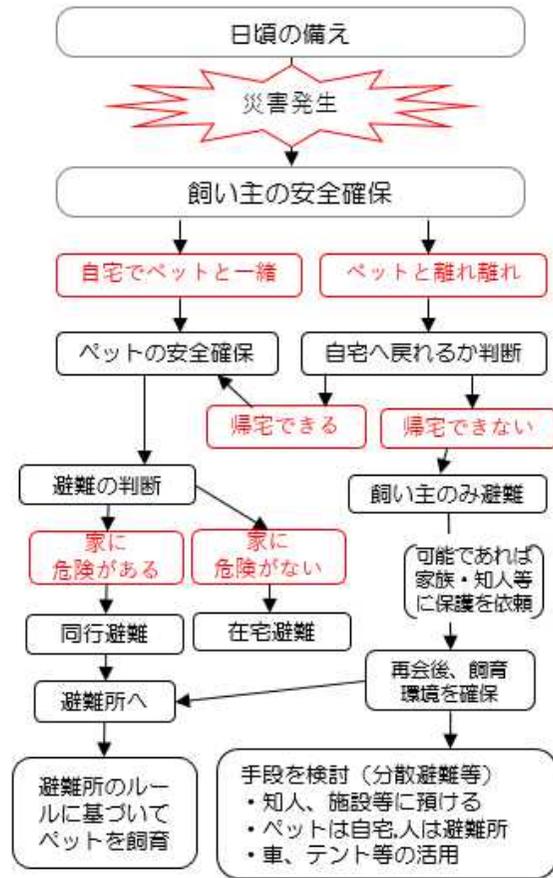
優先順位2：飼い主やペットの情報

- 飼い主の連絡先
- ペットの写真
- ワクチン接種状況
- 既往歴、健康状態
- かかりつけの動物病院
-

優先順位3：ペット用品

- タオル、ブラシ
- 洗濯ネット(猫の場合)
- ビニール袋
- お気に入りのおもちゃ
- ガムテープ、マジック
-

災害発生時のフローチャート



〇〇町の避難所

(各市町村における同行避難の可否等について記載)

指定避難所の
確認はこちら

各自治体の避難所
に関するHPの2次元
バーコードを掲載

あなたの地区の避難所は

市町村及び避難所運営者のための
ペット同行避難所運営マニュアル

令和7年3月

本マニュアルに関する問い合わせ先

和歌山県 環境生活部生活局 生活衛生課
TEL 073-441-2630

和歌山県動物愛護センター
TEL 073-489-6500

資料 1 4 要配慮者ニーズ調査表

			記入日	年 月 日
ふりがな 氏 名		男 女	明・大 昭・平	年 月 日生
住 所			家 屋 の 被 害 状 況	全壊 半壊 全焼 半焼 被害僅少 被害なし
要 配 慮 区 分	1 要介護 2 視覚障害 3 聴覚障害 4 言語障害 5 肢体不自由 6 内部障害 7 知的障害 8 精神障害 9 発達障害 10 認知症 11 乳幼児 12 妊産婦 13 難病 14 傷病 15 外国人 16 アレルギー 17 その他() 食物アレルギーの対象食料や負傷・疾病の状況、外国人の国籍・言語・日本語能力等			
家 族	1 ひとり暮らし(別居の親族無) 3 高齢者のみの世帯(夫婦等)		2 ひとり暮らし(別居の親族有) 4 その他同居家族有	
介 護 者	有() 無 続柄()		連絡先	
自 立 度	1 ほぼ自立 2 一部介助() 3 全介助			
健康状態	1 良好 2 おおむね良好 3 普通 4 要注意 5 悪い			
医療依存	1 人工透析(回/週) 2 酸素吸入 3 経管栄養 4 服薬() 5 その他()			
帰住先の 見 込 ・ 意 向	1 福祉避難所 4 入院 7 条件次第で帰宅		2 緊急施設入所 5 親族等の受入れ 8 見込・意向なし(どこでもよい)	
支 援 希 望	1 福祉避難所へ移動 2 ホームヘルパー等の派遣 3 手話通訳者の派遣 4 要約筆記者の派遣 5 医師の診察・治療 6 保健師による巡回指導・訪問看護 7 補装具・日常生活用具の給付 8 物資・薬品の提供() 9 アレルギー対応食の提供 10 生活に支障なし 11 その他()			

(以下については、要配慮者班にて記入)

記 入 者		調査日時	年 月 日 時 分
対 応 結 果	1 入院 2 緊急施設入所 3 短期入所 4 親族等受入れ 5 福祉避難所(施設)へ移送 6 仮設住宅・市営住宅等に入居 7 福祉避難スペースへ移動 8 ホームヘルパー派遣 9 手話通訳者の派遣 10 要約筆記者の派遣 11 医師の診察・治療 12 保健師による巡回指導・訪問看護 13 定期的見守り 14 補装具・日常生活用具の給付 15 アレルギー対応食の提供 16 物資の提供() 17 その他()		

資料 1 5 避難所における要配慮者名簿

記載日	ふりがな氏名	性別	要配慮区分	介護者	自立度	健康状態	医療依存	帰住先	支援希望	備考
		生年月日								
		男・女		有・無						
		男・女		有・無						
		男・女		有・無						
		男・女		有・無						

要配慮区分	1.要介護 2.視覚障害 3.聴覚障害 4.言語障害 5.肢体不自由 6.内部障害 7.知的障害 8.精神障害 9.発達障害 10.認知症 11.乳幼児 12.妊産婦 13.難病 14.傷病 15.外国人 16.アレルギー 17.その他()
自立度	1 ほぼ自立 2 一部介助 3 全介助
健康状態	1 良好 2 おおむね良好 3 普通 4 要注意 5 悪い
医療依存	1 人工透析 2 酸素吸入 3 経管栄養 4 服薬 5 その他
帰住先	1 福祉避難所 2 緊急施設入所 3 短期入所 4 入院 5 親族等の受入 6 仮設住宅希望 7 条件次第で帰宅 8 見込・意向なし(どこでもよい)
支援希望	1 福祉避難所へ移動 2 ホームヘルパー等の派遣 3 手話通訳者の派遣 4 要約筆記者の派遣 5 医師の診察・治療 6 保健師による巡回指導・訪問看護 7 補装具・日常生活用具の給付 8 物資・薬品の提供() 9 アレルギー対応食の提供 10 生活に支障なし 11 その他()

資料 1 6 要配慮者の留意事項

区分	避難所での留意事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。 ・体育館等床面が滑りやすい施設の場合はマットやシート等を敷く等、転倒を防止するよう配慮します。 ・認知症高齢者については、あわただしい雰囲気であると、落ち着かなくなる傾向があります。できるだけ雑音の少ない場所などを本人と家族のために確保しましょう。 ・徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらったり、見守っていただくよう依頼します。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・被災による精神的なショック、避難所で人間関係のストレスから体調にも影響を及ぼしやすいので、一人で悩まず、感じていることを話せるよう配慮したり、カウンセリングや健康相談を実施して、不安を軽減できるように努めます。 ・食事については、弁当やインスタント食品が中心となると塩分の摂取量が増加したり、タンパク質やビタミンなどが不足がちになるため、可能な限りバランスの良い食事がとれるように配慮するとともに、十分な量の食事がとれているか確認します。 ・産婦については、授乳やおむつ換え、夜泣きなどに考慮して、授乳室や育児室を設置しましょう。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。
災害孤児	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少であると、一人で避難所生活を送ることが困難である。周囲の大人による見守りが必要です。 ・突然肉親が居なくなったことにより、精神的に不安定となることがあるため、心のケアが必要になります。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における各部屋や窓口の案内等の掲示等は、外国語あるいはイラスト等でわかりやすく伝えるほか、日本語の表記をやさしい日本語などで平易にするよう心がけます。 ・地震・台風等の自然災害の経験が乏しい外国人においては、日本人より精神的に不安定になる可能性があるため、心理的不安への配慮も必要です。 ・コミュニケーションをとる際は、やさしい日本語を使用し、多言語指さしボードや通訳翻訳機器・アプリも活用します。
視覚障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。 ・食事、トイレ、入浴などの必要な情報は、放送やハンドマイク等により音声で伝達します。 ・トイレなど部屋の配置がわかるように避難所の中を案内します。 ・通路などに歩行の妨げになる物がないか、気をつけます。

区分	避難所での留意事項
聴覚・言語障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報はプラカードやホワイトボード等により視覚情報で伝達します。 ・手話や筆談、口話などにより情報を伝えます。 ・手話通訳者、要約筆記者の配置に努めます。 ・出来るだけ早くファックスを設置し、知人などへの連絡に配慮します。
肢体不自由のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくすむように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。 ・車椅子を降りてリラックスできるスペースを確保します。 ・通路に障害物がないか気をつけ、車いすや松葉杖の利用者が通れるスペースを確保します。また、避難所のトイレが使用できない場合があるので、本人によく確認します。
内部障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・疲れやすいなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えているので、できるだけ負担をかけないようにします。 ・常時使用することが必要な医療器具(酸素ボンベ等)や医薬品を調達します。 ・医療行為を受ける必要のある人は自主的に申し出てもらい、早急に受け入れ病院の確認や移送手段を確保します。 ・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくすむように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。
知的障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、治療や投薬が欠かせない人もいるので、障害の状況に応じた支援を行います。 ・読み書きや計算が困難な場合があるため、ゆっくり話しかけ、文字にはルビを振ります。 ・トイレ、食事、入浴などの必要な情報が理解できているか、声をかけ確認します。 ・出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにします。
発達障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・遠回しな言い方やあいまいな表現は理解しにくい場合があるので、具体的に短い言葉で、ゆっくりと分かりやすく、やさしい口調で話しかけます。 ・否定的な言動には過敏な人が多いので、「〇〇しない」ではなく「〇〇しましょう」と肯定的な言葉かけをします。 ・パニック状態になっている場合は、刺激しないよう、また危険がないように配慮しながら、落ち着くまでしばらく見守ります。カづくで押さえつけることは逆効果となります。 ・音を遮断するヘッドフォンやサングラス、マスクを使用できるように配慮してください。

区分	避難所での留意事項
精神障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・不安を感じさせない穏やかな対応が必要です。 ・相手の伝えたいことをゆっくりと、根気よく聞くようにします。 ・落ち着いて、ゆっくりと具体的な言葉で分かりやすく説明します。必要に応じて繰り返します。 ・薬を正しく服用しているか注意するとともに、何らかの症状が出た時には、早めに医療救護所やかかりつけの医師に相談するようにします。
難病患者 人工透析患者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布など早急に対応が必要です。 ・人工透析患者については、早急に透析医療の確保(確保日数の目安は透析間隔である3～4日以内)が必要です。 ・人工呼吸器装着者については、電力の停止が生命に直結することから最優先の救援を必要とします。電源を確保してください。 ・在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対しても早急に医療確保が要となります。 ・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくてすむように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。
性的少数者	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは、男女別のほか男女共用も設置するなど、利用しやすいよう配慮します。 ・更衣室や入浴施設は、一人ずつ使える時間帯を設けるよう配慮します。 ・生理用品や下着など周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮します。

ボランティア活動に参加される方へ

当避難所内においてボランティア活動を行う場合に、以下の点にご注意いただくようよろしくお願いいたします。

- ▼ 事前に社会福祉協議会等において保険の加入手続きを済ませてください。
 - 当避難所において、災害ボランティアの登録や保険の加入手続きをすることはできません。

- ▼ ボランティア活動記録簿の記入をお願いします。
 - 当避難所においては、ボランティア活動記録簿に記入をしていただきます。
 - 記入後、担当者から依頼内容について詳しく説明しますので、指示に従ってください。
また、避難所内では、胸や腕などの見えやすい位置に、必ず災害ボランティアセンターで配布された名札を付けてください。
(直接受け入れる場合) 当方で作成する(名札・腕章)を付けてください。

- ▼ 体調管理等にはご注意ください。
 - ボランティアの皆様には危険な作業はお願いしませんが、万が一疑問があれば、作業に取りかかる前に担当者にご相談ください。
 - 体調の変化や健康管理には、各自でご注意の上、決して無理をしないようお願いいたします。

- ▼ 避難者のプライバシー保護に御協力ください。
 - 原則として、依頼された場所での活動をお願いします。避難者の心情に配慮し、居住空間への無断での立ち入りは控えてください。
 - 避難所内の撮影をする場合は、必ず避難者の許可をとってください。

- ▼ 活動終了後は報告してください。
 - 活動が済みましたら、担当者もしくは受付に申し出て確認を受けてください。

資料 18 ボランティア活動記録簿

受付年月日	年 月 日
整理番号	
記録担当者	

		この避難所 での活動回数		初回・	回目
ふりがな 氏名 団体名		性別		職業： 活動人数： 男性 名 女性 名	
住所	〒			電話：	(方)
緊急時 連絡先	氏名：		電話： 携帯：		
活動内容					
活動期間	月 日 から		月 日 (予定)		
活動時間	時 分 から		時 分 まで		
ボランティア保険 加入の有無	有 ・ 無				

- ※ ここで知り得た個人情報、目的のため以外は使用しません。
- ※ 団体に登録する場合は、代表者氏名を記入し、団体の構成員については各団体の代表者が必ず把握してください。

活動終了日	年 月 日
-------	-------

エコノミークラス症候群 予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



生活機能低下を防ごう！

「生活不活発病」に注意しましょう

生活不活発病とは…

「動かない」(生活が不活発な)状態が続くことにより、心身の機能が低下して、「動けなくなる」ことをいいます。

避難所での生活は、動きまわることが不自由になりがちなことに加え、それまで自分で行っていた掃除や炊事、買い物等などができなかったり、ボランティアの方等から「自分達でやりますよ」と言われてあまり動けなかったり、心身の疲労がたまったり… また、家庭での役割や人との付き合いの範囲も狭くなりがちで、生活が不活発になりやすい状況にあります。

生活が不活発な状態が続くと心身の機能が低下し、「生活不活発病」となります。

特に、高齢の方や持病のある方は生活不活発病を起こしやすく、悪循環^注となりやすいため、早期に対応することが大切です。

注) 悪循環とは…

生活不活発病がおきると、歩くことなどが難しくなったり疲れやすくなったりして「動きにくく」なり、「動かない」ことでますます生活不活発病はすすんでいきます。

予防のポイント

- 毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう。(横になっているより、なるべく座りましょう)
- 動きやすいよう、身の回りを片付けておきましょう。
- 歩きにくくなっても、杖などで工夫をしましょう。(すぐに車いすを使うのではなく)
- 避難所でも楽しみや役割をもちましょう。(遠慮せずに、気分転換を兼ねて散歩や運動も)
- 「安静第一」「無理は禁物」と思いこまないで。(病気の際は、どの程度動いてよいか相談を)



※ 以上のことに、周囲の方も一緒に工夫を。

(ボランティアの方等も必要以上の手助けはしないようにしましょう)

※特に、高齢の方や持病のある方は十分気をつけて下さい。

発見のポイント ～早く発見し、早めの対応を～**「生活不活発病チェックリスト」を利用してみましょう。**

要注意(赤色の口)に当てはまる場合は、

保健師、救護班、行政、医療機関などにご相談ください。

生活不活発病チェックリスト

下の①～⑥の項目について、

地震前（左側）と 現在（右側）のあてはまる状態に印 をつけてください。

地震前

現在

① 屋外を歩くこと

- 遠くへも1人で歩いていた
- 近くなら1人で歩いていた
- 誰かと一緒なら歩いていた
- ほとんど外は歩いていなかった
- 外は歩けなかった

- 遠くへも1人で歩いている
- 近くなら1人で歩いている
- 誰かと一緒なら歩いている
- ほとんど外は歩いていない
- 外は歩けない



② 自宅内を歩くこと

- 何もつかまらずに歩いていた
- 壁や家具を伝って歩いていた
- 誰かと一緒なら歩いていた
- 這うなどして動いていた
- 自力では動き回れなかった

- 何もつかまらずに歩いている
- 壁や家具を伝って歩いている
- 誰かと一緒なら歩いている
- 這うなどして動いている
- 自力では動き回れない



③ 身の回りの行為（入浴、洗面、トイレ、食事など）

- 外出時や旅行の時にも不自由はなかった
- 自宅内では不自由はなかった
- 不自由があるがなんとかしていた
- 時々人の手を借りていた
- ほとんど助けてもらっていた

- 外出時や旅行の時にも不自由はない
- 自宅内では不自由はない
- 不自由があるがなんとかしている
- 時々人の手を借りている
- ほとんど助けてもらっている



④ 車いすの使用

- 使用していなかった
- 時々使用していた
- いつも使用していた

- 使用していない
- 時々使用
- いつも使用

⑤ 外出の回数

- ほぼ毎日
- 週3回以上
- 週1回以上
- 月1回以上
- ほとんど外出していなかった

- ほぼ毎日
- 週3回以上
- 週1回以上
- 月1回以上
- ほとんど外出していない



⑥ 日中どのくらい体を動かしていますか

- 外でもよく動いていた
- 家の中ではよく動いていた
- 座っていることが多い
- 時々横になっていた
- ほとんど横になっていた

- 外でもよく動いている
- 家の中ではよく動いている
- 座っていることが多い
- 時々横になっている
- ほとんど横になっている

次のことはいかがですか？

⑦ 地震の前より、歩くことが難しくなりましたか？

- 変わらない 難しくなった

⑧ ほかに、難しくなったことはありますか？

- ない ある → 和式トイレをつかう 段差(高い場所)の上り下り 床からの立ち上がり
 その他(具体的に記入を:)

氏名

(男・女 , 才) 月 日現在

*このチェックリストで、赤色の (一番よい状態ではない)がある時は注意してください。

*特に 地震前 (左側)と比べて、 現在 (右側)が1段階でも低下している場合は、早く手を打ちましょう。

(「東北地方太平洋沖地震による避難生活に伴う心身の機能の低下の予防について」(平成23年3月29日付け厚生労働省老人保健課事務連絡)より)

資料22 ビブス・サインプレート・食物アレルギー防災カード

●ビブス（例）



●サインプレート（例）

<p>食物アレルギーがあります</p> <p><u>卵、牛乳</u></p> <p>を食べると具合が悪くなります。</p>	<p>保護者氏名： _____</p> <p>連絡先（電話番号）： _____</p> <p>かかりつけ医療機関</p> <p>病院・診療所名： _____</p> <p>所在地： _____</p> <p>電話番号： _____</p>
---------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（表面）

（裏面）

●食物アレルギー防災カード（例）

* 平時から携帯しておくことが有効 *

<p>食物アレルギー防災カード</p> <p>(〇〇市)</p> <p>原因となるアレルゲン 卵、牛乳</p> <p>禁止食品</p> <p>卵、マヨネーズ、かまぼこ、ウイナー、揚げ物、牛乳、ヨーグルト、チーズ、バター、アイスクリーム、乳酸菌飲料など</p>	<p>ふりがな 氏名 _____</p> <p>連絡先（電話番号） _____</p> <p>かかりつけ医療機関</p> <p>病院・診療所名： _____</p> <p>所在地： _____</p> <p>電話番号： _____</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（表面）

（裏面）

資料23 避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙

- 避難者は①避難所到着時 ②できれば毎日（あるいは定期的2-3日毎等）③病院移送時に評価
- 避難所運営スタッフは毎日、自己評価

年 月 日 名前

あてはまるものの数字に○をつけてください。

1. 風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい
 2. 上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
 3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
 4. 咳があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる
 5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
 6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
 7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
 8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
 9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
 10. 吐いた、または吐き気がする
 11. おなかが痛く、便に血がまざっている
 12. 目が赤く、目やにが出ている
 13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたたり、痛かったりする
 14. 小児である → 何歳（何ヶ月）？（ ）
- ※以下は、初回評価のみ
15. この3ヶ月間に入院したことがあり“多剤耐性菌（MRSA など）”があるといわれた
 16. 抗菌薬を飲んでいる（感染症の治療を受けている）→ なに？（ ）
 17. 被災後、予防注射を受けた → なに？（ ） いつ？（ ）

感染評価に基づく感染対策

避難所運営スタッフは「標準予防策」を行う。次の場合に「飛沫予防策」「接触予防策」「空気予防策」を追加。

（標準予防策等の具体的な方法は資料26「避難所における隔離予防策」に記載）

- 1、2、3の1つ以上【インフルエンザ等？】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加
- 1、2、3の1つ以上と14【小児呼吸器感染症？】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加
- 4【結核やその他の感染症？】→「接触予防策」「飛沫予防策」「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1と5【水痘や麻疹等？】→「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1と5と8【細菌性髄膜炎等？】→「飛沫予防策」を追加し病院搬送を検討
- 6のみ【带状疱疹や疥癬等？】→「接触予防策」を追加
- 7のみ【単純ヘルペスウイルス感染症？】→「接触予防策」を追加
- 9または10【ノロウイルス感染症やその他の消化器感染症？】→「接触予防策」を追加
- 11【細菌性の急性下痢症？】→「接触予防策」を追加し病院搬送を検討
- 12のみ【ウイルス性結膜炎？】→「接触予防策」を追加
- 13のみ【創傷関連感染症？】→「接触予防策」を追加

資料24 掲示用「避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」

つぎ しょうじょう ばあい
次の症状がある場合は

ひなんじょうえい し
すぐに避難所運営スタッフにお知らせください

1. 風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛
・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すよ
うな便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 目が赤く、目やにが出ている
13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたり、痛か
ったりする

資料 2 5 避難所における隔離予防策

(1) 標準予防策

感染症の疑いのある避難者との接触時に実施する

1. 血液、体液、分泌物、排泄物への曝露が予想される場合、適切な個人用防護具※を着用する
2. 全ての個人用防護具は、使用した部屋／区域内で脱ぐ
3. 各避難者との接触前後に手指衛生を行う
4. 咳エチケットを行う
 - a. 咳をしている人にはマスクを着用してもらう
 - b. 咳をしている人にはティッシュを提供する
 - c. 咳やくしゃみをするときは、腕あるいは袖で押さえるように指導する
 - d. 感染性をもつ可能性のある人は、他の避難者からできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す
5. 感染症の伝播を予防するために、布団／ベッドの間隔をできるだけ2m（少なくとも1m以上）空け、寝る向きは互い違い（お互いの足が見えるよう）にするのが望ましい

※個人用防護具：手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、マスク等

(2) 飛沫予防策

飛沫予防策の適応となる感染症には季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳などがある。

1. 飛沫感染症の症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室/区域に収容する
 - 2) 他の避難者からは空間的に分離する（他の避難者とできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す）
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
 2. マスクを着用する
 - 1) 症状のある避難者と2m以内に近づく人は、マスクを着用する
 3. 飛沫予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う
 4. 飛沫感染症が疑われる人が隔離室/区域を出る場合や他の人に近づく場合は、マスクを着用する
-

(3) 接触予防策

接触予防策の適応となるのは多剤耐性菌（MRSA、VRE 等）による感染症、新型コロナウイルス感染症、痘瘡、疥癬、しらみ、激しい嘔吐・下痢、さらに、創部から多量の滲出液が漏れるような場合である。標準予防策に追加して以下の予防策を実施する。

1. 接触予防策を要する症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室／区域に収容する
 - 2) 他の避難者からは空間的に分離する（他の避難者とできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す）
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
 2. 隔離室／区域内にいる人のケアを行う人は、隔離室／区域に入る際に個人用防護具を着用する
 - 1) ガウン
 - 2) 手袋
 3. 接触予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う
-

(4) 空気予防策

避難所で空気予防策を実施するのは非常に困難であり、災害時において必要となることは稀である。空気感染予防策の適応となる避難者は、可能な限り早急に避難所から医療機関に搬送することが必要である。空気予防策の適応となる感染症には、結核、水痘、麻疹、痘瘡、SARS、ウイルス性出血熱、鳥インフルエンザなどがある。

標準予防策に追加して、以下の対策を実施する。

1. 空気感染症の兆候・症状のある人を個室に収容する

1) 可能であれば陰圧個室を使用する

2) 一時的な陰圧室を作る場合：

(1) 他の避難者からは可能な限り離れた区域か、物理的に離れた区域（廊下や別棟）を選ぶ

(2) 少なくとも窓が一つある区域を選ぶ（窓は外気取入口や他の窓から 25 フィート=約 8m 以上離れているか、他の建物から 100 ヤード=約 90m 以上離れていること）

(3) 隔離区域が壁で閉鎖されていない場合は、何らかの方法で仕切りを設けること。仕切りを作る為に使用する素材は、それぞれの透過性をもとに選ぶこと。

・望ましい順にドライウォール、パーティクルボードあるいは他の木材、プラスチック、パーティションやスクリーン、カーテン、ベッドシーツ

・バリア素材は天井から床までできるだけ届くように据え付ける

(4) 以下のいずれかの方法で、隔離室/区域から排気して陰圧を作り出す

・据え置き室内空気循環システム

・ポータブルの室内空気循環システム

・窓から空気を排気するための遠心送風機（風量が大きい扇風機を指す。）

・窓から空気を排気できる空気清浄機

・床／窓の換気扇を使用

－陰圧空調を作る際は施設エンジニアに相談すること

(5) 隔離室/区域の空気を、フィルターに通すことなく、避難所内のその他の区域に再循環させないようにする。空気は以下のいずれかの方法で濾過（フィルター）することができる。

望ましい順に：・超高性能（HEPA）フィルターを使用する

・ポータブル HEPA フィルターユニットを使用する。ユニットは、避難所スタッフの行動や隔離区域内の医療機器の邪魔にならないが、空気感染症のある患者のなるべく近くに設置する。－避難所スタッフの感染予防のために、空気感染症のある患者とポータブル HEPA フィルターユニットの空気取り込み口の間に立たないように指導される必要がある。

2. 隔離区域のドアは常時閉め、空気感染症のある避難者は隔離室/領域内で過ごしてもらう

3. 空気感染症のある避難者と 2m 以内で接する人は、N95 微粒子用マスクを着用する

4. 空気感染症のある避難者に接する前後は、手指衛生を行う

資料26 災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項

配慮をすべき事項・配慮が必要な方	対応
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・暗がりにならない場所に設置する ・夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置する ・屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする ・トイレの固定、転倒防止を徹底する ・個室は施錠可能なものとする ・防犯ブザー等を設置する ・手すりを設置する
衛生・快適性	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ専用の履物を用意する（屋内のみ） ・手洗い用の水を確保する ・手洗い用のウェットティッシュを用意する ・消毒液を用意する ・消臭剤や防虫剤を用意する ・暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する ・トイレの掃除用具を用意する
女性・子供	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは男性用・女性用に分ける ・生理用品の処分用のゴミ箱を用意する ・鏡や荷物を置くための棚やフックを設置する ・子供と一緒に入れるトイレを設置する ・オムツ替えスペースを設ける ・トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する
高齢者・障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式便器を確保する ・使い勝手の良い場所に設置する ・トイレまでの動線を確保する ・トイレの段差を解消する ・福祉避難スペース等にトイレを設置する ・介助者も入れるトイレを確保する
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の掲示物を用意する（トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレを設置する ・人口肛門、人口膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する ・幼児用の補助便座を用意する

資料編

(小規模避難所版)

(様式等作成例)

事務引継書

引継日	年 月 日	
避難所名		
担当者	前任者	後任者
業務内容		
業務における注意点		
避難者からの 要望事項等		
対応状況		
情報共有事項		
その他		

資料2 建物被災状況チェックシート

コンクリート造等建築物

(手順)

- 1, 市町村避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、早急に施設内への避難が必要な場合、避難者が2人以上で、このチェックシートにより、目視による点検を行います。
- 2, 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
- 3, 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
- 4, このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、市町村へ連絡し、被災建築物応急危険度判定士による判定を待ちます。

避難所名： _____

点検実施日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名： _____

次の質問の該当するところに○を付けて下さい。

質 問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している (Cの回答はありません)
7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている

8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 その他、目についた被害を記入して下さい。 (例：塀が傾いた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど)	

【判断基準】

1, 質問1～10を集計します。

A	B	C

2, 必要な対応をとります。

◎ C の答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎ B の答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

◎ A のみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検して下さい。

※ 石綿（アスベスト）が使用された施設が破損した場合、石綿が飛散することが想定されます。上記チェックリストにより、施設に破損が認められれば立ち入らないこととしていますが、市町村においては、石綿使用の有無をあらかじめ避難所運営組織に伝えるなど、健康被害に留意してください。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであるため、市町村へ連絡し、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けて下さい。

資料3 避難者名簿

入所年月日		年 月 日		居住グループ		
ふりがな 世帯主氏名	性別	男・女		家屋の 被害状況	居住の可否（可・否）	
	年齢	歳			全壊・半壊・一部損壊	
	避難確認				断水・停電・ガス停止・電話不通	
職業・資格・特技 ※1		要配慮 区分		所属自治会		
住所		車	車種		ナンバー	
		ペット	有（種類		） 無	
電話番号		携帯番号				
緊急連絡先 (必ず記入してください)	氏名			電話番号		
	住所					
家族構成	氏名	続柄	性別	職業・資格・特技等 ※1	要配慮区分	避難確認
要配慮区分 1.要介護 2.視覚障害 3.聴覚障害 4.言語障害 5.肢体不自由 6.内部障害 7.知的障害 8.精神障害 9.発達障害 10.認知症 11.乳幼児 12.妊産婦 13.難病 14.傷病 15.外国人 16.アレルギー 17.その他（ ）						
上記により配慮が必要なこと(手話・要約筆記が必要、食物アレルギーの対象食料、服用している薬等)や負傷・疾病の状況等特に申告する必要があること						
避難者名簿の掲示・公開 ※2				同意する・同意しない		

- ※1 活動班編制時の参考としますので、過去の職業も含め、できる限り記入をお願いします。
- ※2 ご記入いただいた情報は、災害対策本部や避難所運営と支援のために最低限必要な範囲で共有します。また、被災者台帳に利用されます。なお、避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。
- ※3 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。記載欄（ ）
- ※4 自分で記入できない方は、名簿管理者が聞き取りますので、お申し出ください。

退所状況			
退所年月日		年 月 日	
連絡先	住所		
	電話番号	携帯番号	

	備考	入所継続家族等ありましたら、記入してください。
--	----	-------------------------

避難者名簿（在宅避難者・車中泊避難者用）

発災直後～

調査票

(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
自宅住所	
連絡先	固定電話： 携帯電話：
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 自宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 知人宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 車中泊〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔場所： 誰が： 〕
世帯主の氏名	□記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦(妊娠週数：) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット〔種類： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる →個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる →個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援(又は利用予定)	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所：) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある(復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> その他〔 〕
家屋(建物)の被災状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった(家が流れてしまった、家が倒壊した、家が)

害状況	<p>土砂によって埋没したなど)</p> <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった (瓦が落ちた、外壁がはがれたなど)
	<input type="checkbox"/> 家屋に被害があった → 被害の概況：[]
	<input type="checkbox"/> 被害はなかった
(3) 現在の健康面・生活環境について	
冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 冷房が使えない <input type="checkbox"/> 暖房が使えない <input type="checkbox"/> 給湯器が使えない <input type="checkbox"/> その他 []
(4) その他	
その他	<p>例：物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入 (被災者が発言したものを記載)</p>
対応者の所感	<p>例：見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入 (被災者に対面した者が感じたことを記載)</p>

【情報の利用目的】(行政機関用)

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【情報の利用目的】(民間団体用)

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。記載欄（ ）

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

同意する 同意しない

個別項目【医療関係情報】 ※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入

要配慮者の氏名：	
既往歴・治療中、医療サポートの利用状況	<input type="checkbox"/> 持病がある〔病名： 〕 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を利用している <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 人工透析〔 <input type="checkbox"/> 血液透析 <input type="checkbox"/> 腹膜透析〕 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 抗凝固薬の定期的投薬 <input type="checkbox"/> 緊急性のある精神疾患 <input type="checkbox"/> 緊急治療歯科疾患 <input type="checkbox"/> 要緊急処置妊婦〔 <input type="checkbox"/> 産科 <input type="checkbox"/> 非産科 合併症： 〕 <input type="checkbox"/> 定期的投薬が必要（現在、〔中断 ・ 継続〕 ） → <input type="checkbox"/> 降圧薬 <input type="checkbox"/> 血糖降下薬 <input type="checkbox"/> 向精神薬 <input type="checkbox"/> その他 → 〔医薬品名： 〕
かかりつけの医療機関名	

個別項目【福祉関係情報】 ※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入

要配慮者の氏名：	
訪問看護などの医療サービスを利用しているか	<input type="checkbox"/> 有 〔利用している事業所名： 〕 <input type="checkbox"/> 無
要介護（支援）認定を受けているか等	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 介護区分不明 〔利用している居宅介護支援事業所等の名称： 〕 <input type="checkbox"/> 無
障害者手帳を持っているか	<input type="checkbox"/> 有〔 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳〕

		<p>〔具体的な障害の種類等：□身体障害 □知的障害 □精神障害 □発達障害〕</p> <p>□無</p>
	<p>デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用しているか</p>	<p>□有 〔利用している事業所名： _____ 〕</p> <p>→ □被災前と変わらず利用の見通しが立っている □利用の見通しが立たない □わからない</p> <p>□無</p>
	<p>日常生活の介助が必要か</p>	<p>□介助は必要ない</p> <p>□一部介助が必要 →□食事 □衣類の着脱 □排泄 □移動 □意思疎通 □判断</p> <p>□全介助が必要 →□食事 □衣類の着脱 □排泄 □移動 □意思疎通 □判断</p>

避難生活段階～

調査票

(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
自宅住所	
連絡先	固定電話： 携帯電話：
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他 []
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所 [場所： 誰が：] <input type="checkbox"/> 自宅 [誰が：] <input type="checkbox"/> 知人宅 [誰が：] <input type="checkbox"/> 車中泊 [場所： 誰が：] <input type="checkbox"/> その他 [場所： 誰が：]
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> 記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦 (妊娠週数：) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット [種類：] <input type="checkbox"/> その他 []
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる→個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる→個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援（又は利用予定）	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所：) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある (復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> その他 []
家屋（建物）の被害状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった (家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど) <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった (瓦が落ちた、外壁がはがれたなど) <input type="checkbox"/> 家屋に被害があった

	<p>→ 被害の概況：〔 〕</p> <p><input type="checkbox"/>被害はなかった</p> <p>【水害の場合】</p> <p>浸水被害：<input type="checkbox"/>浸水被害なし <input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床下浸水</p> <p>土砂被害：<input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床上の土砂被害</p> <p><input type="checkbox"/>床下の土砂被害</p> <p>〔 ⇒被害がある場合の土砂撤去の状況： 〕</p>
被災後の後片付け	<p><input type="checkbox"/>自分や家族、知人等で片付け・清掃を行い、完了した</p> <p><input type="checkbox"/>災害ボランティアセンターへ依頼した</p> <p>→ 依頼内容：〔 〕</p> <p>現状：<input type="checkbox"/>活動が完了した <input type="checkbox"/>継続中</p> <p><input type="checkbox"/>追加で頼みたい <input type="checkbox"/>まだ来ていない</p> <p><input type="checkbox"/>災害ボランティアセンターへ依頼していない</p> <p>→ 理由：<input type="checkbox"/>頼み方が分からない <input type="checkbox"/>連絡手段がない</p> <p><input type="checkbox"/>何を頼めるのか分からない</p> <p><input type="checkbox"/>災害ボランティアセンターを知らない</p> <p><input type="checkbox"/>ボランティアに入ってほしくない</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔 〕</p>
居住スペースの状況	<p><input type="checkbox"/>自宅で生活可能</p> <p><input type="checkbox"/>ライフラインが復旧すれば自宅で生活可能</p> <p><input type="checkbox"/>今後、修繕・リフォームが必要</p> <p><input type="checkbox"/>再建・転居が必要</p>
(3) 現在の健康面・生活環境について	
健康状態の変化	<p>変化があった者の氏名：</p> <p>※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入</p>
健康状態	<p><input type="checkbox"/>疲労がたまっている</p> <p><input type="checkbox"/>日常生活に支障が生じている</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔 〕</p>
今ある症状	<p><input type="checkbox"/>痛み（膝、腰、ほか）</p> <p><input type="checkbox"/>けが</p> <p><input type="checkbox"/>風邪等（熱、だるさ、咳等）</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔 〕</p>
受診の状況	<p><input type="checkbox"/>受診する必要がない</p> <p><input type="checkbox"/>問題なく受診できている〔病院名： 〕</p> <p><input type="checkbox"/>受診できていない/困難がある</p> <p>→理由：<input type="checkbox"/>病院が開いていない <input type="checkbox"/>移動手段がない</p> <p><input type="checkbox"/>行く時間がない <input type="checkbox"/>行く気が起きない</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔 〕</p>
服薬の状況	<p><input type="checkbox"/>薬を服用していない</p> <p><input type="checkbox"/>問題なく服用できている</p> <p><input type="checkbox"/>服用できていない/困難がある</p>

		→理由： <input type="checkbox"/> 受診できていない <input type="checkbox"/> 薬局が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
生活面の变化		変化があった者の氏名 ※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入
	精神面	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 気持ちが落ち込む <input type="checkbox"/> 不安感が強い <input type="checkbox"/> 気分が高揚している <input type="checkbox"/> その他〔 〕 →相談相手の有無 <input type="checkbox"/> 有〔相談先： 〕 <input type="checkbox"/> 無
	睡眠	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 眠れない <input type="checkbox"/> 何度も目が覚める <input type="checkbox"/> 常に眠い <input type="checkbox"/> その他〔 〕
	食欲・食事等	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 増えた <input type="checkbox"/> 減った
食物への配慮	食物アレルギー	<input type="checkbox"/> 有〔誰が： 原因食物： 〕 <input type="checkbox"/> 無
	摂食嚥下困難	<input type="checkbox"/> 有〔誰が： 食形態： 〕 <input type="checkbox"/> 無
	疾病等による食事制限	<input type="checkbox"/> 有〔誰が： 制限が必要な食品・栄養素： 〕 <input type="checkbox"/> 無
食事内容		<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化した 現在の内容 <input type="checkbox"/> 自炊している <input type="checkbox"/> インスタント食品が中心 <input type="checkbox"/> スーパー等のお惣菜が中心 <input type="checkbox"/> 外食が多い <input type="checkbox"/> その他〔 〕
調理・食事環境		<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 台所が使えない <input type="checkbox"/> カセットコンロを使用している <input type="checkbox"/> 食事を準備できる環境がない（食器が洗えない等） <input type="checkbox"/> 食事を準備する時間がない <input type="checkbox"/> 食事を準備する体力がない <input type="checkbox"/> やる気が起きない

	<input type="checkbox"/> 町外に出たい（出る予定） <input type="checkbox"/> 考えられない <input type="checkbox"/> その他 [] <input type="checkbox"/> 今後の住まいについて考えられない（悩んでいる）
上記を進めるに当たっての課題等	<input type="checkbox"/> 課題はない（実施可能） <input type="checkbox"/> 課題がある → <input type="checkbox"/> 資金調達 <input type="checkbox"/> 住宅として使えるかわからない <input type="checkbox"/> 家族間の合意 <input type="checkbox"/> その他 []
(5) その他	
その他（困っていること、伝えたいこと）	<p style="text-align: center;"><i>例：物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入（被災者が発言したものを記載）</i></p>
対応者の所感	<p style="text-align: center;"><i>例：見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入（被災者に対面した者が感じたことを記載）</i></p>

【情報の利用目的】（行政機関用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【情報の利用目的】（民間団体用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じる

	<p>デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用しているか</p>	<p><input type="checkbox"/>有〔利用している事業所名： 〕 →<input type="checkbox"/>被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/>利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/>わからない <input type="checkbox"/>無</p>
	<p>日常生活の介助が必要か</p>	<p><input type="checkbox"/>介助は必要ない <input type="checkbox"/>一部介助が必要 →<input type="checkbox"/>食事 <input type="checkbox"/>衣類の着脱 <input type="checkbox"/>排泄 <input type="checkbox"/>移動 <input type="checkbox"/>意思疎通 <input type="checkbox"/>判断 <input type="checkbox"/>全介助が必要 →<input type="checkbox"/>食事 <input type="checkbox"/>衣類の着脱 <input type="checkbox"/>排泄 <input type="checkbox"/>移動 <input type="checkbox"/>意思疎通 <input type="checkbox"/>判断</p>

仮設住宅への移行検討段階～

調査票

(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
自宅住所	
連絡先	固定電話： 携帯電話：
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 自宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 知人宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 車中泊〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔場所： 誰が： 〕
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> 記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦(妊娠週数：) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット〔種類： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる→個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる→個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援(又は利用予定)	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所：) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある(復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> その他〔 〕
家屋(建物)の被害状況	【水害の場合】 浸水被害： <input type="checkbox"/> 浸水被害なし <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 土砂被害： <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床上の土砂被害 <input type="checkbox"/> 床下の土砂被害

	<p style="text-align: center;">⇒被害がある場合の土砂撤去の状況：</p>
被災後の後片付け	<input type="checkbox"/> 自分や家族、知人等で片付け・清掃を行い、完了した <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼した → 依頼内容：〔 現状： <input type="checkbox"/> 活動が完了した <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 追加で頼みたい <input type="checkbox"/> まだ来ていない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼していない → 理由： <input type="checkbox"/> 頼み方が分からない <input type="checkbox"/> 連絡手段がない <input type="checkbox"/> 何を頼めるのか分からない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターを知らない <input type="checkbox"/> ボランティアに入ってほしくない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
(3) 現在の健康面・生活環境について	
健康状態の変化	変化があった者の氏名： ※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入
健康状態	<input type="checkbox"/> 疲労がたまっている <input type="checkbox"/> 日常生活に支障が生じている <input type="checkbox"/> その他〔 〕
今ある症状	<input type="checkbox"/> 痛み（膝、腰、ほか） <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 風邪等（熱、だるさ、咳等） <input type="checkbox"/> その他〔 〕
受診の状況	<input type="checkbox"/> 受診する必要がない <input type="checkbox"/> 問題なく受診できている〔病院名： 〕 <input type="checkbox"/> 受診できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 病院が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
服薬の状況	<input type="checkbox"/> 薬を服用していない <input type="checkbox"/> 問題なく服用できている <input type="checkbox"/> 服用できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 受診できていない <input type="checkbox"/> 薬局が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
生活面の変化	変化があった者の氏名 <p style="text-align: right;">※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入</p>

	<input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由〕
義援金	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由〕
その他支援金	<input type="checkbox"/> 申請済み (<input type="checkbox"/> 生活再建支援金 <input type="checkbox"/> 災害弔慰金 <input type="checkbox"/> 災害見舞金) <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由〕
支援情報	<input type="checkbox"/> 十分に情報を入手出来ていると感じる <input type="checkbox"/> 一定程度の情報は入手できていると感じる <input type="checkbox"/> 情報が入手出来ていないと感じる
(5) その他	
その他（困っていること、伝えたいこと）	<i>例：物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入（被災者が発言したものを記載）</i>
対応者の所感	<i>例：見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入（被災者に対面した者が感じたことを記載）</i>

【情報の利用目的】（行政機関用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【情報の利用目的】（民間団体用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

- ※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。
- ※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。記載欄（ ）

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

- 同意する 同意しない

個別項目【医療関係情報】 ※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入

要配慮者の氏名：

既往歴・治療中、医療サポートの利用状況	<input type="checkbox"/> 持病がある〔病名： 〕 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を利用している <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 人工透析〔 <input type="checkbox"/> 血液透析 <input type="checkbox"/> 腹膜透析〕 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 抗凝固薬の定期的投薬 <input type="checkbox"/> 緊急性のある精神疾患 <input type="checkbox"/> 緊急治療歯科疾患 <input type="checkbox"/> 要緊急処置妊婦〔 <input type="checkbox"/> 産科 <input type="checkbox"/> 非産科 合併症： 〕 <input type="checkbox"/> 定期的投薬が必要（現在、〔中断 ・ 継続〕 ） → <input type="checkbox"/> 降圧薬 <input type="checkbox"/> 血糖降下薬 <input type="checkbox"/> 向精神薬 <input type="checkbox"/> その他 → 〔医薬品名： 〕
かかりつけの医療機関名	

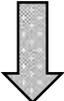
個別項目【福祉関係情報】 ※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入

要配慮者の氏名：

訪問看護などの医療サービスを利用しているか	<input type="checkbox"/> 有 〔利用している事業所名： 〕 <input type="checkbox"/> 無
要介護（支援）認定を受けているか等	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 介護区分不明 〔利用している居宅介護支援事業所等の名称： 〕 <input type="checkbox"/> 無
障害者手帳を持っている	<input type="checkbox"/> 有〔 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳

か	<input type="checkbox"/> 療育手帳 〔具体的な障害の種類等： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害〕 <input type="checkbox"/> 無
デイサービス・ヘルパーな どの福祉サービスを利用 しているか	<input type="checkbox"/> 有 〔利用している事業所名： _____ 〕 → <input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 無
日常生活の介助が必要か	<input type="checkbox"/> 介助は必要ない <input type="checkbox"/> 一部介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断 <input type="checkbox"/> 全介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断

被災者台帳情報外部提供同意

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
<p>あなたの台帳情報の外部提供について、以下の①～③のいずれかをお選びください。</p> <p>（全ての提供先、情報の範囲に同意）</p> <p><input type="checkbox"/> ① 提供先、提供する情報の範囲を問わず、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。</p> <p>（任意の提供先、情報の範囲に同意）</p> <p><input type="checkbox"/> ② 下記にチェックした提供先、提供する情報の範囲において、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。</p> <p> 下記の i～iv において、台帳情報の提供に同意する提供先、提供を同意する情報の範囲をチェック又は記載してください。</p>			
外部提供先及び提供可能情報	<p>i 公共料金等減免</p> <p><input type="checkbox"/> 電力会社（〇〇電力）</p> <p><input type="checkbox"/> ガス会社（〇〇ガス）</p> <p><input type="checkbox"/> 水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/> 下水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/> NHK</p> <p><input type="checkbox"/> NTT</p> <p><input type="checkbox"/> 携帯電話会社（会社名・支店名 _____）</p> <p>連絡先（市町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____</p>		

メールアドレス： _____

担当者： _____

(次ページに続きます)

その他 (_____)

連絡先 (市町村において把握している場合は不要) :

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

※ 同意された提供先に対し、被災者台帳に記載・記録された情報のうち、
料金減免に必要な情報を提供します。

※ 市町村が行う減免 (地方税、保育料等) については、本様式による同意は
不要です。

ii 被災者支援団体等への提供

民生委員

社会福祉協議会

消防団

その他 (民間事業者、NPO、ボランティア団体、障害者団体等)

団体等名称： _____

団体等連絡先 (市町村において把握している場合は不要) :

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

提供を同意する情報 (_____)

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する (申請する) 情報はすべて提供しても良い

iii 被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

社会福祉協議会 (再掲)

国 (官署名： _____)

被災者生活再建支援法人

独立行政法人住宅金融支援機構

その他

団体等名称： _____

団体等連絡先 (市町村において把握している場合は不要) :

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

提供を同意する情報（ _____ ）

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

iv その他

提供先として同意する団体名： _____

提供を同意する理由： _____

団体等連絡先（市町村において把握している場合は不要）：

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

提供を同意する情報（ _____ ）

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

③ 台帳情報を提供することに同意しません。

※ 同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳に記載・記録された情報を提供いたします。

エコノミークラス症候群 予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



避難所生活のルール

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市町村担当者、施設管理者、自主防災組織の役員等からなる避難所運営本部を組織します。
 - 避難所運営本部会議を、毎日午前__時と午後__時に開催します。
 - 避難所運営本部に、総務班、被災者管理班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、要配慮者班、ボランティア班の各活動班を設置します。
- 3 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。（状況により、規模の縮小や統合もあります。）
- 4 避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入して下さい。
 - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡して下さい。
 - 身体障害者補助犬を除きペットを居室に入れることは原則禁止です。
- 5 職員室、保健室、調理室などは避難所運営に必要となるため使用禁止です。
 - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
 - 避難所では、利用する部屋を移動していただくことがあります。
- 6 食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。
 - 食料・物資が不足する場合は、避難所運営本部で配布基準を決定します。
 - 食料・物資は在宅避難者や車中泊者にも配布します。
 - ミルク・おむつなどは必要な方に配布します。
- 7 消灯は、夜__時です。
 - 廊下は点灯したままとし、居室は消灯します。
 - 避難所の運営・管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 8 携帯電話での通話については所定の場所でのみ可能とします。
 - 居室ではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。
- 9 衛生管理のため、避難所内を清潔に保ちます。
 - 居室空間は各世帯で清掃を行い、ごみは各世帯の責任で分別して捨てます。
 - 共有空間については、避難者全員が協力して清掃を行います。
 - __及び__は土足禁止です。靴は__で脱ぎ、各自管理します。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、炎を露出させる裸火の使用は禁止します。

資料6 ビブス・サインプレート・食物アレルギー防災カード

●ビブス（例）



●サインプレート（例）

<p>食物アレルギーがあります</p> <p><u>卵、牛乳</u></p> <p>を食べると具合が悪くなります。</p>	<p>保護者氏名： _____</p> <p>連絡先（電話番号）： _____</p> <p>かかりつけ医療機関</p> <p>病院・診療所名： _____</p> <p>所在地： _____</p> <p>電話番号： _____</p>
---------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（表面）

（裏面）

●食物アレルギー防災カード（例）

* 平時から携帯しておくことが有効 *

<p>食物アレルギー防災カード</p> <p>(〇〇市)</p> <p>原因となるアレルゲン 卵、牛乳</p> <p>禁止食品</p> <p>卵、マヨネーズ、かまぼこ、ウイナー、揚げ物、牛乳、ヨーグルト、チーズ、バター、アイスクリーム、乳酸菌飲料など</p>	<p>ふりがな 氏名 _____</p> <p>連絡先（電話番号） _____</p> <p>かかりつけ医療機関</p> <p>病院・診療所名： _____</p> <p>所在地： _____</p> <p>電話番号： _____</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（表面）

（裏面）

資料7 要配慮者の留意事項

区分	避難所での留意事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。 ・体育館等床面が滑りやすい施設の場合はマットやシート等を敷く等、転倒を防止するよう配慮します。 ・認知症高齢者については、あわただし雰囲気であると、落ち着かなくなる傾向があります。できるだけ雑音の少ない場所などを本人と家族のために確保しましょう。 ・徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらったり、見守っていただくよう依頼します。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・被災による精神的なショック、避難所で人間関係のストレスから体調にも影響を及ぼしやすいので、一人で悩まず、感じていることを話せるよう配慮したり、カウンセリングや健康相談を実施して、不安を軽減できるように努めます。 ・食事については、弁当やインスタント食品が中心となると塩分の摂取量が増加したり、タンパク質やビタミンなどが不足がちになるため、可能な限りバランスの良い食事がとれるように配慮するとともに、十分な量の食事がとれているか確認します。 ・産婦については、授乳やおむつ換え、夜泣きなどに考慮して、授乳室や育児室を設置しましょう。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。
災害孤児	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少であると、一人で避難所生活を送ることが困難である。周囲の大人による見守りが必要です。 ・突然肉親が居なくなったことにより、精神的に不安定となることがあるため、心のケアが必要になります。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における各部屋や窓口の案内等の掲示等は、外国語あるいはイラスト等でわかりやすく伝えるほか、日本語の表記をやさしい日本語などで平易にするよう心がけます。 ・地震・台風等の自然災害の経験が乏しい外国人においては、日本人より精神的に不安定になる可能性があるため、心理的不安への配慮も必要です。 ・コミュニケーションをとる際は、やさしい日本語を使用し、多言語指さしボードや通訳翻訳機器・アプリも活用します。
視覚障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。 ・食事、トイレ、入浴などの必要な情報は、放送やハンドマイク等により音声で伝達します。 ・トイレなど部屋の配置がわかるように避難所の中を案内します。 ・通路などに歩行の妨げになる物がないか、気をつけます。

区分	避難所での留意事項
聴覚・言語障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報はプラカードやホワイトボード等により視覚情報で伝達します。 ・手話や筆談、口話などにより情報を伝えます。 ・手話通訳者、要約筆記者の配置に努めます。 ・出来るだけ早くファックスを設置し、知人などへの連絡に配慮します。
肢体不自由のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくすむように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。 ・車椅子を降りてリラックスできるスペースを確保します。 ・通路に障害物がないか気をつけ、車いすや松葉杖の利用者が通れるスペースを確保します。また、避難所のトイレが使用できない場合があるので、本人によく確認します。
内部障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・疲れやすいなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えているので、できるだけ負担をかけないようにします。 ・常時使用することが必要な医療器具(酸素ボンベ等)や医薬品を調達します。 ・医療行為を受ける必要のある人は自主的に申し出てもらい、早急に受け入れ病院の確認や移送手段を確保します。 ・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくすむように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。
知的障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、治療や投薬が欠かせない人もいるので、障害の状況に応じた支援を行います。 ・読み書きや計算が困難な場合があるため、ゆっくり話しかけ、文字にはルビを振ります。 ・トイレ、食事、入浴などの必要な情報が理解できているか、声をかけ確認します。 ・出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにします。
発達障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・遠回しな言い方やあいまいな表現は理解しにくい場合があるので、具体的に短い言葉で、ゆっくりと分かりやすく、やさしい口調で話しかけます。 ・否定的な言動には過敏な人が多いので、「〇〇しない」ではなく「〇〇しましょう」と肯定的な言葉かけをします。 ・パニック状態になっている場合は、刺激しないよう、また危険がないように配慮しながら、落ち着くまでしばらく見守ります。カづくで押さえつけることは逆効果となります。 ・音を遮断するヘッドフォンやサングラス、マスクを使用できるように配慮してください。

区分	避難所での留意事項
精神障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・不安を感じさせない穏やかな対応が必要です。 ・相手の伝えたいことをゆっくりと、根気よく聞くようにします。 ・落ち着いて、ゆっくりと具体的な言葉で分かりやすく説明します。必要に応じて繰り返します。 ・薬を正しく服用しているか注意するとともに、何らかの症状が出た時には、早めに医療救護所やかかりつけの医師に相談するようにします。
難病患者 人工透析患者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布など早急に対応が必要です。 ・人工透析患者については、早急に透析医療の確保(確保日数の目安は透析間隔である3~4日以内)が必要です。 ・人工呼吸器装着者については、電力の停止が生命に直結することから最優先の救援を必要とします。電源を確保してください。 ・在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対しても早急に医療確保が要となります。 ・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくてすむように配慮します。 ・段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッドを設置する。
性的少数者の ある人等	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは、男女別のほか男女共用も設置するなど、利用しやすいよう配慮します。 ・更衣室や入浴施設は、一人ずつ使える時間帯を設けるよう配慮します。 ・生理用品や下着など周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮します。

資料8 避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙

- 避難者は①避難所到着時 ②できれば毎日（あるいは定期的2-3日毎等）③病院移送時に評価
- 避難所運営スタッフは毎日、自己評価

年 月 日 名前

あてはまるものの数字に○をつけてください。

1. 風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい
 2. 上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
 3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
 4. 咳があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる
 5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
 6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
 7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
 8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
 9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
 10. 吐いた、または吐き気がする
 11. おなかが痛く、便に血がまざっている
 12. 目が赤く、目やにが出ている
 13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたたり、痛かったりする
 14. 小児である →何歳（何ヶ月）？（ ）
- ※以下は、初回評価のみ
15. この3ヶ月間に入院したことがあり“多剤耐性菌（MRSA など）”があるといわれた
 16. 抗菌薬を飲んでいる（感染症の治療を受けている）→なに？（ ）
 17. 被災後、予防注射を受けた→なに？（ ）いつ？（ ）

感染評価に基づく感染対策

避難所運営スタッフは「標準予防策」を行う。次の場合に「飛沫予防策」「接触予防策」「空気予防策」を追加。

（標準予防策等の具体的な方法は資料26「避難所における隔離予防策」に記載）

- 1、2、3の1つ以上【インフルエンザ等？】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加
- 1、2、3の1つ以上と14【小児呼吸器感染症？】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加
- 4【結核やその他の感染症？】→「接触予防策」「飛沫予防策」「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1と5【水痘や麻疹等？】→「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1と5と8【細菌性髄膜炎等？】→「飛沫予防策」を追加し病院搬送を検討
- 6のみ【带状疱疹や疥癬等？】→「接触予防策」を追加
- 7のみ【単純ヘルペスウイルス感染症？】→「接触予防策」を追加
- 9または10【ノロウイルス感染症やその他の消化器感染症？】→「接触予防策」を追加
- 11【細菌性の急性下痢症？】→「接触予防策」を追加し病院搬送を検討
- 12のみ【ウイルス性結膜炎？】→「接触予防策」を追加
- 13のみ【創傷関連感染症？】→「接触予防策」を追加

資料9 掲示用「避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」

つぎ しょうじょう ばあい
次の症状がある場合は

ひなんじょうえい し
すぐに避難所運営スタッフにお知らせください

1. 風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛
・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すよ
うな便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 目が赤く、目やにが出ている
13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたたり、痛か
ったりする

資料 10 避難所における隔離予防策

(1) 標準予防策

感染症の疑いのある避難者との接触時に実施する

1. 血液、体液、分泌物、排泄物への曝露が予想される場合、適切な個人用防護具※を着用する
2. 全ての個人用防護具は、使用した部屋／区域内で脱ぐ
3. 各避難者との接触前後に手指衛生を行う
4. 咳エチケットを行う
 - a. 咳をしている人にはマスクを着用してもらう
 - b. 咳をしている人にはティッシュを提供する
 - c. 咳やくしゃみをするときは、腕あるいは袖で押さえるように指導する
 - d. 感染性をもつ可能性のある人は、他の避難者からできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す
5. 感染症の伝播を予防するために、布団／ベッドの間隔をできるだけ2m（少なくとも1m以上）空け、寝る向きは互い違い（お互いの足が見えるよう）にするのが望ましい

※個人用防護具：手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、マスク等

(2) 飛沫予防策

飛沫予防策の適応となる感染症には季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳などがある。

1. 飛沫感染症の症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室/区域に収容する
 - 2) 他の避難者からは空間的に分離する（他の避難者とできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す）
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
 2. マスクを着用する
 - 1) 症状のある避難者と2m以内に近づく人は、マスクを着用する
 3. 飛沫予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う
 4. 飛沫感染症が疑われる人が隔離室/区域を出る場合や他の人に近づく場合は、マスクを着用する
-

(3) 接触予防策

接触予防策の適応となるのは多剤耐性菌（MRSA、VRE 等）による感染症、新型コロナウイルス感染症、痘瘡、疥癬、しらみ、激しい嘔吐・下痢、さらに、創部から多量の滲出液が漏れるような場合である。標準予防策に追加して以下の予防策を実施する。

1. 接触予防策を要する症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室／区域に収容する
 - 2) 他の避難者からは空間的に分離する（他の避難者とはできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す）
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
 2. 隔離室／区域内にいる人のケアを行う人は、隔離室／区域に入る際に個人用防護具を着用する
 - 1) ガウン
 - 2) 手袋
 3. 接触予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う
-

(4) 空気予防策

避難所で空気予防策を実施するのは非常に困難であり、災害時において必要となることは稀である。空気感染予防策の適応となる避難者は、可能な限り早急に避難所から医療機関に搬送することが必要である。空気予防策の適応となる感染症には、結核、水痘、麻疹、痘瘡、SARS、ウイルス性出血熱、鳥インフルエンザなどがある。

標準予防策に追加して、以下の対策を実施する。

1. 空気感染症の兆候・症状のある人を個室に収容する

1) 可能であれば陰圧個室を使用する

2) 一時的な陰圧室を作る場合：

(1) 他の避難者からは可能な限り離れた区域か、物理的に離れた区域（廊下や別棟）を選ぶ

(2) 少なくとも窓が一つある区域を選ぶ（窓は外気取入口や他の窓から 25 フィート=約 8m 以上離れているか、他の建物から 100 ヤード=約 90m 以上離れていること）

(3) 隔離区域が壁で閉鎖されていない場合は、何らかの方法で仕切りを設けること。仕切りを作る為に使用する素材は、それぞれの透過性をもとに選ぶこと。

・望ましい順にドライウォール、パーティクルボードあるいは他の木材、プラスチック、パーティションやスクリーン、カーテン、ベッドシーツ

・バリア素材は天井から床までできるだけ届くように据え付ける

(4) 以下のいずれかの方法で、隔離室/区域から排気して陰圧を作り出す

・据え置き室内空気循環システム

・ポータブル室内空気循環システム

・窓から空気を排気するための遠心送風機（風量が大きい扇風機を指す。）

・窓から空気を排気できる空気清浄機

・床／窓の換気扇を使用

－陰圧空調を作る際は施設エンジニアに相談すること

(5) 隔離室/区域の空気を、フィルターに通すことなく、避難所内のその他の区域に再循環させないようにする。空気は以下のいずれかの方法で濾過（フィルター）することができる。

望ましい順に：・超高性能（HEPA）フィルターを使用する

・ポータブル HEPA フィルターユニットを使用する。ユニットは、避難所スタッフの行動や隔離区域内の医療機器の邪魔にならないが、空気感染症のある患者のなるべく近くに設置する。－避難所スタッフの感染予防のために、空気感染症のある患者とポータブル HEPA フィルターユニットの空気取り込み口の間に立たないように指導される必要がある。

2. 隔離区域のドアは常時閉め、空気感染症のある避難者は隔離室/領域内で過ごしてもらう

3. 空気感染症のある避難者と 2m 以内で接する人は、N95 微粒子用マスクを着用する

4. 空気感染症のある避難者に接する前後は、手指衛生を行う

市町村地震防災対策アクションプログラム 策定の手引き

平成20年3月

和歌山県

1 アクションプログラムの策定の必要性

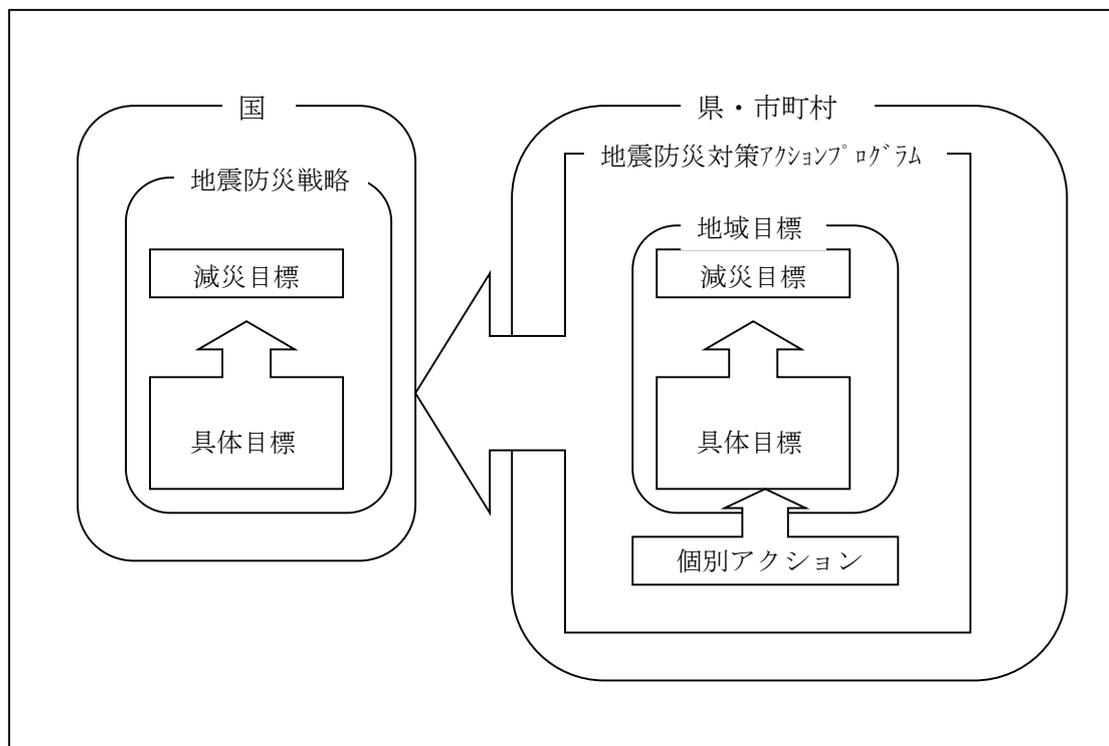
本県は今世紀前半にも発生する恐れのある東南海・南海地震や中央構造線断層帯による地震により甚大な被害が予測されている。これらの大地震の被害を軽減するため、目標を設定し戦略的に地震防災対策を実施していくことが求められている。

国は平成17年3月に効果的かつ効率的な地震防災対策を講じるため、「東南海・南海地震の地震防災戦略」を決定した。その中には具体的な被害軽減量を示す数値目標が設定されているが、この目標を達成するには、国だけではなく、地方公共団体、関係機関、住民が一体となって取り組むことが必要である。とりわけ東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている県・市町村は災害対策の中心的な役割を担うため、国から減災目標を達成するため具体的な目標「地域目標」を定めることを要請されている。

県においては、この要請を受けて、平成19年3月に「地域目標」を定めるとともに、この目標を達成するための具体的な施策を取りまとめ、「県地震防災対策アクションプログラム」を改訂したところである。このアクションプログラムは、180の個別アクションから構成されているが、そのうち45は市町村が主体となるアクションとなっている。

そのため、国の地震防災戦略及び県地震防災対策アクションプログラムを推進するためには、市町村においても地域目標を設定するとともに、その目標を達成するため地震防災対策アクションプログラムを策定することが必要である。

(地震防災戦略と地震防災対策アクションプログラムとの関係イメージ図)



○ 今までの地震防災対策の流れ

国

- H7年6月 地震防災対策特別措置法を制定
- H13年9月 東南海地震・南海地震の今後30年間の発生確率を公表
- H14年7月 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を制定(H15年7月施行)
- H15年4月 東南海・南海地震の被害想定を公表
- H15年12月 東南海・南海地震対策大綱(マスタープラン)を策定
県内全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定
- H17年3月 東南海・南海地震の地震防災戦略を決定
- H18年4月 東南海・南海地震応急対策活動要領を策定
- H19年3月 東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画を策定
- H19年11月 中央構造線断層帯の被害想定結果を公表

県

- H7年度 地震被害想定調査を実施
- H8年度 第1次地震防災緊急事業五箇年計画を策定(H8~12)

- H13年度 第2次地震防災緊急事業五箇年計画を策定(H13~17)
- H15・16年度 津波浸水予測調査を実施
- H16年3月 地震防災対策アクションプログラムを策定
- H16年4月 東南海・南海地震防災対策推進計画を策定
- H16年度 第2次地震防災緊急事業五箇年計画を変更(H13~17)
- H17年4月 津波浸水予測結果を公表
- H16・17年度 地震被害想定調査を実施
- H18年5月 地震被害想定結果を公表
- H18年度 第3次地震防災緊急事業五箇年計画を策定(H18~22)
- H19年3月 地震防災対策アクションプログラムを改訂
- H19年度 津波防災教育センター、県防災センターを開設
第3次地震防災緊急事業五箇年計画を変更(H18~22)

2 地震防災対策アクションプログラムとは

今後取り組むべき地震防災対策を体系的にとりまとめた具体的な実施計画である。

○アクションプログラム構成

1 策定の背景
・ 大地震発生 の脅威
・ 被害想定
・ 戦略計画策定の必要性
2 基本的な考え方
・ 基本理念
・ 減災目標と具体目標
・ 体系図
・ 推進組織
・ 進行管理
3 個別アクション一覧表

○基本理念の例

〇〇市（町・村）を災害に強い安心で安全なまちづくりをめざす

○減災目標の例

〇〇地震の想定死者数を今後10年間で半減する （想定死者数 〇〇人を〇〇人にする）

○具体目標の例

平成〇〇年度までに住宅の耐震化率 〇〇%をめざす

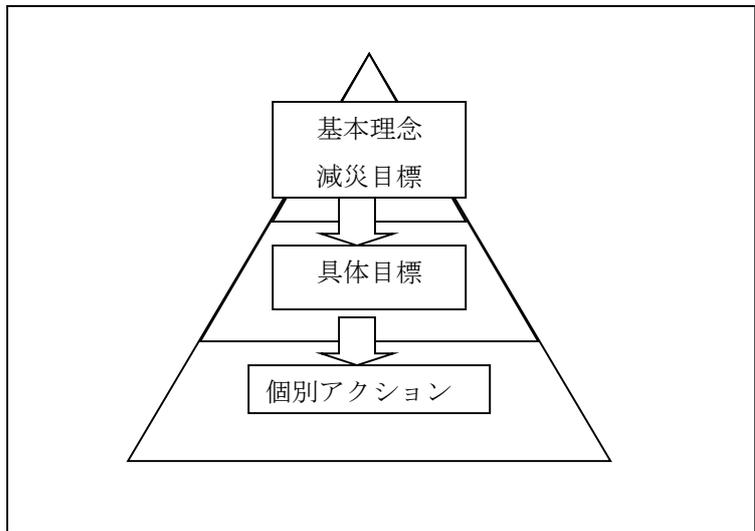
○具体目標項目の例

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 住宅の耐震化の推進・ 家具等の固定・ 自主防災組織の育成・充実・ 消防団の充実・強化・ 津波防災訓練の実施・ 災害時要援護者支援対策の推進・ 防災拠点施設の耐震化の推進・ 急傾斜地崩壊危険個所の対策・ 密集市街地の整備・ 道路橋の耐震補強・ 防災情報システムの整備・ 避難場所、避難路の整備・ 海岸保全施設整備の推進・ 事業継続の取組の推進 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○個別アクションの例

対策の柱	災害に強いまちづくり（予防対策）
アクション目標	住宅の耐震診断年〇〇件・耐震補強年〇〇件
個別アクション	住宅の耐震診断・耐震補強の推進

○体系図



○体系表

施策の柱	施策項目	個別アクション
<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

3 推進組織と策定手順

(1) 市町村長のアクションプログラム策定の意思決定

市町村防災担当課は、アクションプログラムの必要性を市町村長へ説明し、その策定を進言する。そして、市町村長がアクションプログラム策定の意思決定を行う。

(2) 市町村長のトップダウンによる全庁的な策定体制

部・課長が集まる会議の場で市町村長から直接各課に策定に協力するよう指示する。このことにより、各課の協力が得やすくなる。

策定組織については、市町村長、部・課長からなる「意思決定グループ」と係長・担当者からなる「作業グループ」をつくる。防災担当課が事務局を担当する。

この策定組織は策定後には推進組織も兼ねる。

(3) 推進組織設置要綱、名簿の作成

(4) 策定方針と策定スケジュールの作成

基本となる事項（背景、必要性、基本理念、減災目標、計画期間など）案を作成する。

(5) 推進会議、策定検討会を開催

策定検討会では、まず想定地震による被害や地震防災対策の必要性をメンバーが共通の認識として理解することが必要である。

(6) 具体的な検討に入る前に研修会を開催する。

研修会では、県地震被害想定調査結果、国の地震防災対策、県の地震防災対策アクションプログラム、先進市町村の地震防災対策アクションプログラム、わが市町村の地域防災計画について、理解する。

なお、災害イメージトレーニングやDIGを行うことも効果的である。

(7) 市町村が取り組むべき防災の課題や対策を職員から広く募集

基本理念、減災目標を達成するための対策を広く募集する。

(8) 職員から提案されたアイデアを整理

(9) ワークショップを開催

課題や対策の優先順位→グループ分け→施策の柱を作成

(10) 素案の作成

ワークショップの検討内容を踏まえ、事業担当課と調整し、施策体系、個別アクションを磨く。

(11) 推進組織で原案を決定

(12) パブリックコメント等の実施

住民から広く意見を募集し、提出された意見を踏まえ、修正等を行う。

また、市町村議会への説明と意見聴取を行う。

(13) 市町村長の承認を経て公表

4 進行管理

(1) 推進員の配置

関係各課にアクションプログラムの推進員を置き、個別アクションの進行管理を行う。

(2) 進行管理

個別アクションを実施している関係各課から年に1回進捗状況表を提出させて、完了、未完了を整理する。進捗状況が相当以上遅れているアクションについて、ヒアリングなどを実施し、「遅れている理由や今後、進めるにはどうすればいいのか。」を検討する。

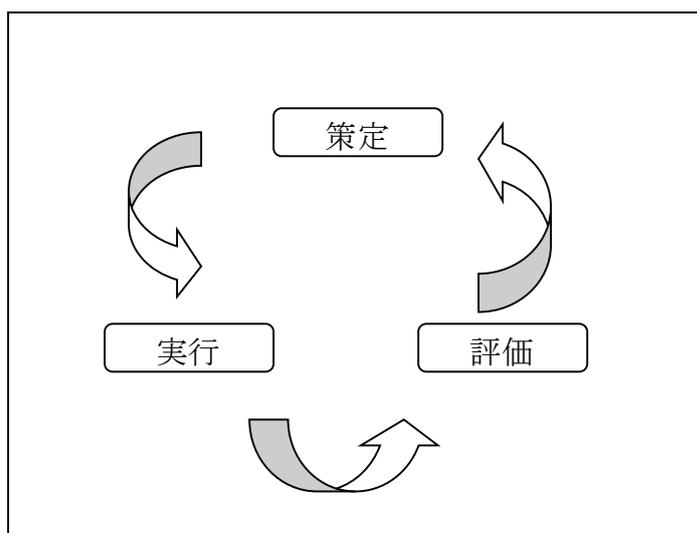
(進捗状況)

- 順調に進んでいる
- やや遅れている
- 相当遅れている
- 全く進んでいない

(3) アクションの見直しを行う

アクションが完了すれば、次の新たなアクションを考える。

アクション未完了のもののうち、実施が困難なものについて、アクションを廃止し、別のアプローチを考えることも必要である。



77-01-04 市町村地震防災対策アクションプログラム策定の手引き

○策定スケジュール（例）

月	内 容
4月～ 5月	アクションプログラム策定の意思決定
	推進組織と策定スケジュールを決定
	推進組織会議、作業グループのキックオフ
6月～ 8月	研修会を開催
	課題・対策を広く職員から募集
	ワークショップを開催
	作業グループ会議を開催
	事業実施課と調整し素案を作成
9月	推進組織会議で原案の決定
10月～12月	議会への説明
	住民説明会またはパブリックコメントを実施
2月～ 3月	アクションプログラム決定、公表

資料

既に策定されている市町村アクションプログラムの事例

豊田市地震対策アクションプラン

<http://www.city.toyota.aichi.jp/ex/pc/h14/03/siryous.pdf>

天理市地震防災対策アクションプログラム

<http://www.city.tenri.nara.jp/gyomu/bousai/action%20program/action%20program.pdf>

橿原市地震防災対策アクションプログラム

http://www.pref.nara.jp/bosai/tokatsu/bosai1/action/kashihara_ap.pdf

海南市地震防災対策アクションプログラム

http://www.city.kainan.wakayama.jp/www/contents/1185269411901/files/action_prog.pdf

f

その他参考資料

奈良県市町村アクションプログラムガイドライン

<http://www.pref.nara.jp/bosai/tokatsu/bosai1/action/shichousonap.html>

和歌山県地震防災対策アクションプログラム

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/040325/ap18kai.pdf>

地震防災戦略

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_toukai/pdf/senryaku/gaiyou.pdf

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_toukai/pdf/senryaku/honbun.pdf

災害ボランティア実践ワークショップガイド(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター)

〇〇〇市防災対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 東南海・南海地震その他災害に係る防災対策を全庁的に推進し、市民の生命及び財産を保護するため、〇〇〇市防災対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策の総合的な実施計画策定に関すること。
- (2) 防災対策の総合的な実施・進行管理に関すること。
- (3) その他防災対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、市長、副市長、収入役、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長、〇〇課長の職にある者をもって構成する。

- 2 会議は、市長が招集し、市長が議長となる。
- 3 会議は、市長が必要と認めたときに開催する。
- 4 市長に事故があるときは、あらかじめ市長の指名する構成員が、議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、〇〇〇課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

地震防災対策アクションプログラムに係るワーキンググループ設置要領

1 設置の目的

複数の課室に関わる地震防災対策について、課室間の調整や連携を図ることにより、全庁をあげて取り組むことを目的とする。

2 組織

ワーキンググループは、〇〇市防災対策推進会議の下部組織とする。

3 構成

(1) ワーキンググループの構成課室は、原則として、防災対策調整会議において決定する。

(2) ワーキンググループのメンバーは、構成課室の実務担当者とする。

4 運営

(1) 各ワーキンググループにそれぞれ座長（課室）を置く。

(2) 座長は、メンバー同士の話し合いによって決定する。

(3) 座長は、ワーキンググループのとりまとめを行う。

(4) 座長は、年度が替わっても、同一課室であることが望ましい。

(5) 各ワーキンググループには、防災局の職員を当該ワーキンググループの担当者として割り当て、座長の補佐的業務を担当させる。

5 部会

(1) ワーキンググループのテーマについて、一定の分野から専門的に討議・検討する必要がある場合は、部会を設置する。

(2) 上記4運営の項は、部会にも適用する。

6 作業

(1) あらかじめリストアップされた検討予定内容を参考に討議・検討し、地震防災対策として県が行うべきアクション（具体的施策）を選定する。

なお、アクションには、1課室が実施するものと2以上の課室が共同して実施するものがある。

(2) 選定したアクションの実施又は実施管理を行う。

7 存続期間

原則として、選定したアクションが完了するまでとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

災害時における観光客等対策の考え方

平成21年6月

和歌山県地震防災対策ワーキンググループ

(観光客対策部会)

和歌山県

はじめに

平成21年1月に国の地震調査研究推進本部から東南海・南海地震の長期的な発生確率の評価が発表されました。それは、今後30年以内に南海地震が発生する確率が50～60%、今後50年以内では80～90%、東南海地震が60～70%、今後50年以内では90%程度以上という高い確率のものでした。

全国有数の観光県である本県においては、災害時の観光客対策は重要な課題であり、観光地における高いレベルの「安全・安心」を確保する必要があります。

本県では、行政機関や防災関係機関、各企業をはじめ、各家庭、自主防災組織において、地震防災対策に力を注いできました。

しかし、災害時における観光客等の対策については、観光客自体が不特定で一過性の特徴を有し、季節や曜日、時刻等により人数が異なることから、具体的な防災計画や対策を策定しがたい実情があります。

観光客の多くが、本県の地理に不案内であり、中には、地震・津波等に関する知識がとぼしい人もいると思われれます。

また、観光客はニュース等の報道に接する機会が少なく、緊急情報の入手や認知が遅れがちである上、災害時は、交通機関の不通や道路の寸断によって、行き先や帰路・逃げ場を失うという困難に直面しやすい状況にあります。

このような問題点があるにもかかわらず、自治体によっては防災対策が観光客等対策まで踏み込んで検討されていない場合も見受けられ、観光客関連の業務を扱う企業・団体が多様化している中、連携が不十分など、観光客を受け入れる側にも課題が見られます。さらに、観光業界にとって、観光地は良好なイメージの維持が誘客の大きな要因になっていることから、災害が発生した場合はもちろんのこと、風評が広がるだけでも観光地は大打撃を受けます。

この様なことから、観光関係者は、防災対策を万全に取り組むことにより観光地としてのイメージアップを図るとともに、良好な観光資源を安心して楽しむことができるよう、その対策に今後も取り組んでいくことが必要です。

県におきましては、東南海・南海地震など大規模災害に備えるため、県が今後実施すべき行動を体系化した「地震防災対策アクションプログラム」を平成16年3月に策定し、平成19年に改訂しました。この中で、重要な16のテーマについてそれぞれ庁内ワーキンググループを立ち上げ、観光客対策については「**防災情報共有社会の実現・観光客対策ワーキンググループ**」で検討を進めてきました。

観光客対策ワーキンググループは、参加メンバーが議論を重ね、災害時における観光客対策を進めるにあたって、観光客の定義や分類、災害時に予想される観光客対策に関する問題点と課題、観光客や観光業界に関する問題点等について抽出し、それぞれに対する対策を検討し、「災害時における観光客対策の考え方」としてまとめました。

各市町村、観光関係者におかれましては、災害時の観光客対策について本報告書を参考にし、適切な対策を講じるようお願いいたします。

なお、本報告書は、大規模な地震被害で発災後1～2週間を想定しておりますが、風水害等における大規模な災害についても、適宜応用して対応を図っていただきたいと思います。

目 次

第1章	本県の観光に関する現状	2
1	本県の観光に関する現状	2
2	観光客等の定義	2
第2章	観光客等対策の課題	3
1	観光客等の特質	3
2	観光地や観光業界の特質	4
3	観光客等対策に関する課題のまとめ	5
第3章	観光客等対策	6
1	被害想定・需要予測（事前に想定しておくこと）	6
2	最新で正確な情報収集、情報伝達と提供	7
3	迅速かつ的確な避難誘導・避難生活の確保	10
4	物資・資機材の備蓄、調達	13
第4章	県・市町村、観光関係者（団体）との連携	14
1	主体別の役割分担の明確化	14
2	関係者間の連携とネットワーク	14
第5章	事前の防災計画・訓練の必要性	15
1	防災計画の策定	15
2	防災計画の策定不要施設における準備	15
第6章	総括（まとめ）	15

<主な用語の定義>

観光客 等：公共交通機関及び自家用車、バイク、自転車を利用して訪れた者で、観光旅行者、仕事上の出張者、買物客、各種大会参加者、釣り客、帰宅困難者等をいう。

帰宅困難者：徒歩で帰宅が困難な通勤通学者、買物客等をいう。

滞留旅客：観光客等のうち、鉄道や道路の不通により、概ね一昼夜以上にわたり帰宅できなくなった者をいう。

南海地震 等：南海地震及び東海・東南海地震（同時発生等）をいう。

津波浸水危険予想地域：津波浸水予想地域、避難対象地域、津波避難困難地域等

土砂災害危険予想地域：土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）、山地災害危険地区

観光関係事業者：行政を含む観光事業に係わる関係者

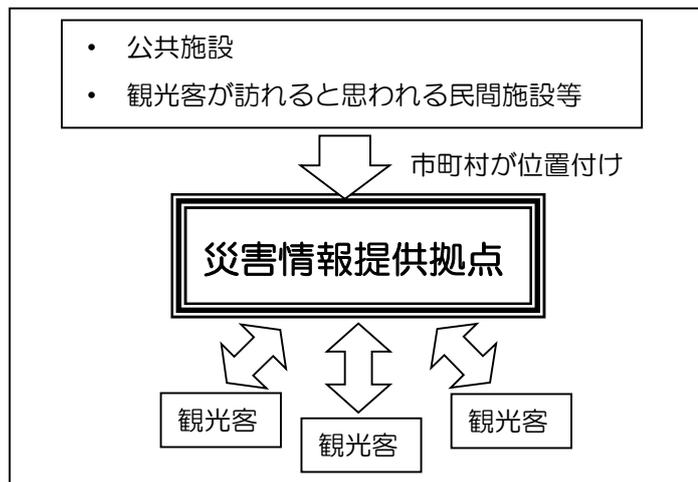
観光施設：動物園、水族館、テーマパーク等

災害情報提供拠点：市町村は、公共施設とそれ以外の観光客が訪れると思われる民間施設等を、「災害情報提供拠点」と位置づけ、それらの施設に協力を依頼しておくことが望ましい。候補地については下表参照。

<想定される民間の「災害情報提供拠点」候補地>

民間施設等	危険予想地域外にあって、建物の耐震性等の安全性が確保されている次の施設 観光案内所、観光施設、宿泊施設 集客施設、主要駅、バスターミナル サービスエリア・パーキングエリア、道の駅 有料道路料金所、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、土産物店、海の家、釣り具店、遊漁船の受付 など
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※注 上記用語については本報告書における定義とする。



第1章 本県の観光に関する現状

1 本県の観光に関する現状

本県の観光客総数（宿泊客数と日帰客数との合計）は、平成19年は32,083千人、宿泊客数は5,567千人で、日帰客数は26,516千人です。

地域別でみると白浜地域が観光客総数全体の約10%、宿泊客数では約37%を占めます。

また、本県の「観光客動態調査報告書」（平成19年）によると、宿泊客の発地別では「近畿（三重県含む2府4県）」が52.9%、「関東」が10.8%、「東海」が9.0%、「その他県外」が14.2%、「本県」が13.1%と約9割が県外からの宿泊観光客であり、「和歌山県大型観光キャンペーン期間中の観光客の動向等に関する調査」（平成17年1月）によると利用交通手段は、自家用車が44.1%と最も多く、鉄道18.6%、貸切バスが18.4%と続きます。

したがって、本報告書では、県外からの観光客が多いこと、移動手段として自動車の利用が多いことを念頭に置いております。



観光振興課 HP より

2 観光客等の定義

本報告書で言う「観光客等」には、いわゆる観光地で見物・体験するために訪れた狭義の観光客に加え、交通機関が途絶した場合、帰宅するまでに相当の時間を要する「帰宅困難者」も含むものとししました。

また、観光客等対策については、観光・宿泊施設の内側か外側か、市街地か郊外か、山間部か海岸部か、都市部か自然景勝地か、など地域の実情に応じて対応が異なります。観光・宿泊施設の中にいる観光客に対しては各施設管理者が対応することになり、施設の外では、自治体や報道機関から提供された情報により観光客等が自主的に判断・行動せざるを得ない場面が出てくるものと思われれます。

したがって、各章では総括的に「観光客等」と表記していますが、個々には、「宿泊客」や「入園（場）客」などの観光・宿泊施設内の観光客をはじめ、「単なる道路を移動中の者」「海水浴客」「釣り客」「マリンスポーツをしている者」「買物客」など、観光や旅行等の目的により対策や対応が変わることが考えられます。本報告書では、多種多様な観光客を対象として、近年発生することが確実視される地震における災害を想定し検討を進めました。

第2章 観光客等対策の課題

1 観光客等の特質

観光客は短期の滞在と移動を前提としており、観光客の地震対策は定住者である地域住民と異なる課題があります。その対策の課題は下記の7点です。

(1) 地域の危険区域の情報不足

観光先や滞在先の土地勘がなく、危険区域の情報不足であるため、地震発生の際における危険な場所・避難対象地区や避難所等を知らないことが想定されます。

海岸や山岳地域の自然景勝地の多くは、地震の際には津波や土砂災害等の危険があると考えられますが、避難を要するかどうか分からないまま被災する可能性があります。

和歌山県で考えられる地震

	想定地震	どんな地震？	似た地震
①海溝型の地震	東海・東南海・南海地震 <マグニチュード 8.6>	約90年～150年間隔で繰り返し発生しています。津波を伴う巨大地震で、過去にも度々大きな被害を受けています。三つの地震が同時または連続して起こる可能性があります。	スマトラ島沖地震
内陸型の地震	②中央構造線が活動して起こる地震 <マグニチュード 8.0>	中央構造線は西南日本のほぼ中央部を縦断する大断層であり、その延長距離は、1000km以上にも達し、県内では和泉山脈の南縁に沿って走っています。紀北地域で大きな被害が予想されます。	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)
	③どこでも起こる可能性のある地震 <マグニチュード 6.9>	この規模の地震は日本列島どこでも起こる可能性があります。震源付近では相当な被害が予想されます。	鳥取県西部地震

(2) 予備知識に乏しい

南海地震等に関する予備知識に乏しいため、直後に予想される巨大地震を連想しないと考えられます。

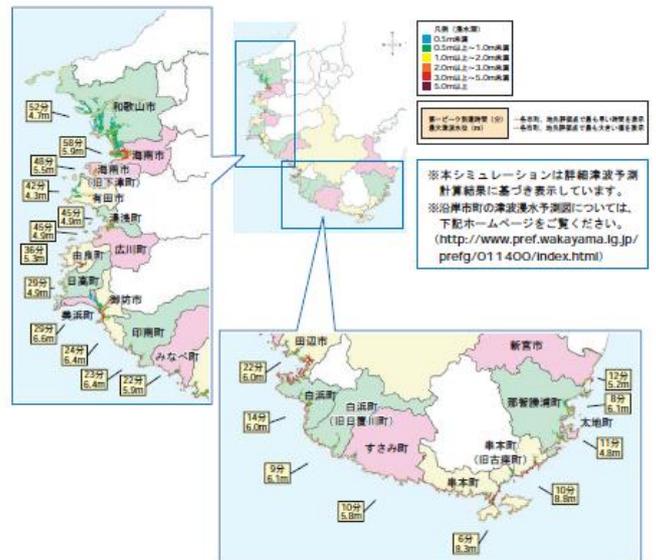
このため、災害時の迅速かつ的確な対応ができず、不測の被災を受けてしまうことが懸念されるほか、地震発生時の避難対応で、県や市町村の地域防災計画が期待する行動がとられないおそれがあります。

(3) 不特定で一過性

列車やバス、自家用車等により各地を長距離または広範囲に移動するため、滞在先の特定が難しく、被災状況の把握に時間がかかることが想定されます。

津波シミュレーション

最大津波高及び第1波のピーク到達時間



乗船・搭乗者簿や宿泊者名簿等が存在する場合を除き、不特定多数の者が出入りする観光施設や自然景勝地においては、安否確認自体ができないため、被災状況が把握できないことが考えられます。

(4) 交通の途絶に弱い

災害時には、公共交通機関の不通や道路の寸断により、帰宅手段を失い、滞在先で足止めとなります。特に、海岸部の集落や山間地域の場合、孤立する可能性もあります。

また、交通手段が復旧するまでの間、長期にわたり地域住民と同様の避難生活を余儀なくされることも考えられます。

(5) 情報源に乏しい

観光先や滞在先では、テレビやラジオ等を視聴する機会が比較的少なく、緊急情報の受信が大幅に遅れやすいといえます。

このため、被災地で観光客等のみが取り残される可能性があります。

(6) 人数の変動

季節や曜日、時間、天候等によって、観光客等の人数は大きく変動します。

特に、祭りやイベントの際には、地域の定住人口を上回る人数になる場合もありえます。

このため、観光客等の多い日時に災害が発生すると、避難所の収容予定人員を超えるおそれがあります。交通手段の復旧状況によっては、行き先を失った観光客等が、避難所や駅などに次々と集まってくることで予想されます。

(7) 食料等の準備が不十分

一般に食料・水・衣料等の携行が最小限であり、帰宅が困難な場合、その地域での対応が必要となります。

2 観光地や観光業界の特質

(1) 観光地のイメージ

観光地は良好なイメージの維持が誘客の大きな要因になっていることから、災害は観光地全体の振興に関わる重要な問題です。ひとたび災害が発生したりあるいは風評が広がれば、観光地は大打撃を受けます。

災害が発生することは避け得ないことから、観光関係者が防災対策を万全に取り組むことにより観光地としてのイメージアップを図るとともに、良好な観光資源を安心して楽しむことができるよう、その防災対策を公開広報することも、イメージアップにつながります。

(2) 観光関連事業者が多様

観光客等の防災対策においては、観光客に関わる多様な観光事業者が存在するゆえに、相互の連携が取りにくく、平常時における観光客対策や発災時の応急対策は個々の事業者任せられます。

3 観光客等対策に関する課題のまとめ

以上のことから災害時における観光客等対策として重要な点は、主に**情報収集・情報伝達、避難誘導、物資の備蓄**といえます。

様々な所を移動する観光客に対し、迅速かつ正確に緊急情報を伝えるためには、行政が設置する広報施設やマスコミの活用はもとより、地域の事業所や住民の協力などを得て、観光地の隅々まで至るよう情報伝達体制を整備する必要があります。

また、避難誘導については、地震が発生した場合において、土地勘のない観光客を、どこへ・どのルートで・どのような方法で避難させるかが重要で、緊急時には、観光客の生死にも関わる重要な課題です。

このほか、観光客の避難生活が長期化した場合の物資や資機材の備蓄も必要となります。

そして、これらの課題を、「平常時」「地震発生時」の時系列に分けて、防災対策を推進することが重要です。

第3章 観光客等対策

災害時における観光客等対策については、観光地の安全・安心を確保することを基本目標とし、概ね3つの対策項目に区分されます。

- ・ 最新で正確な情報収集・情報伝達と提供
- ・ 迅速かつ的確な避難誘導・避難生活の確保
- ・ 物資・資機材の備蓄、調達

県・市町村及び観光関係者は地域の実情に合わせ、これらの対策を具体的に検討するとともに、広域的な連携を図りながら総合的に推進していくことが求められます。

1 被害想定・需要予測（事前に想定しておくこと）

被害想定や各種需要予測については、地震発生等の曜日や時間によっても大きく数値が変わる要素はありますが、避難所の指定箇所数や面積、避難誘導者の数、物資・資機材の備蓄・調達数にも極めて関わりが深くなります。

(1) 被害想定等

平成17年度に行った和歌山県地震被害想定調査によると、東海・東南海・南海地震が発生した場合、県全体での死者は約5,000人（うち津波による死者は約2,000人）、負傷者は約8,000人に上ると想定されております。さらに帰宅困難者は県全体で約10万人と想定されています。

想定地震による被害予測

	項目	想定対象	季節時間	東海・東南海・南海地震	中央構造線による地震	田辺市内陸直下の地震
建物被害 〔棟〕	全壊・焼失	揺れ、液状化、がけ崩れ、火災、津波による被害を対象にしました。	冬 5時	84,800	104,800	990
			冬 18時	104,600	137,200	1,100
			夏 12時	85,000	109,800	1,000
人的被害 〔人〕	死者数	建物倒壊、津波、がけ崩れ、火災による被害を対象にしました。	冬 5時	5,000	4,600	60
			冬 18時	4,700	3,500	50
			夏 12時	4,800	2,600	50
	負傷者数		冬 5時	8,300	12,500	410
			冬 18時	8,200	11,700	360
			夏 12時	6,900	10,700	350

和歌山県地震被害想定調査については、ホームページをご覧ください。(http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/060113/soutei.html)

(2) 滞留車両駐車場所と駐車可能台数

滞留車両を一時的に駐車・退避させることは、緊急車両の通行スペースの確保や避難した観光客等の安心につながると考えられます。

滞留車両駐車場所は、市町村管理地、観光施設、大型ショッピングセンターの駐車場、事業所の敷地など、広大な面積を有する場所が想定されます。

なお、公共施設の駐車場や公園等は、行政機関の行う災害応急対策に利用される可能性が高いため、滞留車両を駐車させることは避けた方がよいと思われます。

2 最新で正確な情報収集、情報伝達と提供

東南海・南海地震の観測体制は、現時点では東海地震並みの観測体制に至っておらず、地震予知を前提とした警戒宣言などの事前の情報発信が確立されていないため、「平常時」と「地震発生時」について、観光客への情報伝達を検討することが必要です。

(1) 主な伝達方法

- ・報道機関による放送
- ・防災行政無線や道路情報提供装置の活用
- ・駅や観光施設での広報
- ・広報車、消防車による広報
- ・既存の公共施設や民間施設、店舗等の活用

検討項目

観光客等に対する情報提供については、次の点を具体的に検討する必要があります。

- どこから情報を収集するか
- どこで伝えるか
- 誰が伝えるか
- どのような手段で伝えるか

(2) 平常時の対策

<要旨>

- ・観光関連施設、釣具店、釣り船受付等の災害情報提供拠点への防災マップや防災パンフレットの配布等の広報。
- ・市民、観光客等への情報提供のための防災行政無線の整備の促進。
- ・防災わかやまメール配信サービスの周知、登録者の拡大。

<説明>

ア 観光施設・宿泊施設等への広報

南海地震等に関する情報の発表時や発災時には、観光施設等への入込み客については施設管理者が、宿泊客に対しては宿泊施設が、それぞれ情報の提供を行う必要があります。

そのため、県・市町村は観光・宿泊施設に対して、防災マップや防災パンフレットの配布及び研修会の開催等により、地震が発生した場合の対処

方法等を日頃から周知する必要があります。

また、観光施設や宿泊施設の管理者は、発災時に正確な情報を提供できるように、平常時から誰がどのような方法で情報を収集し、従業員に伝達し、利用客へ漏れなく周知するかを具体的に定めておく必要があります。

さらに東南海・南海地震の発災時には、津波浸水危険予想地域や土砂災害危険予想地域などの被災の危険性の高い地域にいる観光客等に対しては、より迅速な情報提供を行う必要があります。特に海水浴場は津波の被害が予想されるため、沿岸市町では防災行政無線等の放送設備の整備を推進する必要があります。しかし、海岸沿いすべてに放送設備を配備することは困難であるので、釣り客等には防災わかやまメール配信サービス等の情報伝達方法の周知や登録の促進、看板の設置及び釣具店等での啓発パンフレット等の配布などが有効です。

なお、近年増加している外国人観光客に対する情報伝達についても看板やパンフレットの多言語化を行う必要があります。



防災わかやまメール配信サービス
空メール送信



regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp
上記アドレスにそのままメールを送信してください。（件名・本文は不要です。）



左記 QR コードを携帯電話に読み込んでメールを送信することも可能です。

メール配信サービスの詳細については下記URLを参照してください。
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/bousai/index.html>

イ 既存の公共施設や民間施設、店舗等の活用

観光客等に対して、発災時は災害情報提供拠点等において情報を提供する必要があります。

ウ 緊急時連絡網の整備

観光協会や旅館組合等は市町村から速やかに情報伝達を受けられるとともに、観光客の安否情報や観光施設の被害情報を収集できるように、緊急連絡網やファクシミリ網等を整備しておくことが望まれます。

また、整備した連絡網を使用して、情報伝達訓練を実施することも必要です。

(3) 地震発生時の対策

<要旨>

- ・電話回線が輻輳（ふくそう：回線が混雑すること）して使用できない場合の情報提供
- ・災害情報提供拠点、避難所における情報提供

<説明>

ア 広報の手段

災害時は、停電や電話の輻輳により、平常時の通信手段が使用できない

可能性があります。

このため、観光客等は直接市役所・町村役場及び支所や学校・駅等の施設に集まってくると考えられるため、災害情報提供拠点（公共施設）では放送機器を活用してその場で情報提供することが求められます。

また、上記の施設で情報提供ができない地域については、広報車等による巡回広報や防災行政無線により情報提供します。

災害情報提供拠点（民間施設等）においては、テレビ・ラジオ（コミュニティFMを含む）・インターネット等により収集した情報の提供や、市町村が作成した防災マップの配布が考えられます。なお、外国人観光客用にパンフレット等も多言語化をしていくことも必要です。

イ 広報の内容

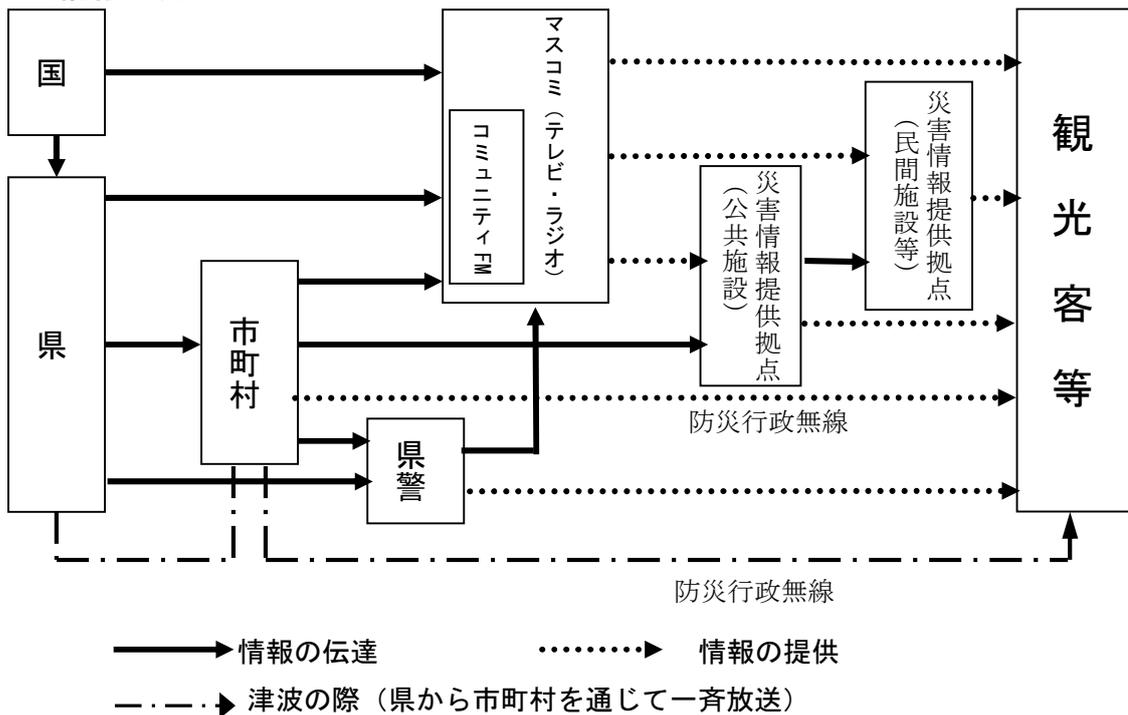
観光客等にとっては、交通情報が最も重要になりますが、道路や交通機関の復旧目途が立たない場合には、避難所や、食料品等の物資の提供に関する情報も必要になります。

また、観光客等には遠くの家族との連絡手段として、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯各社の災害用伝言板サービス等を案内することも必要です。

災害用伝言ダイヤル



<情報の流れ>



3 迅速かつ的確な避難誘導・避難生活の確保

(1) 主な取り組み

- ・ 平常時からの周知（チラシ配布、標識設置など）
- ・ 発災時における避難対象地区からの迅速な避難誘導
- ・ 滞留旅客用の避難所・避難施設の開設と運営

検討項目

観光客等に対する避難誘導については、次の点を具体的に周知もしくは検討する必要があります。

- どこが避難対象地区か
- 避難を要するのは何人か
- 誰が誘導するのか
- どこへ誘導するのか
- 平常時から周知・啓発しているか
- 避難先は何人収容できるのか
- 地域住民と共用か、滞留旅客専用か
- 情報機器は何か

(2) 平常時の対策

<要旨>

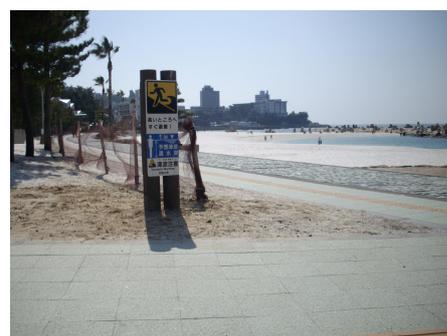
- ・ 避難対象地区（津波、土砂災害等危険予想地域）における要避難の趣旨を徹底するための標識の設置、防災マップ等の配布。
- ・ 避難所・避難ルートの周知と誘導體制の確保と訓練の実施。
- ・ 住民、観光客等への情報提供のための防災行政無線の整備の促進。
- ・ 防災わかやまメール配信サービスの周知

<説明>

ア 危険予想地域の表示

県・市町村は、発災時に迅速な避難ができるよう、津波浸水危険予想地域・土砂災害等危険予想地域・避難困難地域を、観光客等に対しても日頃から周知しておく必要があります、すでに行っている場所もありますが、屋外看板により危険予想地域や避難所を表示することが求められます。

また、市町村は防災マップを作成し、観光案内所や宿泊施設等の災害情報提供拠点に配布、周知しておくことが求められます。



(看板設置例)



(看板設置例)

イ 避難所、避難施設、避難ルートの確認

避難対象地区及びその付近の観光施設、宿泊施設等の職員は、どこへ・どのように・どのルートで観光客を避難誘導するのか熟知した上で、日頃から繰り返し訓練しておく必要があります。

この際に、観光協会や旅館組合等を中心に、観光地が一体となって避難誘導訓練を実施することが望まれます。

各施設では、避難誘導ルート、避難先、避難誘導責任者、避難誘導方法を定めたマニュアルを作成しておくことも求められます。

また、宿泊施設では、各客室で火災時の避難口の案内と共に、地震の際の避難ルートと避難所の案内等も宿泊者に周知する必要があります。

ウ 滞留旅客用の避難所・避難施設の指定

市町村は、滞留旅客を避難所・避難施設に受け入れる必要があります。交通機関が復旧した後を考慮して、滞留旅客用の避難所・避難施設を住民が使用する避難所と分けることは、有効な手段です。

施設が危険予想地域にある等の理由により、市町村の避難所に避難する場合は、管理する市町村長との事前調整が望ましいといえます。

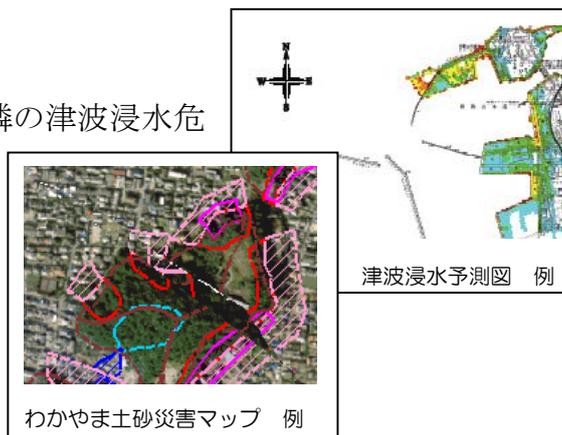
エ 生活物資の必要数の把握と備蓄

観光・宿泊施設は、地震が発生した場合に、従業員や利用客の一時的な収容ができるように、水・食料・生活必需品等の必要な物資を確保しておくことが望まれます。

なお、市町村においても、必要に応じて滞留旅客に対して食料等の緊急物資を配分できるように、最低限の備蓄をしておくことが望まれます。

オ 周辺の危険な場所の把握

施設の管理者は、管理施設とその近隣の津波浸水危険予想地域、土砂災害危険予想地域等を把握しておくことが必要です。



(3) 地震発生時の対策

<要旨>

- ・迅速な避難誘導
- ・災害情報提供拠点における情報提供、避難誘導
- ・滞留旅客専用の避難所の設置運営

和歌山県津波浸水予測図URL

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/050425/top.html>

わかやま土砂災害マップURL

<http://sabomap.pref.wakayama.lg.jp/MZSMWakayama/>

<説明>

ア 避難所への迅速な避難

観光施設等の施設関係者は、観光客等の安全を確認するとともに、観光客等が慌てて逃げ惑うことがないように、しばらくは観光客等の安全確保のための制止と冷静の維持、混乱防止に努め、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報収集に努めます。

そして、大きな揺れが収まり、周囲の様子が落ち着いたところで、市町村指定避難所に誘導します。

宿泊施設においては、建物が営業できる状態にある場合は、そのまま宿泊客を受入れ、希望する宿泊客については、市町村指定の避難所を案内します。

なお、道路や交通機関の復旧が長期間にわたる場合は、自家用車で避難生活を続ける観光客等に対して、市町村や自主防災組織が連携して避難所へ誘導する必要があります。

津波浸水危険予想地域と土砂災害等危険予想地域にいる観光客等に対しては、観光施設や宿泊施設にいる場合は、直ちにその施設の職員が危険地域外へ誘導するとともに、市町村の避難場所を案内します。施設外にいる観光客等に対しては、防災行政無線をはじめとする広報活動により、直ちに要避難と避難先を伝えるとともに、市町村の避難場所が分からない観光客等に対しては、避難対象地区及びその付近の観光施設、宿泊施設等の職員や住民が方向を示すなど、具体的な誘導を図る必要があります。

イ 避難所における対応

避難所に滞留旅客が地域住民と一緒に入所する場合は、地域住民と別のフロアにする、または、エリアを区分するなどの工夫が求められます。

これは、観光客等と住民は必要とする情報が異なる上、入所者の住所・氏名等の把握の効率化、自主防災組織の負担の軽減、観光客同士の助け合いなど多くの利点が考えられるからです。

ちなみに、滞留旅客にとっては、県外の被災状況、交通機関・道路の復旧状況、配給物資の有無などの情報が必要であるため、市町村は、滞留旅客が入所した避難所との通信体制を確保し、これらの情報提供に努めることが必要となります。

ウ 宿泊施設の斡旋

滞留旅客によっては、避難所への避難ではなく、旅館・ホテルへの宿泊を希望するため、観光協会等は受入可能な施設を確認し、斡旋することが求められます。

エ 県内被災地からの避難

県内で被災した観光客等に対しては、被災地から公共交通機関が稼働している地域への搬送が必要となります。しかし、地震発生時にはその被害状況により、道路の通行止め、鉄道、空港などの交通機関の運行停止が広範囲に及ぶと予想されます。そういった中で市町村と県の災害対策本部が連携し、搬送手段について関係機関と調整し対応していくことが求められます。

4 物資・資機材の備蓄、調達

(1) 主な取り組み

- ・想定される滞留旅客数の最低限の備蓄

検討項目

滞留旅客向けの物資・資機材の備蓄調達を行う場合、次の点を検討しておく必要があります。

- どこから調達するのか
- どこに備蓄するのか
- どのくらい備蓄すればよいか
- 誰が取りまとめるのか

(2) 平常時の対策

<要旨>

- ・観光客等用として通信機器・飲料水・食料・毛布等の備蓄の推進。
- ・滞留旅客に備えた物資等の最低限の備蓄



<説明>

災害による交通機関の運行停止に備え、滞留旅客に対し、避難所等への通信機器の設置と食料・飲料水・毛布等の備蓄が必要になります。

したがって、観光・宿泊施設は、利用客等の一時的な収容に必用な物資を確保しておくことが望まれます。また、市町村は、従来の観光入込客数に応じた滞留旅客数を想定し、食料等の最低限の備蓄と避難所へ必要な資機材を配備しておくことが必要になります。

特に孤立する恐れがある地域では、他からの物資の調達が困難になるため、飲料水や食料を多めに備蓄することが求められます。

(3) 地震発生時の対策

<要旨>

- ・避難生活が長期化した場合の物資の供給

<説明>

発災後は、物資・資機材が著しく不足する上、交通網が機能しなくなることが予測されるため、県外からの救援物資が搬入されるまで数日を要します。

このため、避難所において物資・資機材が不足した場合は、市町村への連絡を迅速に行い、適切な要請を図る必要があります。

なお、発災後はトイレ（仮設トイレ）が必需品となり、し尿処理が大きな問題となります。

第4章 県・市町村、観光関係者（団体）との連携

1 主体別の役割分担の明確化

全体的な役割の体系としては、県は、情報発信、被害状況の把握、物資の調達など各種県外要請・広域的な対策の調整など、県警は情報提供・避難誘導・交通整理・交通規制が考えられます。いずれも県全体の調整を図る役割があります。

市町村は、最も大きな役割があり、具体的に準備しておくことが多くなっています。災害情報提供拠点の位置づけをはじめ、被害情報の収集・避難指示・避難誘導・観光関係者との業務連携・自主防災組織との連携・物資・資機材の調達・避難地・避難所の設置運営など多岐にわたります。

また、観光団体、観光・宿泊施設、交通機関は、観光客等に対する直接的な防災行動を果たす役割があります。

その他、災害情報提供拠点をはじめ、観光地の自主防災組織は、地域の被災を最小限に抑えるため、観光客等に対する緊急的な災害対策に協力することが望まれます。

2 関係者間の連携とネットワーク

第3章で記述したとおり、観光客等に対する情報提供は、平常時・緊急時の別に関わらず、県、県警、市町村、交通機関、観光関係者が十分な連携を図っておく必要があります。各々が最新情報を共有し、迅速に対応が取れるようにしなければなりません。

このため、緊急時に連絡を取り合う機関・団体と各役割分担、担当課や担当者氏名を明確にしておくとともに、緊急時に使用する電話番号や通信機器を特定し、通信連絡網を整備しておくことが求められます。

できれば平常時から緊密な関係を築き、定例会や勉強会などの開催を通して人的ネットワークを確実にしておくことが望まれます。

第5章 事前の防災計画・訓練の必要性

1 防災計画の策定

旅館、ホテル、飲食店等で、法律(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法)で定める施設については、事前に法律に基づき津波からの円滑な避難の確保、防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等、地震防災対策に関することを記載した「対策計画」を定めることとされています。

「対策計画」を定めることとされている施設は下記のとおりです。

1. その施設が東南海・南海地震防災対策推進地域にある。→ 県内全市町村が対象。
2. その施設が津波により浸水する恐れがある。
3. その施設が上記法令で定められた業種・規模である。

消防法に基づき施設が作成している「消防計画」等に上記の対策に関する事項について追加して定めたときも、対策計画とみなされます。

まずは、これら法定の計画がきちんと整備されていることが肝要です。

2 防災計画の策定不要施設における準備

「対策計画」の策定が不要とされている施設にあっても、準備が必要です。具体的には、各市町村が作成している地震・津波に関する防災マップを確認し、施設所在地周辺の危険箇所と最寄りの避難所、避難経路を確認しておき、施設からの避難が必要となった場合に、円滑な避難の指示等ができるように準備しておく必要があります。

特に、施設の責任者等が不在の場合でも、従業員が応急的な対策ができるよう、従業員に対する防災に関する教育、訓練の機会の提供が重要になります。

第6章 総括（まとめ）

災害時における観光客等対策については、観光客等が避難するための情報提供、伝達、避難誘導、物資の備蓄状況によって観光客等の被害に大きな差が生じます。

防災対策の担い手となる県、県警、市町村、消防、交通機関、観光・宿泊施設、小売・飲食業者などが相互の連携を密にし、連絡体制を構築しておき、日頃から地域の危険性を知り、関係者への防災啓発や防災意識を高める努力をすることが重要です。

和歌山県地震防災対策アクションプログラム
防災情報共有社会の実現 ②観光客対策部会（観光客グループ）
『災害時における観光客等対策の考え方』
平成21年6月発行

和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課
総務部危機管理局総合防災課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

TEL : 073-441-2271（総合防災課）

URL : <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/index.html>

津波だ！ 逃げろ！

ア ツナミ イズ カミング！ ラン！

A tsunami is coming! Run!

ハイショウライラ！ クアイパオ！

海啸来了！ 快跑！

ヘイリ ワツタ！ トマンガラ！

해일이 왔다！ 도망가라！

災害時における 食品衛生マニュアル

平成21年3月

和歌山県

目 次

- 1 目的
- 2 食品等の衛生確保
 - (1) 食品の受入
 - (2) 食品の保管
 - (3) 食品取扱者
 - (4) 食品の取扱い
- 3 炊き出しにおける衛生確保
- 4 食中毒の予防と発生時の対策

様式1 配布食品管理表

1 目的

災害発生時において、避難所等での食中毒を防止するため、食品等の衛生確保を図ることにより、安全な食品を供給するとともに、食中毒が発生した場合は、迅速に健康被害の拡大を防止することを目的とする。

2 食品等の衛生確保

食品の受入、配布を行う者は、次の事項に留意し、食品の衛生を確保すること。

(1) 食品の受入

- ①被災者への円滑な食品供給のため、食品を受け入れる体制を整える。
- ②受入時には、外観、容器の破損など異常の有無を確認するとともに、期限表示を把握し、箱等に明記のうえ、「先入れ・先出し」ができるよう整理しておくこと。

(2) 食品の保管

- ①食品の保管場所は、直射日光を避け、高温・多湿とならない場所で、ネズミ、ゴキブリ等が侵入しないようにすること。
- ②食品は、床に直接置かず、可能な限りすのこや段ボールを敷くこと。
- ③包装されていない食品の場合は、ふたのある清潔な容器等に保管すること。なお、清潔な容器等が無い場合は、長時間保管せず、速やかに供給すること。
- ④要冷蔵など温度管理が必要な食品は、適切な温度を保つこ

とができる衛生的な設備で保管すること。なお、適切な温度が保てず、受入後早急に配布できない時は、受け入れないこと。

(3) 食品取扱者

食品を取り扱う者は、清潔な着衣を用い、手指に傷があるとき、下痢をしているときなど、身体に異常があるときは、食品の取扱いは避けること。

(4) 食品の取扱い

- ①食品は可能な限り手を直接触れないようにし、触れる場合は、担当者を決め、清潔な手で行うこと。（可能な限り、清潔な使い捨て手袋の使用又はアルコール等による手指の消毒を行うこと。）
- ②配布時は、外観、容器の破損など異常の有無を確認し、消費期限が過ぎた食品を供給しないこと。

3 炊き出しにおける衛生確保

炊き出しによる食中毒を防止するため、炊き出しを行う者は次の事項に留意して行うこと。

- ①衛生責任者を決め、生物等は冷蔵保管するなど衛生的な食品の取扱いを行うこと。
- ②調理は、衛生的な場所で行い、原則として加熱調理を行うこと。野外で実施する場合は、ほこり等を防ぐためおおい等を設けること。
- ③使用水は飲用適のものであること。
- ④異物等の混入防止に努めること。

- ⑤器具等は衛生的に取り扱い、使用後は洗淨の後、消毒すること。
- ⑥食品衛生上の能力を超えた調理はしないこと。
- ⑦その他、前項「2食品等の衛生確保（2）～（4）」を参照すること。

4 食中毒の予防と発生時の対策

避難所等での食中毒を予防するため、被災者への啓発を行うとともに、食中毒発生時に備え、衛生管理状況の把握に努めること。

（1）被災者への啓発

食中毒予防のため、次のことについて啓発を行うこと。

- ①食事の前、トイレの後などは手洗いをしっかり行って下さい。
- ②配給された食品は、常温で長期保存できるもの以外は、早めに食し、前日の食べ残しや、期限が切れたものは食べずに廃棄して下さい。
- ③飲み水は水道、ペットボトル又は給水車の水を飲むこと。
井戸水や湧き水を飲む場合は必ず煮沸して下さい。

（2）食中毒発生時対策

被災者が嘔吐、下痢等の食中毒症状を呈した場合は、医師の受診を勧めるとともに、管轄の保健所へ連絡を行うこと。

また、被害拡大を防止し原因の究明に資するため、配布された食品は、別紙様式などを用いて管理すること。

炊き出しについては、検食として調理食品別に容器に50g程度入れ保管（冷凍庫で2週間）に努めること。

配布食品管理表

	月 日	受入時刻	食 品 名	受入数量	期限表示	配布時刻	配布数量	異常の有無	備 考 (製 造 者 等)
1	/	:				:			
2	/	:				:			
3	/	:				:			
4	/	:				:			
5	/	:				:			
6	/	:				:			
7	/	:				:			
8	/	:				:			
9	/	:				:			
10	/	:				:			
11	/	:				:			
12	/	:				:			
13	/	:				:			
14	/	:				:			
15	/	:				:			
16	/	:				:			
注 意 事 項	<p>☆受入時は、必ず検品を行い、異常のあるものは受け入れないこと。 ☆食品の製造者名、ロット番号等その食品を特定する事項があれば備考欄に記入すること。</p>					<p>☆配布時に、期限表示、外観、容器の破損の有無等を確認し、異常が無ければ、確認者がサインすること。</p>			<p>☆配布後の残数を確認し、期限内に消費するよう努めること。</p>

学校における防災教育・安全指針

－防災教育の充実と児童生徒等の安全確保のために－



平成26年3月

和歌山県教育委員会

はじめに

本県では、平成15年8月に「学校における防災教育指針」を策定し、防災教育の充実に取り組んできました。

さらに、近い将来、南海トラフの地震が高い確率で発生することが予測されることに鑑み、「自助」と「共助」の精神を育むことをはじめ、学校防災体制の充実、施設の耐震化、施設設備の安全点検など、ソフト・ハード両面での取組が益々重要であることから、平成21年3月に指針の改訂版として「学校における防災教育・安全指針」を作成し、防災教育・危機管理の具体化に努めてきました。

折しも、平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震・津波による東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、また、同年9月3日から4日にかけて紀伊半島大水害が発生し、和歌山県では6名の子どもを含め、61名の犠牲者を出す大災害となりました。

本県では、これらの災害を教訓に自分の命を自分で守る力「生き抜く力」を育むため、「和歌山県防災教育指導の手引き」を平成25年3月に作成し、小・中学校では全ての学年においてこれを活用した防災学習が実践されているところです。また、沿岸部の学校では、地域学習を含めた実践的な津波避難訓練が繰り返し実施されています。

東北地方に伝わる「津波てんでんこ」、群馬大学片田敏孝教授が提唱する「津波避難3原則」のように、これからの防災教育は、行動力をつけるための「姿勢の防災教育」が重視されています。1人の犠牲者も出さないという信念をもって、子どもたちに「生き抜く力」を身に付けさせなければなりません。そのためには、子どもたちが主体的に学び・行動することを重視し、防災学習と避難訓練を一体として捉え、避難行動マニュアルを子ども・保護者も含め共通理解することが必要です。

こうしたことを踏まえ、事前の危機管理に重点を置き、「学校における防災教育・安全指針」を再度改訂することとしました。

防災教育・防災対策を確立し、地域に防災文化を根付かせるために、また、事前の危機管理の充実と家庭・地域との連携のために本指針を御活用願います。

平成26年3月

和歌山県教育委員会
教育長 西下博通

目 次

基本編

1	防災教育の意義	1
2	学校防災に関する基本的な考え方	1
(1)	防災教育	1
(2)	防災管理	1
(3)	防災に関する組織活動	1
3	発達の段階に応じた防災教育の目標	2
4	「防災教育」を充実させる必要性	3
(1)	地震・津波の発生と「想定」に係る状況	3
(2)	災害対策基本法等における防災教育の位置付け	3
(3)	「自助」「共助」の防災教育について	3
(4)	防災・減災対策によって大きく異なる被害の程度	3
5	防災教育に係る取組の方向性	4
(1)	人間としての在り方・生き方の指導に立脚した防災教育の推進	4
(2)	地域・関係機関と連携した計画的・組織的な防災教育の推進	4
(3)	減災運動の推進	4
(4)	地域性を考慮した防災教育の推進	5
(5)	学校施設耐震化の推進	5
6	防災教育に関する指導計画の作成と評価	5
7	実践を重視した取組	5
8	防災教育の充実と安全管理等の徹底	5

実践編

I 防災教育の充実

1	児童等の力を引き出す防災教育	7
(1)	発達の段階に応じた指導内容	7
ア	幼稚園等（幼児期）における指導内容	7
イ	小学校における指導内容	8
ウ	中学校における指導内容	12
エ	高等学校における指導内容	13
オ	特別支援学校における指導内容	14
(2)	災害ボランティア活動	15
(3)	参加体験型の防災教育	15
2	避難（防災）訓練	16
(1)	訓練実施にあたっての留意事項	16
(2)	いろいろな避難訓練	17
(3)	防災研修・訓練実施計画例	18
3	教職員の防災研修	19
(1)	教職員研修の例	19
(2)	校内研修の例	19

II 児童等の安全確保のために

災害に備えて

1 災害への備えと災害発生により想定される対応事項等	20
2 学校防災体制ー平常時における防災組織の例（学校安全委員会又は防災委員会）	22
3 学校安全度評価	23
(1) 平常時の安全評価度の例	23
(2) 安全点検表の例（非常用品）	24
(3) 安全点検表の例（施設・設備）	25
(4) 施設・設備の安全点検及び耐震対策	26

災害発生時の対応

1 災害発生時における連絡・連携	30
(1) 関係機関等との連絡・連携体制	30
(2) 関係機関等への通報・連絡内容と方法	30
(3) 児童等の安否確認	31
2 災害発生時における応急対応組織の例（学校災害対策本部）	32
3 教職員の緊急マニュアル	33
(1) 地震の場合	33
アー 1 在校時の対応例（津波到達時間が短い地域）	33
アー 2 在校時の対応例	34
イー 1 登下校時の対応例（津波到達時間が短い地域）	35
イー 2 登下校時の対応例	36
ウ 学校外の諸活動中の対応例	37
エ 勤務時間外の対応例	38
(2) 風水害・土砂災害の場合	39
4 児童等の引き渡しについて	41
(1) 引き渡しの判断	41
(2) 学校に待機させる場合の留意点	41
(3) 引き渡しの手順の明確化	41
5 学校施設設備の点検（学校再開に向けて）	43
6 避難所運営の協力について	44
(1) 避難所としての学校の対応	44
(2) 教職員の協力体制の整備	44
7 児童等の心のケア	45

資料編

1 防災教育等に関する情報提供	47
2 市町村等防災担当窓口一覧	48

基本編

1 防災教育の意義

学校における安全教育は、自他の生命尊重を基本理念に、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）が生涯にわたって安全な生活を営むことができるよう、自律的に安全な行動ができる態度や能力を身に付けることをねらいとしている。

防災教育は安全教育の一環として行われるものであり、児童等に実践的な防災対応能力を培うことを目的とし、「生き抜く力」をはぐくむことと密接に関連していることから、各学校においては、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に防災教育を展開する必要がある。

2 学校防災に関する基本的な考え方

学校における防災（以下「学校防災」という。）は、「防災教育」、「防災管理」、「防災に関する組織活動」の各分野に整理することができる。これらを適切に推進することにより、児童等の安全確保と防災対応能力の向上を目指す。

(1) 防災教育

生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するため、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通して防災教育を実施する。

ア 自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成

イ 生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成

ウ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項の理解

(2) 防災管理

地震・津波等災害の発生を想定し、被害の原因となる要素をできる限り除去する。災害発生時や事後に、児童等の安全を確保するため、適切な応急手当、安全措置がとれる体制を整備する。

ア 施設・設備の管理及び安全点検

イ 児童等の安全確保方策

ウ 情報連絡体制の整備

エ 学校安全度の評価・改善

オ 避難所となった場合の運営協力体制

カ 非常用物資、機器等の備蓄管理

キ 学校教育再開・応急手当・心のケアに向けての対応

(3) 防災に関する組織活動

校内の教職員の防災教育及び防災管理における役割を明確にし、平常時及び災害発生時の防災体制を確立するとともに、「防災委員会」等を組織し、学校防災に関する計画の策定・見直しや、保護者、地域住民、消防警察等の関係機関・団体等との連携を密にする。

ア 校内における防災教育、防災管理の推進体制の整備

イ 教職員の防災教育・管理等に関する研修

ウ 開かれた学校づくりの視点に立った家庭や地域社会との連携体制の整備

3 発達の段階に応じた防災教育の目標

防災教育の内容を体系的・効果的に習得することができるよう、児童等の発達段階に応じた防災教育の目標は次のとおりとする。各学校では、児童等や地域の実態を考慮し、組織的・計画的に防災教育を推進する。

幼稚園等（幼児期）		安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く動ける。
小学校	低学年	災害に関心を持ち、災害発生時に近くの大人に連絡したり、一緒に避難してもらえるよう声をかけるなど、適切な行動ができる。
	中学年	災害について基本的な理解ができ、自ら安全な行動ができるようにするとともに、周囲の人と協力して危険を回避できる。
	高学年	災害の危険を理解し、自ら安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。また、「自助」と「共助」の意味や大切さを理解する。
中学校		日常の備えや的確な判断のもとで主体的な行動ができる。また、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動ができる。
高等学校		安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、自ら適切な役割を担い判断し行動できる。
特別支援学校		幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の指導内容に準じるとともに、児童等の障害の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じ、各学校で適切な目標を設定する。

図：発達の段階に応じた自助・共助の相互関係（イメージ）



自分の命を自分で守る

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって、児童等が迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者が出た学校や、下校途中や在宅中に被害にあった児童等がいました。

自然災害では、想定を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて適切に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けさせることが必要です。

そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くすといった「主体的に行動する態度」を身に付けさせることが極めて重要です。



4 「防災教育」を充実させる必要性

(1) 地震・津波の発生と「想定」に係る状況

平成7年の阪神・淡路大震災以降、日本列島は、地震の活動期に入ったとも言われ、各地で発生する地震が毎年のように犠牲者を出してきた。平成23年3月には、巨大災害・東日本大震災が発生した。歴史的に海溝型地震の被害の記録が連続する東北地方であるが、その規模は、調査されてきた貞観地震の規模に匹敵するとされ、発生頻度は600年に一度とも言われた。

東北地方と同様、海溝型地震の被害が連綿と記録されている和歌山県沿岸部にとって、南海トラフ地震の発生頻度は90年から150年である。昭和東南海地震(1944)昭和南海地震(1946)から約70年が経過し、紀伊半島は警戒期に入ったとされている。

内閣府・中央防災会議は、東日本大震災の教訓を踏まえ、科学的知見に基づく最大クラスの地震として、「南海トラフ巨大地震」の想定を公表(平成24年3月・8月)した。この想定は、「何としても命を守る」目的で、防災・減災対策を検討するための想定、との位置付けである。その発生頻度は千年に一度かそれ以下とされているものの、発生すれば東日本大震災をはるかに超える巨大災害であり、衝撃的な想定であった。

このような巨大災害の想定を冷静に受けとめ、「正しく恐れる」姿勢を保つよう導くことが「防災教育」の使命である。全ての児童等が、徒に恐れることなく、郷土の自然に対する畏敬の念を持ちつつ、その日その瞬間に正しく行動できる姿勢を堅持できることが、最終目標であり、そのため「防災教育」の充実が求められている。

(2) 災害対策基本法等における防災教育の位置付け

災害対策基本法第8条第2項において、「国及び地方公共団体は、(略)特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない」と定めており、同項第18条に「防災上必要な教育(略)に関する事項」が掲げられている。また、和歌山県防災対策推進条例第36条において、「県は、(略)防災に関する教育の充実に努めるものとする」と定めている。このように、防災教育は、児童等が自らの安全確保に資することはもとより、地域防災活動の担い手育成という観点などから、必要不可欠であると位置付けられている。

(3) 「自助」「共助」の防災教育について

「防災教育」では、まず「自助」の精神がスタートであり、全ての基礎になる。災害に向き合い、その日その瞬間に正しく行動できる姿勢を、全ての児童等が体得することが最も重要である。

ただし、「防災教育」の内容については、災害が発生する以前の予防段階だけではなく、発生後の様々なニーズに合わせた取組について、広く学習することが有効である。例えば、「災害時要援護者避難支援」「避難所運営訓練」「ボランティアセンター運営訓練」など、災害発生時～直後～復旧の各フェーズにおける取組について学び、地域の一員として「共助」の精神を体得することができる。

災害後の生活を理解し、復興までの全体像を把握することで、先人の経験を生かす対応ができるとともに、発生時に自らの理解から自律的な行動ができることにつながる。

(4) 防災・減災対策によって大きく異なる被害の程度

内閣府では、平成25年3月に、新耐震基準(昭和56年)による建築物の耐震化や早期の津波避難の徹底など地震防災対策を適切に実施することにより、最大で地震による物的被害の約5割、経済的被害の約3割、津波による人的被害の約9割を削減することが可能であると発表している。

また、災害被害を軽減し、児童等の安全を確保するためには、危機意識を高め、避難計画の作成や施設耐震化の強化など、ソフト・ハード両面からの減災対策の取組が重要となっている。

5 防災教育に係る取組の方向性

児童等に、自分の命を自分で守る、「自助」の力を身に付けさせることが重要である。

そのためには、避難訓練を計画的かつ繰り返し実施すること、「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用し、主体的に学習する機会を保障すること、全教員の工夫・教材開発により地域の実情に合わせた学校独自の防災学習カリキュラムを策定することが効果的である。

一方、「共助」に必要な技能を習得し、地域防災を担う青少年を育成することも重要である。各校で実施する「高校生防災スクール」において、生徒の自主運営による参加体験型の講習や訓練を実施したり、地域学習やボランティア活動などの体験学習をしたりすることも効果的である。

とりわけ、防災訓練の充実等による児童等の安全確保はもとより生徒のボランティア活動への参加を促進し、他の人々や地域の安全にも役立つことができるような実践的な対応能力、態度、習慣を培うことが重要である。

(1) 人間としての在り方・生き方の指導に立脚した防災教育の推進

防災教育を行うに当たっては、地震等災害発生の基本的なメカニズムに関する知識の習得とともに、災害から自らの生命を守るために必要な「自助」の能力を身に付けさせたり、防災に関する意識の高揚を目指すとともに、助け合いやボランティアの精神など「共助」の心をはぐくみ、人間としての在り方・生き方を考えさせる取組を進める。

また、災害に対する備えや災害が起こった後の対応の準備を行うことが被害を減少させるという「減災」の考え方や、国・県・市町村などが学校や地域を災害から守る「公助」と、「自助」、「共助」の連携が大切であることを理解させる。

さらに、次の観点から、児童等の将来を見据えた防災教育の推進に努める。

ア 地震等災害が起こった時に被災しないための最低限の行動を反射的にできる児童等を育てる。

イ その行動は他の地域で災害に遭遇しても生かすことができる。

ウ 中学校や高等学校に進学し、より実践的な知識を得ることができる。

エ 成人した時に、自分や家族等が被災しないための知識が得られる。

オ 安全・安心社会の地域リーダーになれる人材を育てる。

カ 地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加することのできる人材を育てる。

(2) 地域・関係機関と連携した計画的・組織的な防災教育の推進

ア 各学校においては、日ごろから「開かれた学校づくり」に努め、PTA、各市町村災害対策部局、警察、消防署等と緊密に連携しながら、避難所の運営に対する協力の在り方、防災訓練や心肺蘇生法(AEDの使用を含む。)等の救命講習の実施、災害時の対応等について協議を進める。

イ 地域と連携した防災訓練を実施し、その中で生徒自らが支援活動等を体験できる場を設定するなど、地域ぐるみの計画的・組織的な防災訓練の一員として積極的に参加できるようにする。

ウ 地域が実施する防災訓練への参加や災害ボランティアに関する体験学習、地域住民から災害体験談を聞く機会を設けるなど、学校・家庭・地域が一体となり、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に防災教育を進める。

エ 防災教育を進める上では、「稲むらの火」や濱口梧陵の偉業について学ぶとともに、「稲むらの火の館」(広川町)や国・県・市町の防災(学習)センター等の施設を十分活用する。

(3) 減災運動の推進

地震による犠牲者を出さないために、住宅の耐震化率(平成20年度本県70%、全国平均79

%)、家具の固定率(平成23年度本県39.8%)を高める必要がある。

ア 小学5年生を対象に減災副読本「命を守る県民減災運動」を活用し、子どものうちから耐震化補強の必要性や家具類の固定方法を学習させる。家庭での実施へつなげ、全体の実施率向上を目指す。

イ 県で実施している「出張！減災教室」(地震体験、地震・津波の基礎講座、家具固定に関する講座・実習、構造模型を用いた住宅の耐震化講座等)を活用し、学校・保護者・地域が連携して減災を進めていく。

(4) 地域性を考慮した防災教育の推進

地震による災害は、津波だけでなく、火災や地割れ、断層、液状化現象、建物の倒壊などがある。そのため、沿岸地域から山間地域まで、学校の地域性を考慮した防災教育を推進する。

(5) 学校施設耐震化の推進

児童等の学習や生活の場であり、住民の緊急避難場所及び避難所としても期待される学校施設の耐震化は、防災管理上の基盤となるものであり、必要不可欠な対策である。

平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)が改正された。本県においては平成18年3月に「和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画」が作成され、住宅・施設の耐震化を計画的に推進しているところである。県立学校施設のうち耐震診断により改修が必要と判断された施設については、平成25年度末までに耐震化をすべて完了した。

市町村立学校の耐震化については完了している市町村もあるが、まだ完了していないところもあるので積極的に推進することが必要である。

6 防災教育に関する指導計画の作成と評価

防災教育の充実のため、各学校の教育目標や当該年度の重点目標の中に、児童等や地域の実態に合った防災教育に関する目標を掲げるとともに、この目標にかかる具体的な指導計画を作成し、体系的、効果的な学習を展開することが大切である。また、指導計画、指導方法、指導成果等の観点を明確にし、適切な評価を行うとともに、保護者や地域住民等による外部評価の導入も検討し、次の計画の改善につなげていくことが重要である。

7 実践を重視した取組

災害は、机上の議論ではなく、いつ発生するかもしれない現実の問題であり、常に危機意識をもって、災害を想定した実践型の取組が求められる。また、学校の自主防災力の強化はもとより、地域社会の一員として、地域防災に貢献するという視点をもつことや地域防災訓練等に参画することも大切である。

本県でも、避難訓練等実践的な防災教育の展開や「学校の安全管理に関するマニュアル」の作成等について、従来から取り組んできたところである。南海トラフの地震等の大規模災害発生に備え、学校防災に関する取組事例等の資料を活用し、各学校においては、危機意識をもって、児童等の発達や地域の実態に即した具体的な取組を積極的に推進することとする。

8 防災教育の充実と安全管理等の徹底

学校保健法が「学校保健安全法」(以下「法」という。)として改正され(平成21年4月1日施行)、学校安全に関する規定が充実・整備された。近い将来、大型地震が高い確率で発生することが予測さ

れていることや自然災害等の現状に鑑み、各学校は、防災教育をはじめとする安全教育の充実と、学校安全管理等の徹底に一層努めることとする。

(1) 学校安全に関する設置者の責務（法第26条）

学校の設置者は、児童等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等により児童等に生ずる危険を防止するとともに、事故等により児童等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 学校安全計画の策定及び実施（法第27条）

各学校は、災害安全（防災）、生活安全及び交通安全に対応した総合的な安全対策を講じるため、学校安全計画を策定し、①学校の施設設備の安全点検、②児童等に対する通学を含めた学校生活その他日常生活における安全指導（防災避難訓練の実施、安全マップの作成等）、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項と位置付けるとともに、これを実施すること。

(3) 学校環境の安全の確保（法第28条）

校長は、学校の施設又は設備について、児童等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(4) 危険等発生時対処要領の作成等（法第29条）

各学校は、災害や不審者侵入など危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル等）を作成する。そして、防災訓練等を通じて検証し、毎年度適切な見直しを行う。

また、災害等により児童等に危害が生じた場合において、児童等及び関係者の心身の健康を回復させるため、スクールカウンセラー等による児童等へのカウンセリング、医療機関の紹介等必要な支援を行う。

(5) 地域の関係機関等との連携（法第30条）

各学校は、児童等の保護者、消防署、警察署その他関係機関、地域の安全を確保する団体や地域住民等との連携を図るよう努める。

実践編

I 防災教育の充実

1 児童等の力を引き出す防災教育

(1) 発達の段階に応じた指導内容

ア 幼稚園等（幼児期）における指導内容

【目標】

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できるようにする。

校 種	教科領域等	学 習 内 容 等
幼稚園	保育の中で (健康・人間関係・ 環境・言葉・表現)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所・危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 ・先生や友達とともに過ごすことの喜びを味わう。 ・友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。 ・自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。 ・身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。 ・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 ・いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
	行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動に慣れさせるために、避難訓練（予告あり、予告なし）を計画的かつ複数回実施する。 ・避難訓練及び引き渡し訓練などを保護者等と連携して実施する。 ・災害などの緊急時には、教員や周りの大人の指示に従い、適切な行動がとれるようにする。

イ 小学校における指導内容

「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用し、避難行動に結びつく知識や姿勢を学び、災害から命を守るための「生き抜く力（自助）」を身に付けさせる。

【目標】

低学年…災害に関心をもち、災害発生時に近くの大人に連絡したり、一緒に避難してもらえよう声をかけるなど、適切な行動ができるようにする。

中学年…災害について基本的な理解ができ、自ら安全な行動ができるようにするとともに、周囲の人と協力して危険を回避できるようにする。

高学年…災害の危険を理解し、自ら安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。また、「自助」と「共助」の意味や大切さを理解できるようにする。

校 種	教科領域等	学 習 内 容 等
小学校 (低学年)	生 活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人々と適切に接することや安全に生活することができる。 ・ 公共物や公共施設を大切に安全に気を付けて正しく利用することができる。
	道 徳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康や安全に気を付け、規則正しい生活をする。 ・ 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。 ・ 進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で安全な生活態度を形成する。 ・ 防災訓練等において、災害に応じた行動ができる。
小学校 (中学年)	社 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会における災害及び事故の防止について、見学・調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の動きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。
	道 徳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。 ・ 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。 ・ 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。 ・ 郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心をもつ。
	総合的な 学習の時間	<p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の防災マップを作成し防災意識を高める。 ・ 地域の災害を調査し学習する。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で安全な生活態度を形成する。 ・ 防災訓練等において、避難の方法について理解し安全に行動できる。

校種	教科領域等	学習内容等
小学校 (高学年)	社会	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを理解する。 ・わが国の情報産業や情報化した社会の様子について調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを理解する。 ・大災害が発生した場合、国民の生活を守るため、国が法律を定め被災地の復旧復興を援助する制度があることを知る。
	理科	<ul style="list-style-type: none"> ・気象現象や流水の働きの規則性についての考えをもつことができる。 ・1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方について理解する。 ・土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや大地の働き方を調べ、大地のつくりと変化について理解する。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができる。
	体育	<ul style="list-style-type: none"> ・けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができる。
	道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。 ・生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。 ・働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。 ・郷土やわが国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。
	総合的な学習の時間	<p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然環境について体験的・探究的な学習をする。 ・地域の災害の歴史を調査し、防災対策について学習する。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な生活態度を形成する。 ・委員会活動や集会活動において安全意識を高める。 ・防災訓練等において、安全な避難行動ができるとともに、初期消火などにより二次災害を防止できる。 ・野外活動において、サバイバルスキルを身に付ける。

減災教育副読本「命を守る県民減災運動～地震に強いまちづくりをめざして～」 (小学校5年生対象)

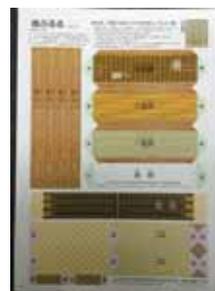


家屋の耐震や家具の配置・固定の工夫などについてまとめています。

子どもたちが減災のための知識や行動力を身に付け、家屋の耐震化、家具等の転倒防止に貢献することを期待しています。特に家具類の転倒防止対策については、子どもたちが学習後、家庭において自らが家族の命を守るために実践することを願っています。

震動実験教材「紙ぶるる」～建物の揺れについて学ぼう～

地震に弱い建物の特徴を、実験しながら楽しく理解できるペーパークラフト教材です。



「和歌山県防災教育指導の手引き」の活動(小学校、中学校、特別支援学校対象)



地震や津波から自らの命を守るための知識・判断力・行動力を身につけさせることに視点をあて作成をしています。(平成25年3月)

【冊子】

実践に基づく具体的でわかりやすい「指導事例」と「ワークシートを」掲載

【付属DVD】

学習に使用する資料(ワークシート、写真、グラフ等)を収録

子どもたちが「自分の命は自分で守る」という姿勢を育むため活用してください。



「和歌山県防災教育指導の手引き」(P.2) 【学年別・教育目的別防災教育カリキュラム】(小学校、中学校)

手引きに掲載している「学年別・教育目的別防災教育カリキュラム」です。
各校で授業内容を創意工夫し、より効果的な指導を進めてください。

学年別・教育目的一覧表							
()内の数字は手引きの番号 ※は教科書やほかの副読本で対応							
教育項目	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中学生
I 地震・津波等自然災害を知る	A 地震・津波のおき方を知る					※【理科】 大地のつくりと変化	※【理科】 地震のメカニズム
	B 津波の特徴を知る		(1-2) 【学活1時間】 津波の高さ				
	C 避難の必要性を知る	(1-1) 【学活1時間】 高台への避難					
	D 津波の様々な特徴を理解する	(1-3) 【学活1時間】 津波の威力			(3-2) 【理科2時間】 津波の特徴		
	E 地震のゆれの特徴を理解する						※【理科】 地震の揺れと伝わり方
	F 土砂災害の特徴を知る			(2-2) 【学活1時間】 土砂災害の特徴			
II 対処行動を知る	A 地震から身を守る方法を知る	(1-4)または(1-4②) 【学活1時間】 状況別の行動			※【総合3時間】 耐震補強 家具固定		
	B 津波からの避難方法を知る		(2-1) 【学活2時間】 避難方法と避難場所		(3-1)または(3-1②) 【学活2時間】 津波からの避難		(5-1) 【学活1時間】 避難3原則 (5-1②) 【学活1時間】 津波てんでんこ
	C 学校や自宅周辺の避難場所を知る			(4-1) 【総合2時間】 タウンウォッチング(まち探検)			
	D 様々な避難方法を考える			(4-2) 【総合2時間】 防災マップづくり			(5-4) 【総合2時間】 災害頭上訓練
	E 避難できない人間の心理を知る						(5-2)または(5-2②) 【学活1時間】 率先避難
III 先人の経験に学ぶ	A 語り継ぐ責任				※【国語】 百年後のふるさとを守る		(5-3)または(5-3②) 【学活1時間】 防災意識の持続

※ (4-1)、(4-2) は小学3年～小学6年の間で、必ず取り扱ってください。

ウ 中学校における指導内容

【目標】

日常の備えや的確な判断のもとで主体的な行動ができるようにする。また、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動ができるようにする。

校種	教科領域等	学習内容等
中学校	社会	<ul style="list-style-type: none"> 国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を理解する。 自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。 身近な地域における諸事象（南海トラフの地震等）について調査する。
	理科	<ul style="list-style-type: none"> 地表に見られる様々な事物・現象（火山と地震）を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。 地震の体験や記録を基に、地震のメカニズムや地震に伴う土地の変化の様子を理解する。 気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。 自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察する。
	保健体育 ※必修	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できることについてを理解を深める。 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止できることについて理解を深め、心肺蘇生法（AEDの使用を含む。）などの実習を行う。
	技術・家庭	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的な日常食の調理ができる。 家庭の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できる。
	道徳	<ul style="list-style-type: none"> 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。 奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。 地域の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
	総合的な学習の時間	<p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自然環境について体験的、探究的な学習をする。 地域の災害の歴史を調査し、防災対策について学習する。 災害ボランティアについて調査し体験する。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> 健康で安全な生活態度を形成する。 学校生活の充実や改善向上を図る活動を行う。 学校行事への協力に関する活動を行う。 地域と連携した実践的な防災訓練を実施する。 野外活動において、サバイバルスキルを身につける。 ボランティア活動など社会奉仕の精神を培う活動を行う。

※ 学習指導要領保健体育「障害の防止」における必修内容です。「和歌山県防災教育指導の手引き」も活用し、災害発生時における対処行動について指導してください。

エ 高等学校における指導内容

【目標】

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、自ら適切な役割を担い判断し行動できるようにする。

校種	教科領域等	学習内容等
高等学校	地理歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解するとともに、自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察する。
	公民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在に生きる人間の倫理（人間の尊厳と生命への畏敬の念、自然や科学技術と人間のかかわり）について理解する。
	理科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活のかかわりについて考察する。 ・ 地震波の伝わり方に基づいて地球内部の構造を理解する。 ・ プレートテクトニクスとその成立過程、プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解する。 ・ 地球の内部（火山と地震）について理解する。 ・ 地震活動や地震・津波の発生メカニズムについて科学的に調査、研究する。
	保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心肺蘇生法（AEDの使用を含む。）など応急手当の重要性を認識するとともに、応急手当の正しい手順や方法を理解・習得する。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者介護の基礎を学ぶことを通して、災害弱者等への支援の必要性について認識する。 ・ 健康や安全に配慮した住生活の管理ができる。 ・ 家庭や地域及び社会の一員として主体的に行動することの意義を認識する。
	専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業、農業、看護等の専門学科で扱う。
	総合的な学習の時間	<p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自然環境、災害の歴史と対策について調査研究する。 ・ 世界の災害や危機管理について調査・研究する。 ・ 災害ボランティアについて調査し体験する。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命の尊重と安全な生活態度や習慣を確立する。 ・ 学校生活の充実や改善向上を図る活動を行う。 ・ 学校行事への協力に関する活動を行う。 ・ 地域と連携した実践的な防災訓練を実施する。 ・ ボランティア活動など社会奉仕の精神を培う活動を行う。

オ 特別支援学校における指導内容

【基本目標】

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じるとともに、児童等の障害の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて各学校で適切な目標を設定する。

校 種	学 習 内 容 等
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連の深い教科における指導や各教科、道徳、特別活動、自立活動の全部又は一部について併せて授業を行うなど、児童等一人一人の実態に即した指導を行う。 ・ 中学部・高等部においては、総合的な学習の時間で地域や学校の特色に応じた指導が考えられる。 <p>小学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活（防災訓練、消防署等の公共機関の仕事の理解） <p>中学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会（消防署等の公共機関の働きの理解と利用） ・ 理科（気象や地震についての興味） ・ 職業・家庭（道具や機械の使い方、安全な作業） ・ 保健体育（健康安全に関する初歩的な事項の理解） <p>高等部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会（地域の自然や生活の様子を理解する。） ・ 理科（災害と日常生活の関係） ・ 職業（道具や機械を合理的に使った安全な作業） ・ 家庭（地震、台風、洪水などの時の行動の仕方） ・ 保健体育（生活に必要な健康安全に関する事項の理解）

津波防災啓発DVD「犠牲者”ゼロ”をめざして」

（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保護者対象）

東日本大震災の際、高台に上り津波から逃れた釜石の子どもたち。

その子どもたちを長年指導してきた片田教授が「津波との正しい向き合い方」や「震災直後、釜石の子らがどう行動したか」など、実際に起きた事に即してわかりやすく語っています。



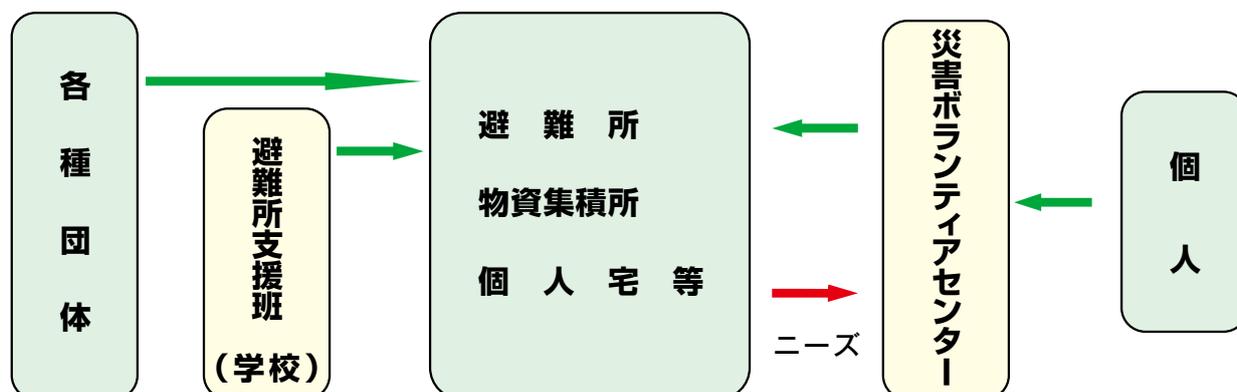
群馬大学片田敏孝教授監修
NHK放送局制作



(2) 災害ボランティア活動

大規模地震等による大きな被害が想定される本県では、自分たちの住む地域が正に被災地となる。被災地にまず必要なことは、被災地内の助け合いである。一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本に立って、自分のできる範囲のことを自発的に行うことが大切である。

なお、被災地におけるボランティア活動は、原則として被災地の災害ボランティアセンター等の受付を経て行うものである。



- ・炊き出し支援、湯茶の提供 ・放送等呼び出し ・清掃活動、家屋片付け、草むしり等
- ・物資の運搬及び配給の手伝い ・飲料水の運搬 ・弁当の分配、食事・家事の手伝い
- ・物資の仕分け ・子どもの世話、遊び相手、スポーツ ・話し相手、行事手伝い、レクリエーション 等

さまざまなボランティアの例

- ・古切手、ベルマーク、書き損じはがき、ペットボトルキャップ、プルタブ等の収集
- ・車椅子移動の手助け、外出時の付き添い ・障害者、高齢者宅への訪問
- ・清掃活動への参加 ・日用品・プレゼント用品作り、情報誌作り、地域の案内
- ・ユネスコや日赤等の活動への参加 ・老人ホームや身体障害者施設でのボランティア 等

(3) 参加体験型の防災教育

「防災教育」といえば、火災や地震、風水害などの災害に係る安全教育を指すことが多い。しかし、本県においては、こうした災害安全教育に加えて、阪神・淡路大震災や東日本大震災等から学んだ多くの教訓や示唆を生かし、人間教育の視点に立った広義な防災教育を考えている。本県の防災教育においては、災害から自らの生命を守るのに必要な「自助」の能力を身に付けたり、防災に関する意識の高揚を図ったりするなど、従来の安全教育の充実に加え、助け合いやボランティア精神など「共助」の心を育み、人間としての在り方や生き方を考えさせる防災教育の実践を目指すものである。

「防災教育に関する指導計画」を作成し、各教科、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。

ボランティア活動を推進し、災害発生時には、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるような姿勢を養う。また、生徒会、部活動等による和歌山県災害ボランティアセンター等への登録を推進する。

学校等は災害の規模・程度・地域の実情により緊急の避難所となることが予想されるため、生徒の参画や活動の在り方等について検討し、それに基づいた実践的な指導を行う。

学校周辺や地域の地図、防災マップなどを活用した災害図上訓練（DIG）を行い、地域の問題点や危険箇所の確認、対応策についての話し合いなどを通じて、実践的な指導を行う。

地域防災計画に基づき、PTAや地域住民（自主防災組織等）及び関係諸機関と連携し、地域と一体となった実践的・総合的な防災訓練を推進する。

有識者による防災・災害研究や、被災経験者の体験談等の講演会を開催し、防災・減災に関する意識の高揚を図る。

DVD「犠牲者”ゼロ”をめざして」「TSUNAMI津波来襲！～その時キミは…～」などの教材や、「稲むらの火の館」、国・県・市町の防災（学習）センター等の施設を十分活用し、「稲むらの火」と濱口梧陵の偉業、防災・減災対策等について学ぶ。

防災教育チャレンジプラン（防災教育チャレンジプラン実行委員会主催）やぼうさい甲子園（兵庫県、毎日新聞社等主催）等に学校における実践事例を応募・紹介したり、防災士などの資格取得・啓発を促す等、防災教育の充実や防災・減災に対する意識の高揚を図る。

災害発生時に必要な応急手当の方法を正しく習得できるように、心肺蘇生法（AEDの使用を含む。）等の救命講習を開催し、生徒及び教職員が全員習得するように努める。

各市町村で実施する地域防災訓練等へ、地域の一員として積極的に参加する姿勢を身に付けさせる。

ライフジャケット、避難用リヤカーを使用して、より実践的な避難訓練を行う。

2 避難（防災）訓練

(1) 訓練実施にあたっての留意事項

ア 地域の実情に応じる

時期・回数・内容等は、学校種別や地域の実情に応じ、他の安全指導との関連を考慮して設定する。海岸の埋立地・池の埋立地・盛り土、海岸地域・崖の上、崖の下等にある学校は、津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害も考慮する。学校が工場地帯に隣接したり、木造住宅が密集している市街地にある場合は、爆発や大火など、山間地域にある場合は、落石、山崩れなどの二次災害の発生も考慮する。

イ 事前指導を充実させる

事前にその意義を児童等に十分理解させ、「自分の命を自分で守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。

地震発生時に反射的に頭部を保護する行動がとれるように、指導を徹底する。

また、児童等が、自宅あるいは地域で過ごしている場合でも、迅速かつ的確に行動できる力が必要のため、予め避難方法や避難場所について考えさせ、教職員の指示がなくても適切な行動がとれるようにしなければならない。児童等にできることを考えさせ、安全を確保しながら行動することができれば、教職員は後方支援に回り、負傷者や支援を必要とする児童等への対応に専念できることを理解させる。

ウ 多様化を図る

屋内消火栓、救助袋、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用して、緊張感、臨場感をもたせるなど様々な災害を想定した訓練を工夫する。また、地震により校舎等の継ぎ目や渡り廊下等に損壊が多くなることが予測されるので様々な被害状況を想定し、複数の避難経路を設定しておく。

エ 役割分担を明確にする

教職員一人一人が役割分担（指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等）や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

オ 家庭や関係機関等と連携を密にする

地域防災計画に基づき、所轄消防署や防災機関等との連絡を十分に行うとともに、PTA、自主防災組織等との合同訓練も実施するよう努める。また、児童等と保護者との連絡方法や状況に応じた引き渡し方法、帰宅方法を事前に保護者と十分協議して決め、地域の協力も得られるようにしておく。

カ 評価を行い次回に生かす

実施後は必ずその評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させる。

児童等には、できるだけ訓練当日に振り返らせ、詳細に記録させる。話し合いも含め、それらを集約し、成果や問題点（課題）を明確にする。次回の訓練の課題が明らかになれば、児童等も目的意識をもって訓練に参加するようになる。

(2) いろいろな避難訓練

地震に対する避難訓練	
緊急地震速報に対応する避難訓練	緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。 担任や授業者の指示下にいない場合（休み時間や清掃時間など）も想定した訓練も必要である。 主揺動が発生するまでの時間を有効活用するために、防災頭巾やヘルメット（沿岸部ではライフジャケット等）の着用にどれだけ時間がかかるか計測・把握する訓練も取り入れる。
地震動を感知し、身の安全を守る訓練	わずかな揺れを感知した時点で緊急地震速報受信時と同じように、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。 教室では「机の下にもぐって、机の脚をしっかりとつかむ」行動訓練ができるが、机がない場所にいる場合（移動教室時）や休み時間なども想定した訓練も必要である。
地震動終息後、より安全な場所に移動する訓練	耐震化された校舎では、地震動直後に倒壊する危険性が低いと考えられる。しかし、引き続き強い余震が発生した場合には壁などが落下する危険や、火災などの二次災害も考えられる。これらを想定し、より安全な場所に素早く移動し、集合する行動訓練。 屋外の運動場等に集合する訓練だけでなく、運動場が液状化で使用不能な状況や、津波の被害を想定した集合場所を設定して、訓練を行うことも重要である。
保護者への引き渡し訓練	児童等が在校中に災害が発生、その後下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになる。保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練したり、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練なども考えられる。

(3) 防災研修・訓練実施計画例

(高校生防災スクールを参考として)

期 日	時 間	参 加 者	場 所
○月○日(○)	△時△分～△時△分	全校生徒・職員、 地元中学生・町内会等	体育館・運動場等
趣 旨	消防署等関係機関や地域住民等の協力・参加のもと、防災・減災に関するより専門的・実践的な知識や技術を習得し、地域防災の担い手として社会貢献できる青少年の育成を目的とする。		
実 施 内 容		講 師 ・ 指 導 機 関	
1 防災講座 2 防災実技講習 3 訓練及び体験		消防署、自衛隊、気象台、大学、県・市町村防災部局、NPO等 ※訓練等は設定時間を考慮して選択、あるいはグループ別等により実施する。 ※地震体験車、煙体験等については、昼食時間を利用して実施することも可。	
内 容	項 目	ね ら い 等	
	1 防災講座 ・南海トラフの地震等に備えて ・地震・風水害等自然災害の発生メカニズムについて ・災害・救援ボランティアについて ・稲むらの火に学ぶ ・災害の歴史について 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大型地震等の知識と災害への備えを認識させる。 ・災害ボランティアの意義や「自助」、「共助」、「公助」の大切さを認識させる。 ・地域災害の歴史等を学び、防災・減災対策の重要性を認識させる。 	
	2 防災実技講習 ・心肺蘇生法 ・搬送法 ・応急手当 ・マイトイレ作り ・ロープワーク ・ジャッキアップ ・家具固定 ・ガラス飛散防止フィルム貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・心肺蘇生法、応急手当等を習得する。 ・減災について学ぶ。 ・非常時の簡易トイレ作りやロープ活用法を学ぶ。 	
	3 訓練及び体験 ・災害ボランティアセンター運営訓練 ・声かけ・聞き取り(戸別訪問)訓練 ・津波避難訓練 ・搬送訓練 ・炊き出し・配膳訓練 ・ダーク&ライト体験 ・パーティション組立・撤収体験 ・水運び体験 ・消火体験 ・避難所運営図上訓練 ・避難所運営体験(合宿) ・地震体験 ・煙体験	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における災害時の問題点等の発見や対策、避難所運営の方法等を学ぶ。 ・非常食としてのアルファ米の作成や飯盒炊さんの方法、火の起こし方等について学ぶ。 ・ボランティア活動での配膳作業等について学ぶ。 ・地震の揺れによる影響や煙中を体感することで防災・減災意識を高める。 	
※研修等の実施に当たっては、指導機関や地域等と十分打ち合わせを行う。			



パーティション組立・撤収体験



搬送訓練



マイトイレ作り



心肺蘇生法

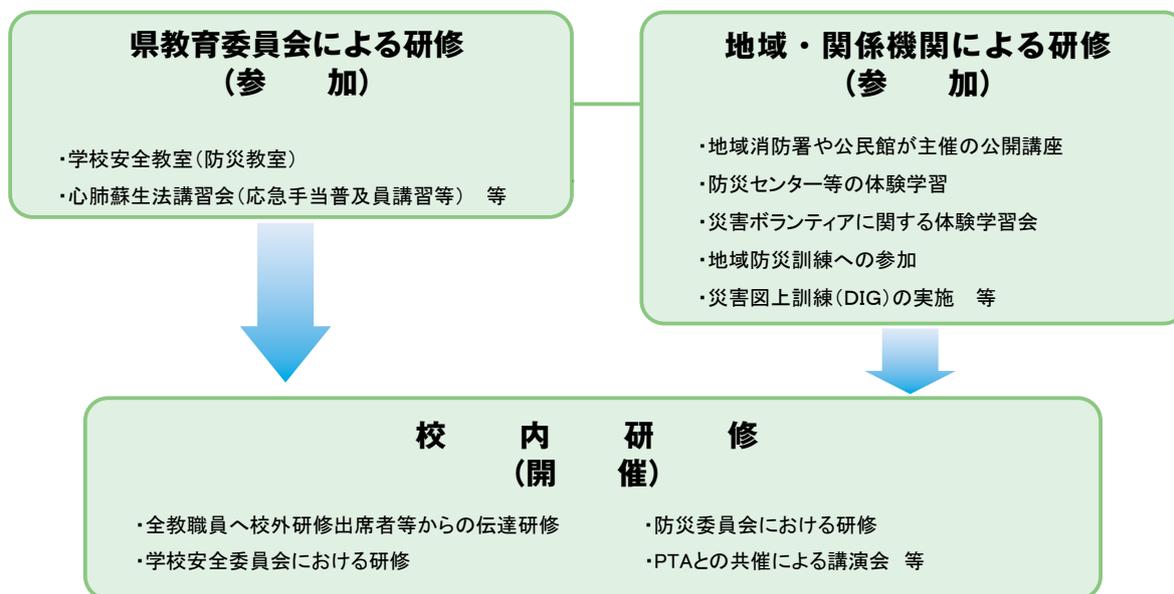


災害ボランティアセンター運営訓練

3 教職員の防災研修

(1) 教職員研修の例

学校における防災教育の推進は、児童等の安全を確保するため、まず、教職員の意識高揚を図り、指導体制を整えることが先決である。そのため、学校安全計画に教職員の研修に関する事項を盛り込むとともに、研修の充実に努めること。



(2) 校内研修の例

〇〇小学校校内防災研修会（防災マップ作り）

1 目的 タウンウォッチング・防災マップ作りの手順や指導方法を学び、学校管理下外においても、子どもたちが自らの判断で迅速に避難できる力を身に付けるための指導に生かす。

2 日時 △△年△△月△△日 △△時～

3 場所 会議室

4 参加者 全教職員、保護者有志

5 内容

(1) タウンウォッチング

- ① 児童の自宅（仮）から避難場所までの経路の選択及び安全確認作業
- ② 地域の防災安全マップ作りのための情報収集作業

(2) 防災マップ作り

- ① 自宅（仮）から避難場所までの津波避難マップ作り
- ② 防災関連施設や表示等をテーマ別にまとめた防災情報マップ作り

Ⅱ 児童等の安全確保のために

災害に備えて

1 災害への備えと災害発生により想定される対応事項等

災害に備え、災害発生時に学校として対応すべき事項等について日頃から整理しておくことが重要である。特に災害時の対応想定事項等について、時系列に整理しておくこと等が望ましい。

対応事項等の例

災害発生前
(日頃の備え)

学校防災体制の充実

- ・災害時の業務内容等の確認
- ・施設・設備等の安全点検
- ・避難路の安全確保
- ・関係機関や地域との連携 等

防災教育の充実

- ・指導方針・計画の策定と実施
- ・教職員への研修 等

防災訓練等

- ・非常事態想定の実施、救命講習
- ・地域防災訓練への参加 等

緊急地震速報 地震の揺れ

災害発生

初期対応

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難

情報収集

- ・各種警報、避難指示等の確認
- ・目視による被害状況の確認

二次対応

- ・素早い情報収集
- ・臨機応変な判断と避難

災害発生から3日間
《緊急対応期》

学校災害対策本部の立ち上げ

- ・業務内容の確認

安否確認

- ・児童等の安否確認、負傷・健康状態等の把握

情報の収集、発信手段の確認

- ・情報収集手段と方法
- ・情報発信手段と方法

避難所の設置運営にかかる協力

- ・名簿作成
- ・関係機関への情報伝達と収集
- ・水や食料の確保
- ・備蓄品の管理と仕分け、配布等
- ・衛生環境整備

学校待機、引き渡しの手順

- ・ルール、手順

※避難所での設置運営主体は市町村ですが、学校施設の管理者として協力

3日
から
1週間

- ・災害対策を継続的に行うための職員、教職員の配置と健康管理等
- ・外部応援要員、教職員等の派遣要請
- ・避難所運営の市町村、自主防災組織等への移行

1週間
から
1箇月
《復旧期》

学校再開に向けての対応

- ・授業再開に伴う教室確保(または他の施設・学校での教室確保)
- ・授業再開のための教科書、学用品、救援物資等の調達・受入
- ・授業再開に関する県・市町村等への支援要請
- ・心のケア 等

(備考)

- ・それぞれの対応時期や期間は、被災の状況により異なること。
- ・市町村災害対策本部や教育委員会等と常時連絡、連携を取ること。
(被害状況報告、避難所開設、支援要請等)
- ・保護者との対応や児童等の心のケアなど、継続的な対応に留意すること。

緊急地震速報の活用について

緊急地震速報とは、地震発生直後に地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模(マグニチュード)、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報です。

緊急地震速報から、強い揺れが到達するまでの時間は長くても数十秒であるが、この間に心構えや緊急対応をすることで、被害の軽減を図ることができると考えられています。

緊急地震速報は、テレビやラジオ等のほか、専用の受信装置を設置して入手することができ、防災訓練等への活用も有効であると考えられています。(なお、地震発生場所の近くでは速報が間に合わない等、技術的限界も指摘されています。)

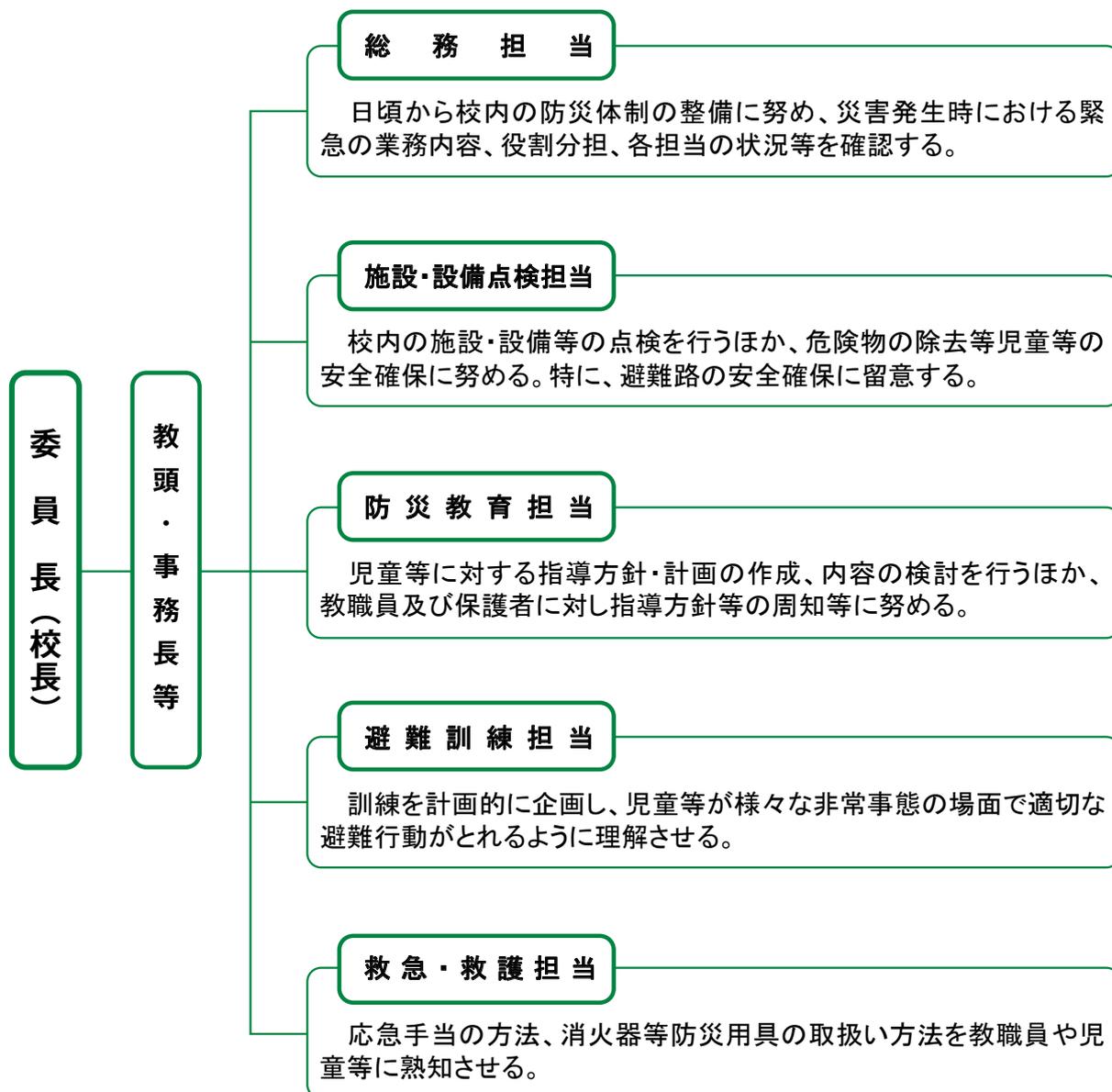
緊急地震速報のしくみ



気象庁HPより

2 学校防災体制—平常時における防災組織の例（学校安全委員会又は防災委員会）

校長、教頭、教務主任等で構成し、学校防災に関する計画を策定するほか、日頃から学校における防災体制の充実に努める。



3 学校安全度評価

(1) 平常時の安全評価度の例

- 学校安全委員会もしくは防災委員会のような組織をつくり、日頃から学校における防災体制の整備や防災教育の推進体制の充実に努めていますか。
- 災害が発生したときに対応することができる「学校災害対策本部」等の組織を備えていますか。
- 学校の所在地が地震による津波や山・崖崩れの予想される地域にあるか（例：津波避難困難地域にあるか）知っていますか。
- 津波や山・崖崩れの予想される地域にある場合、警戒宣言が発せられるとすぐ避難しなければなりません、避難する場所や経路を決めていますか。
- 避難が必要となった時、学校の重要書類や児童等の名簿はすぐ持ち出せるようになっていますか。
- 非常時における教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底していますか。
- 緊急避難場所や避難所となっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されていますか。
- 児童等や教職員への非常時の情報伝達方法（緊急連絡網の作成など）、その広報内容（連絡文）について準備していますか。
- 保護者に対して、児童等の引き渡し方法などについて普段から周知徹底していますか。
- 非常時に情報を得るテレビ、ラジオ、同報無線受信機などを備えていますか。
- 校舎、体育館、屋内施設やブロック塀などの耐震診断の結果を知っていますか。
- 必要な建物、体育館などの補強は済んでいますか。
- 事務機器、ロッカー、書棚、薬品棚、ピアノ、コンピュータ、テレビなどの転倒、移動、落下防止の措置をしていますか。
- 窓ガラスなどの飛散防止対策（フィルムを貼るなど）をしていますか。
- 避難の際に妨げとなる、廊下、階段、非常口などの障害物の除去をしていますか。
- 危険物施設（ボイラー、ガスボンベ、薬品庫など）の定期点検を行っていますか。
- 防火・防災設備（防火扉、消火器、消火ホースなど）や救急設備（AEDなど）の整備、点検を定期的に実施していますか。
- 地域での自主防災組織の訓練に児童等を参加させていますか。
- 市町村の防災担当者と定期的に、連絡打合せ会議などをしていますか。
- 地元の自主防災組織などと、非常時の協力や応援などについて、話し合いを行っていますか。
- 緊急避難場所や避難所となっている学校では、非常時の住民受け入れ方法などについて市町村や自主防災組織の代表と協議していますか。
- 遠距離通学等のため学校に残留する児童等や防災担当職員のための、非常時における食料、飲料水、毛布などを確保していますか。
- 学校安全計画には学校の施設設備の安全点検、児童等に対する安全指導、教職員に対する研修の3項目が記載され、実施されていますか。

(2) 安全点検表の例 (非常用品)

管 理 点 検 表 (年 度)								
点検者 (印)								
	非常用品	管 理 場 所	数量	管理責任者	点検結果○・×			特 事 記 項
救 急	救急箱	保健室 職員室						
	医療品	保健室						
	担 架	保健室 職員室						
	AED	事務室前 体育館						
情 報	テレビ	校長室 職員室 事務室						
	ラジオ	職員室 事務室						
	ハンドマイク	体育教官室						
	トランシーバー	事務室						
	屋外放送器	放送室						
食 糧	非常食	体育館						
	飲料水	体育館						
	飲料水浄化装置	倉 庫						
消 火 用 品 ・ 工 具 類	消火器	各棟各階						
	バケツ	各棟各階						
	ロープ	管理棟1階倉庫						
	バール	管理棟1階倉庫						
	ジャッキ	管理棟1階倉庫						
	ハンマー	管理棟1階倉庫						
	のこぎり	管理棟1階倉庫						
	なた	管理棟1階倉庫						
	一輪車	管理棟1階倉庫						
	スコップ	管理棟1階倉庫						
	つるはし	管理棟1階倉庫						
	軍 手	管理棟1階倉庫						
	脚 立	管理棟1階倉庫						
はしご	管理棟1階倉庫							
電 灯	懐中電灯	事務室						
	発電機	グラウンド倉庫						
	非常灯	事務室						
衣 ・ 住	ヘルメット	各教室 職員室 事務室						
	毛 布	保健室 体育館						
	テント	グラウンド倉庫						
	ビニールシート	体育館						
	防災服	事務室						
	長 靴	トイレ						
雑 貨	合 羽	倉 庫						
	模造紙	事務室						
	印刷用紙	事務室						
	マジック	事務室 職員室						
	ガムテープ	事務室 職員室						
	乾電池	事務室						
	電子レンジ コンロ	調理室 事務室						

(3) 安全点検表の例（施設・設備）

管理点検表（年度）							
点検場所（ ）		点検者（ ）		印			
場所	点検項目	点検結果○・×			不良箇所 (程度)	処理 月日	印
教室・特別教室・準備室等	1	机・イスは破損していないか					
	2	床は滑りやすすくないか、また破損箇所はないか					
	3	窓や戸の開閉に支障はないか、また破損はないか					
	4	電気器具の故障はないか（コンセント等も含む。）					
	5	照明器具が破損したり、落下するおそれはないか					
	6	床・壁・柱・戸等に釘・画鋲等が出ていないか					
	7	壁にかけた物や吊り下げた物が落下する危険性はないか					
	8	掲示物などに危険はないか					
	9	カーテン・レールの破損はないか					
	10	戸棚等の引き戸・引き出しがスムーズに開閉できるか					
	11	棚の上の物は安全に保管されているか					
	12	戸棚類が倒れる可能性はないか					
	13	室内の整理整頓はよいか					
	14	刃物（はさみ・包丁・針等）は定位置に保管されているか					
	15	必要な箇所の施錠が確実にできるか（出入り口及び戸棚類）					
	16	薬品・薬品戸棚の整理・保管はきちんとできているか					
	17	ガス栓・ガスの配管などに故障はないか					
	18	換気装置に異常はないか					
流し等	1	器具に破損はないか					
	2	排水口は詰まっていないか					
	3	流し槽は清潔に保たれているか					
	4	滑りやすい状態ではないか					
廊下等	1	通行の妨げになる物が放置されていないか					
	2	滑りやすく危険なところはないか					
	3	靴箱が倒れる危険はないか					
	4	非常口は非常の場合にすぐ開放できるか					
	5	扉・引き戸はスムーズに開閉できるか					
トイレ等	1	ドア・戸口の鍵は破損していないか					
	2	床・足場は滑りやすくなっていないか					
	3	便器・シャワー等の器具の破損、水漏れ、排水不良はないか					
	4	窓枠、窓ガラスの破損はないか					
	5	洗濯機・乾燥機などの異常・故障はないか					
	6	シャワー・ガス湯沸器などの異常・故障はないか					
	7	換気装置に異常はないか					
その他	1	遊具などに危険な箇所はないか（ねじ・手すり等の破損）					
	2	周囲に危険な物が落ちていないか（ピンなどの割れ物等）					
	3	自転車置き場がきちんと整理されているか					

(4) 施設・設備の安全点検及び耐震対策

施設・設備の安全点検及び耐震対策は、主に地震時の非構造部材等の落下や転倒、移動等に対する児童等の安全確保、避難経路の確保等の観点から対策を講じるもので、注意箇所の把握とともに、視診、打診、触診などで確認するのが一般的である。

点検は、学校施設管理担当者等が行う。また、毎学期1回以上、系統的に行うこと。

ア 天井材の落下防止

- ・天井ボードのズレ、ひび割れ等の変形やビスの緩み、サビの発生がないかなどを確認し、必要に応じて修繕、交換する。
- ・揺れ止めを取り付ける。
- ・壁、柱面と天井材の間にクリアランス（隙間）を取る。

イ 窓ガラスの破損防止

- ・普通板ガラスは網入りガラス、合わせガラス等と同様の効果を期待できるよう、飛散防止フィルムなどを貼ることにより飛散、落下の危険を防止する。
- ・建具に劣化、緩み等が生じていないか確認し、問題があれば建具調整をする。また古くて性能が劣るものは新しいものに交換する。
- ・周辺部材の変形を許容できるよう、硬質性シーリングによるガラス窓枠への固定をやめ、シリコン等の弾力性のあるシーリング材料のものに交換する。

ウ 外壁落下の防止

- ・樹脂注入等による浮き、ひび割れ補修、ファスナー交換、落下防止補強、他の構法への改修等を行う。また必要に応じて張替えを行う。

エ 照明器具の落下防止

- ・揺れ止めを取り付ける。
- ・吊り金具を掛けているフックを外れ防止の機能のあるフックに変更する。
- ・ワイヤーロープで吊って補強する等の対策をとることも有効である。
- ・照明器具のランプを「飛散防止型蛍光ランプ」に取り替えることも有効である。
- ・体育館の吊り下げ照明は、取り付け部分に腐食等がないか確認し、必要に応じて修繕、交換する。

オ 設備、家具の転倒、落下の防止

- ・空調室外機、高置水槽等は、アンカーボルトやストッパーで固定する。
- ・屋上や外壁に設置する設備機器等は、強固な基礎で主構造体と一体化させる。
- ・書棚、ロッカー類は、頑丈な壁、梁、天井などに金具で固定する。
- ・テレビは、滑り、落下防止のためにベルト等により棚に固定する。
- ・体育館に設置されているスピーカー等の重量物は、落下により多大な危害を及ぼすおそれが高いので、取付金物で上下2箇所以上壁等に固定する。

※参考：「学校施設における非構造部材等の耐震対策事例集」（国立教育政策研究所文教施設研究センター）ほか

安全点検項目（状況確認）

<p>屋</p>	<p>屋根</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 錆等の腐食、剥離はないか。
<p>根</p>	<p>設備機器設置</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 固定され転倒落下防止をしているか。
<p>天井</p>	<p>天井・照明器具・天井吊り物・テレビ</p>		<p>天井</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ねじの外れや天井材の歪みはないか。 <p>照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定金具に緩みはないか。 <p>天井吊り物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天井に固定されているか。 <p>テレビ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定金具は緩んでいないか。 ● 天井に固定されているか。
<p>壁</p>	<p>壁</p>	 <p>↓ベニヤ板の例</p>	<p>ベニヤ板</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガタつきや釘の浮きや目地のずれはないか。 <p>モルタル</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひび割れ、剥落、欠損は見られないか。 <p>コンクリートブロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひび割れ、剥落、欠損は見られないか。

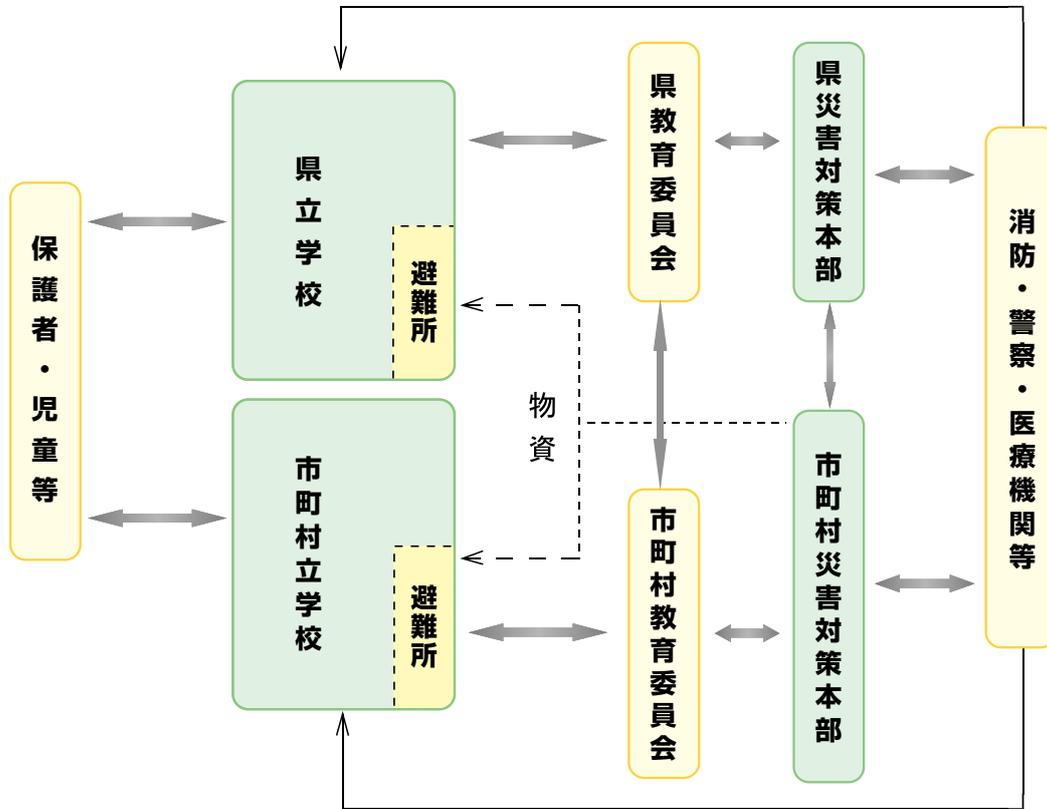
壁	窓		<p>窓サッシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ガタつき、ガラスの破損はないか。 ●ガラスを止めている材料（シーリング）に弾力がなくなり硬くなっていないか。
	扉		<ul style="list-style-type: none"> ●開閉にクリアランス（隙間）を確保しているか。
	書棚・ロッカー		<ul style="list-style-type: none"> ●床又は壁に固定されているか。
	テレビ		<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ台又は壁に固定されているか。

壁	薬品庫		●転倒防止金具等で固定されているか。
	書棚・ロッカー		●床又は壁に固定されているか。
床	実習機器		●床に固定され転倒落下防止をしているか。
			
避難経路	廊下		●物品等は置かれていないか。

災害発生時の対応

1 災害発生時における連絡・連携

(1) 関係機関等との連絡・連携体制



(2) 関係機関等への通報・連絡内容と方法

機 関 名	通報・連絡内容等	方 法
県教育委員会 市町村教育委員会	児童等・教職員の避難・負傷状況、学校施設の被災状況等	電 話 インターネット メール 防災無線 有線放送 文 書 伝 令 等
保 護 者	待機児童等の保護方法、児童等の引き渡し方法、帰宅方法、緊急連絡事項、通学路安全確保への協力要請等	
消 防 署	救急救助の要請、火災発生状況、消火要請等	
警 察 署	通学路の安全確保、盗難に対する警戒等の要請、児童等・教職員の負傷状況、学校施設の被災状況等	
保 健 所	衛生状況の報告、衛生管理の要請等	
医 療 機 関	受け入れ要請、児童等・教職員の負傷状況、治療状況の確認等	

(3) 児童等の安否確認

児童等及び家族の安否、住居被害状況を確認する方法を事前に決定し、周知徹底しておくことが必要である。確認方法について例示する。

ア 自宅や緊急連絡先等への電話

ただし、大災害時は一般回線については使用が制限され、電話がつながりにくくなるので、被災地から被災地外へ安否情報や必要な報告をすることが望ましい。

※公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となる。

イ 避難カードの活用

児童等から一旦避難カードを回収し、事前に避難場所を確認しておくこと。

ウ 災害用伝言ダイヤル「171」等の利用（震度6弱以上の地震発生時等で利用可能。）

(ア) 災害用伝言ダイヤル「171」

大規模な災害が発生した場合（震度6弱以上の地震発生時等）に運用されるシステムで、被災地内の電話番号をキーにして、安否・居場所などを知らせるメッセージを30秒以内で録音・保存できる。

(例) 被災地域 A 学校の電話番号が073-412-3456の場合

①【伝言録音】 1 7 1 + 1 + 0 7 3 + 4 1 2 3 4 5 6
 ②【伝言再生】 1 7 1 + 2 + 0 7 3 + 4 1 2 3 4 5 6

- ・ 伝言例1 「1年1組、紀州一郎（本人）です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊し、現在〇〇小学校に避難しています。」
- ・ 伝言例2 「2年3組、和歌山太郎の母親です。本人は、腕を骨折し△△病院に運ばれましたが、命に別状はありません。父親は勤務先の工場が倒壊し、けがをしましたが、私と一緒に自宅にいます。自宅の被害は軽いです。」

(イ) 災害用伝言板「web171」（震度6弱以上の地震発生時等で利用可能。）

インターネットを活用して、安否情報等を音声により伝達するサービスである。

- ①【登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコン、携帯電話などから、
<http://www.web171.jp/> にアクセスし、電話番号をキーに伝言を登録
- ②【閲覧】 <http://www.web171.jp/> にアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して閲覧

(ウ) 災害用伝言板サービス ※携帯電話各社、同様のサービスを提供している。

携帯電話の番号をキーにして、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービスである。
 設定方法、使用方法等詳細については下記 URL 参照

NTT docomo

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

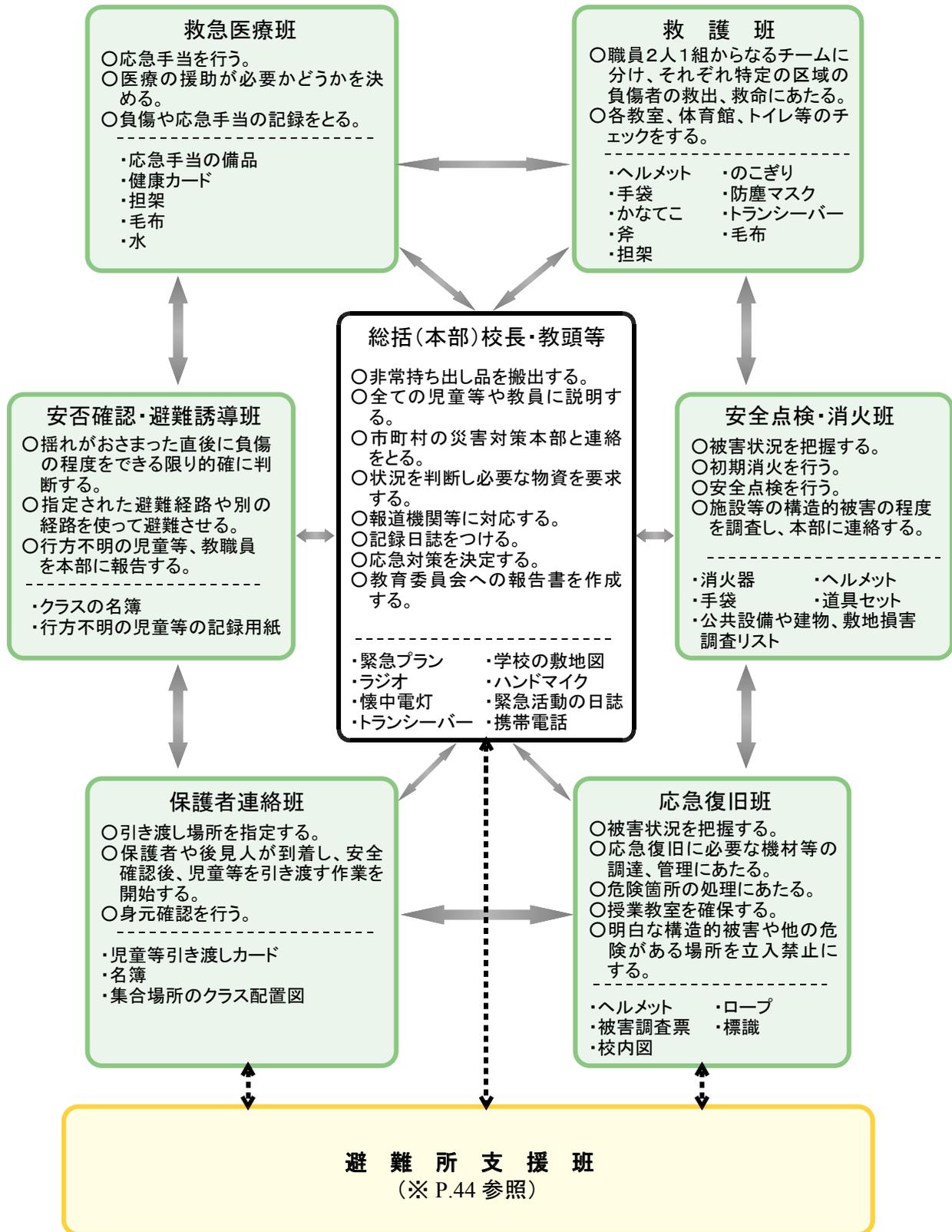
ソフトバンク

<http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>

au

<http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

2 災害発生時における応急対応組織の例（学校災害対策本部）



3 教職員の緊急マニュアル

(1) 地震の場合

アー1 在校時の対応例 (津波到達時間が短い地域)

〔児童等〕

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。
- ・地震発生までに時間があればヘルメットや防災頭巾、ライフジャケットを着用する。
- ・机の下に避難する時は、机の脚をつかむ。
- ・上記の姿勢を維持する。

緊急地震速報

受信

〔教職員〕

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難するよう指示をする。
- ・時間があればヘルメットや防災頭巾、ライフジャケット着用の指示をする。
- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で頭部を保護するよう指示をする。

地震発生

初期対応

一次避難

安全確認

学校災害対策本部設置

緊急避難場
での待機

事後の
対応

揺れが弱まり移動が可能になったら

- ・近くの人同士けがをしていないか、声を掛け合う。
- ・高台の緊急避難場所〇〇に迅速に避難する。
- ・ガラスの破片等に注意して避難する。
- ・負傷者がいたら手助けして避難する。
- ※避難が遅れた場合、ライフジャケット等を着用し、校舎上階に待機する。
- ・移動が可能であれば、さらに高いところへ避難する。

【管理職】情報収集とともに安全な場所への避難の指示をする。

- ・高台の緊急避難場所〇〇に避難するよう指示をする。
- ・移動が可能であれば、さらに高いところへ避難するよう指示をする。
- ・配慮を要する児童等を誘導する。

- ・クラスごとに集合し、逃げ遅れている人がいないか確認する。
- ・負傷者や未確認者を担任に報告する。

- ・クラスごとに安全を確認し、管理職に報告する。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。

- ・長時間の待機を想定し、お互いに声を掛け合う等自分たちができることを行う。(人を探しに行かない。)

【管理職】津波警報等の解除が発表されても、管理職が避難解除を決定するまで待機させる。

- ・役割分担に従い、各業務にあたる。
- ・長時間の待機を想定し、児童等の体調管理、心理面のサポートにあたる。

- ・引き渡しカードに必要事項を記入し、保護者とともに担任に渡す。
- ・保護者不在、家屋が流失・損壊した児童等は、家族で決めた避難所に教職員と一緒に移動する。

- ・被害状況や施設の状態等を教育委員会に報告し、必要に応じ支援要請を行う。
- ・引き渡しを含め、災害状況、今後の対応等について保護者に知らせる。(引き渡しカード利用 ※P.42参照)
- ・学校の施設・設備の点検、必要に応じ通学路の安全点検を行う。

津波てんでんこ

「津波てんでんこ」とは、三陸地方に言い伝えられている言葉であり、「てんでんこ」とは、てんでばらばらにという意味です。「津波の時は、家族のことよりもまず自分の命を守ることを考えて逃げることを、そうすることで全滅を免れることができる」という意味合いをもっています。家族一人一人が、きちんと避難するという確信をもてるよう、家族で話し合って約束しておきましょう。

ア-2 在校時の対応例

〔児童等〕

緊急地震速報

受信

〔教職員〕

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。
- ・地震発生までにヘルメットや防災頭巾を着用する。
- ・机の下に避難する時は、机の脚をつかむ。
- ・上記の姿勢を維持する。

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難するよう指示をする。
- ・ヘルメットや防災頭巾着用の指示をする。
- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で頭部を保護するよう指示をする。

地震発生

揺れがおさまったら

- ・ヘルメットや防災頭巾を未着用の場合は着用する。
- ・近くの人同士けがをしていないか、声を掛け合う。

揺れがおさまったら

- ・ヘルメットや防災頭巾が未着用の児童等に着用を指示する。

情報収集・避難指示

- ・ガラスの破片等に注意して、校庭等に避難する。
- ・負傷者がいたら手助けして避難する。

【管理職】情報収集とともに安全な場所への避難の指示をする。

- ・校庭等へ避難するよう指示をする。（状況により、より安全な避難先に誘導する。）
- ・逃げ遅れることがないよう、避難前に人数を確認する。
- ・配慮を要する児童等を誘導する。

一次避難

- ・クラスごとに集合し、逃げ遅れている人がいないか確認する。
- ・負傷者や未確認者を担任に報告する。

- ・クラスごとに安全を確認し、管理職に報告する。

安全確認

- ・高台の緊急避難場所〇〇に迅速に避難する。
- ・負傷者が多い場合、搬送を手伝う。
- ・クラスごとに集合し、逃げ遅れている人がいないか確認する。
- ・負傷者や未確認者を担任に報告する。

- ・高台の緊急避難場所〇〇に避難するよう指示をする。
- ・配慮を要する児童等を誘導する。
- ・クラスごとに安全を確認し、管理職に報告する。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。

二次避難
津波警報発表時

学校災害対策本部設置

- ・長時間の待機を想定し、お互いに声を掛け合う等自分たちでできることを行う。（人を探しに行かない。）

【管理職】津波警報等の解除が発表されても、管理職が避難解除を決定するまで待機させる。

- ・役割分担に従い、各業務にあたる。
- ・長時間の待機を想定し、児童等の体調管理、心理面のサポートにあたる。

緊急避難場所での待機

- ・引き渡しカードに必要事項を記入し、保護者とともに担任に渡す。
- ・保護者不在、家屋が流失・損壊した児童等は、家族で決めた避難所に教職員と一緒に移動する。

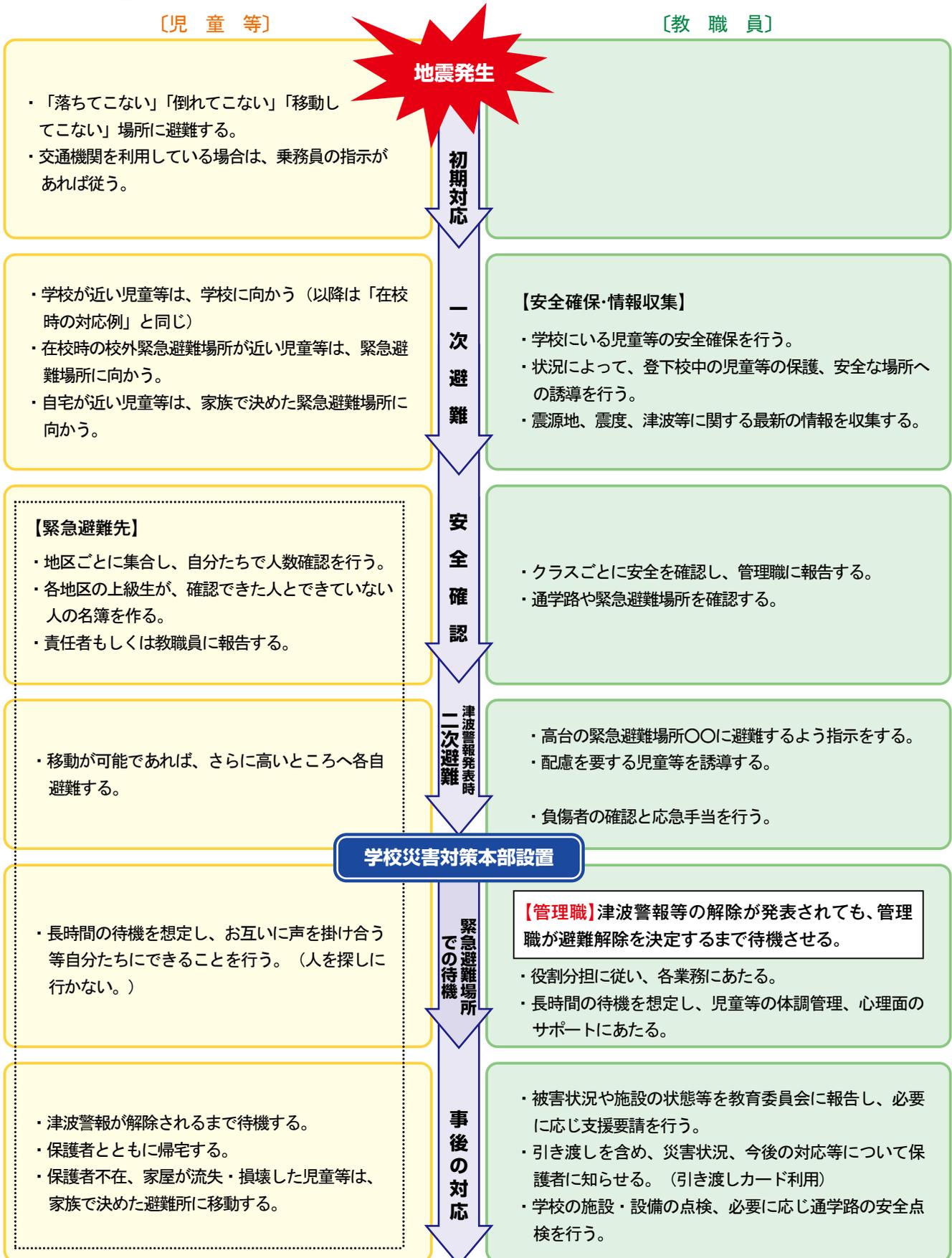
- ・被害状況や施設の状態等を教育委員会に報告し、必要に応じ支援要請を行う。
- ・引き渡しを含め、災害状況、今後の対応等について保護者に知らせる。（引き渡しカード利用 ※P.42参照）
- ・学校の施設・設備の点検、必要に応じ通学路の安全点検を行う。

事後の対応

イー2 登下校時の対応例

〔児童等〕

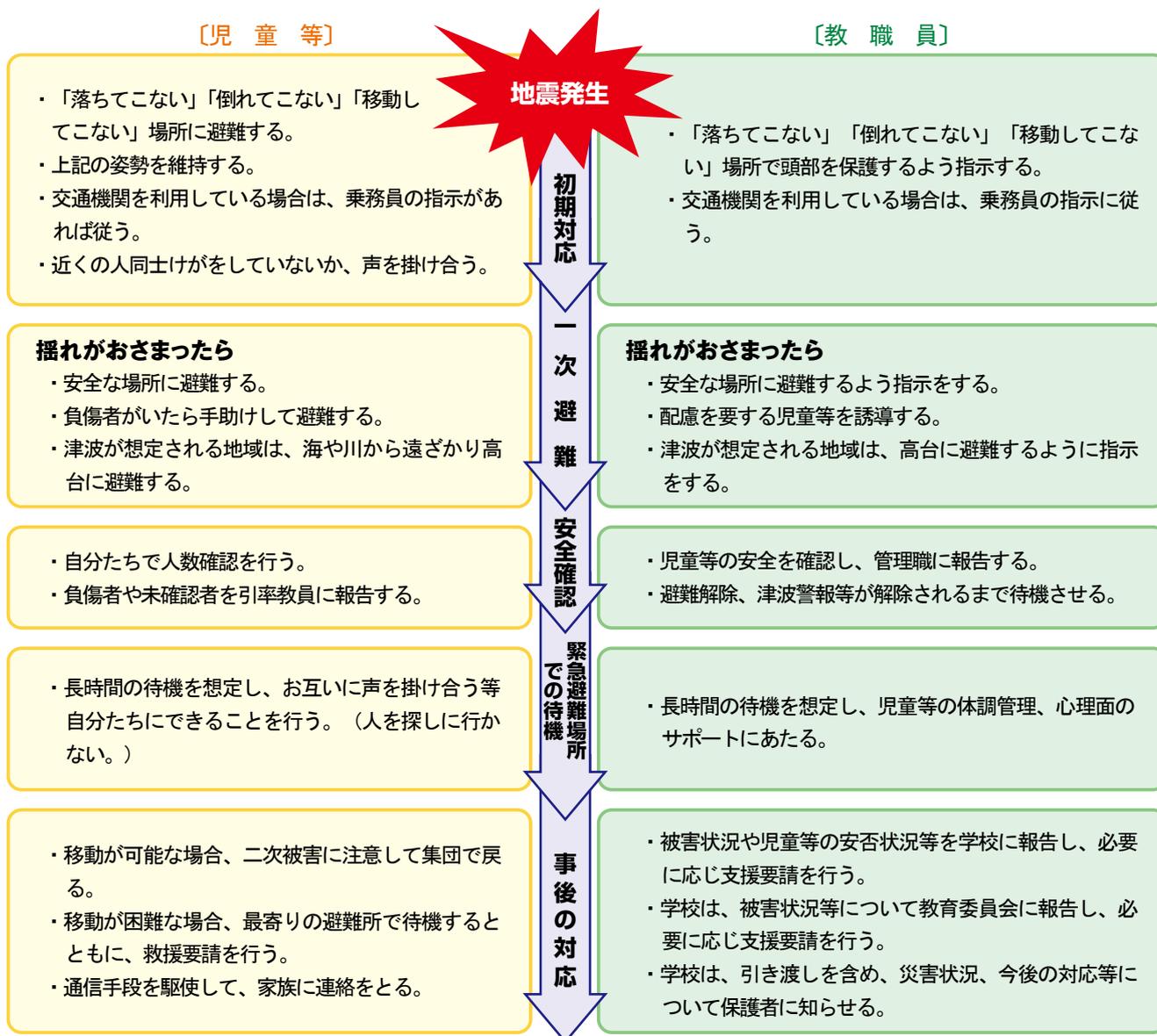
〔教職員〕



※スクールバスを使用している場合は、別途マニュアルが必要である。

ウ 学校外の諸活動中の対応例

※事前に活動場所から最寄りの高台避難先を確認し、経路が曖昧であれば実際に歩いておく。



津波避難3原則

津波警報が発表されたら、
迅速に高台などの安全な避難場所へ避難しましょう！！

津波避難3原則

- ① 想定にとらわれない
- ② 最善を尽くせ
- ③ 率先避難者になれ



片田敏孝 群馬大学大学院教授 監修

エ 勤務時間外の対応例

〔教職員〕

- ・身の安全を確保する。
- ・津波浸水の危険性がある学校・地域では、避難を優先し、リスクを冒して配備・参集はしない。



※下記の体制については、県教育庁等職員の防災体制に準じて例示したものであり、市町村や学校の実情等により別途定めるものである。

区分		状況	動員配備人員
警戒体制	1号	・地震が発生し、県内で震度4を記録したとき。	
	2号	・和歌山県に津波注意報が発表されたとき。 ・危機管理監が必要と認めたとき。	
配備体制	1号	・危機管理監が必要と認めたとき。	
	2号	・和歌山県に津波警報（津波）が発表されたとき。 ・地震が発生し、県内で震度5弱又は5強を記録したとき。 ・東海地震の警戒宣言が発令されたとき。 ・危機管理監が必要と認めたとき。	
災害対策本部		・和歌山県に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。 ・地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき。 ・知事が必要と認めたとき。	

学校へ参集

学校災害対策本部設置

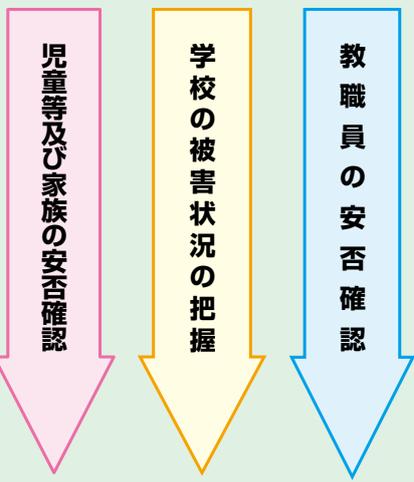
- ・参集した教職員により役割分担を行い、各業務にあたる。

被害状況把握

- ・地震規模、余震情報、二次災害等の情報を収集する。
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。
- ・校区の被害、危険箇所等の情報を収集する。

事後の対応

- ・児童等の被害状況や施設の状態等を教育委員会に報告し、必要に応じ支援要請を行う。
- ・災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。



(2) 風水害・土砂災害の場合

気象警報（大雨警報、洪水警報等）、土砂災害情報発表時の対応例

〔教職員〕

各種情報収集

- ・気象情報を収集する。（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- ・河川、道路、交通機関の状況を確認する。
- ・地域の実状やその時の状況によって、注意報段階での対応も検討する。

気象警報（大雨警報、洪水警報等）、
土砂災害情報発表

- ・保護者や自治会等の協力を得て、校区の状況を確認する。

措置判断

- ・休校措置、授業の打ち切り、集団下校、保護者への引き渡し等を判断する。

教育委員会への報告

- ・「学校運営措置状況」を報告する。

保護者への連絡

- ・措置の状況について報告する。

各種対応

- ・【在校時】授業の打ち切り、集団下校、保護者への引き渡し
- ・【在宅時】休校措置、時間指定登校

風水害・土砂災害から身を守るために

風水害や土砂災害（土石流、地滑り、崖崩れ）の危険があるときは、気象警報等の発表によって児童等が自宅待機もしくは避難をしている可能性が高く、在学をしていない想定が現実的です。

これらの災害は、早い段階から情報入手が可能なので、家屋の立地条件や家族構成等を考慮した避難行動をとることができます。

タウンウォッチングを通して、地域の特徴を把握した上で、一人一人が自宅からの避難方法を考える学習が重要です。また、学習参観等で保護者とともに考える時間を設定することも効果的です。

県の風水害緊急避難先安全レベルの考え方

緊急避難先 (☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難先
緊急避難先 (☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先
緊急避難先 (☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先
緊急避難先 (☆) (注)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難先

災害種別	立地状況	RC強 4階以上	RC強 3階	RC強 2階	RC強 1階	RC 4階以上	RC 3階	RC 2階	RC 1階	木造等 2階	木造等 1階	
土砂災害	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内（法指定）に立地	☆☆	☆☆	☆☆	☆	☆	☆	☆	☆ (注)	☆ (注)	☆ (注)	
	土砂災害危険箇所・山地災害危険区域（法指定外）の近くに立地	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆	☆ (注)	☆ (注)	
	上記区域外に立地	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆ (強度ありの場合2)	☆☆☆ (強度ありの場合2)	
浸水	想定浸水深5m以上の地域に立地 3階までの浸水	RCと同様					☆☆	☆	☆ (*1)	☆ (*1)	☆ (*1)	☆ (*1)
	想定浸水深3m以上5m未満の地域に立地 2階までの浸水						☆☆☆	☆☆	☆	☆ (*1)	☆	☆ (*1)
	想定浸水深50cm以上3m未満の地域に立地 1階までの浸水						☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆	☆	☆
	想定浸水深50cm未満の地域に立地 床下程度の浸水						☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆
	浸水区域外に立地						☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆ (強度ありの場合2)	☆☆☆ (強度ありの場合2)

土砂災害と浸水による☆の数が異なる場合には、少ない方の☆を当該避難先の区分とする。

※RC強とは、土砂災害特別警戒区域内における居室等を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件（平成13年3月30日国土交通省第383号）に基づき建築された鉄筋コンクリート造の施設又は準ずる鉄筋コンクリート造の施設をいう。

*1 過去の浸水状況や地理的情報等により、避難先（☆）か避難先（☆）（注）にするかをどうかを判断するもの。

*2 強度ありの場合とは、昭和56年6月から適用されている建築基準法の耐震基準（新耐震基準）によって、震度6強以上の地震に対し建物が倒壊せず人命を保護できる施設をいう。
その他の施設については、施設の状況により☆☆☆又は☆とする。



4 児童等の引き渡しについて

(1) 引き渡しの判断

津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に対する情報を提供し、児童等を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要である。

引き渡しのルール例

地震のみ		津波	
震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。 時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは児童等を学校で保護しておく。 	(特別警報) 大津波警報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフの巨大地震で津波浸水が予想される地域は、解除になるまで引き渡しは行わない。
震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> 原則として下校させる。 交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。 	津波警報	<ul style="list-style-type: none"> 東海・東南海・南海地震の3連動地震で津波浸水が予想される地域では、解除になるまで引き渡しは行わない。
		津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> 引き渡しを行う。 解除後でも、海・川に近づかない。

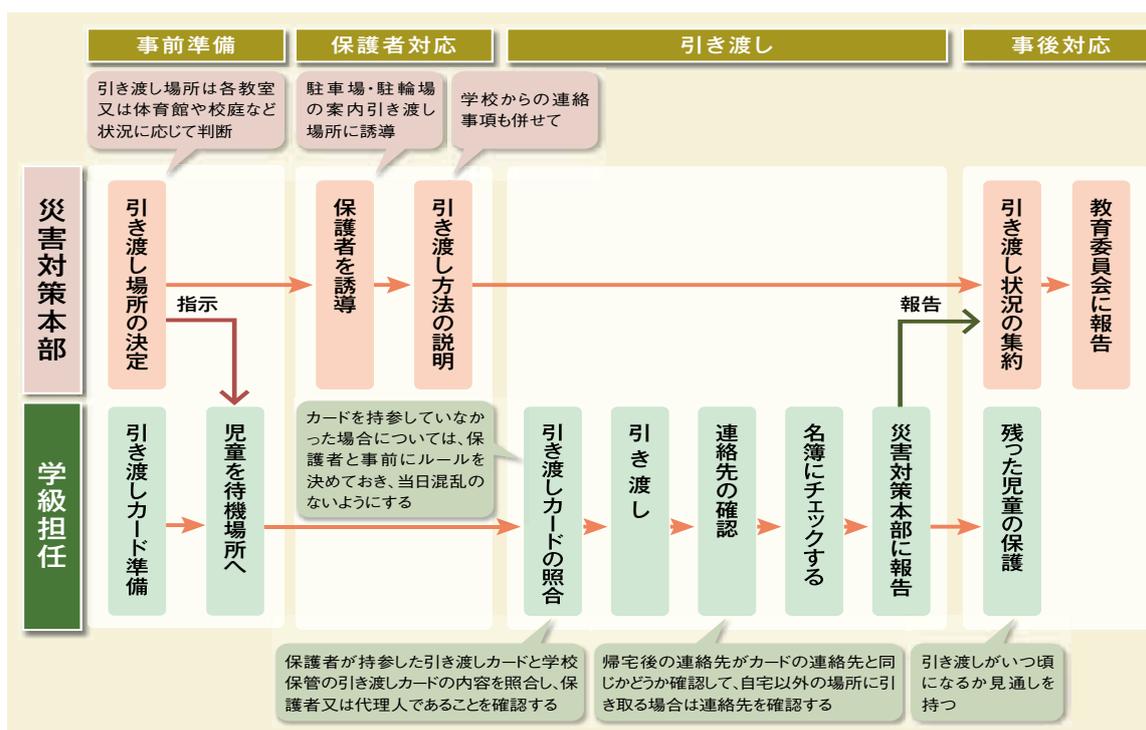
※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。

(2) 学校に待機させる場合の留意点

- ア 児童等が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ落ち着かせる。
- イ 必ず教職員がそばにつき、児童等に安心感を与える。
- ウ 保護者の迎えが遅くなっている児童等の精神的ケアに努める。
- エ 引き渡した教職員、引き取った保護者が共にカードに確認の署名を行う。
- オ 引き渡し後、気象情報等のレベルが上がった場合、家族で避難するよう確認する。

(3) 引き渡しの手順の明確化

校内における引き渡しの手順（小学校の例）



校外で引き渡す場合の流れ

- ・ 引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
 - ・ 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
 - ・ 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は校内の引き渡しと同様にする。
- ※校外に出る場合は、あらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておくとい。

児童引き渡し・緊急連絡カード例

児童引き渡し・緊急連絡カード					〇〇小学校	
(児童氏名) 年 組			(兄弟氏名) 年 組 年 組			
番号	引き取り者氏名		連絡先 (電話、住所)		児童との関係	チェック欄
1	保 護 者		電話 [- -]		
			携帯 [- -]		
			住所 []		
2						
3						
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は児童を学校に待機させますか。 待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。						

5 学校施設設備の点検（学校再開に向けて）

	学 校 の 対 応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設・設備の安全確認を行うと同時に整理を行う。 ・ 理科室など特別教室の危険物の確認と応急処置を行う。 ・ 危険箇所の確認と立入禁止区域の設定を行う。
ライフラインの点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン（電気・水等）が使用できるか点検する。 ・ ガス会社の点検があるまで、ガスの元栓を閉めておく。 ・ プールの水は生活用水としての活用を検討する。 ・ 給水タンクの水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ。 ・ 施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。 ・ 教育委員会、災害対策本部等と連絡をとり、情報提供・収集に努める。

危険箇所の判断は誰がどの規準で行うか？

建物の危険度判定は専門家（危険度判定士）に任せなければなりません。壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立入禁止の判断や指示は、原則として管理者としての校長が行います。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損傷が新たに発生したかをすみやかに発見できるようにしておくことが大切です。

構造上の問題としては、柱・梁・壁の破壊です。

◇ 鉄筋コンクリート

柱・梁 = 鉄筋が見える、深い亀裂 壁 = 大きく深い亀裂、×字形の亀裂

◇ 鉄骨造り

柱・梁 = 折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ
壁 = 破壊があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

◇ 木造

柱・梁 = 傾く、接合部が外れる



6 避難所運営の協力について

(1) 避難所としての学校の対応

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の果たす最も重要な役割は、児童等の安全確保・安全確認、教育活動の早期正常化であるが、地震等大規模災害が発生した場合には、避難所に指定されている学校はもちろんのこと、指定されていない学校にあっても、地域の実情等により緊急の避難所となることが予想される。

このため、学校にあっては、避難所となった場合を想定して、事前に防災担当部局や地域自主防災組織のリーダー等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況をつくっておくことが重要である。

(2) 教職員の協力体制の整備

学校が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス（一例）が考えられる。

- ア 各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要である。
- イ 少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切である。
- ウ 児童等と避難者のスペースや動線を分けておくことが必要である。

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地震発生</div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域住民等の学校への避難</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設備の安全点検 ・ 開放区域の明示 ・ 駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の 救助活動	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所の開設</div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所の管理・運営</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿作成 ・ 関係機関への情報伝達と収集 ・ 水や食料等の確保 ・ 備蓄品の管理と仕分け、配付等 ・ 衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による 安全点検	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">自治組織の立ち上がり</div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">自治組織の確立</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治組織への協力 ・ ボランティア等との調整 ・ 要援護者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所機能と学校機能の同居</div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所機能の解消と学校機能の正常化</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校機能再開のための準備
		<div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">日常生活の回復</div>	

7 児童等の心のケア

大災害や事故などで、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、児童等によっては、表面的には普段と変わりなく見えるが、心の奥深い所には心的外傷としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことが考えられる。

このため、児童等の心的外傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要である。

学校は、児童等の実態を踏まえ、教育委員会、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、児童等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等を実施する必要がある。



時系列による影響の特徴とその対応

区 分	症 状	対 応 の 方 法
急性反応期 (災害から 2～3日)	<ul style="list-style-type: none"> ○著しく重篤な一過性の症状が生じる時期 ○抑うつ、不安感、絶望感、過活動、ひきこもり等 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童等の安全確保 ○近くの避難所への移動 ○外傷等の身体的問題の手当 ○水や食糧の確保
身体症状期 (災害から 1週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○身体症状が表面化してくる時期 ○頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧等 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体的諸検査を行い、必要な処置の実施 ○既往症をチェックし、以前からの症状の悪化に注意 ○受容的、指示的に対応
精神症状期 (災害から 1箇月程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○集中困難、イライラ、多弁、多動、攻撃的(そう状態) ○食事もおっくうになり、うつ感情が高まり、罪悪感や自殺念慮が生じる。(うつ状態) ○そう状態とうつ状態の両者を併せ持つ場合も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童等の訴えをよく聞く。 ○言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる。 ○必ず元の状態に戻ることを伝え、安心させる。
心的外傷後 ストレス障害 (PTSD) (災害から 1箇月以後)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害を持続的に再体験 災害を思い出すような行動や遊びを繰り返す。 災害の夢や怖い夢を見る。 災害を思い出すと緊張したり、どきどきしたりする。 ○災害と関連した刺激を回避 災害のことを思い出したくない。災害を受けた場所や状況を回避する。 ○覚醒レベルの亢進 寝付きにくい。かんしゃくを起こしやすい。 集中しにくい。警戒心が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○重傷になれば、精神科医等と連携をとって対応する。 ○長時間の持続的な観察とケアが必要。 ○児童等自らの訴えを、時間をとって十分に聞く。 ○必ず元の状態に戻ることを伝え、安心させる。 ○児童等の情緒的反応が見られても、子ども自身が心配していなければ、その問題を積極的に取り上げない。 ○遊びと運動を増やし、人間関係を良好にする。
遅発性PTSD (災害から 数か月以後)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害後に問題なく過ごしていたり、一時的な不安や恐怖の症状が消失していたりした児童等が、数か月以上経過した後に、PTSDの症状を現す場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の状況に類似したり、同じ条件が重なったりすると、不安定になるので、日頃から注意深く観察し、安心させる状態を作っておく。
アニバーサリー 反応 (anniversary reaction)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生した1年後や2年後の同日が近づくと、児童等が不安定になったり、種々の反応を示したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○その日が近づいた頃に、どのような反応があるかを児童等や保護者に伝えておく。 ○不安定になった場合の対応をあらかじめ保護者に理解してもらい、協力してもらう。

資料編

1 防災教育等に関する情報提供

防災教育等関係の情報を収集するための関係機関ホームページアドレス及び参考資料の紹介

■ ホームページアドレス紹介

全般的な情報

- 内閣府（防災担当） <http://www.bousai.go.jp/>
- 気象庁 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>
- 京都大学防災研究所 巨大災害研究センター <http://www-drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/>
- 東京大学地震研究所 <http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/Jhome.html>
- 地震調査研究推進本部 <http://www.jishin.go.jp/main/index.html>
- 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」 <http://www.dri.ne.jp/>
- 消防防災博物館 <http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi>
- 静岡県地震防災センター <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/>
- 稲むらの火と地震対策 <http://www.inamuranohi.jp/>
- 野島断層保存「北淡町震災記念公園」 <http://www.nojima-danso.co.jp>
- 防災教育チャレンジプラン <http://www.bosai-study.net/top.html>
- 地震情報リンク集 <http://www.hir-net.com/link/quake/>

和歌山県内の情報

- 和歌山県危機管理局総合防災課 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/index.html>
- 和歌山県教育センター学びの丘「きのくに教育 iDC」 <http://idc.wakayama-edc.big-u.jp/index.jsp>
- 和歌山県災害ボランティアセンター <http://www.shakyo.com/>

■ 参考情報

- 防災学習ハンドブック（指導者用）（平成 18 年度）くろしお教育サミット
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成 24 年 3 月）文部科学省
- 「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開（平成 25 年 3 月）文部科学省
- 和歌山県防災教育指導の手引き（平成 25 年 3 月）和歌山県教育委員会
- 減災教育副読本「命を守る県民減災運動」和歌山県教育委員会

2 市町村等防災担当窓口一覧

市町村

市町村	担当窓口	電話番号	所在地
和歌山市	総合防災課	073-435-1199	〒640-8157 和歌山市八番丁12
海南市	危機管理課	073-483-8406	〒642-8501 海南市日方1525-6
橋本市	防災推進室	0736-33-1111	〒648-8585 橋本市東家1-1-1
有田市	経営企画課	0737-83-1111	〒649-0392 有田市箕島50
御坊市	防災対策課	0738-23-5528	〒644-8686 御坊市藺350
田辺市	防災対策課防災対策係	0739-26-9976	〒646-8545 田辺市新屋敷町1
新宮市	防災対策課	0735-23-3333	〒647-8555 新宮市春日1-1
紀の川市	危機管理消防課	0736-77-1300	〒649-6492 紀の川市西大井338
岩出市	総務課	0736-62-2141	〒649-6292 岩出市西野209
紀美野町	総務課特別対策室	073-489-5912	〒640-1192 海草郡紀美野町動287
かつらぎ町	総務課	0736-22-0300	〒649-7192 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160
九度山町	地域防災課	0736-54-2019	〒648-0198 伊都郡九度山町九度山1190
高野町	総務課防災対策推進室	0736-56-3000	〒648-0281 伊都郡高野町大字高野山636
湯浅町	総務課	0737-64-1108	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1055-9
広川町	総務政策課	0737-23-7732	〒643-0071 有田郡広川町大字広1500
有田川町	総務政策部総務課	0737-52-2111	〒643-0021 有田郡有田川町大字下津野2018-4
美浜町	防災企画課	0738-23-4902	〒644-0044 日高郡美浜町和田1138-278
日高町	総務政策課	0738-63-2051	〒649-1213 日高郡日高町大字高家626
由良町	総務政策課	0738-65-1801	〒649-1111 日高郡由良町里1220-1
印南町	総務課	0738-42-0120	〒649-1534 日高郡印南町大字印南2252-1
みなべ町	総務課	0739-72-2051	〒645-0002 日高郡みなべ町芝742
日高川町	総務課	0738-22-1700	〒649-1324 日高郡日高川町大字土生160
白浜町	総務課防災対策室	0739-43-5555	〒649-2211 西牟婁郡白浜町1600
上富田町	総務政策課	0739-47-0550	〒649-2192 西牟婁郡上富田町朝来763
すさみ町	総務課	0739-55-4802	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見4089
那智勝浦町	総務課防災係	0735-52-4811	〒649-5392 東牟婁郡那智勝浦町大字築地7-1-1
太地町	総務課	0735-59-2335	〒649-5171 東牟婁郡太地町大字太地3767-1
古座川町	総務課	0735-72-0180	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池673-2
北山村	総務課	0735-49-2331	〒647-1603 東牟婁郡北山村大沼42
串本町	総務課	0735-62-0555	〒649-3592 東牟婁郡串本町串本1800

県等

機関名	担当窓口	電話番号	所在地
和歌山県	総合防災課	073-441-2271	和歌山市小松原通1-1
和歌山県教育委員会	健康体育課	073-441-3701	和歌山市小松原通1-1
和歌山県災害ボランティアセンター	和歌山県社会福祉協議会	073-435-5220	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7F 和歌山県社会福祉協議会内

学校における防災教育・安全指針
－防災教育の充実と児童生徒等の安全確保のために－

発行：和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

ホームページアドレス：

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500900/index.html>

復興計画事前策定の手引き

平成 30 年 2 月

和歌山県

はじめに

東日本大震災の半年後、和歌山県は紀伊半島大水害に襲われました。その際、あらゆる機関に御協力をいただき、まず、全力を挙げて人命救助に取り組み、そして復旧、復興を急ピッチで進めました。

被災後、時間が経つと人々の復興への意欲が衰えてきます。地域の復興とは、そこに住む人々が意欲を持って働き、暮らし始めることです。復興に時間がかかりすぎると人々の気力が萎えてしまい、地域が元に戻ることは難しくなります。そのため、早期に復興を成し遂げる手立てをあらかじめ講じておくことが非常に重要となります。

この手引きの作成にあたって、東日本大震災からの復興まちづくりに向けた取組やその事業手法などを詳細に調査しました。その際には、岩手県や宮城県、両県の市町村をはじめ被災地の皆様に、資料提供や実地調査等、多大な御協力をいただきました。刊行にあたり、改めて心から感謝を申し上げます。

さらに、東北地方の復興の状況に精通した有識者と本県内の市町村長をはじめとする関係者の皆様から御意見、御提言をいただくため、4回にわたり「南海トラフ地震からの復興計画の事前策定に向けた統一手法研究会」を開催しました。そこから、私たちが学んだのは、人々が地域への愛着・誇りを持ってこのまちで暮らし続けたいと思う気持ちを失うことのないよう、迅速にまちや産業を復興させなければならないということです。

そのためには、まだ被害を受けていない現在、地域単位であらかじめよく議論をして、仮にまちが大規模災害により被害を受けたとき、このようにまちを復興しよう、そしてその際、もともと有している狭あいな道路や密集した住宅地、下水道の未整備等のまちの課題を併せて解決する、そのような計画を決めておくことが有効となります。それにより、どの地域よりも早くまちづくり事業に着手し、早期に被災前よりも暮らしやすい活力あるまちに再生することができるはずです。

南海トラフ地震をはじめ直下型地震や風水害による大規模災害が発生するリスクはどの市町村にもあります。大規模災害への対応は喫緊の課題であり、復興計画の事前策定を加速化するために、県は市町村の計画策定を積極的に支援します。

市町村が、この手引きを参考にして、地域における復興まちづくりへの理解を深め、南海トラフ地震による地震・津波災害等が起こったときには、迅速により良いまちに再生できるよう、復興計画の事前策定を進めていくことを期待します。

平成30年2月

和歌山県知事 仁坂 吉伸

目次

はじめに

第1章 復興計画事前策定の必要性	1
第2章 東日本大震災の復興から学ぶ	5
第1節 東日本大震災における復興への取組	5
1 復興に向けた国の取組	5
2 復興に向けた県の取組（宮城県の例）	8
3 復興に向けた被災市町村の取組（宮城県女川町の例）	9
第2節 復興まちづくりの考え方	13
1 東日本大震災の被災地における復興まちづくりの基本的な考え方	13
(1) 宮城県の復興まちづくりの基本的な考え方	13
(2) 岩手県の復興まちづくりの基本的な考え方	16
2 復興まちづくりの検討プロセスと事例（ケーススタディ）	17
(1) 復興まちづくりの検討プロセス	17
(2) 復興まちづくりの事例（ケーススタディ）	19
ア 平野部の復興事例（宮城県石巻市の例）	19
イ リアス海岸部の復興事例（岩手県山田町の例）	31
3 東日本大震災被災地において活用された建築制限等	49
4 東日本大震災被災地において復興まちづくりに活用された事業	52
(1) 防災集団移転促進事業	53
(2) 被災市街地復興土地区画整理事業	55
(3) 津波復興拠点整備事業	57
(4) 漁業集落防災機能強化事業	59
(5) 災害公営住宅整備事業	61
第3節 東日本大震災における復興まちづくりの課題と対応	63
(1) 復興まちづくり計画の策定	63
(2) 住民合意の形成	64
(3) 復興財源	65
(4) 建築制限の特例措置	65
(5) 被災混在地区の復興	66
(6) 復旧・復興事業の業務・工事の発注等	67
(7) 復興事業用地の確保	67
(8) 地籍調査等	68
第4節 産業の復興	69
1 東日本大震災の被災地における産業の復興状況	69
2 産業復興のための制度と活用事例	77

(1) 農業（宮城県石巻市の例）	77
(2) 水産業（宮城県女川町の例）	79
(3) 製造業（宮城県女川町の例）	81
3 産業復興の課題と対応	82
第3章 和歌山県における復興計画事前策定	83
第1節 復興まちづくりの基本的な考え方	83
1 地震・津波災害の想定	83
(1) 津波による浸水想定	83
(2) 地震による被害想定	87
2 和歌山県の復興計画事前策定の基本的な考え方	91
(1) 地形による復興計画事前策定の考え方	91
ア なだらかな平野が広がる地域	91
イ 山地が迫り平野が狭小な地域	91
(2) 復興計画事前策定の検討に際しての津波浸水想定	91
第2節 復興計画事前策定の進め方	93
1 まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定	93
2 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理	95
(1) 復興計画事前策定対象地区の現状分析	95
(2) 復興計画事前策定対象地区の特性及び課題の抽出・分析	96
3 復興計画事前策定における基本的な方針	97
(1) 命を守るまちづくり	97
(2) 暮らしやすさを高めるまちづくり	98
(3) 産業を守るまちづくり	99
4 あらかじめ取り組むべきこと	100
(1) 地籍調査の推進	100
(2) 復興まちづくり利用適地の抽出	100
(3) 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整	100
(4) 復興まちづくりに向けた体制の整備等	100
(5) 復興まちづくりの事業手法の整理	101
(6) 地域産業の強化支援	103
(7) 公共施設の高台移転等事前の取組	103
(8) 計画策定における合意形成	104
5 「復興まちづくりイメージ」の作成	105
(1) 復興まちづくりのパターン	105
(2) 「復興まちづくりイメージ」の作成事例	113
ア なだらかな平野が広がる地域の事例	113
イ 山地が迫り平野が狭小な地域の事例	114
6 復興計画事前策定の手順	115
南海トラフ地震からの復興計画の事前策定に向けた統一手法研究会	116

第1章 復興計画事前策定の必要性

- ・大規模な災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、「復興まちづくり」への対応が遅れるおそれがある。

東日本大震災など過去の災害において、大規模な被災により地域が混乱している中で、復興まちづくりの計画を策定することは、困難を極める作業となっている。

行政は、災害対応で多忙な中、復興の方向性を示し、復興まちづくり計画を立案して、住民合意の形成を図ることが必要であるが、様々な課題が発生して、速やかな計画策定が困難となることが想定される。

- ・復興事業はこれまで経験したことがないような大規模かつ複合的なものとなる。
- ・復興事業に時間がかかりすぎると、地域の活力が失われるおそれがある。

将来、南海トラフ地震が発生した後、地域の復興に時間がかかりすぎると、住民や企業は疲弊し、再生する意欲を失ったり、まちを離れる事態を招くなど、地域の活力が失われ、まちの存続が危うくなるおそれがある。

大規模災害時の復興事業はこれまで経験したことがないような大規模かつ複合的なものとなるが、被災地において、住民が意欲を持って働き、暮らすためには、迅速に、より良いまちの復興を成し遂げることが重要であり、そのためには復興まちづくりの計画（復興計画）を速やかに策定しなければならない。

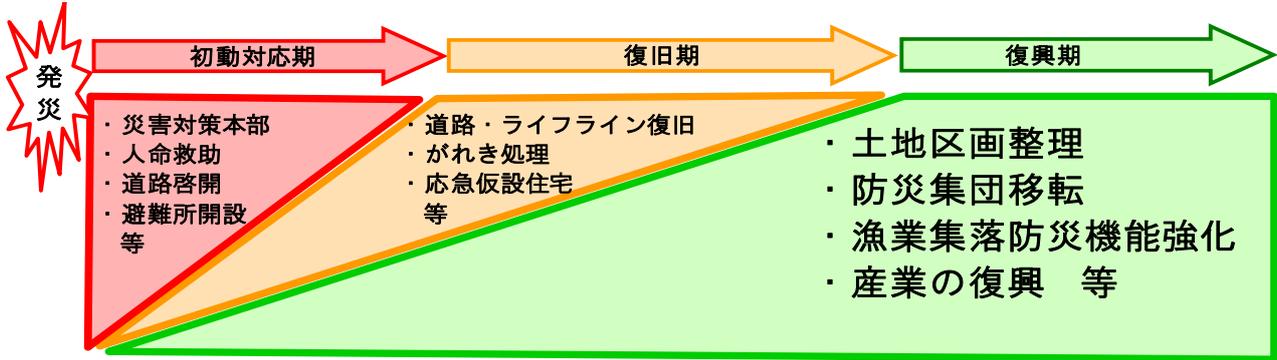
右ページ下段は、計画策定、合意形成に期間を要することにより復興進捗が遅れるケースを例として示したものである。

まず、被災直後の初動対応として人命救助や避難所の開設、続いて道路やライフラインの復旧、がれき処理や応急仮設住宅の建設などを進めることとなる。

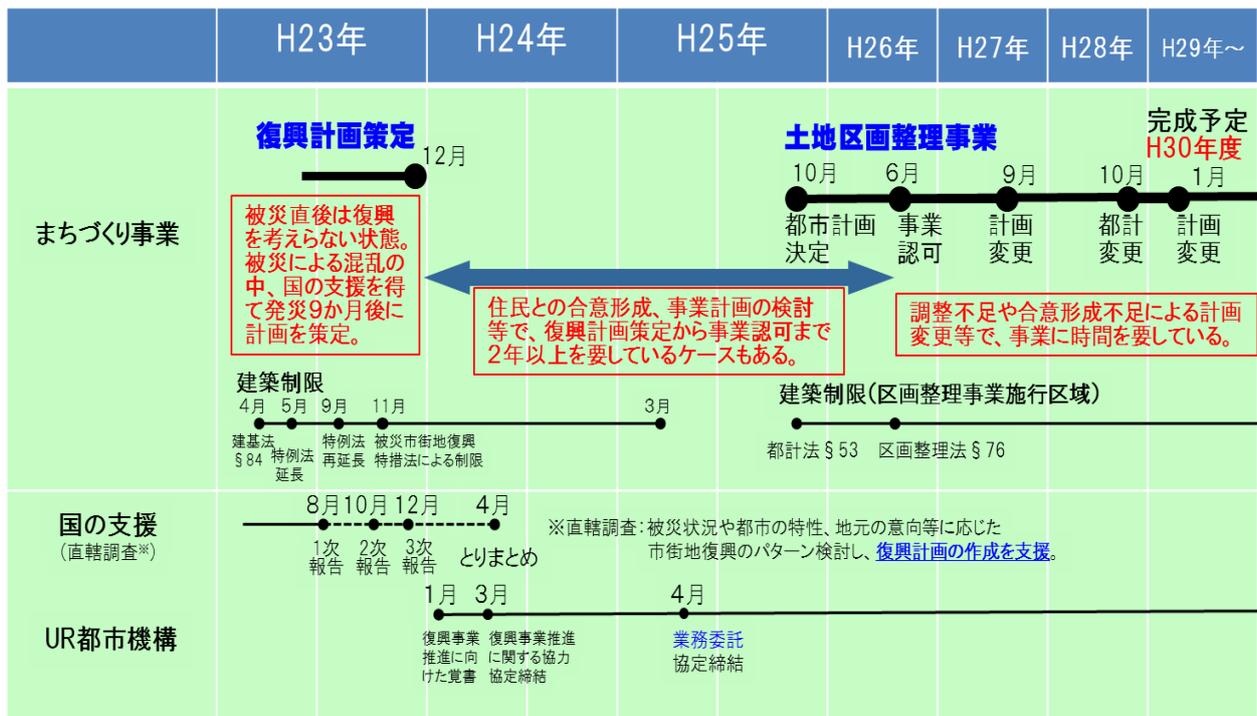
このため、初動対応や復旧に追われ復興計画策定作業に取りかかるまでに数か月を要し、復興計画の策定完了が被災9か月後となり、また住民合意の形成や事業計画の検討に時間を要し、土地区画整理事業の認可を得て着工するまでにさらに2年以上の期間を要しているケースもある。

その後も、事業に係る調整不足や住民合意の形成の不足により計画変更が繰り返され、完成が遅れる。

大規模災害への対応イメージ



復興進捗が遅れる例



- ・被災前に復興計画を策定しておくことにより、発災以前から完成イメージを共有し、いち早く復興に取り組むことが可能となる。
- ・被災後も住民が住み続けたいまちとするためには、現在のまちが有している課題の解消策を復興計画に盛り込んでおくことが重要である。

被災前から事前に復興まちづくりの基となる計画を準備しておくことが重要であり、大規模な災害が発生した際には、その計画を基に復興計画を速やかに作成して、より早く復興に取り組むことが可能となる。

復興計画事前策定では、来る大規模災害からの復興に備えておくため、想定される被害やまちの特性、課題を把握し、現在のまちが持っている課題を解消しつつ災害に強いまちを実現できるよう、復興まちづくりに向けた基本的な方針やあらかじめ取り組むべきことを検討し、「復興まちづくりイメージ」を作成する。

復興計画を事前に策定しておき、それを基に被災後速やかに復興まちづくりの計画を策定することで、事業着手までの期間短縮が可能となる。また、事業の計画変更も少なくなり、迅速に工事が進み、早期に新しく復興したまちで住民が暮らし始めることが可能となる。

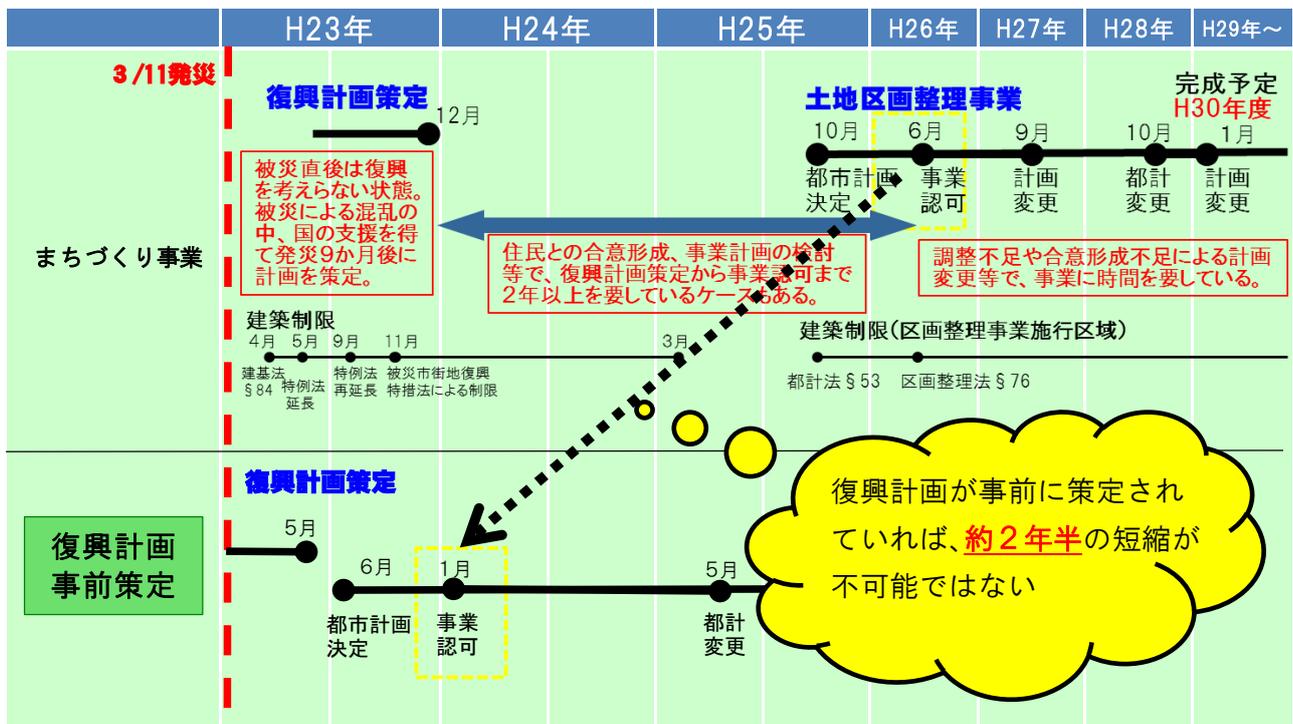
東日本大震災における復興計画策定時の問題

- 被災で混乱し、市町村は茫然自失となることに加え、人材が不足するため、復興について考えられない
 - 被災前のまちに戻すか、嵩上げや移転をするのか等の復興方針がまとまらない
 - 住民への意見聴取の取組不足や漁業者等からの堤防等海岸保全施設の整備への反対等により、事業計画策定段階における合意形成が長期化
 - 将来的なゾーニングを考える時間がなく、まとまった用地を応急仮設住宅等に活用したため、復興まちづくりに必要な用地確保が困難
 - 復興の見通しが立たないことにより、地域の経済活力が失われ、さらに住民が移住し、若年層を中心に人口が減少
 - 仮設住宅での生活が長引くことで、生活再建が遅延
- 南海トラフ地震は、より広範囲の被災が想定されており、国からの十分な財政的支援を受けられない等、東日本大震災より、復興への取組環境が困難になるおそれ

復興計画事前策定が必要

現実的な計画

復興計画事前策定による効果（イメージ）



第2章 東日本大震災の復興から学ぶ

第1節 東日本大震災における復興への取組

- ・東日本大震災発生後、国、県、市町村において復興に向けた取組が行われた。
- ・国では復興基本法の制定や復興財源の確保等、県では復興まちづくりへの支援、市町村では復興整備計画の作成や都市計画決定等の取組が行われた。

大規模災害から迅速な復興を進めるためには、被災後速やかに復興の基本方針を示し、合意形成を図りながら、地域の復興まちづくり計画を策定し、適切な復興まちづくり手段を選択するとともに、復興財源を確保し、復興を成し遂げる必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者22,152人、全壊家屋121,776棟（消防庁公表 平成29年9月1日現在）など、沿岸市町村を中心に甚大な被害が発生する未曾有の大災害となった。

被災市町村においては、人命救助、災害対応、被災者支援を行いながら、復興まちづくりの取組が進められ、国、県においてもそれぞれの責任と役割の中で市町村の復興まちづくりの支援がなされた。

1 復興に向けた国の取組

〈復興方針の決定、組織、制度の整備〉

東日本大震災の発生後、国では復興方針の決定、復興を支える組織、復興推進の制度、復興財源の確保等については、発災から概ね9か月後の平成23年12月までに整備され、復興に向けた支援が進められた。

平成23年4月に東日本大震災復興構想会議（五百旗頭真議長）が設置され、同年6月には「復興への提言～悲惨のなかの希望～」として提言がなされ、同年7月には、政府の東日本大震災復興対策本部（本部長：内閣総理大臣）において、国による復興のための取組の全体像を明らかにする「東日本大震災からの復興の基本方針」が定められた。この中で、復興まちづくりについては、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進することとされ、被災都市の中核機能復興のための市街地整備・集団移転、幹線交通網へのアクセス確保、土地利用規制・建築規制等の柔軟な適用等の方針が示された。

〈復興のための法律等整備〉

平成23年4月には、「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」（平成23年法律第34号。以下「建築制限特例法」という。）が施行され、東日本大震災が極めて広域かつ甚大な被害をもたらし、復興に

向けて短期間での都市計画決定等が困難な状況であるため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条に定める最大2か月間の建築制限に加え、災害があった日から最大8か月間、特定行政庁による建築物の建築制限を可能とする特例が設けられた。

平成23年6月には、「東日本大震災復興基本法」（平成23年法律第76号）が施行され、東日本大震災復興対策本部が設置された。同年11月には「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。）が成立し、復興特別所得税及び復興特別法人税の創設などによる復興財源の確保が図られた。同年12月には「復興庁設置法」（平成23年法律第125号）が成立し、平成24年2月10日に復興庁が発足した。平成23年12月には「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）が施行され、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のための制度構築が図られた。被災市町村等において、復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画を定め、国が認めた場合には、規制緩和、手続の迅速化、復興事業等に関する資金援助等に関する特例措置を講じることとされた。

復興特区法において、被災市町村は、復興事業を具体的に進めるための「復興整備計画」を作成することにより、市街化調整区域における開発許可や農地転用許可などに係る特例措置が適用され、また、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項の協議を行うため、市町村長、知事及び国の関係行政機関の長を加えた復興整備協議会を組織し、手続のワンストップ化等を図り、円滑かつ迅速な復興事業の実施を行うこととされた。

〈国土交通省による支援〉

また、国土交通省においては、平成23年3月30日に「国土交通省被災地の復旧・復興に関する検討会議」（座長：国土交通省副大臣）が設置され、同年6月には「国土交通省における東日本大震災の復旧・復興に向けた対応」を公表して、多重防御等による津波防災まちづくり、地域産業・経済の再生とそれを支える都市・交通基盤等の復興に向けた整備方針が示された。

東日本大震災の発生当時、被災自治体は復興どころではなく、復興調査に要する経費を市町村に補助しようとしたところで、市町村では予算措置すらできない状況であり、国でまちづくりをサポートする必要があった。

このため、平成23年6月から津波で被災した6県62市町村を対象に「津波被災市街地復興手法検討調査」（以下「直轄調査」という。）が実施され、津波浸水エリア、建築物・インフラ等の被害状況、住民の避難状況等の調査が行われ、その結果が被災自治体に提供された。また、要望に応じて43市町村では、国、県、市町村長及び学識経験者を含めた会議を開催して、被災状況や都市の特性、地元住民や関係者の意向等に応じた被災市街地の復興パターンや復興手法、まちづくり計画の作成や事業

化に向けた課題への対応について検討することで、市町村の復興計画や復興整備計画の作成についてきめ細かい支援がなされた。

直轄調査は、被災市町村ごとに国土交通省都市局の職員からなる地区担当チームを現地に派遣し、東北地方整備局と連携して行われた。また、本省内に「東日本大震災まちづくり事業連絡調整会議」を、関係 10 府省と「被災地の復興支援のための調査に関する連絡会議」を設置する等、地方公共団体の復興の取組への支援がなされた。

被災市町村では、国土交通省都市局の直轄調査による支援により、具体的に復興まちづくりを進めることができた。

〈大規模災害からの復興に関する法律による復興スキームの制度化〉

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年に「大規模災害からの復興に関する法律」（平成 25 年法律第 55 号。以下「大規模災害復興法」という。）が施行され、以後の大規模災害を受けた市町村が国の復興基本方針や都道府県の復興方針に即して復興計画を作成して、復興まちづくりを進める制度が構築された。大規模災害からの復興にあたって必要とされる具体的な財政措置については別に法律で定めるとされたが、復興整備事業等に対する特例措置や手続のワンストップ化など東日本大震災の復興スキームが踏襲されたものとなっている。

2 復興に向けた県の取組（宮城県の例）

復興まちづくりの主体は市町村であるが、県においても、県民に復興の基本的な方針を示すとともに、被災地の実情を踏まえた復興に関する国への要望、海岸堤防の高さの設定や道路、堤防等の各復旧事業の迅速な実施とともに、市町村の復興まちづくりの支援を行った。東日本大震災による被災規模が最も大きく、沿岸部の地形として平野部とリアス海岸部を有する宮城県の取組を紹介する。

〈宮城県震災復興計画の策定〉

宮城県では、東日本大震災の人的・物的被害として被災県で最大となる死者・行方不明者 11,790 人、全壊家屋 83,002 棟（消防庁公表 平成 29 年 9 月 1 日現在）など、沿岸市町を中心に甚大な被害が発生した。

平成 23 年 10 月には「宮城県震災復興計画」を策定し、高台移転、職住分離、多重防御による津波対策など、災害に強いまちづくりを推進する計画を示した。

〈市町の復興まちづくり計画のたたき台「おせっかいプラン」の提示〉

東日本大震災の発生直後において、沿岸の被災市町では、職員が被災したこと等に加え、被災者の生活支援など、直面する対応に忙殺され、復興まちづくりの検討を十分に行う余裕がなかったため、県独自の判断で被災直後から市町の復興まちづくり構想の策定にとりかかった。復興まちづくり計画の検討が効率的に進められるように、被害調査を独自に行い、全面的に被災市町の立場に立って、計画のたたき台となる通称「おせっかいプラン」を作成し、震災 1 か月後の平成 23 年 4 月には、被災市町に提案を行い、市町が復興まちづくりについて具体的に検討を始めるきっかけとなるなど支援を行った。

〈国への要望活動等〉

事業の実施にあたっては、財源や人員の不足が深刻であったため、必要な制度改善や財源確保に関して国に対して要望活動が行われた。

まちづくりは、本来各市町が主体的に取り組むべきものであるが、東日本大震災においては、被害が大きく広範囲にわたっていることから、宮城県では、復興まちづくりの基本的な方針の策定とともに、財源や人員の確保に率先して取り組むことは、県が果たすべき重要な役割であると考えて、精力的な復興支援を行っている。

〈建築制限の実施等〉

宮城県（特定行政庁）では、気仙沼市、南三陸町、女川町等、被害の特に大きかった区域を対象に被災市街地復興土地区画整理事業の実施を見据えて、建築基準法第84条の規定に基づく建築制限を行った。

また、復興特区法に基づく復興整備計画について、県及び市町が行う復興事業間の整合を図る必要性を勧告して、沿岸15市町とそれぞれ共同して作成している。

3 復興に向けた被災市町村の取組（宮城県女川町の例）

東日本大震災の発生から約7年が経過し、国の集中復興期間が終了した現在において、比較的津波被害が軽微であった市町では、集団移転や宅地の嵩上げなどにより安全な宅地整備が完了し、新たな暮らしをスタートしている住民がいる一方、被害が甚大であった市町では、復興に時間を要し、今なお多くの被災者が仮設住宅での生活を余儀なくされている。

また、一部の被災地では復興計画の策定や復興事業の実施段階等において、復興事業用地の取得や住民合意の形成の問題等が生じている。

さらに、時間の経過とともに、住民の住宅再建に関する意向が変化し、域外への転居を希望する住民や、自立再建ではなく災害公営住宅への入居を希望する住民が増加したこと等により、面的整備をした住宅地に空き区画が生じるなどの問題も顕在化している。

中心部が津波により大きく被災し、大規模な復興まちづくり事業が行われている女川町の取組を紹介する。

〈女川町の被災状況〉

女川町は、宮城県石巻市の東側の太平洋に面した半島部に位置し、人口10,016人（平成23年2月28日現在）が暮らす水産業の盛んな町で、町の南東側の半島部には東北電力女川原子力発電所が所在する。

東日本大震災では、震度6弱、最大津波高14.8m、最大浸水深16.5m、浸水区域320ha、被害区域240haに達し、最大避難者数は人口の半数以上となる5,720人（平成23年3月13日現在）、死者・行方不明者合わせて943人（平成23年12月14日現在）に上る人的被害が発生した。

市街地の大半や多くの離半島部の集落が津波により被災し、建物被害総数が約6,500棟に上った。特に女川港に面する工業地、JR女川駅及び女川町役場周辺部等の中心部は津波により壊滅的な被害を受けた。

〈復興計画の策定〉

女川町では、町長のリーダーシップのもと、平成23年9月に宮城県内では2番目に早く復興計画を策定し、「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」を基本目標に、「安心・安全な港町づくり」、「港町産業の再生と発展」、「住みよい港町づくり」等を掲げて、復興を達成する期間を平成30年度までの8年間とした。

また、復興まちづくり先行推進地区を指定して、住宅地の早期確保に加え、住民の暮らしの再建のためには産業の早期復旧が重要であるとの認識のもと、水産業の早期再開を目指すこととされた。

住民への復興まちづくり説明会は、国において復興事業のスキームが定まり、復興財源の確保がなされた後、平成24年1月から同年2月にかけて、中心部及び離半島部の地区ごとに、延べ40回開催し、復興まちづくりの具体的な計画について住民合意の形成が図られた。

〈復興整備計画の作成〉

平成24年3月に、復興特区法に基づき、復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる復興事業をまとめた「復興整備計画」が作成された。

復興整備計画には、防災集団移転促進事業（21地区）、被災市街地復興土地区画整理事業（1地区）、災害公営住宅整備事業（15地区）、津波復興拠点整備事業（1地区）など、計53地区の復興事業の計画が行われ、平成28年12月現在、27回の変更がなされ、復興事業が進められている。復興まちづくり交付金事業の事業費は総額1,534億円となっている（平成28年3月末現在）。

〈中心部地域の復興まちづくり〉

壊滅的な被害を受けた中心部では、大規模な復興まちづくり事業を実施することが必要となり、住民の積極的な参画を得て、駅、商業地、住宅地整備等新たな復興まちづくりを計画して進められている。

復興まちづくりの基本的な方針として、「①安全な高台を造成して住宅地、公共施設用地等を確保する。」「②水産加工施設等を港湾・漁港区域の背後地へ集約し産業復興を先導する。」「③JR石巻線女川駅周辺に町役場等公共公益施設、商業・業務施設を集約し、町立病院等と中心市街地を形成する。」「④住宅を早期に供給するため、安全な高さにある総合運動場等の町有地を活用する。」等を掲げ、復興事業が進められた。

〈建築制限の実施、都市計画事業等の推進〉

宮城県（特定行政庁）により、平成23年4月8日から同年5月11日まで建築基準法第84条の規定による建築制限が行われ、同年5月12日から同年11月10日まで延長を含めて建築制限特例法による建築制限が行われた。

その後、町において同年11月11日に被災市街地復興推進地域の都市計画決定がなされた。被災市街地復興土地区画整理事業については、平成24年3月30日に都市計画決定され、同年9月10日（既成市街地分）及び平成25年2月28日（新市街地分）に事業認可された。

防災集団移転促進事業については、平成24年9月7日に第1回目の大臣同意を得ている。これに関連して、「女川町災害危険区域に関する条例」（平成24年女川町条例第49号）を制定し、平成24年12月10日に建築基準法第39条の規定による災害危険区域の指定を行っている。

津波復興拠点整備事業については、平成25年10月25日に都市計画決定され、平成27年3月25日に事業認可された。

〈復興事業の業務委託及びCM方式の導入による事業の実施〉

町では、被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び津波復興拠点整備事業の実施について、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）に工事施工等に関する一体的業務を委託して、UR都市機構は、CM（コンストラクション・マネジメント（construction management））方式により復興事業を進めている。

〈長年にわたる復興による課題〉

中心部が壊滅的な被害を受けたために復興事業が大規模となり、東日本大震災の発生から5年を経過した時点でも、事業進捗率が約49%（平成28年3月末現在）であり、約1,200人の住民がなお応急仮設住宅で暮らすなど、避難生活が長期化している。

新たな仕事、住まいを求め、特に若年層を中心に町外への流出が加速化しており、人口は震災前より約4割減少している状況にあり、復興事業の長期化により、被災の大きい沿岸地域の衰退が懸念される。

国・地方公共団体の復興に向けた主な取組

国	県（宮城県の場合）	市町村（女川町の場合）
H23.3.11東日本大震災発生		
<p>H23.6 東日本大震災復興基本法 （東日本大震災復興対策本部 の設置等） H23.6～ 津波被災市街地復興手法検討 調査と復興まちづくり支援 （国土交通省）</p> <p>H23.7 東日本大震災からの復興の基 本方針 （東日本大震災復興対策本部 決定）</p> <p>H23.11 東日本大震災からの復興のた めの施策を実施するために必 要な財源の確保に関する特別 措置法 （復興財源の確保）</p> <p>H23.12 復興庁設置法 （H24.2 復興庁設置）</p> <p>H23.12 東日本大震災復興特別区域法 （復興の円滑迅速な推進の 制度構築）</p>	<p>H23.4 建築基準法第84条の規定に基 づく建築制限区域指定 市町の復興まちづくり計画 （おせっかいプラン）提示 H23.4～ 復興まちづくり制度改善や財 源確保に関する要望活動</p> <p>H23.10 宮城県震災復興計画の策定</p> <p>H24～ 復興特区法に基づく「復興整 備計画」の共同策定</p>	<p>H23.9 女川町復興計画の策定 （県内2番目 復興期間8年）</p> <p>H23.11 被災市街地復興推進地域の都 市計画決定</p> <p>H24.3 復興整備計画の作成 被災市街地復興土地区画整理 事業の都市計画決定 （独）都市再生機構への一体 的業務委託及びCM（コンス トラクション・マネジメント）方 式による発注施工管理の実施</p> <p>H24.9～ 防災集団移転促進事業の大臣 同意</p> <p>H24.12 建築基準法第39条による災害 危険区域の指定</p> <p>H25.10 津波復興拠点整備事業の都市 計画決定 （H27.3 事業認可）</p>

第2節 復興まちづくりの考え方

- ・多重防御や高台移転など、東日本大震災における復興まちづくりの基本的な考え方を整理する。
- ・東日本大震災における復興まちづくりの事例（ケーススタディ）を紹介するとともに、復興まちづくりの事業手法や建築制限について整理する。

1 東日本大震災の被災地における復興まちづくりの基本的な考え方

宮城県及び岩手県では、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部）を踏まえて、復興まちづくりの基本的な考え方を示している。

（1）宮城県の復興まちづくりの基本的な考え方

宮城県では、地形により異なる津波被害の特性を踏まえて、平野部とリアス海岸部における基本的な復興まちづくりの考え方を示している。

〈土地利用の考え方〉

〈石巻以南の平野部〉

- ・居住地及び公共公益施設は、津波シミュレーションにより浸水しない区域に配置することを基本とするが、浸水区域内で現位置再建が必要な地区については、多重防御施設や宅地の嵩上げ等により浸水深を2m以下にした上で、居住地等としての利用を許容する。
- ・浸水深が2mを超える地区については、原則として、産業用地（商、工、水産業等）に限定した土地利用を図るものとする。

〈石巻以北のリアス海岸部〉

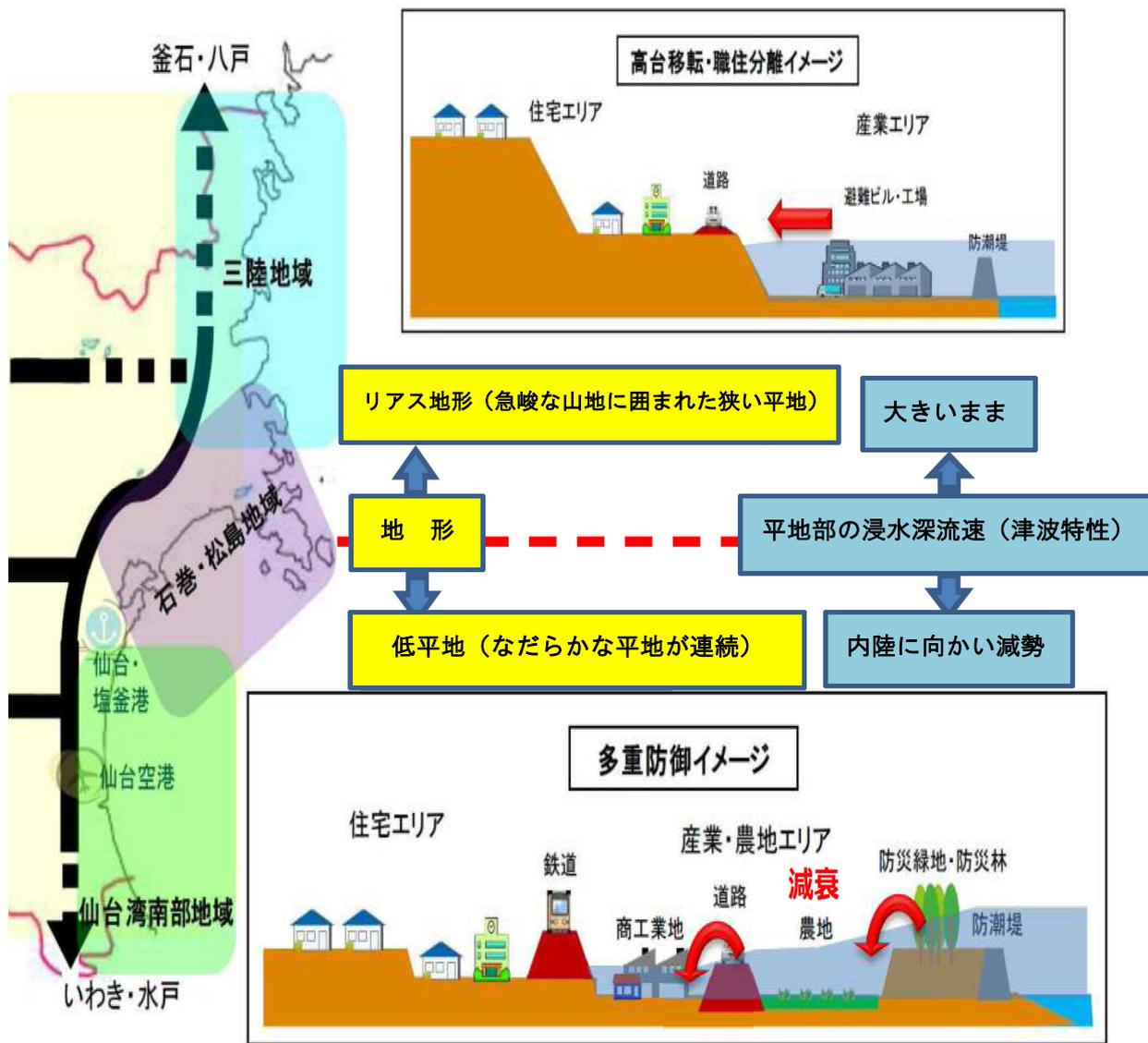
- ・居住地は、津波シミュレーションにより浸水しない区域に配置することを基本とする。
- ・その他は、石巻以南の平野部と同じ。

〈海岸保全施設〉

- ・背後集落や主要幹線等が存在する場合は、比較的頻度の高い津波（レベル1津波）に対応する高さとし、重要施設が存在しない場合は原形復旧による被災前の高さで整備する。

宮城県の復興まちづくりの基本的な考え方

〈宮城県沿岸被災市町の復興イメージ〉



(出典 宮城県復興まちづくりのあゆみ～集中復興期間の総括及び復興・創生期間にむけて～(H28.3))

〈多重防御の考え方〉

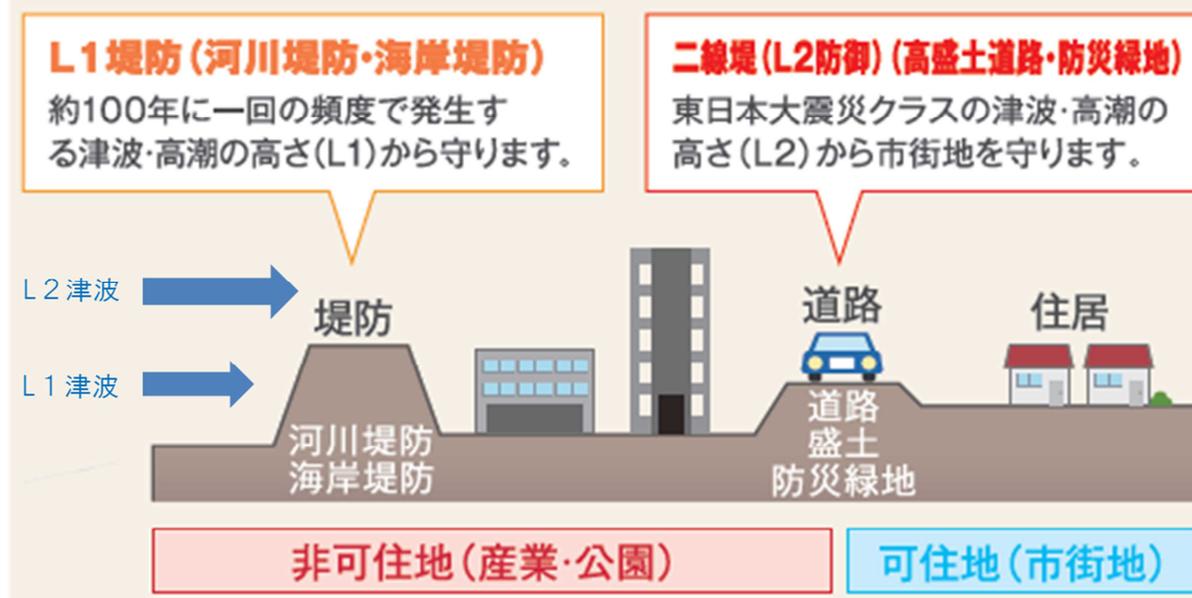
宮城県では、海岸堤防と高盛土道路などの二線堤による多重防御の考え方を各市町に提示している。

多重防御とは、平野部において堤防のみで津波の浸水を防御できないレベル2津波（東日本大震災クラスの津波）に対し、高盛土道路や防災緑地等によって浸水を防いだり、低減させたりして、その背後地を可住地とする津波防御の考え方である。

多重防御の考え方

- ・堤防の高さ設定のため、国が数十年から百数十年に一度程度で発生する津波（レベル1津波）の水位設定の考え方を提示
- ・高盛土道路など二線堤の整備による多重防御の考え方を、県が提示
- ・レベル1津波で浸水しない堤防を整備した上で、レベル2津波で浸水する範囲について、高盛土道路等により浸水を防ぎ、背後地を可住地とする。

多数の防御施設を組み合わせることで津波の被害を軽減させ、津波から人命を守るという考えに基づいて、河川堤防、海岸堤防、高盛土道路、防災緑地を整備します。



(出典 石巻市復興まちづくり～事業概要～より抜粋、一部加筆)

(2) 岩手県の復興まちづくりの基本的な考え方

岩手県では、多重防災型まちづくりを目指し、「海岸保全施設」「まちづくり」「ソフト対策」を地域の実情に応じて組み合わせ、土地利用ごとに許容する浸水深を設定する復興まちづくりの基本的な考え方を示している。

〈土地利用の考え方〉

- ・土地利用を公共系、居住系、業務系に大別し、それぞれ想定浸水深を考慮した望ましい土地利用の考え方を示している。
(例) ・庁舎、学校、公民館等の公共系は、災害対策の拠点となるもので、浸水しないエリアに誘導する。
 - ・住宅、病院、福祉施設等の居住性を伴う居住系は、津波リスクの最も低い内陸側から誘導することを基本とする。
 - ・事務所、店舗、工場等の居住性を伴わない事業系は、利便性や業務内容に配慮しながら地域産業の早期再建の観点でエリアの設置を行う。

〈海岸保全施設〉

- ・海岸堤防の整備については、比較的頻度の高い津波（レベル1津波）の設計津波の高さを前提として、環境保全、周辺景観との調和、経済性等を総合的に考慮した高さで整備する。また、設計津波による計画高より現行の堤防高が高い場合は、現行の高さで整備する。

2 復興まちづくりの検討プロセスと事例（ケーススタディ）

東日本大震災の被災地における復興まちづくりの検討プロセスと事例（ケーススタディ）について紹介する。

（1）復興まちづくりの検討プロセス

国が示した想定する津波の水位設定の考え方に基づき、海岸管理者（県等）が同一の津波外力を受けると判断される海岸ごとに復旧する海岸堤防の高さを設定し、市町村は海岸堤防を整備した場合の津波シミュレーションを行って浸水範囲を想定している。市町村は、この想定をもとに、国の直轄調査の支援を受けながら土地利用や事業手法の検討を行い、住民説明会やアンケート調査等を行った上で具体的な土地利用の決定や事業手法を選定している。

〈想定する津波と復旧する海岸堤防の高さ設定〉

国は、東日本大震災の津波被害を受けて、海岸堤防等の海岸保全施設の整備に必要となる「設計津波」の水位設定の考え方として、過去に発生した津波の実績津波高さ等から地域海岸ごとに、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生すると想定される津波の集合を設計津波の水位設定の対象津波群として選定し、対象津波群の津波を対象に設計津波の水位を設定すること等を示している。

海岸管理者（県等）は、国の考え方に基づき設定された設計津波の水位を前提として、海岸の機能の多様性への配慮や経済性、公衆の利用等を総合的に考慮し、海岸堤防の高さを設定する。この海岸堤防の高さを考慮した津波シミュレーションを市町村が実施し、津波浸水想定範囲を基に土地利用の検討、事業手法の選定等を行っている。

岩手県山田町山田地区の例では、被災前の山田漁港の堤防の高さがT.P.+6.6mであったのに対し、設計津波の水位を考慮して復旧する高さをT.P.+9.7mと設定している。東日本大震災の津波高さはT.P.+10.9mであり、再度同じ津波が発生した場合の堤防を越えて浸水する範囲を津波シミュレーションで想定し、まちの中心市街地エリアの地盤を嵩上げすることで浸水を防ぐこととしている。

復興まちづくりの検討プロセス

- ▶ 東日本大震災の被災地では、以下のプロセスで復興まちづくりの計画を策定

想定する津波と復旧する海岸堤防の高さを設定



- 想定する津波の水位設定の考え方：国
- 復旧する海岸堤防の高さ：海岸管理者（県等）

津波シミュレーションにより浸水範囲を想定



- 海岸堤防整備後のシミュレーションを被災市町村が実施

土地利用の検討、決定



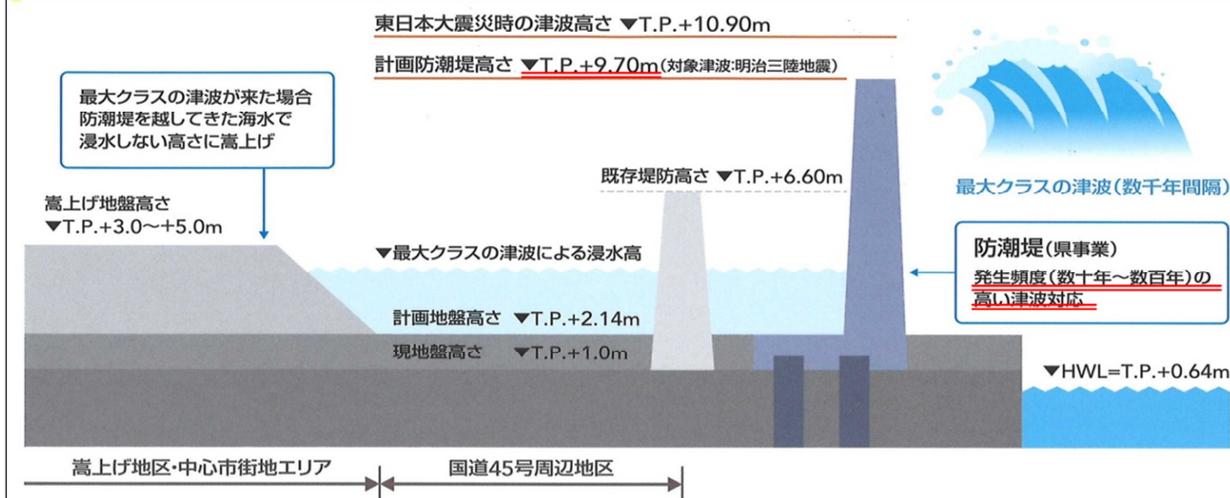
- 住民説明会やアンケートを被災市町村が実施
- 国の直轄調査における提案をもとに、被災市町村が土地利用を決定

事業手法の選定

- 国の直轄調査における提案をもとに、被災市町村が事業手法を選定

〈想定する津波と復旧する海岸堤防の高さ設定〉

- ▶ 堤防の高さ設定のため、国が数十年から百数十年に一度程度で発生する津波（レベル1津波）の水位設定の考え方を提示（H23. 7. 8通知）
- ▶ この考え方を基に海岸管理者が海岸堤防の高さを設定
- ▶ 被災市町村がまちづくりのための津波シミュレーションを実施（国の直轄調査の結果を活用）



（出典 山田町震災復興事業織笠地区・山田地区のまちづくりより抜粋、一部加筆）

(2) 復興まちづくりの事例（ケーススタディ）

東日本大震災の被災市街地では、地形の特性等を踏まえ、多重防御や地盤の嵩上げによる現地再建、内陸や高台への移転等を組み合わせて、津波災害に強い復興まちづくりが行われている。

また、職住分離や公共公益施設の集約化などを行い、安心して快適に暮らし続けられるまちを目指して復興が進められている。

被災市街地における建築制限や復興まちづくりの検討、住民合意の形成や事業手法の選定などについて、津波や地形の特性を踏まえ、平野部とリアス海岸部に分けて復興まちづくりの事例を紹介する。

ア 平野部の復興事例（宮城県石巻市の例）

石巻市は宮城県の東部に位置し、旧北上川から東側は複雑な形状を有するリアス海岸、西側は平野が広がっており、仙台市に次ぐ宮城県第2の都市である。

〈石巻市の被災状況等〉

東日本大震災における人的被害は死亡者3,181人、行方不明者419人となっており、また、建物被害は全壊20,039棟、半壊13,048棟、一部損壊23,615棟、合計56,702棟となっており、被災住家数は被災前の全住家数の76.6%を占める。（東日本大震災からの復興—最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して—（平成28年12月石巻市）より抜粋）

石巻市のうちケーススタディの対象とする新門脇（しんかどのわき）地区は旧北上川の右岸、標高約60mの日和山（ひよりやま）の海側にあり、被災前は住宅地を中心として土地利用されており、市立病院や文化センターが立地していた。

また、新門脇地区の内陸移転先とされた新蛇田（しんへびた）地区は、市街化調整区域に位置し、従前は農地として利用されていた。

〈石巻市の震災前・後の状況〉

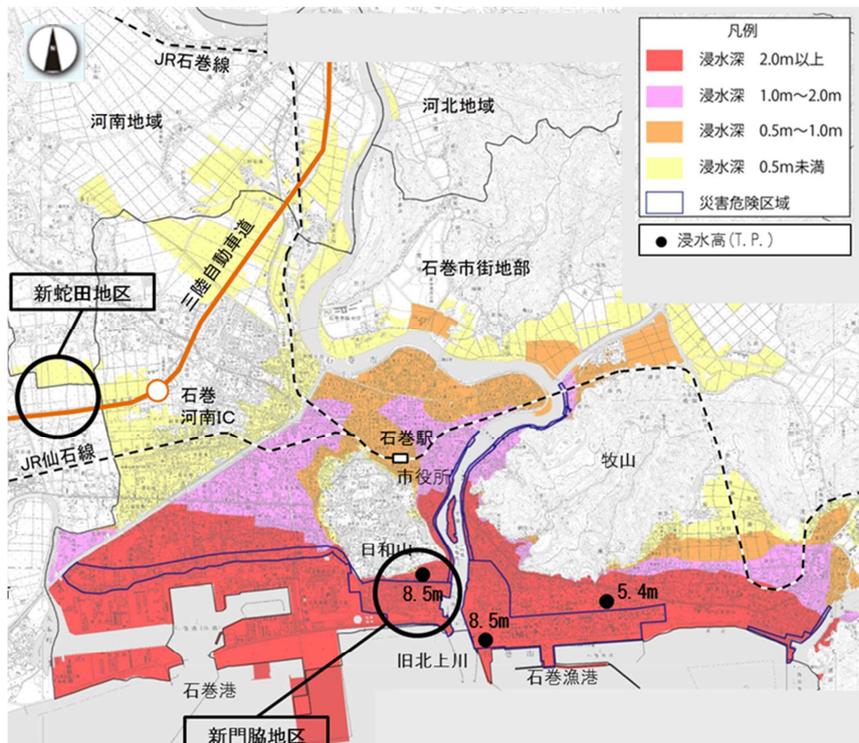
東日本大震災では、震度6強の地震を観測し、地震発生約55分後に大津波が襲来、津波高8.6m以上を観測している。

JR石巻駅や石巻市役所がある中心部においても、河川を遡上した津波により浸水の被害を受けている。

平野部の復興事例（宮城県石巻市の例）

〈石巻市の被災状況等〉

- 人的被害
 - ・死亡者3,181人
 - ・行方不明者419人
- 建物被害
 - ・全壊：20,039棟
 - ・半壊：13,048棟
 - ・一部損壊：23,615棟
 - ・被災住家数は、被災前の全住家数の76.6%
- 津波の概要
 - ・津波高8.6m以上
 - ・浸水面積73km²（市内の13.2%）で、平野部の約30%が浸水
- 被災前の概要（新門脇地区）
 - ・住宅地を中心とした土地利用を形成
 - ・標高約60mの日和山とその背後に高台
- 被災前の概要（新蛇田地区）
 - ・農地



（出典 東日本大震災からの復興-最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して-より抜粋、一部加筆）

〈石巻市の震災前・後の状況〉

※新門脇地区は旧北上川の右岸、日和山から海側の地区



石巻市は震度6強を観測。地震発生から約55分後大津波が襲来
津波高8.6m以上、浸水面積は73km²（市域の13.2%）で平野部の約30%が浸水

（出典 東日本大震災からの復興-最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して-より抜粋、一部加筆）

〈石巻市における復興まちづくりに向けた取組〉

市では、平成 23 年 4 月に復興の基本方針を策定し、住民合意の形成を図りながら、復興計画の策定や事業手法の検討を行っている。

国では、市街地の復興パターンの検討、復興計画策定を支援するための直轄調査を実施するとともに、復興まちづくりのために活用する事業を随時、市に紹介するなどの支援を行っている。

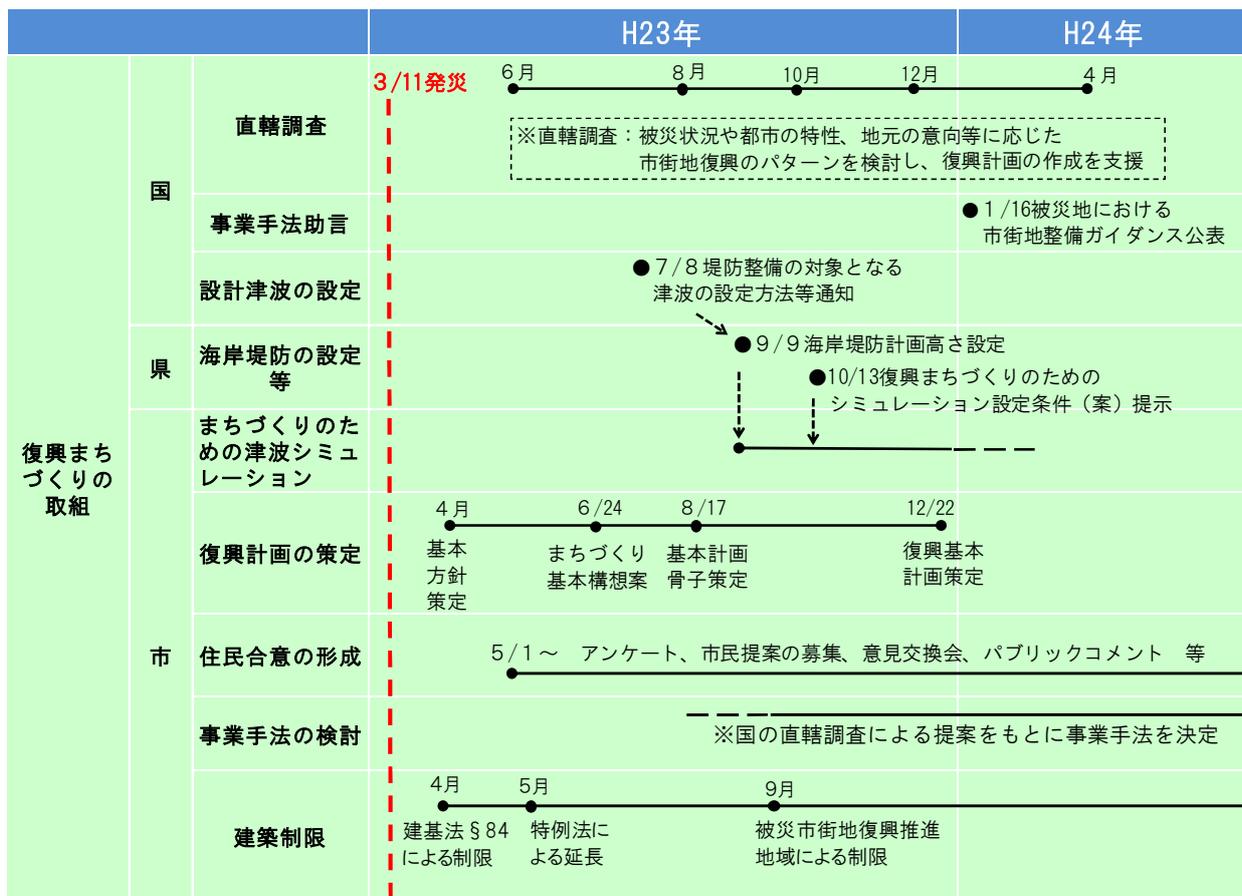
〈石巻市中部地区の建築制限〉

市では、甚大な被害を受けた市街地から工業地域を除いた地域に対して、平成 23 年 4 月 8 日に建築基準法第 84 条による建築制限を行っている。被災から 2 か月後にあたる同年 5 月 11 日までは同法の規定を延長し、以降は、建築制限特例法に基づき、6 か月後の同年 9 月 11 日まで建築制限を行っている。

同年 9 月 12 日以降は、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）に基づく被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い、平成 25 年 2 月からは、被災市街地復興土地区画整理事業に関する都市計画決定により都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 53 条に基づく建築制限を行っている。

また、平成 25 年 9 月からは、土地区画整理事業の認可により土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条に基づく建築制限を行っている。

〈石巻市における復興まちづくりに向けた取組〉



〈石巻市中部地区の建築制限〉



〈建築基準法第 84 条による制限〉



(出典 建築制限の区域 (石巻市 HP) より抜粋、一部加筆)

〈石巻市新門脇地区津波シミュレーションによる浸水範囲の設定〉

市では、レベル1津波を防御する海岸堤防（この地区ではレベル1津波の高さより高潮の高さの方が高いため、高潮の高さで堤防高を設定）と高盛土道路を整備した場合の多重防御での津波シミュレーションを行った。

その結果、高盛土道路より内陸側は浸水しない結果となった。

〈石巻市中部地区等の土地利用の決定〉

中部地区等における土地利用は、高盛土道路より海側は建築基準法第39条の災害危険区域の指定により原則非可住地とし、公園・産業ゾーンとして活用することとし、高盛土道路より内陸側は被災市街地復興土地区画整理事業や災害公営住宅整備事業により良好な住環境を整備し、現地再建することとしている。

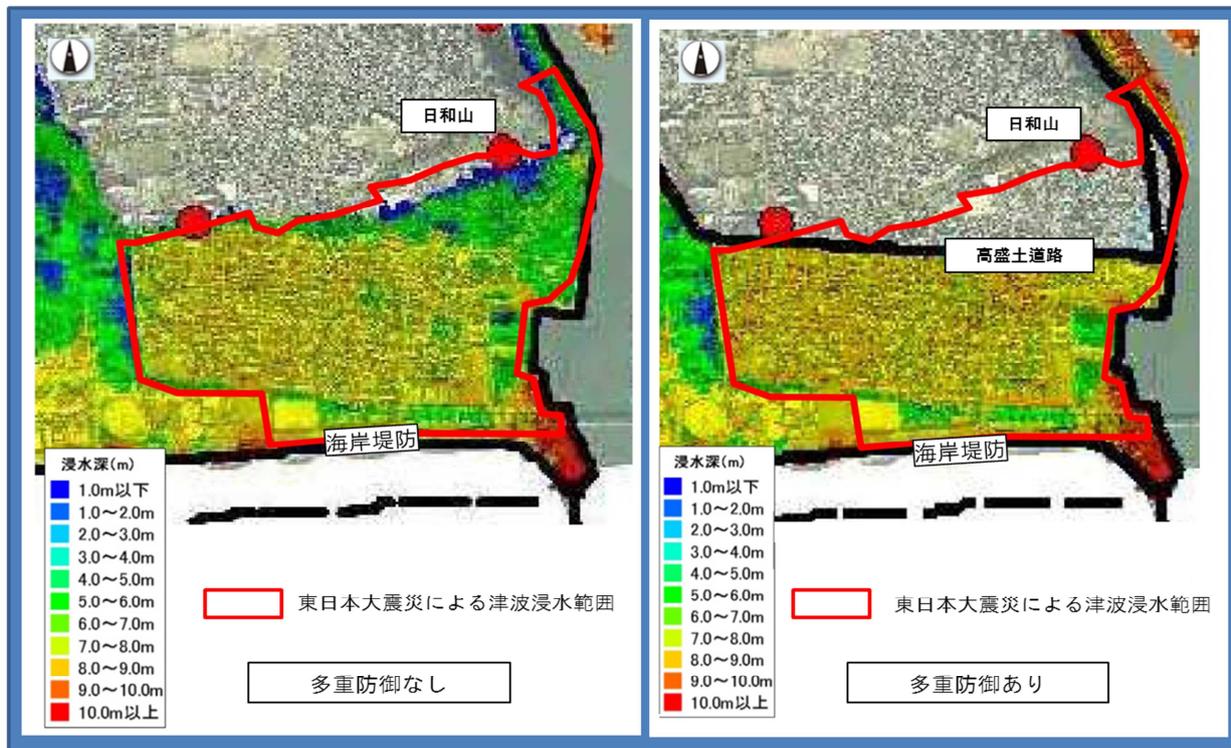
また、災害危険区域内の従前居住地は、内陸部の新蛇田地区に移転した。

建築基準法第39条

- 1 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。
- 2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

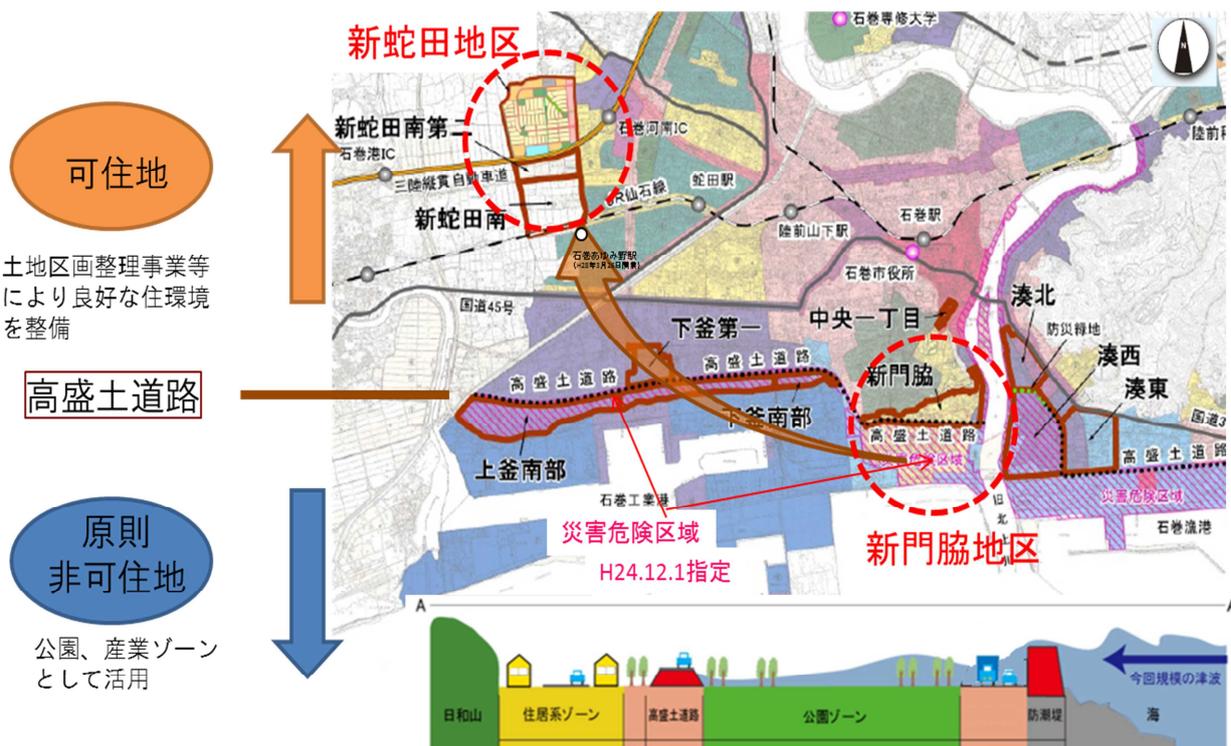
〈石巻市新門脇地区津波シミュレーションによる浸水範囲の設定〉

- ▶ 海岸堤防を整備した上で、東日本大震災の津波が襲った場合の浸水想定範囲を算出
- ▶ 比較的浸水深の浅い地区は高盛土道路（多重防御）による浸水の低減により、可住地とすることを検討



(出典 東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 石巻市より抜粋、一部加筆)

〈石巻市中心部地区等の土地利用の決定〉



(出典 石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業より抜粋、一部加筆)

〈事業手法の選定及び組み合わせの効果〉

石巻市中部地区等の土地利用の決定を踏まえ、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業を選定して実施した。

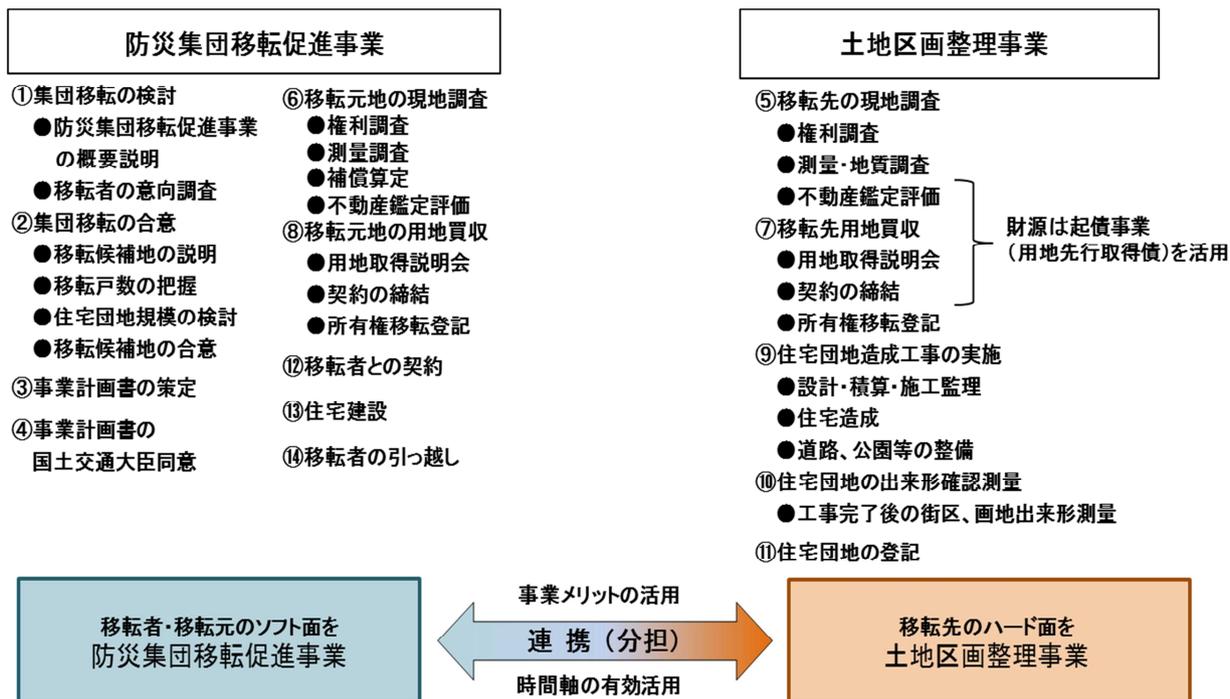
防災集団移転促進事業で行う必要がある一連の項目の①から⑭（右ページ上段）のうち、⑤移転先の現地調査、⑦移転先の用地買収、⑨住宅団地造成工事の実施、⑩住宅団地の出来形確認測量、⑪住宅団地の登記を土地区画整理事業で行った。

被災宅地の買取りや移転費用（引っ越し）の補助等の移転者・移転元のソフト面は防災集団移転促進事業で、住宅団地造成工事等の移転先のハード面は土地区画整理事業で行うことにより、お互いの事業のメリットを活用して時間軸を有効に利用できる。



(出典 石巻市復興まちづくり～事業概要～)

〈事業手法の選定〉



〈事業手法の組み合わせの効果〉

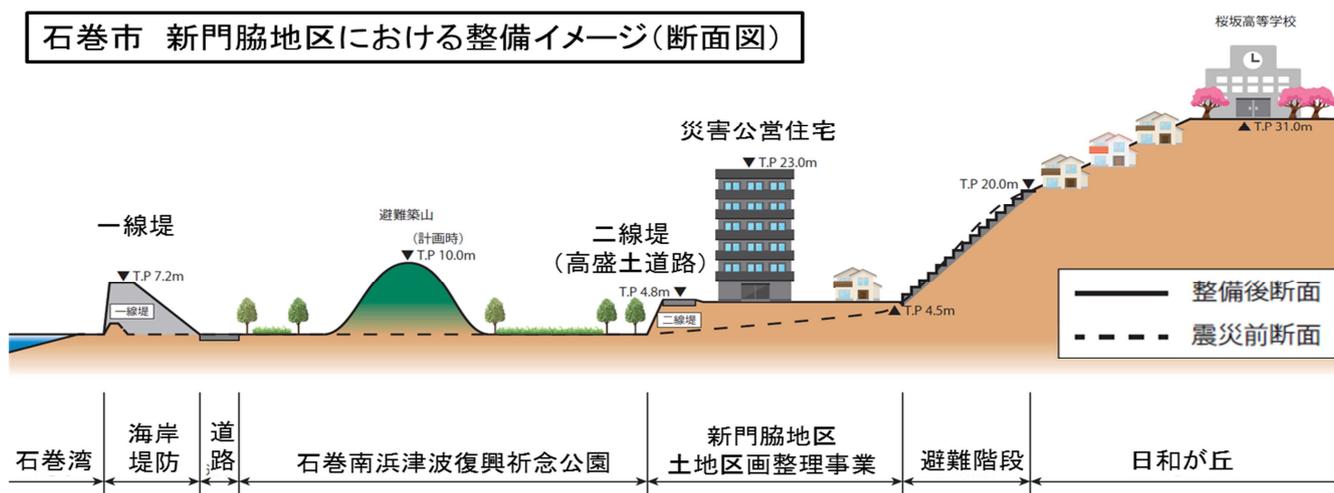
	防災集団移転促進事業	土地区画整理事業(新蛇田地区)
	3月 東日本大震災発生	
平成23年	11月 復興事業説明会(災害危険区域範囲を提示)	11月 新蛇田地区 用地(先行取得)説明会
平成24年	12月 災害危険区域の指定	3月 新蛇田地区 都市計画決定 5月 新蛇田地区 用地(先行取得)契約会 7月 新蛇田地区 事業計画決定 11月 新蛇田地区 起工式
平成25年	3月 事業計画書の国土交通大臣同意 9月 住宅団地(移転先)への事前登録開始 12月 移転元地 買取り契約 開始	造成工事 (10月 住居系新市街地5地区全て事業計画決定)
平成26年	1月 住宅団地(移転先)への本登録開始 11月 住宅(自立再建)建築開始	11月 新蛇田地区 宅地供給開始(第1期)
平成27年	3月 住宅(自立再建)入居開始	11月 新市街地まちびらき式 開催
平成28年		12月 新蛇田地区全区画(730区画)宅地供給完了

事業の組み合わせにより、宅地供給が少なくとも半年から1年は短縮可能に！

〈石巻市新門脇地区における復興まちづくりに向けた取組〉

高盛土道路より海側の浸水エリアを、平成24年12月に災害危険区域として指定し、内陸側については、平成25年2月に土地区画整理事業の都市計画決定を行い、事業認可を経て平成26年6月から現地着工している。平成28年4月に第1期の宅地供給が開始され、同年10月には第1期の災害公営住宅への入居が開始されている。

石巻市 新門脇地区における整備イメージ(断面図)



平成23年3月



整備された宅地及び区画道路

平成29年2月



入居を開始した災害公営住宅

(出典 石巻市新門脇地区震災復興事業 HP より抜粋、一部加筆)

〈石巻市新蛇田地区における復興まちづくりに向けた取組〉

新蛇田地区は、従前は市街化調整区域で農地として利用されていた地区であったが、市街化区域に連担する地区であり、三陸縦貫自動車道や鉄道駅に近く利便性が高いこと等から移転先として選定された。

市は、約41haの土地を先行買収し、土地区画整理事業を活用して基盤整備を行った。

平成24年3月に土地区画整理事業に関する都市計画決定を行い、同年7月に事業認可を取得、同年11月に起工式が行われた。

移転にあたっては、防災集団移転促進事業を活用し、平成25年3月に大臣同意を得て事業に着手した。

平成26年11月には宅地の供給を開始し、災害公営住宅は平成27年3月に入居を開始、平成27年11月にはまちびらき式典が開催されている。平成28年12月に第8期の宅地供給を開始し、第1期から第8期までの累計で730戸の戸建住宅地と535戸の災害公営住宅の供給が完了した。



(出典 石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業より抜粋、一部加筆)

〈石巻市新門脇地区・新蛇田地区の復興まちづくりのまとめ〉

石巻市新門脇地区・新蛇田地区における復興まちづくりをまとめると以下のとおりである。

- ・ 高盛土道路など二線堤の整備による多重防御の考え方を県が提示した。
- ・ 多重防御整備後のレベル2津波による浸水シミュレーションを市が実施し、浸水範囲を明確化した。
- ・ 国の直轄調査による提案をもとに、住民意見交換会やアンケートを行い、市が土地利用や事業手法を決定した。
- ・ 防災集団移転促進事業と土地区画整理事業を組み合わせ実施することで、事業の効率化や迅速化を実現することができた。

イ リアス海岸部の復興事例（岩手県山田町の例）

山田町は、岩手県沿岸部、陸中海岸のほぼ中央に位置し、被災前の人口（平成22年国勢調査）は約18,600人である。

山田町全体で東日本大震災における人的被害は死亡者824人、行方不明者1人（平成28年4月15日現在）となっており、また、建物被害は全壊2,762棟、半壊405棟、一部損壊195棟、合計3,362棟となっており、被災住家数は被災前の全住家数の55.8%（平成24年6月1日現在）を占める。

山田町山田地区と大沢地区における復興まちづくりに向けた取組事例について紹介する。

〈山田町における復興まちづくりに向けた取組〉

町では、平成23年5月に復興の基本方針を策定し、住民合意の形成を図りながら、復興計画の策定や事業手法の検討を行っている。

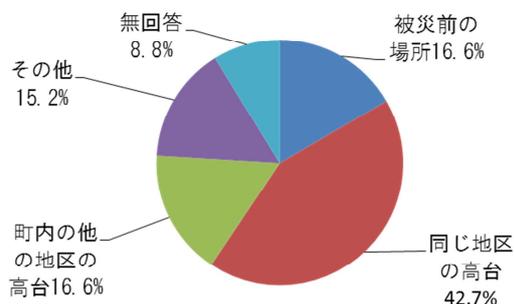
国は、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンを検討し、復興計画策定を支援するための直轄調査を実施するとともに、復興まちづくりのために活用する事業を随時、町に紹介するなど支援した。

〈山田町における住民合意の形成に向けた取組〉

- ・ H23. 3. 27～31 住民懇談会を開催し、復興に対するアンケートを実施
- ・ H23. 7. 1 アンケート結果を基に町全体の復興イメージなどを含む復興ビジョンを公表
- ・ H23. 7. 11～8. 31 山田町復興計画策定に向けての意見を募集
- ・ H23. 9. 1 地区ごとの土地利用パターンを示す復興計画行政素案（中間報告）を公表
- ・ H23. 10. 1 復興計画行政素案を公表
- ・ H23. 10. 8～12 行政素案に関する説明会を開催
- ・ H23. 10. 15～25 行政素案に対するアンケートを実施
- ・ H23. 12. 22 山田町復興計画を公表
- ・ H24. 1. 23～31 復興計画に関する住民説明会を開催

山田町の復興に関するアンケートより抜粋

Q 今後はどこに住みたいですか（山田地区対象）



住民懇談会意見概要より抜粋

【土地利用について】

- ◆ 居住地は高台等に移し、海沿いは産業（漁業）施設や公園等にすると意見が多い。
- ◆ 地域コミュニティ維持への要望（地区内での移転地選定、仮設住宅団地の構成等）が強い。
- ◆ 住宅再建が難しい人が多く、仮設住宅後の被災者住宅の整備、被災地の買い上げ（被災地の公有地化）が要望されている。
- ◆ 自動車での避難を想定し、海から山へ向かう広幅員避難道路を複数整備する。

リアス海岸部の復興事例（岩手県山田町の例）

〈山田町山田地区及び大沢地区の位置〉



（出典 山田町まちなか再生計画より抜粋、一部加筆）

〈山田町における復興まちづくりに向けた取組〉

		H23年				H24年	
		6月	8月	10月	12月	4月	
復興まちづくりの取組	国	直轄調査	3/11発災				
		事業手法助言	※直轄調査：被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンを検討し、復興計画の作成を支援				
		設計津波の設定	●7/8 堤防整備の対象となる津波の設定方法等通知				
	県	海岸堤防の設定等	●9/26海岸堤防計画高さ設定				
		まちづくりのための津波シミュレーション	●11/2 復興まちづくりのためのシミュレーション設定条件（案）提示				
	町	復興計画の策定	5/26 基本方針策定	7/1 復興ビジョン公表	9/1 行政素案（中間報告）公表	10/1 行政素案公表	12/22 復興計画策定
		住民合意の形成	5/27～ 住民懇談会、説明会、アンケート、意向調査 等				
		事業手法の検討	※国の直轄調査による提案をもとに事業手法を決定				
		建築制限	※ 岩手県内では、建築基準法第84条に基づく建築制限は実施していない。				

〈山田町山田地区の被災状況〉

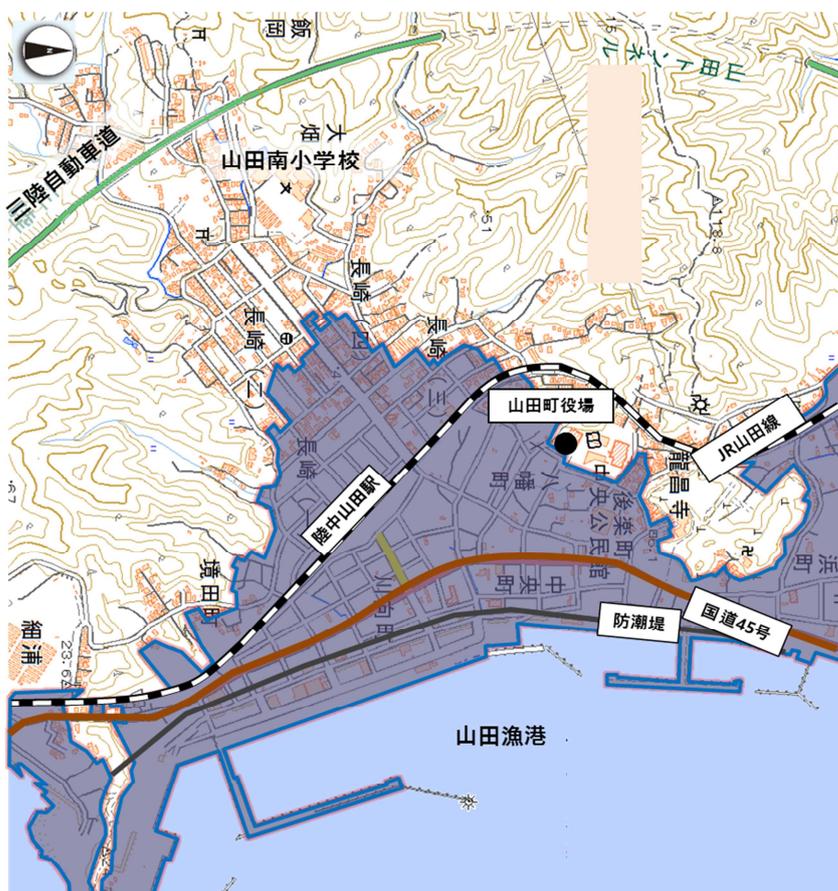
山田町山田地区には、町役場等の行政・文化施設が集積し、国道45号からJR陸中山田駅までの駅前通り周辺には、各種商業・業務施設等が立地していた。

東日本大震災では、震度5弱の地震を観測し、地震発生約36分後に大津波が襲来、最大津波の推定高さは約8mとなっている。山田町役場はかろうじて被害を免れている。

山田町のうち、ケーススタディの対象とする山田地区は山田町の中心部であり、東日本大震災における人的被害は死亡者284人、行方不明者5人（平成23年12月1日現在）となっており、また、建物被害は全壊1,300棟、半壊207棟、一部損壊86棟、合計1,593棟となっており、被災住家数は被災前の全住家数の61.9%（山田町復興まちづくり計画（平成27年5月）より抜粋）を占める。

JR山田線が全線不通となり、また防潮堤が約1,200mにわたり倒壊するなどの被害を受けている。

- 人的被害
 - ・死亡者284人
 - ・行方不明者5人
- 建物被害
 - ・全壊：1,300棟
 - ・半壊：207棟
 - ・一部損壊：86棟
 - ・被災住家数は、被災前の全住家数の61.9%
 - ・JR陸中山田駅周辺は火災により焼失
- 津波の概要
 - ・津波高約8m
 - ・最大浸水深約7m
 - ・JR陸中山田駅で浸水深約2m
 - ・用途地域の約5割が浸水
 - ・防潮堤約1,200mが被災
- 被災前の概要
 - ・町の中心市街地であり、山田町役場、中央公民館等の行政・文化施設が集積
 - ・国道45号からJR陸中山田駅までの駅前通り周辺に各種商業・業務施設等が立地



（出典 国土地理院の電子地形図（タイル）に文字等を追記して掲載）

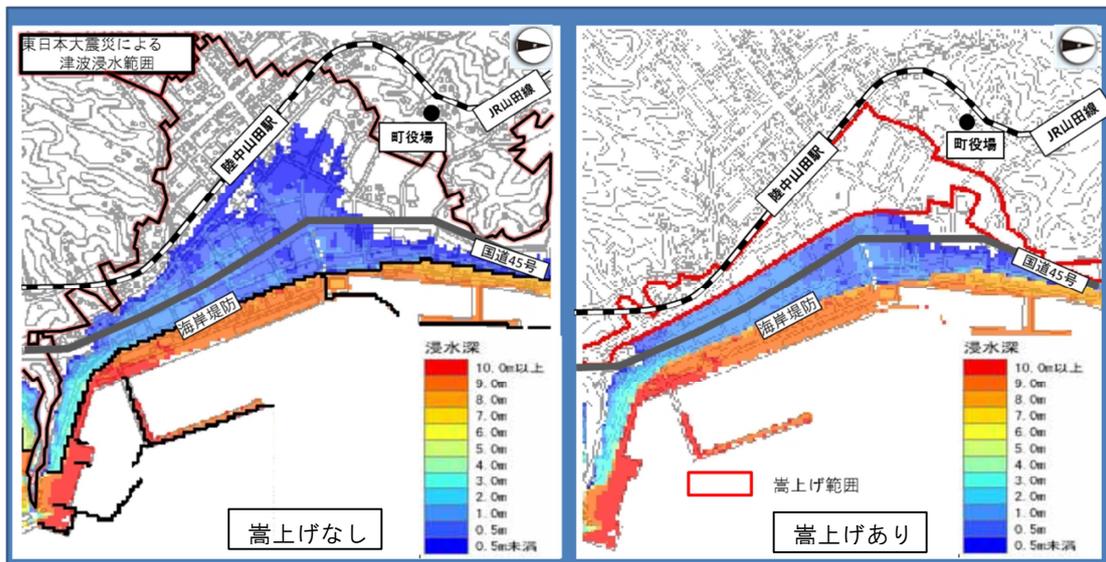


（出典 国土地理院撮影の空中写真（2011年3月～4月撮影）を一部加筆）

（出典 山田町まちなか再生計画より抜粋、一部加筆）

〈山田町山田地区津波シミュレーションによる浸水範囲の設定〉

町が行った津波シミュレーションによる浸水想定では、中心部であるJR陸中山田駅周辺まで浸水範囲が広がっており、現地での再建が困難な状況となったため、駅周辺の地盤を嵩上げし、浸水範囲を狭めることで現地再建を計画している。



(出典 東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 山田町より抜粋、一部加筆)

〈山田町山田地区における土地利用の決定〉

中心部のJR陸中山田駅周辺は地盤を嵩上げて浸水を抑制、コミュニティセンターや商業施設を配置し、津波による浸水のおそれがある国道45号沿線は、水産関連等の産業用地や商業・業務地を配置することとしている。住宅及び公的施設は、津波で浸水しない高台の山田第1団地及び山田第3団地に移転した。

また、津波が発生した場合に備えて、海側から山側への避難路となる道路を格子状に配置した。



(出典 山田町復興まちづくり計画、山田町まちなか再生計画より抜粋、一部加筆)

〈山田町山田地区における建築制限〉

山田地区では、レベル2津波によるシミュレーションを行った結果、浸水が想定される国道45号沿線の区域を建築基準法第39条の規定により条例を制定し、災害危険区域として指定した。

条例では、災害危険区域を第1種、第2種及び第3種に区分し、一定の制限の例外を設け、居住の用に供する建築物の建築を禁止した。

災害危険区域の指定

種別	区分	主な制限の例外
第1種	想定される津波の浸水による深さが2m以上の区域	—
第2種	想定される津波の浸水による深さが1m以上2m未満の区域	居室の床面が基準面※から2m以上となる建築物
第3種	想定される津波の浸水による深さが1m未満の区域	居室の床面が基準面※から1m以上となる建築物

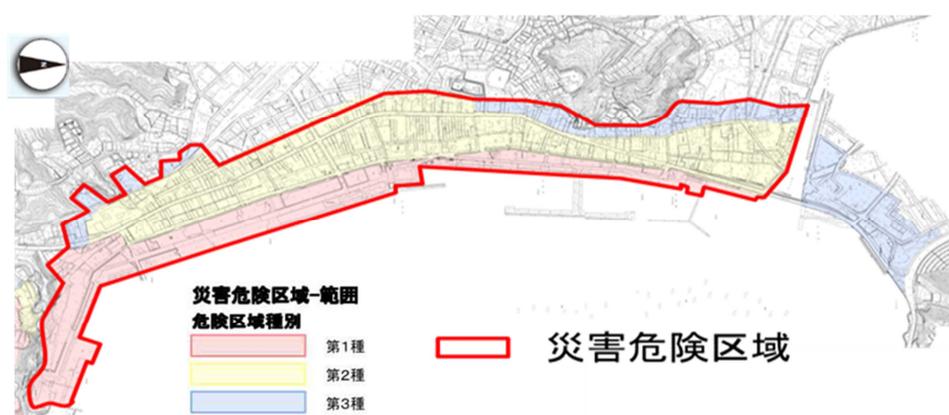
※建築物の敷地が接する建築基準法第42条に定める道路の最も低い位置

建築制限の例外となる構造方法など

災害危険区域第1種から第3種のうち、第2種及び第3種においては次のイからハのいずれかに該当する構造方法とすることで住居の用に供する建築物の建築が可能となります。

<p>イ 鉄筋コンクリート造等</p> <p>居室可能 居室不可</p> <p>第2種=2m 第3種=1m</p> <p>▽基準面</p> <p>主要構造部を鉄筋コンクリート造等の強固な構造とする</p>	<p>ロ 木造等</p> <p>居室可能 居室不可</p> <p>第2種=2m 第3種=1m</p> <p>▽基準面</p> <p>鉄筋コンクリートの基礎を想定浸水深さより高く立ち上げる</p>	<p>ハ 盛土等</p> <p>居室可能 居室可能</p> <p>第2種=2m 第3種=1m</p> <p>▽基準面</p> <p>盛土等により敷地を嵩上げし基礎の上端を想定浸水深さより高くする</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※基準面：敷地が接する道路の中心線のうち最も低い位置
 ※想定浸水高さ：第2種＝基準面より2m、第3種＝基準面より1m

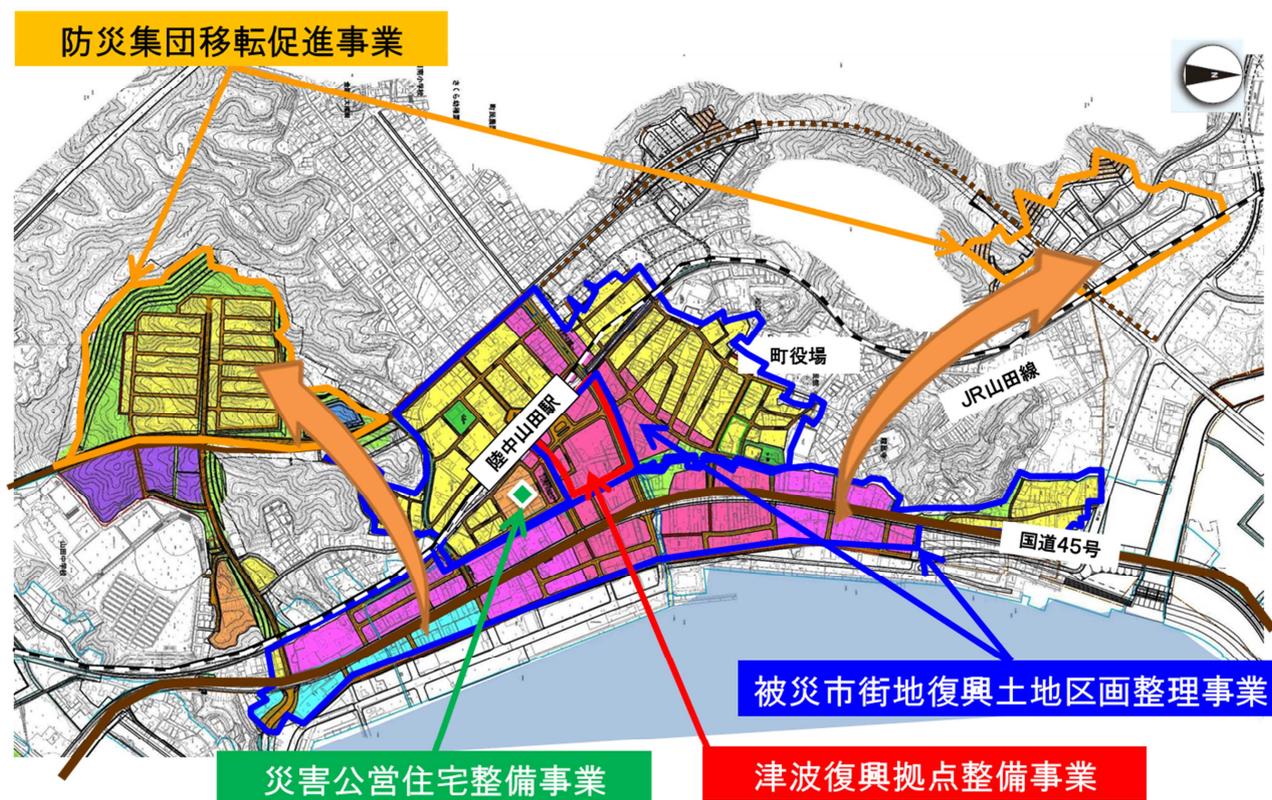


(出典 災害危険区域内の建築制限について (山田町 HP) より抜粋、一部加筆)

〈山田町山田地区における事業手法の選定〉

国の直轄調査による提案をもとに、山田町山田地区の土地利用を決定し、防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業の4つの事業手法を選定した。

国道45号周辺部は防災集団移転促進事業と被災市街地復興土地区画整理事業を、JR陸中山田駅周辺部は津波復興拠点整備事業、被災市街地復興土地区画整理事業及び災害公営住宅整備事業を実施している。



〈国道 45 号周辺部における事業手法の選定〉

山田町山田地区を通る国道 45 号周辺部における土地利用の方針としては、レベル 2 津波により浸水するおそれがあるため、災害危険区域に指定して非居住エリアとし、国道沿いに商業・業務地、水産関連の産業用地を集約するとともに、従前の居住者については津波で浸水しない高台に移転することとした。

この方針に基づき、国道 45 号周辺部の土地の区画を整え、商業・業務地の集約や道路等の整備を図るため、被災市街地復興土地区画整理事業を選定している。

また、住民の高台移転を行うため、高台団地の造成や移転元地の買収、移転者に対する補助が可能な防災集団移転促進事業を選定している。

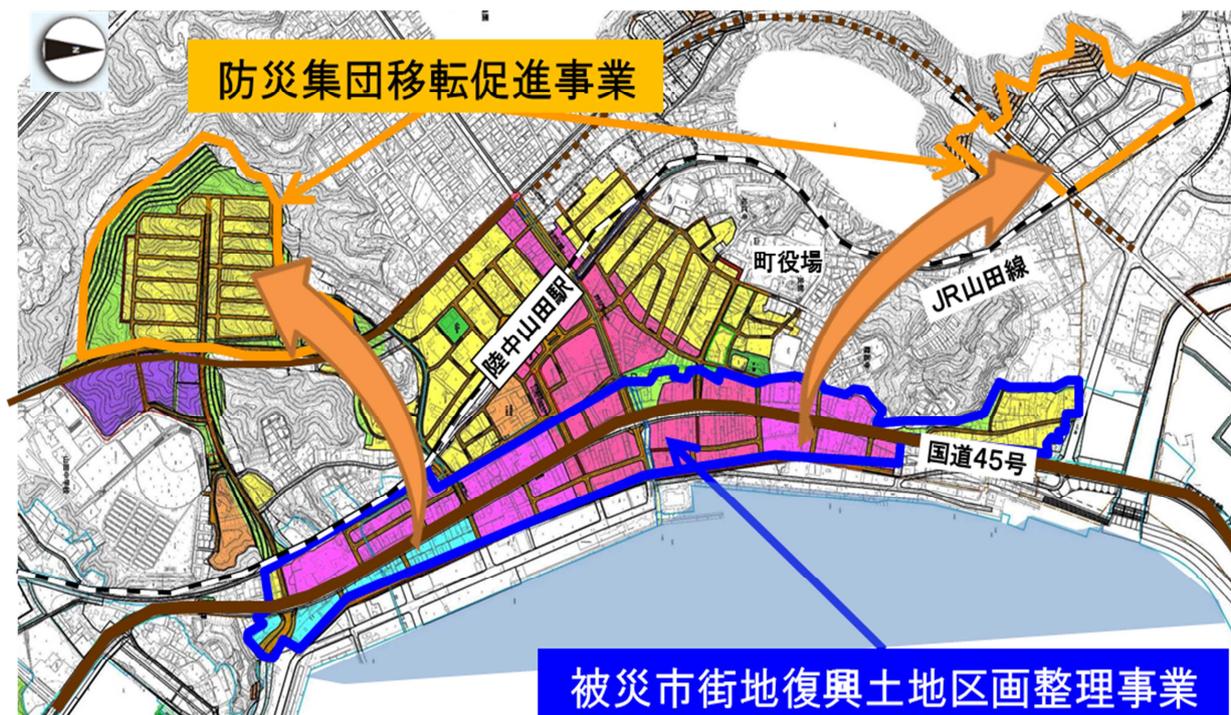
なお、移転先の高台においては、地籍調査が実施されておらず、境界確定に時間を要した。

〈国道 45 号周辺部における復興まちづくりに向けた取組〉

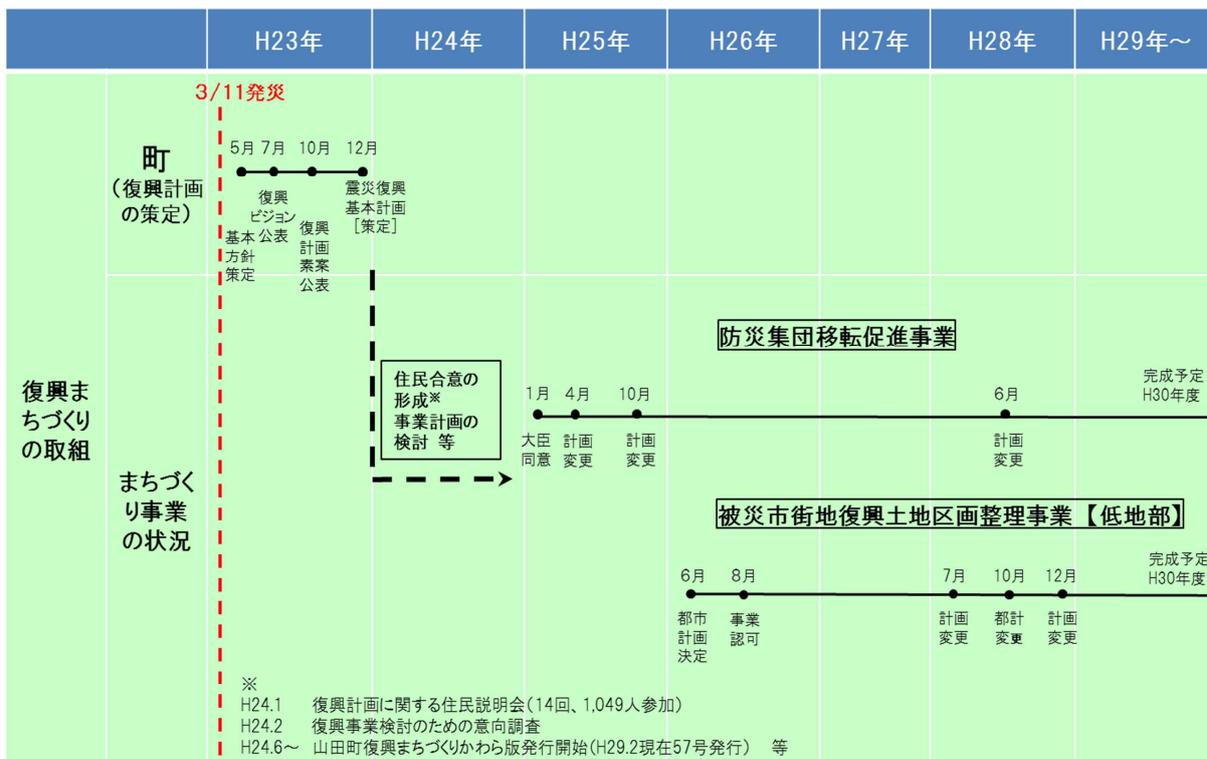
国道 45 号周辺部の被災市街地復興土地区画整理事業は、平成 26 年 6 月に都市計画決定、同年 8 月に事業認可され、現在、平成 30 年度の完成を目標に事業が進められている。

防災集団移転促進事業は、平成 25 年 1 月に大臣同意を得て事業化され、平成 30 年度の完成を目標に事業が進められている。

〈国道45号周辺部における事業手法の選定〉



〈国道45号周辺部における復興まちづくりに向けた取組〉



〈JR陸中山田駅周辺部における事業手法の選定〉

JR陸中山田駅周辺部における土地利用の方針としては、まちの中心部であることから現位置再建することを基本とし、駅周辺は嵩上げて津波の浸水を抑制するとともに、駅前エリアには駅前広場を整備し、商業施設や公共施設などを集約することとした。

この方針に基づき、駅周辺部では、被災市街地復興土地区画整理事業を選定し、津波の浸水を抑制するための土地の嵩上げや区画道路等の整備を行っている。

駅前の核となる区域では、まちなか交流センター等拠点となる施設の整備を行うため、東日本大震災を契機に創設された津波復興拠点整備事業を選定している。

また、利便性の高い駅周辺へのまちなか居住を図るため、災害公営住宅整備事業を選定している。

〈JR陸中山田駅周辺部における復興まちづくりに向けた取組〉

津波復興拠点整備事業は、平成25年7月に都市計画決定、同年11月に事業認可され、平成29年度の完成を目標に事業が進められている。

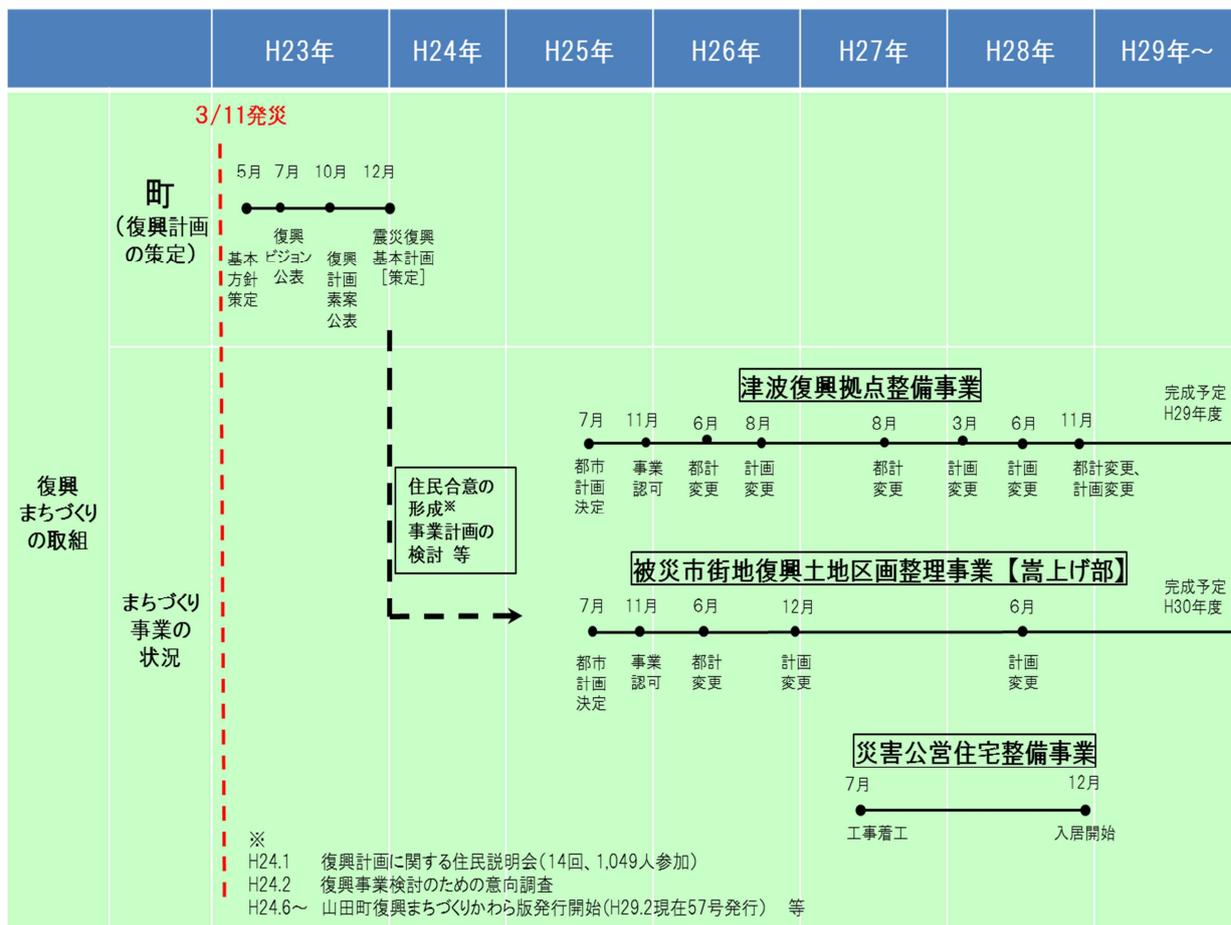
被災市街地復興土地区画整理事業は、平成25年7月に都市計画決定、同年11月に事業認可され、平成30年度の完成を目標に事業が進められている。

災害公営住宅整備事業は、平成27年7月に工事着手し、平成28年12月から入居が開始した。

〈JR陸中山田駅周辺部における事業手法の選定〉



〈JR陸中山田駅周辺部における復興まちづくりに向けた取組〉



〈山田町山田地区における復興まちづくりの状況〉

山田地区全体の進捗状況については、災害公営住宅整備事業は平成28年度に完了し、津波復興拠点整備事業は平成29年度に、被災市街地復興土地区画整理事業（高上げ部）及び防災集団移転促進事業は平成30年度に、被災市街地復興土地区画整理事業（低地部）は平成31年度に完了予定となっている。

防災集団移転促進事業

- ・ 施工期間：H24～H30年度
- ・ 全体事業費：約128億円
- ・ 進捗：104戸宅地造成中
住宅再建可能時期はH30度第3四半期予定



(出典 震災からの復旧と再生～東日本大震災からこれまでの歩み～山田町復興記録誌)

被災市街地復興土地区画整理事業（高上げ部）

- ・ 施工期間：H25～H30年度
- ・ 全体事業費：約128億円
- ・ 進捗：475戸宅地造成中
住宅再建可能時期はH30度第2四半期予定



(出典 山田町震災復興事業 HP)



(出典 山田町震災復興事業 HP より抜粋、一部加筆)

災害公営住宅整備事業

- ・ 施工期間：H27～H28年度
- ・ 全体事業費：約51億円
- ・ 進捗：H28.12入居開始



H28.12
山田中央団地災害公営住宅
入居開始
(出典 震災からの復旧と再生～東日本大震災からこれまでの歩み～山田町復興記録誌)

津波復興拠点整備事業

- ・ 施工期間：H25～H29年度
- ・ 全体事業費：約88億円
- ・ 進捗：工事完了



H28.7 山田町ふれあいセンター開所
(出典 震災からの復旧と再生～東日本大震災からこれまでの歩み～山田町復興記録誌)

被災市街地復興土地区画整理事業（低地部）

- ・ 施工期間：H26～H31年度
- ・ 全体事業費：約67億円
- ・ 進捗：H31年度第2四半期工事完了予定

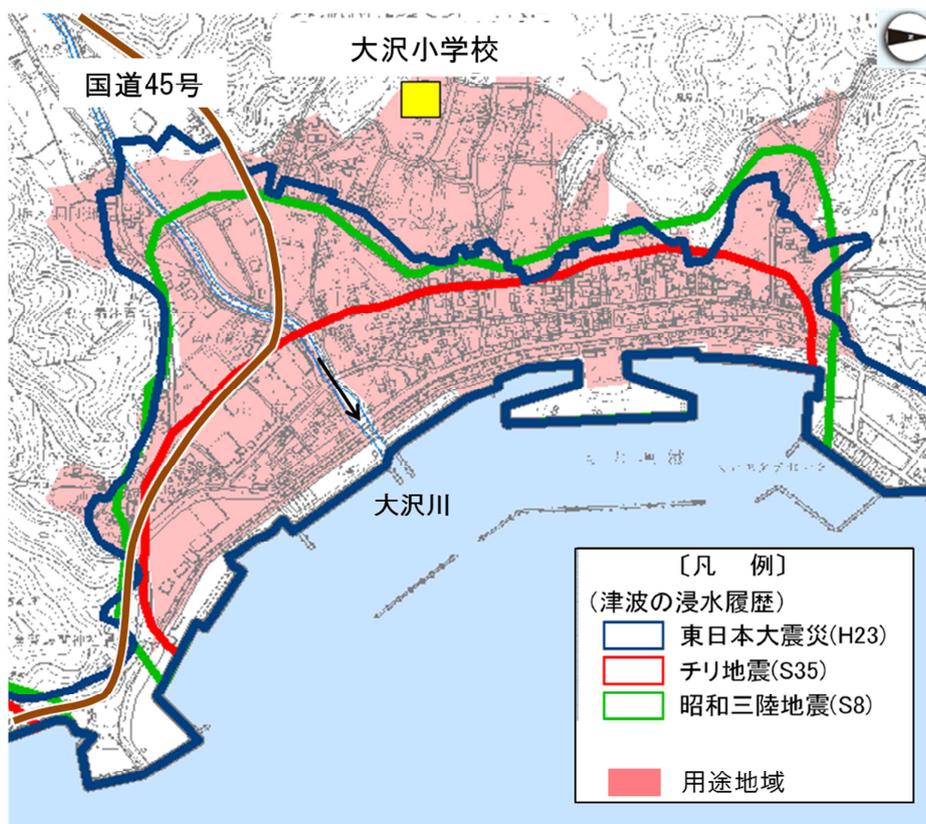
〈山田町大沢地区の被災状況〉

山田町大沢地区は、山田湾北側沿岸に形成された漁村集落を中心とする地区であり、国道45号沿いには大型商業施設が立地していた。

東日本大震災では、震度5弱の地震を観測し、地震発生約36分後に大津波が襲来、最大津波の推定高さは約8～10mとなっている。

震災における人的被害は死亡者121人(平成23年12月1日現在)となっており、また、建物被害は全壊435棟、半壊69棟、一部損壊26棟、合計530棟となっており、被災住家数は被災前の全住家数の68.8%(山田町復興まちづくり計画(平成27年5月)より抜粋)を占める。

- 人的被害
 - ・死亡者121人
- 建物被害
 - ・全壊：435棟
 - ・半壊：69棟
 - ・一部損壊：26棟
 - ・被災住家数は、被災前の全住家数の68.8%
- 津波の概要
 - ・地震発生から36分後に大津波が襲来
 - ・津波推定高約8～10m
 - ・用途地域の約7割が浸水
- 被災前の概況
 - ・山田湾北側沿岸に形成された漁村集落を中心とする地区
 - ・国道45号沿いには大型商業施設が立地



(出典 山田町復興ビジョンより抜粋、一部加筆)



〈山田町大沢地区津波シミュレーションによる浸水範囲の設定〉

津波シミュレーションによる浸水想定では、レベル1津波の海岸堤防の整備により、山田湾の地形の特性等から東日本大震災クラスの津波でも浸水しない結果となった。

海岸堤防を整備 (T.P. +9.7m) した上で、今回の津波が襲った場合の浸水想定



(出典 東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務山田町より抜粋、一部加筆)

〈山田町大沢地区における土地利用の決定〉

津波シミュレーションの結果を受け、東日本大震災クラスの津波による浸水がないことを前提に復興まちづくりが検討されている。

被災した住宅地では住民の意見を踏まえ、地震による地盤沈下や排水等を考慮して1m程度の嵩上げを実施し、海岸堤防や水産業関連用地などの事業用地内における従前の居住地は、新たに整備された高台の住宅地への移転が進められている。

また、国道45号沿線（大沢川周辺）には商業・業務地などを配置している。



(出典 山田町復興まちづくり計画より抜粋、一部加筆)

〈山田町大沢地区における事業手法の選定〉

山田町大沢地区では、漁業集落における高台の住宅地の整備や、水産用地の基盤整備等が可能な漁業集落防災機能強化事業を選定するとともに、既存住宅地においては、土地の区画を整え、道路整備が可能な被災市街地復興土地区画整理事業を選定している。

また、漁業集落防災機能強化事業で整備した高台の住宅地内において、災害公営住宅整備事業を行っている。

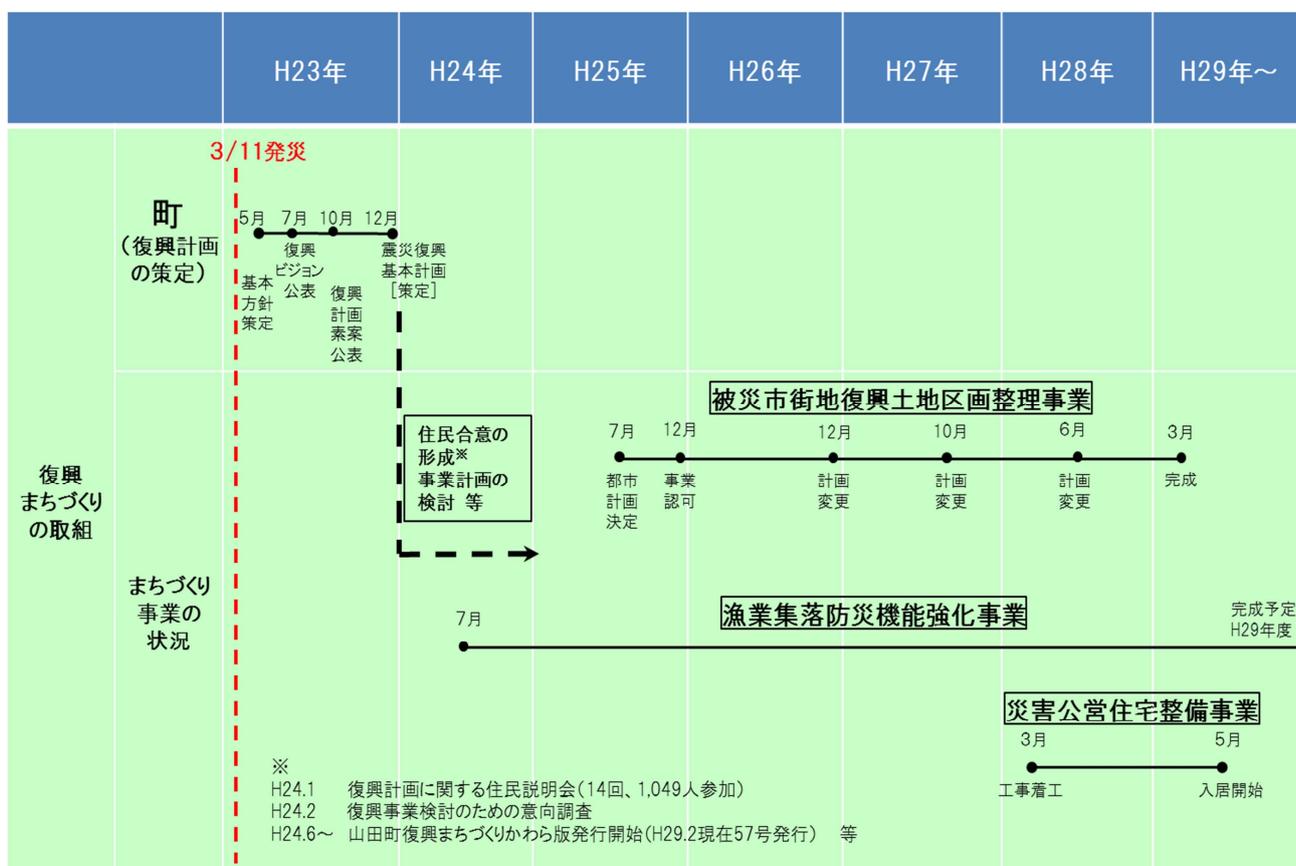


〈山田町大沢地区における復興まちづくりに向けた取組〉

被災市街地復興土地区画整理事業は、平成 25 年 7 月に都市計画決定、同年 12 月に事業認可され、平成 29 年 3 月に工事が完了した。

漁業集落防災機能強化事業は、平成 24 年 7 月から事業化され、平成 29 年度の完成を目標に事業が行われている。

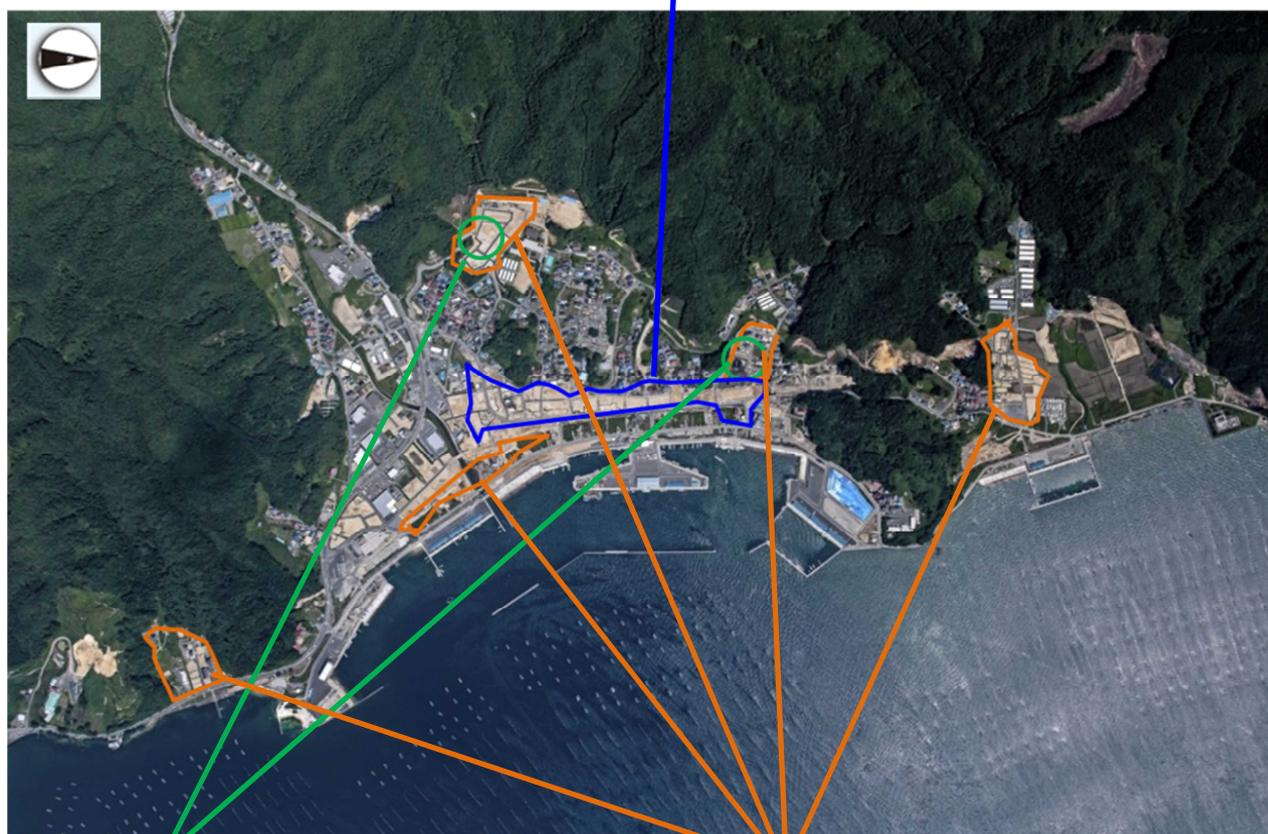
災害公営住宅整備事業は、平成 28 年 3 月に工事着手し、平成 29 年 5 月から入居が開始されている。



〈山田町大沢地区における復興まちづくりの状況〉

被災市街地復興土地区画整理事業は平成28年度に完了し、漁業集落防災機能強化事業と災害公営住宅整備事業は平成29年度に完了予定となっている。

- 被災市街地復興土地区画整理事業
- ・ 施工期間：H25～H28年度
 - ・ 全体事業費：約18億円
 - ・ 進捗：全区画（139戸）住宅再建可能



- 災害公営住宅整備事業
- ・ 施工期間：H27～H29年度
 - ・ 全体事業費：約15億円
 - ・ 進捗：全戸（2団地40戸）入居開始済



- 漁業集落防災機能強化事業
- ・ 施工期間：H24～H29年度
 - ・ 全体事業費：約78億円
 - ・ 進捗：全区画（5団地136戸）住宅再建可能



〈山田町山田地区・大沢地区における復興まちづくりのまとめ〉

山田町山田地区・大沢地区における復興まちづくりをまとめると以下のとおりである。

- ・ 海岸堤防整備後のレベル2津波による浸水シミュレーションを町が実施し、浸水範囲を明確にした。
- ・ 国の直轄調査による提案をもとに、住民説明会やアンケートを行い、町が土地利用や事業手法を決定した。
- ・ 復興まちづくりの実現に向けて、津波による浸水の有無等地区の実情に応じて複数の事業手法を活用した。

〈高台移転に係る事業手法の選択〉

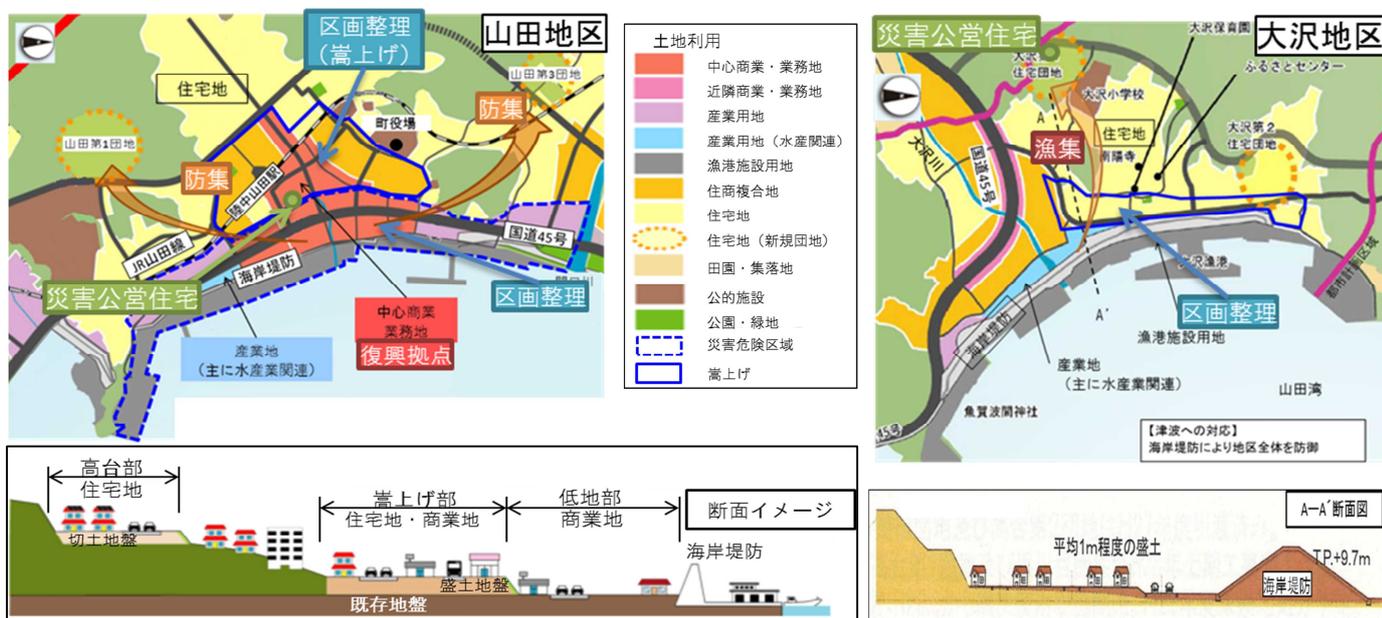
山田町においては、高台移転の事業手法として、山田地区では国土交通省所管の防災集団移転促進事業、大沢地区では農林水産省所管の漁業集落防災機能強化事業が選定されている。

両事業とも東日本大震災の被災地で多く活用されており、地区の特性や事業の目的、事業要件に応じて選定されている。

主な特徴として、漁業集落防災機能強化事業は災害危険区域の指定をしなくても実施できる。一方、防災集団移転促進事業は災害危険区域の指定が必要であり、被災した宅地などの買取り、引っ越し費用や住宅ローンの利子相当額が助成される。

〈山田町山田地区・大沢地区における復興まちづくりのまとめ〉

	山田地区	大沢地区
L2津波による浸水有無	浸水する。	浸水しない。
建築制限	浸水する低地部（R45沿線）で 災害危険区域 を指定	なし
土地利用・活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水する低地部（R45沿線）は災害危険区域を指定したうえで商業・業務地として活用（区画整理で整備） ・JR陸中山田駅周辺は嵩上げのうえ住商複合地として活用（区画整理、復興拠点で整備） ・災害危険区域内における従前居住地の集団移転先として町中心部に近い高台を新規造成（防集で移転） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した市街地は、地盤沈下や排水を考慮し、1m程度嵩上げのうえ住宅地として活用（区画整理で整備） ・海岸堤防や産業地など事業用地内となる従前居住地の移転先として、集落に近い高台を新規造成 ※災害危険区域を指定できないため、防集ではなく漁集を活用



（出典 山田町復興まちづくり計画、山田町まちなか再生計画より抜粋、一部加筆）

〈高台移転に係る事業手法の選択〉

	漁業集落防災機能強化事業	防災集団移転促進事業
事業の目的	漁業集落の総合的な整備を推進	住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団移転を促進
災害危険区域の指定	必要なし	必要あり
被災した宅地などの買取り	× ※1	○ ※2
住宅建設等に関する補助	×	○

※1 海岸堤防等事業で買収

※2 宅地等の場合

3 東日本大震災被災地において活用された建築制限等

大規模災害が発生した場合、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地においては、原状への復旧だけでなく、被災前と比べてより災害に強く快適なまちづくりに向けた取組を計画的に進める必要がある。

このため、被災市街地復興土地区画整理事業などの復興まちづくり事業の活用が想定される地区においては、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぎ、迅速により良いまちの復興を図るため、地区の状況に応じて建築制限等が実施されている。

東日本大震災被災地において活用された建築制限等について紹介する。

〈建築基準法第84条による被災市街地における建築制限等〉

緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理事業のため必要がある区域には、建築基準法第84条に基づく建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

宮城県では、平成23年4月上旬に、気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市、名取市、山元町に、建築基準法第84条に基づく「建築制限区域」を指定（石巻市は特定行政庁であるため市が指定）している。

なお、東日本大震災においては、建築制限特例法に基づき、災害があった日から最大8か月間、建築物の建築制限が可能とされた。

また、気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、名取市、仙台市では被災市街地復興推進地域を都市計画決定し、都市計画法に基づく建築制限に移行している。

〈建築基準法第39条による災害危険区域の指定等〉

防災集団移転促進事業計画の策定にあわせ、海岸堤防や河川堤防、高盛土道路等の津波防護策を実施しても、東日本大震災と同様の津波が発生した際に浸水が想定される区域をもとに、建築基準法第39条に基づき、各市町の条例で災害危険区域の指定が行われた。

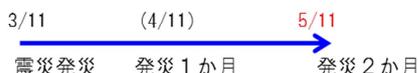
宮城県山元町では、建築基準法第84条に基づく建築制限の期間終了後、「山元町震災復興基本方針」に基づき、町の3分の1に当たる約1,900haを浸水深に応じて災害危険区域（第1種から第3種）に指定し、建築制限を設けた（平成23年11月11日告示）。

また、建築制限を行っていなかった仙台市も、「仙台市震災復興計画」に基づき、移転対象地区（津波防護策を実施してもなお予測される浸水深が2mを超える地区）約1,220haを災害危険区域に指定し、住居の用に供する建築物の新築・増築を制限した（平成23年12月16日告示）。

建築基準法第84条による被災市街地における建築制限等

建築基準法第84条に基づく被災市街地における建築制限

災害が発生した日から1か月以内の期間においては、区域を指定し、期限を限ってその区域内における建築物の建築を制限・禁止することができる。（延長の場合、最長で2か月まで可能）



【宮城県知事から国への要望（平成23年4月8日）】 建築基準法による建築制限期間等の延伸
 →東日本大震災で甚大な被害を受けた市町村には、都市計画の方針の策定や諸手続の実施が困難な地域もあり、実質的に2か月以内での都市計画決定は困難な状況

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成23年4月29日公布・施行）

災害発生の日から6か月（延長の場合、最長で8か月）以内の期間に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できる



被災市街地復興特別措置法

建築基準法による建築制限の間、指定した地域（被災市街地復興推進地域）の都市計画決定を行い、災害発生の日から2年後の平成25年3月10日までの間、開発及び建築の制限を行うことができる



建築基準法第39条による災害危険区域の指定等

- ・ 建築基準法第39条の規定に基づき、地方公共団体は、条例で津波等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。
- ・ 災害危険区域内では、建築物の建築の禁止あるいは制限を行うことが可能であり、条例によってそれらの内容を定める。
 （例）風水害・津波・高潮災害を軽減するために、災害危険区域内の建物の用途、地盤高・床高制限、構造等を規制する。

〈その他の法律による規制等〉

復興特区法では、被災地の復興の支障にならないよう、投機的な土地取得等を防止するため、国土利用計画法の規定により監視区域の指定に努めるものとされているが、被災地では土地の買い占めや短期転売等の投機目的の悪質な取引が見受けられなかったことなどから、区域指定は行われていない。

なお、新たなまちづくりの検討地区においては、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等その他土地利用に関する法令に基づく規制にも留意する必要がある。

〈建築制限等一覧〉

法律名	対象区域	指定権者	制限方法	対象行為	制限期間	許可基準 (主なもの)
建築基準法 第84条 (第一次建築制限)	被災市街地で指定する都市計画又は土地区画整理事業のため必要な区域	特定行政庁	特定行政庁が任意に定める	建築物の建築を制限又は禁止	発災後1か月以内(1か月の延長可)(東日本では、特例法により発災後6か月以内、最長で8か月以内の延長)	特定行政庁が支障ないと認めた建築物
被災市街地復興特別措置法 第7条 (第二次建築制限)	被災市街地復興推進地域	市町村	法令による	土地の形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築をする場合に制限	発災後2年以内	自己の居住の用に供する住宅等の建築物(階数2以下かつ地階を有しない木造、鉄骨造等容易に移転除却可能な建築物で敷地面積300㎡未満)の新築等の用に供する目的で行う土地の形質の変更等
建築基準法 第39条 (災害危険区域)	津波、高潮、出水等による危険の著しい区域	地方公共団体	条例で定める	住居の用に供する建築物の建築の禁止等	条例有効期間	地方公共団体が支障がないと認めた建築物
都市計画法 第53条 第54条	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域	市町村(国・県施行の場合は県)	法令による	建築物を建築しようとする場合に制限	都市計画事業の認可の公告まで	都市計画に適合する建築物の建築階数2以下かつ地階を有しない木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等で容易に移転除却可能な建築物の建築
都市計画法 第65条	事業認可の告示又は新たな事業地の編入に係る事業計画の変更の告示があった後の当該事業区域	市町村(国・県施行の場合は県)	法令による	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある建築物の建築等を制限	都市計画事業の認可の公告から事業完了まで	— (許可を与える場合は、あらかじめ施行者の意見を聞く必要がある)
土地区画整理法 第76条	土地区画整理事業の施行地区内	市町村(国・県施行の場合は県)	法令による	土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある建築物の新築等を制限	土地区画整理事業の認可の公告から換地処分公告の日まで	— (許可を与える場合は、あらかじめ施行者の意見を聞く必要がある)

4 東日本大震災被災地において復興まちづくりに活用された事業

被災地において活用されている主な復興まちづくりのための事業を以下に示す。

事業は、地域の復興まちづくりの方針に応じて、

- ・危険なエリアから安全なエリアへの移転を促す防災集団移転促進事業
- ・公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する被災市街地復興土地区画整理事業
- ・津波からの防災性を高め、復興を先導する拠点形成する津波復興拠点整備事業
- ・漁業集落の安全安心な居住環境を確保する漁業集落防災機能強化事業
- ・被災者の居住の安定確保を図る災害公営住宅整備事業

等が選定されている。

また、各事業の単独実施だけではなく、被災規模、地形、住民意向等を踏まえ、各事業を組み合わせる形で実施されている。

なお、復興特区法において、上記復興まちづくりのための事業を含む道路事業や都市公園事業など40の基幹事業が復興交付金の対象とされている。

事業名	事業概要	補助対象	補助要件 【地区要件】	国補助率 基本 (特例※1)	適用地区 ※2
防災集団移転促進事業	住民の居住に適当でない被災区域内の住居の集団移転	①住宅団地造成 ②移転者の借入金利子経費 ③道路、集会所等の公共施設整備 ④移転元の宅地等買取費用 ⑤移転者の引っ越し費用等	団地規模が5戸以上 【災害危険区域の指定】	3/4 (7/8)	宮城県 14市町185地区 岩手県 7市町村88地区
都市再生区画整理事業 (被災市街地復興土地区画整理事業等)	広範かつ甚大な被災を受けた市街地復興のため、復興ニーズに的確に対応し、緊急かつ健全な市街地復興を推進	①区画道路、公園等公共施設整備 ②津波防災整地費(防災上必要な土地高上げ費用)	①用地買収方式で整備した場合の事業費額を限度 ②計画人口密度40人/ha以上の場合 【都市計画区域内】	1/2 (3/4)	宮城県 7市町26地区 岩手県 7市町村19地区
津波復興拠点整備事業	復興の拠点となる市街地(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)を用地買収方式で緊急整備	①公共施設等整備(道路、公園、緑地、津波防災まちづくりの拠点、災害時の活動拠点として機能する施設) ②用地取得造成	1市町村2団地 (20ha以下/団地) 【都市計画区域内】	1/2 (3/4)	宮城県 6市町10地区 岩手県 6市町10地区
漁業集落防災機能強化事業	漁業集落の安全安心な居住環境確保のための整備を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進(地域水産業と漁村の復興)	①漁業集落の地盤高上げ・切盛土 ②漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤整備 ③高台避難地、避難路等の防災安全施設整備	・300人以上5,000人以下の漁業集落(過疎は50人以上) ・漁家率1位又は漁業依存度1位の集落 【漁業集落内】	1/2 (3/4)	宮城県 9市町92地区 岩手県 11市町村41地区
災害公営住宅整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅を整備	①住宅の建設等費用 ②土地取得、造成費用等	・全域で4,000戸以上の住宅滅失 ・区域内で100戸以上又は1割以上が滅失	(建設) 3/4 (7/8)	宮城県 12市町85地区 岩手県 11市町村191地区

※1 東日本大震災の被災地における国補助率

※2 宮城県復興まちづくりのあゆみ～集中復興期間の総括及び復興・創生期間に向けて～(H28.3)及び復興実施計画における主な取組の進捗状況(岩手県H29.1)より抜粋

(1) 防災集団移転促進事業

〈防災集団移転促進事業の概要〉

- ・ 災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域（移転促進区域）内にある住居の集団移転を促進するための事業
- ・ 市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、集団移転促進事業計画を定める。
- ・ 市町村は、事業計画の策定に当たり、移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなるように配慮しなければならない。
- ・ 東日本大震災の被災地において、高台移転を行う場合に最も活用されている事業である。

〈防災集団移転促進事業の特徴〉

- ・ 市町村が被災した宅地を買い取り、再び津波等に対して脆弱な住宅が建設されることがないように、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を行う必要がある。
- ・ 市町村が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸する。
- ・ 被災者に対し、市町村が住居の移転に要する費用を助成する。
- ・ 被災者が敷地の取得や住宅の建設のために住宅ローンを活用する際に、市町村が利子相当額を助成する。
- ・ 強制力のない任意事業なので、事業の実施には、関係する被災者の事業に対する理解と合意が不可欠である。
- ・ 都市計画区域を指定していなくても施行可能

防災集団移転促進事業

事業概要

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業

補助対象

- ①住宅団地(住宅団地に関連する公益的施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用(移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分は補助対象)
- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費(借入金の利子相当額)
- ③住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④移転促進区域内の農地及び宅地の買取りに要する費用(当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る)
- ⑤移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥移転者の住居の移転に対する補助に要する経費
- ⑦計画策定費

補助要件

・住宅団地の規模が5戸以上(移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数)

交付団体

都道府県・市町村

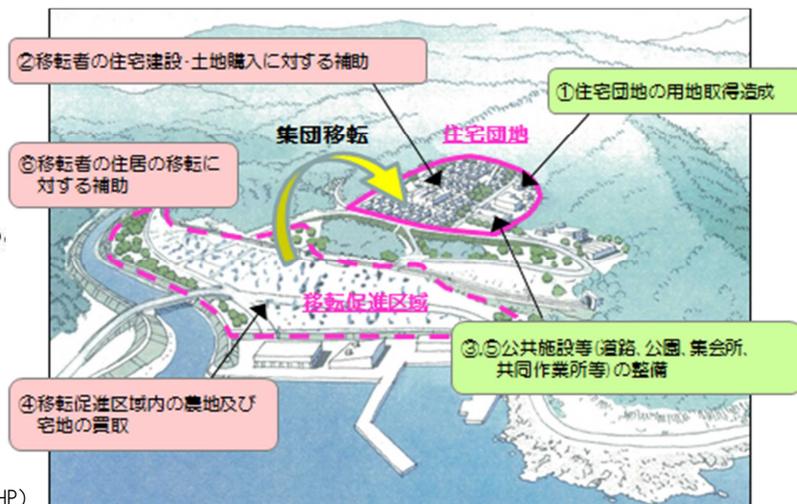
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国庫率

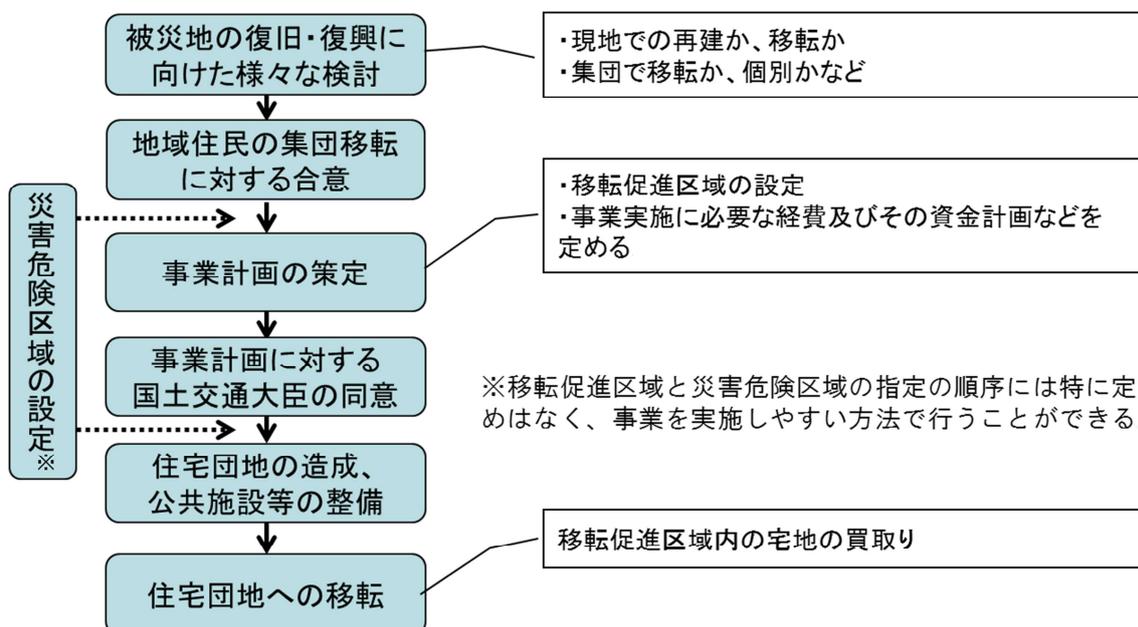
※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:3/4,地方公共団体:1/4



(出典 東日本大震災復興交付金基幹事業概要(復興庁HP))

防災集団移転促進事業の流れ



(2) 被災市街地復興土地区画整理事業

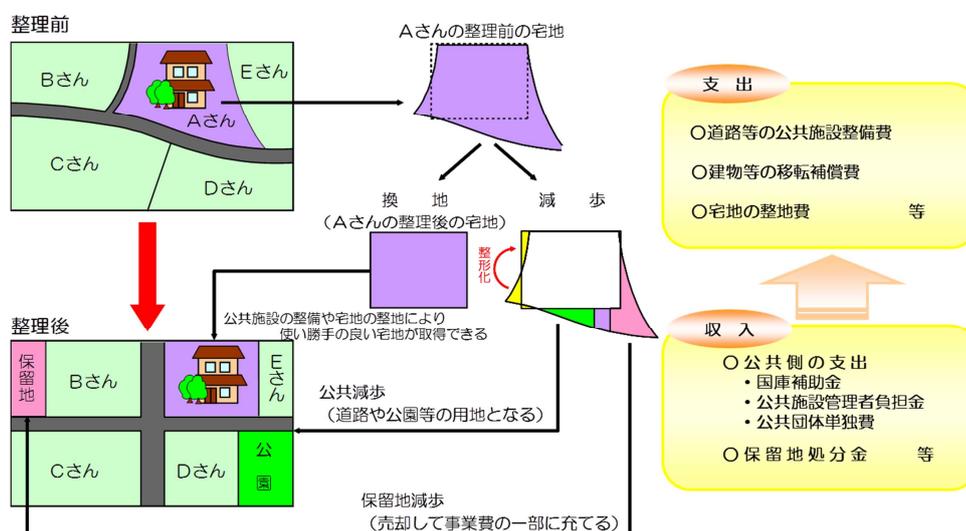
〈被災市街地復興土地区画整理事業の概要〉

- ・道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業
- ・地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度
- ・事業資金は、保留地処分金その他、公共側から支出される都市計画道路や公共施設等の整備費（用地費分を含む。）に相当する資金から構成される。これらの資金を財源に、公共施設の工事、宅地の整地、家屋の移転補償等が行われる。
- ・地権者においては、事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設が整備され、土地の区画が整うことにより、利用価値の高い宅地が得られる。
- ・平野部の既成市街地において、道路狭あいや密集市街地など平常時では解消が困難な課題解決が必要な場合に活用することが考えられる。

〈被災市街地復興土地区画整理事業の特徴〉

- ・施行区域は市街化区域等内に限定されている（東日本大震災被災地では市街化調整区域での施行も可能）。
- ・直接買収方式の事業のように残地の問題が発生しない。
- ・東日本大震災の被災地では、防災上必要な土地の嵩上げを補助対象経費に追加
- ・換地によって土地の位置が変わっても、新たな土地取得とはみなされないため、登録免許税や不動産取得税は非課税とされている。

〈被災市街地復興土地区画整理事業のイメージ〉



被災市街地復興土地区画整理事業

事業概要

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する

都市再生区画整理事業

- 緊急防災空地整備事業 : 土地区画整理事業が予定される地区において、防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業
- 都市再生事業計画案作成事業 : 土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に関する事業
- 被災市街地復興土地区画整理事業 : 大規模な災害により被災した市街地の復興を促進するために行う土地区画整理事業等

補助対象・補助要件

- 緊急防災空地整備事業 ※下線部は東日本大震災の復興に係る制度拡充
土地区画整理事業予定地において、緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用(減価補償地区以外も対象)
- 都市再生事業計画案作成事業
土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に要する費用
- 被災市街地復興土地区画整理事業
区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援
津波防災整地費: 津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度(40人/ha)などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用(津波防災整地費)を限度額に追加

交付団体

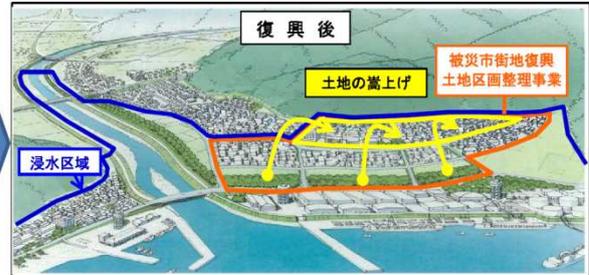
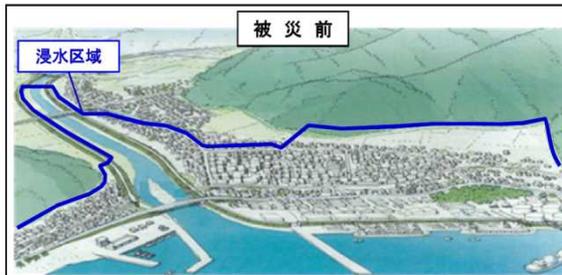
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村 等

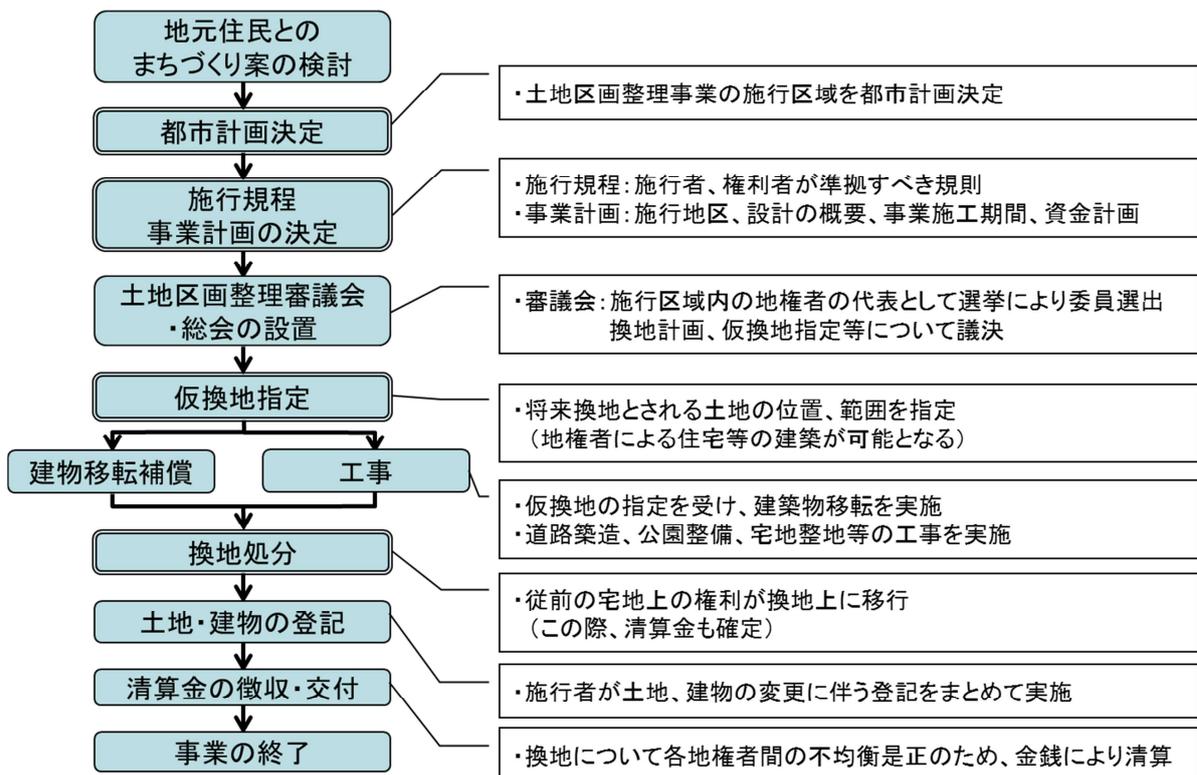
基本国費率

国: 1/2、地方公共団体: 1/2 ※別途、地方負担軽減措置を講じる



(出典 東日本大震災復興交付金基幹事業概要 (復興庁 HP))

被災市街地復興土地区画整理事業の流れ



(3) 津波復興拠点整備事業

〈津波復興拠点整備事業の概要〉

- ・ 都市の津波からの防災性を高める拠点であるとともに、被災地の復興を先導する拠点となる市街地の形成を支援する事業であり、東日本大震災を契機に創設された。
- ・ 都市計画決定された一団地の津波防災拠点市街地形成施設[※]を緊急に整備するため、全体の用地取得・造成、地区公共施設の整備、津波防災拠点施設や津波復興拠点支援施設整備等に対し支援を行う。
- ・ 甚大な被害が想定される中心市街地において、商業エリアなどの復興を早期に実現するために活用することが考えられる。

※一団地の津波防災拠点市街地形成施設

津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設^{※1}又は公益的施設^{※2}及び公共施設^{※3}をいい、都市計画法に規定する都市施設として都市計画に定めることができる。

※1 「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で津波被災地の基幹的な産業の振興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。

※2 「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。

※3 「公共施設」とは、道路、公園等、公共の用に供する施設をいう。

〈津波復興拠点整備事業の特徴〉

- ・ 用地買収方式の面的整備事業であり、換地方式の土地区画整理事業と比べ住民合意の形成が得られやすく、復興事業のスピードアップが期待できる。
- ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画法に基づく都市施設として位置づけることが必要
- ・ 支援対象とする一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり20haまで。

津波復興拠点整備事業

事業概要

復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設※）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業を創設

補助対象

- ①津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用： 計画策定費、コーディネート費
- ②津波復興拠点のための公共施設等整備： 地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等
- ③津波復興拠点のための用地取得造成

補助要件

津波により甚大な被災を受けた地域において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設※として定められていること等

※津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点とするため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画法に基づく都市施設として位置づけ、収用の対象とする制度を法律制度として新設

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国庫率

※別途、地方負担軽減措置を講じる

国：1/2

地方公共団体：1/2

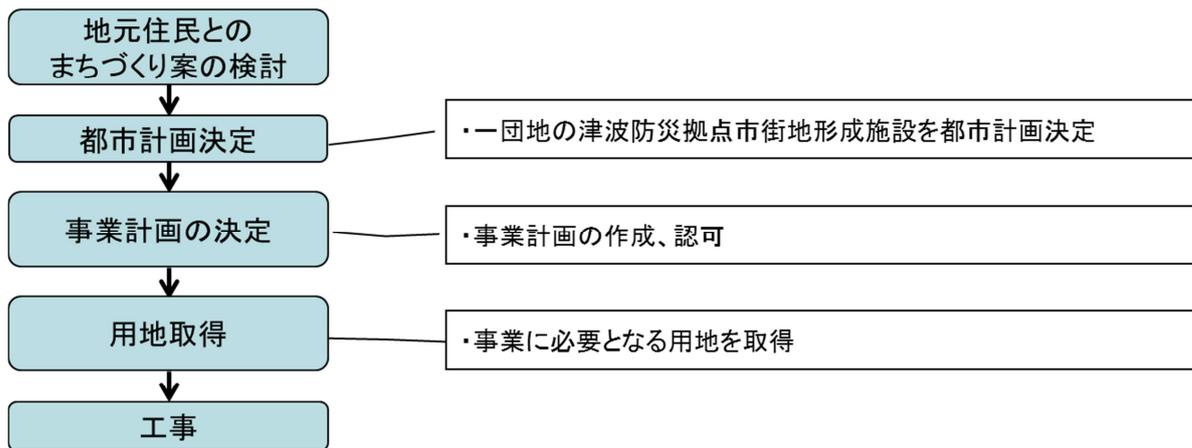
津波復興拠点イメージ



本事業では、道路、公園、緑地のほか、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設等の整備を支援

(出典 東日本大震災復興交付金基幹事業概要（復興庁 HP）)

津波復興拠点整備事業の流れ



(4) 漁業集落防災機能強化事業

〈漁業集落防災機能強化事業の概要〉

- ・ 漁業集落において、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業
- ・ 安全・安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進することにより、地域水産業と漁村の復興に資するものである。

〈漁業集落防災機能強化事業の特徴〉

- ・ 過疎地域では50人以上の漁業集落であれば活用できる。
- ・ 集落の安全性を確保するための地盤の嵩上げや切盛土による用地造成、また住宅跡地を水産関係用地として整備することができる。

漁業集落防災機能強化事業

事業概要

被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進

補助対象

- ① 漁業集落の地盤嵩上げ・切盛土
- ② 漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤の整備、漁港との連絡道の整備
- ③ 高台等の避難地、避難路等の防災安全施設の整備

補助要件

- ・ 300人以上5,000人以下の漁業集落
- ※ただし、過疎地域等の指定を受けている地域においては人口の下限値を50人に緩和
- ・ 漁家比率1位又は漁業依存度1位の集落

(注)上記要件に合致しない集落については具体的な要望を踏まえて検討

交付団体

都道府県

事業実施主体

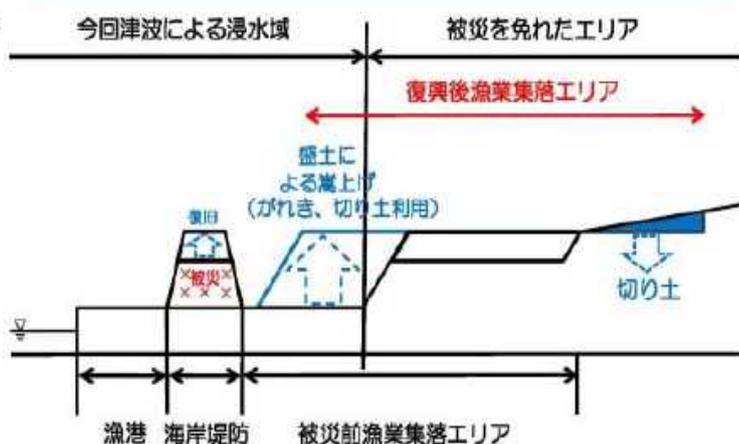
市町村

基本国費率

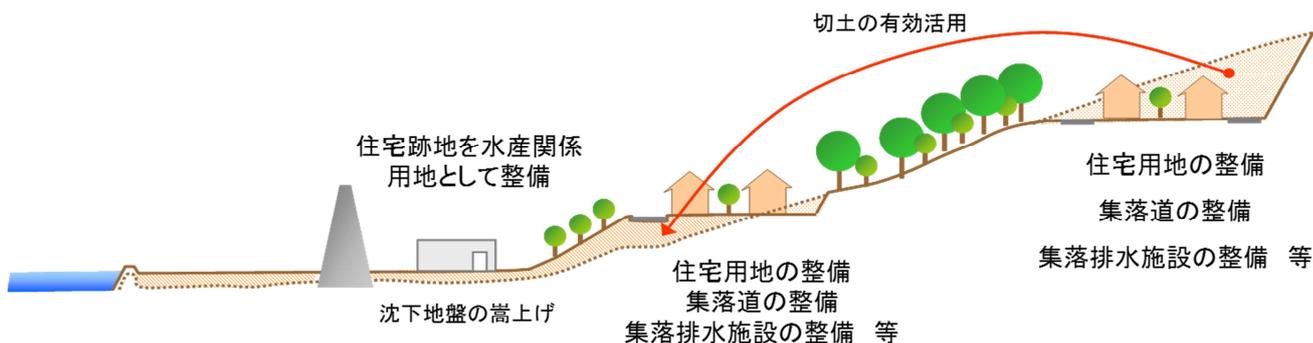
※別途、地方負担軽減措置を講じる
国：1/2、市町村：1/2

(出典 東日本大震災復興交付金基幹事業概要 (復興庁HP))

漁業集落の地盤嵩上げのイメージ



漁業集落防災機能強化事業のイメージ



(5) 災害公営住宅整備事業

〈災害公営住宅整備事業の概要〉

- ・地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する事業であり、地方負担を軽減する特例制度がある。

〈災害公営住宅整備事業の特徴〉

- ・東日本大震災被災地では、当該災害により滅失した住宅に居住していた者について収入要件なし

災害公営住宅整備事業

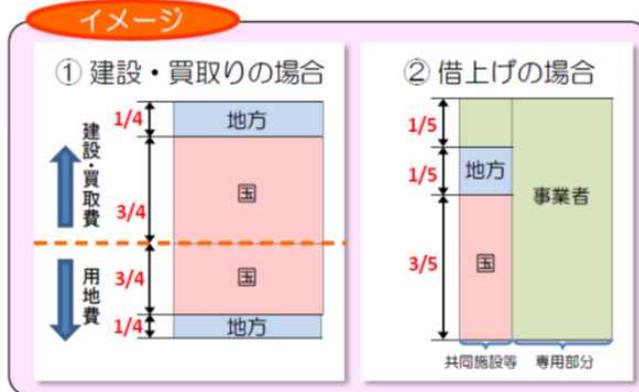
事業概要

東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する

補助対象・補助要件・基本国費率

※ 別途、地方負担軽減措置を講じる

- ① 災害公営住宅整備事業
 - ・住宅の建設・買取費 (国:3/4、地方:1/4)
 - ・住宅の借上げに係る建設・改良費 (国:3/5、地方:1/5、民間:1/5)
- ② 災害公営住宅用地取得造成費補助事業 (国:3/4、地方:1/4)
 - ・住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等
- ③ 被災者向け公営住宅改修事業 (国:3/4、地方:1/4)
 - ・被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費
- ④ 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業
 - ・住宅の建設費 (国:15/100、地方:5/100、民間:80/100)
 - ・住宅の改良費 (国:3/5、地方:1/5、民間:1/5)
- ⑤ 高齢者生活支援施設等併設事業
 - ・公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設の整備費用 (国:1/2、地方:1/6、民間:1/3)



交付団体

都道府県・市町村

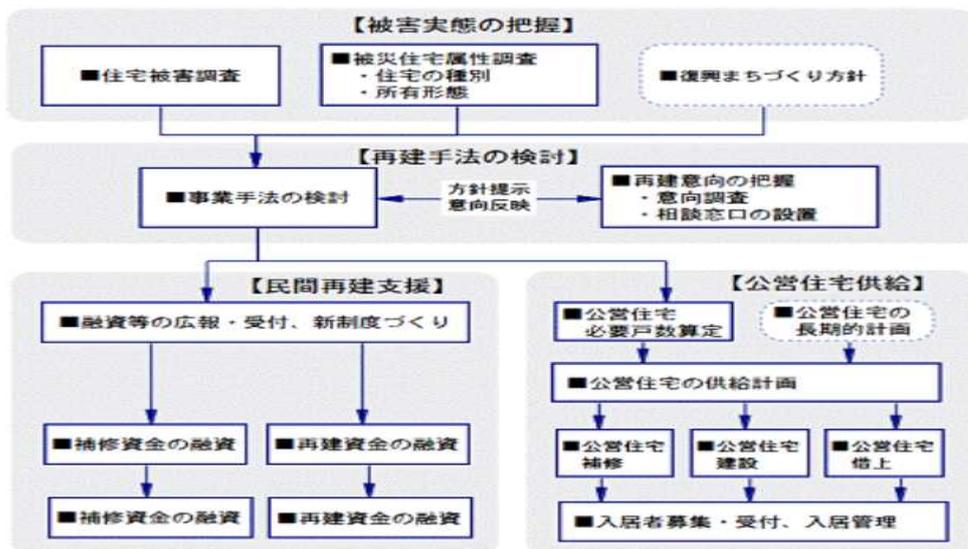
事業実施団体

都道府県・市町村・民間事業者等

備考

- 東日本大震災復興特別区域法により、以下の特例措置を実施予定
 - (i) 災害公営住宅の入居者資格の特例 (同居親族要件・収入基準要件の特例適用期間の延長)
 - (ii) 災害公営住宅の処分要件の特例
 - 譲渡年限の短縮化 (耐用年限の1/4 → 耐用年限の1/6)
 - 譲渡対価の使途の拡大 (地域住宅計画に基づく事業を追加)
- (出典 東日本大震災復興交付金基幹事業概要 (復興庁 HP))

住宅確保・再建支援のフロー (内閣府HP 災害対応資料集)



災害公営住宅のイメージ



第3節 東日本大震災における復興まちづくりの課題と対応

- ・東日本大震災からの復興の取組において、復興まちづくりの計画策定等における課題と対応を整理する。

迅速な復興には復興計画の速やかな策定が必要であるが、東日本大震災では復興まちづくりの計画策定や復興事業を進めるにあたって様々な課題が見られ、復興特区法等の制定や被災市町の取組などによる対応が図られた。

(1) 復興まちづくり計画の策定

〈課題〉

- ・震災発生直後は、行政も被災するとともに、災害対応や被災者支援などの対応に追われ、被災市町村において復興まちづくりにとりかかる余裕がなかった。
- ・首長が震災の犠牲になる等復興を指揮するリーダーが不在となったため、計画策定に時間を要した。
- ・復興計画の基礎となる都市計画がなく、計画策定に時間を要した。
- ・都市計画策定などを理解した専門職員が少なく、復興まちづくりを進めることが難しかった。

〈対応事例〉

- ・被災市町村の首長がリーダーシップを発揮して、早期に復興方針、復興計画を住民に提示して調整を行い、復興まちづくりを進めた。例えば、宮城県内の多くの被災市町が平成23年11月から12月に復興計画を策定する中、岩沼市では平成23年8月に「岩沼市震災復興計画マスタープラン」を策定し、女川町では平成23年9月に「女川町復興計画」を策定するなど早期に復興計画を策定して、復興まちづくりを進めた。また、岩手県宮古市では、田老地区などが壊滅的な被害を受けたが、平成23年6月1日には「宮古市震災復興基本方針」を策定し、早くから復興まちづくりの立案調整が行われた。
- ・国土交通省では、復興手法の検討のため、平成23年6月から被災市町村を対象に直轄調査を実施し、市町村の要望に応じて被災市街地の復興パターンや復興手法を検討し、市町村の復興計画や復興整備計画の作成をきめ細かく支援した。
- ・宮城県では、震災直後において、市町で復興まちづくりの検討を十分に行う余裕がなかったため、県独自で市町の復興まちづくり計画のたたき台となる通称「おせっかいプラン」を作成し、震災1か月後の平成23年4月には、市町に説明をした。このことが、市町が復興まちづくりの検討をはじめのきっかけとなった。

(2) 住民合意の形成

〈課題〉

- ・住民や漁業、農業をはじめとする産業従事者等、多数の関係者が復興まちづくりに関わることとなり、それぞれの利害調整や合意形成に時間を要した。
- ・被災者の避難先が市町村域を越えたり、被災前のコミュニティが分散したことにより、まちづくりに関する情報提供や意向把握が十分に行えず、合意形成に時間を要した。
- ・住宅や生業の再建への不安、再度の津波への懸念、復興の長期化などから、住宅や事業所再建に関する意思決定ができない住民や事業者が存在し、意向の把握に時間を要した。
- ・事業者の情報をまとめたリストがなく、事業所や仮設店舗での再建の意向の把握に時間を要した。

〈対応事例〉

- ・地域単位での住民説明会を開催するとともに、広報誌などを発行して、被災者に復興まちづくりに関する情報を提供した。
- ・住民の再建意向が明確な地区では先行して事業を進め、意向が明確でない地区では意向の変化に応じて柔軟に事業を見直したり、段階的に事業を進めるなどの対応をしている。
- ・まちづくりに関する有識者、コンサルタントの支援を受けて、住民説明会や復興まちづくりのワークショップを開催して、合意形成を図った。
- ・被災前の都市計画を基に復興まちづくりを十分検討し、合意形成を得られる計画を策定し、提示した。
- ・事業者リストを作成するとともに、事業所再建関連の補助事業を所管する部局と連携して事業者の意向把握を行った。

(3) 復興財源

〈課題〉

- ・東日本大震災の被災市町村において、通常のまちづくり事業では財政負担が大きく、復興財源が確保されるまでは、復興方針や復興まちづくり計画を策定することができなかった。

〈対応事例〉

- ・平成23年12月に復興財源確保法が施行され、復興増税、歳出削減、税外収入等により必要な財源が確保された。復興期間10年間の復興事業費は、32兆円程度と見込まれ、市町村が復興まちづくりを行う復興交付金事業は平成28年度当初までで事業費4.1兆円が計上されている。
- ・市町村が行う復興交付金事業については、原則、復興交付金と震災復興特別交付税により実質的に地方負担がなく事業が行えることとなった。
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に大規模災害復興法が施行され、東日本大震災の復興のスキームが取り入れられた。この中で、大規模災害からの復興にあたって必要となる具体的な財政上の措置等については、個別の災害規模や被害状況、国及び地方公共団体の財政状況、財源確保のための発災時の国民全体の負担、被災地域の主要産業等を踏まえる必要があるため、国は特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講じるものと規定されている。

(4) 建築制限の特例措置

東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興のため、平成23年12月に施行された復興特区法等において、復興課題を解決するための特例措置が設けられた。

〈課題と対応事例〉

- ・被災規模が大きく、建築制限（建築基準法第84条）の期間である2か月での復興まちづくりの計画策定は困難であった。
 - 平成23年4月に建築制限特例法が制定され、災害があった日から最大8か月間とする特例が定められた。
- ・災害公営住宅への入居制限の緩和
 - 被災者等であれば、災害公営住宅の供給が完了するまでの間は、収入にかかわらず入居可能とされるなど、特例措置が設けられた。

- ・復興事業の実施に必要な基準の緩和等（例）
 - ① （通常）市街化調整区域の開発行為は限定的に許可
→（特例）復興事業であれば市街化調整区域のままでも開発を許可
 - ② （通常）農用地区域での農地転用は禁止
→（特例）農用地区域のままでも転用を許可
 - ③ （通常）農地と集落が混在するエリアであっても農業基盤整備事業と土地
区画整理事業は個別に実施
→（特例）農業基盤整備事業と土地区画整理事業を一体的に実施
 - ④ （通常）土地区画整理事業では原位置での換地が原則
→（特例）住民の申出に基づき、安全なエリアに住宅の集約が可能
 - ⑤ （通常）地方公共団体は市街化調整区域において土地区画整理事業の施行
は不可
→（特例）市街化調整区域において土地区画整理事業の施行が可能
 - ⑥ （通常）土地区画整理事業での嵩上げは不可
→（特例）津波防災整地費として防災上必要な土地の嵩上げが可能

（5）被災混在地区の復興

〈課題〉

- ・東日本大震災では、津波の高さや流速、建物の耐津波性等の影響で、被災した建物と被災を免れた建物が混在する地区（以下「被災混在地区」という。）が発生した。
- ・被災混在地区は、広い範囲で面的な被害を受けた地区と異なり、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業などの都市基盤の抜本的な対策を行う面的整備は困難であった。

〈対応事例〉

- ・復興まちづくりを推進する観点から、現地で被災住宅の自主再建を促進するため、防災集団移転促進事業等の面的整備を実施する地区との格差を考慮するなど、震災復興特別交付税の増額により措置（平成24年度補正予算 1,047億円）され、被災市町村において、住宅を自主再建する際の宅地の嵩上げや住宅ローンの利子等に対する助成が行われた。

(6) 復旧・復興事業の業務・工事の発注等

〈課題〉

- ・東日本大震災では、復旧・復興事業を進めるにあたり、市町村の人員及び工事や業務を担う人員、工事関連の資機材等の調達が困難な状況が生じた。

〈対応事例〉

- ・平成23年4月に「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」（平成23年法律第33号）が施行され、宮城県及び岩手県において、15か所で国による災害復旧事業の代行が実施されている。
- ・復興特区法第74条の規定に基づき、UR都市機構は独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「都市再生機構法」という。）第11条第1項に規定する業務のほか、被災市町村からの委託に基づき、公表された復興整備計画に記載された復興整備事業を行うことができるとされており、24の被災自治体と協定を締結し、事業を行っている（復興市街地整備事業22地区（平成28年12月1日現在））。特に甚大な被害を受けた被災市町村を中心に、復興計画の策定、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、復興事業のコーディネート業務等の支援を行っている。また、都市再生機構法第14条第3項の規定により、地方公共団体の要請を受け災害公営住宅整備事業の支援（都市再生機構法第11条第1項第16号に規定する業務）が行われている（災害公営住宅整備事業85地区（平成28年12月1日現在））。
- ・UR都市機構の支援や、全国の自治体から派遣された職員の支援による対応でもなお、人員不足が解消できない状況であったため、被災市町村では、CM（コンストラクション・マネジメント）方式など、民間のノウハウを活用する業務委託方式を採用している。

(7) 復興事業用地の確保

〈課題〉

- ・条件の良い公有地を応急仮設住宅用地として利用したため、その後の復興事業用地として活用できなくなった。
- ・条件の良い公有地を災害廃棄物の集積場所として利用したため、災害廃棄物処理が終わるまでの間、当該用地を活用した復興事業が行えなかった。
- ・リアス海岸部では、平坦で開発が容易な公有地が少なく、用地確保が難航した。
- ・被災後に民有地の利用について地権者に協力を求めたが、地代や使用条件などで

折り合わず、協力が得られなかった。

- ・高台移転などの移転先用地の取得や造成にあたり、保安林や文化財保護などに係る様々な法規制を確認する職員が不足し、対応が困難となった。

〈対応事例〉

- ・気仙沼市の応急仮設住宅建設地 93 か所のうち半数近くが民有地であり、地権者の協力を得て2年6か月間無償で借り受けることができた。その後は有償の借地契約を締結し、2年6か月間、期間を延長することとした。
- ・応急仮設住宅を建設する平坦な土地が不足したため、内陸部の隣接市町に用地を確保して建設した。
- ・地権者への情報提供や丁寧な説明を行って、復興事業用地の確保に努めた。
- ・不動産業者等を通じて民有地や賃貸物件のあっせんを受けた。
- ・山林等を造成して、復興事業用地を確保した。
- ・行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の協定に基づく被災地域外からの職員派遣や被災市町村からの要請に基づく国、県やUR都市機構からの職員派遣が行われた。

(8) 地籍調査等

〈課題〉

- ・地籍調査が未実施のため、被災地区や移転先候補地の地権者の情報や土地境界・面積等の把握に多大な時間を要した。
- ・抵当権が設定されている宅地や、相続未登記の土地が存在し、用地買収が難航した地区があった。

〈対応事例〉

- ・復興特区法による復興整備計画に定められた復興事業について、次の特例措置が設けられた。
 - ① 通常、地籍調査の実施者は地方公共団体等に限定されるが、国土交通省による地籍調査の代行の特例措置が設けられた。
 - ② 筆界特定制度の申請者は所有者に限定されるが、復興事業の実施主体による筆界特定の申請が可能とされた。
 - ③ 事業に伴う測量や調査にあたり土地への立入り、試掘等には土地所有者・占有者の了解が必要であるが、市町村の許可等の手続を経て立入り等が可能とされた。

第4節 産業の復興

- ・ 東日本大震災からの地域産業の復興に向けた取組等を整理する。

経営体力が比較的弱い個人事業者や中小企業への被災後の支援が遅れると事業の再開が困難となり、また、被災した大企業が県外に転出すると、関連中小企業の操業等にも大きな影響を与え、地域産業の空洞化による雇用の確保が懸念される。

被災地におけるまちの復興には、地域産業の早期復興によって、地域経済が活力を取り戻し、被災者が一日でも早く経済的に安定した生活を取り戻すことが必要である。

1 東日本大震災の被災地における産業の復興状況

東日本大震災からの産業の復興状況について、甚大な津波被害を受けた宮城県と、さらに沿岸部の都市で最も被害の大きかった宮城県石巻市における「総生産額」、「人口・就業者数」及び「製造品出荷額」について被災前後を比較し、分析する。

なお、石巻市では、旧北上川沿いを中心とした平野部において農業が、リアス海岸部において漁業や養殖業が盛んである。また、海岸部には大型船の入港が可能な石巻工業港と特定第三種漁港の石巻漁港があり、港湾施設等を活かした工業製品や水産加工などの製造業が盛んである。

〈宮城県・石巻市の産業構造・就業者数〉

復興需要による鉱業・建設業の総生産額の増加により、第二次産業の産業構成比が高まっている。宮城県全体では総生産額、就業者数とも回復傾向にあるが、沿岸部にあり津波の大きな被害を受けた石巻市の復興は、県全体に比べ遅れが生じている。

（宮城県）

- ・ 総生産額（H26）は、震災前（H22）と比べ115%（鉱業・建設業を除くと104%）、うち第一次産業は82%、第二次産業は157%、第三次産業は104%となり、第一次産業を除き、第二次産業、第三次産業とも震災前と比べ回復傾向となっている。
- ・ 就業者数（H26）は約101万人で、震災前（H22）と比べ98%となっている。

（石巻市）

- ・ 総生産額（H26）は、震災前（H22）と比べ124%（鉱業・建設業を除くと88%）、うち第一次産業は80%、第二次産業は227%、第三次産業は89%となり、復興需要により鉱業・建設業の総生産額が増加した一方、これらの産業を除く全体では震災前の水準まで回復していない。
- ・ 就業者数（H26）は約5.3万人で、震災前（H22）と比べ81%となっている。

東日本大震災の被災地における産業の復興状況

〈宮城県・石巻市の産業構造・就業者数〉

宮城県

総生産額：名目（県民経済計算）

単位：億円

【宮城県】 産業	H22		H23	H26		
	構成比			H22増減	H22比	
第一次産業	1,171	2%	962	961	-210	82%
第二次産業	15,034	22%	14,873	23,532	8,498	157%
第三次産業	51,047	76%	49,273	53,008	1,961	104%
合計	67,252	100%	65,108	77,501	10,249	115%
【参考】合計(鉱業・建設業除く)	62,860	93%	58,724	65,586	2,726	104%

※輸入品に課される税・関税等を含む

就業者数（経済センサス）

単位：千人

【宮城県】 産業	H21		H24	H26		
	構成比			H21増減	H21比	
第一次産業	9	1%	7	7	-2	81%
第二次産業	223	22%	208	220	-3	99%
第三次産業	800	77%	741	783	-17	98%
合計	1,032	100%	956	1,010	-22	98%
【参考】人口	2,344	-	2,324	2,329	-15	99%

※就業者数は民営事業者のみ

※ [参考] 人口は、国勢調査人口を基礎とし、住民基本台帳人口を加減して算出

石巻市

総生産額：名目（市町村民経済計算）

単位：億円

【石巻市】 産業	H22		H23	H26		
	構成比			H22増減	H22比	
第一次産業	216	5%	144	172	-44	80%
第二次産業	1,078	26%	927	2,447	1,369	227%
第三次産業	2,883	69%	2,174	2,564	-319	89%
合計	4,177	100%	3,245	5,183	1,006	124%
【参考】合計(鉱業・建設業除く)	3,882	93%	2,651	3,408	-474	88%

※輸入品に課される税・関税等を含む

就業者数（経済センサス）

単位：人

【石巻市】 産業	H21		H24	H26		
	構成比			H21増減	H21比	
第一次産業	1,320	2%	722	933	-387	71%
第二次産業	18,197	28%	13,452	15,170	-3,027	83%
第三次産業	46,142	70%	34,036	37,200	-8,942	81%
合計	65,659	100%	48,210	53,303	-12,356	81%
【参考】人口	164,433	-	152,250	150,114	-14,319	91%

※就業者数は民営事業者のみ

※ [参考] 人口は、住民基本台帳による

〈宮城県・石巻市の産業別総生産額〉

宮城県全体の総生産額は第一次産業を除き、震災前と比べ回復傾向であるが、石巻市では、復興需要により鉱業・建設業が増加している一方、ほとんどの産業で震災前の水準まで回復していない。

（宮城県）

- ・ 第二次産業のうち鉱業・建設業の総生産額（H26）が震災前（H22）と比べ、271%と大幅に伸びている。
- ・ 第一次産業や電気・ガス・水道業等は回復に至っていないが、他の産業は震災前の水準まで回復している。

（石巻市）

- ・ 第二次産業のうち鉱業・建設業の総生産額（H26）が震災前（H22）と比べ、602%と大幅に伸びている。
- ・ 農業・林業、水産業、製造業、不動産業、サービス業等ほとんどの産業は震災前の水準まで回復していない。

〈宮城県・石巻市の産業別総生産額〉

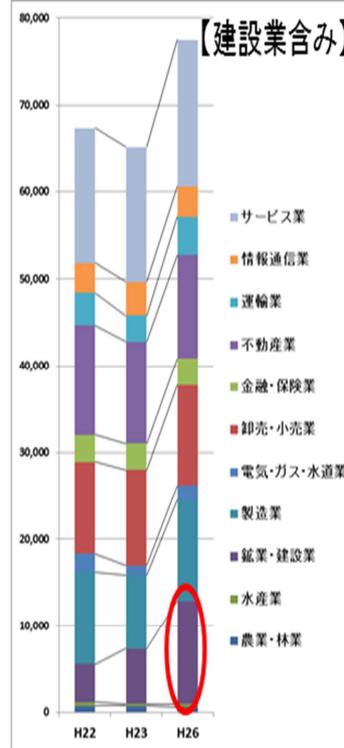
宮城県

総生産額：名目（県民経済計算）

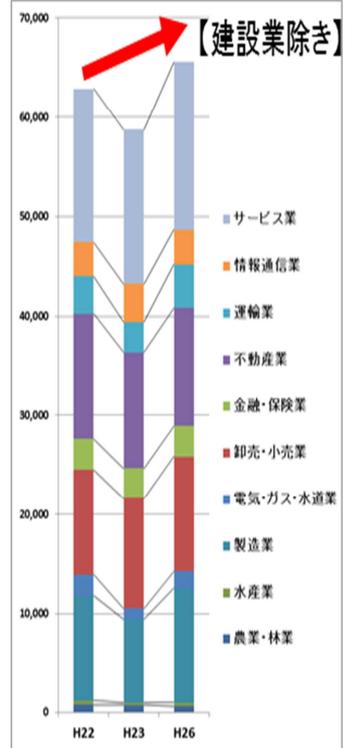
単位：億円

【宮城県】	H22		H23	H26	H22増減		H22比
	構成比						
第一次産業	1,171	2%	962	961	-210	82%	
農業・林業	748	1%	721	621	-127	83%	
水産業	423	1%	241	340	-83	80%	
第二次産業	15,034	22%	14,873	23,532	8,498	157%	
鉱業・建設業	4,392	6%	6,384	11,915	7,523	271%	
製造業	10,642	16%	8,489	11,617	975	109%	
第三次産業	51,047	76%	49,273	53,008	1,961	104%	
電気・ガス・水道業	2,109	3%	1,118	1,707	-402	81%	
卸売・小売業	10,603	16%	11,059	11,573	970	109%	
金融・保険業	3,114	5%	3,021	3,075	-39	99%	
不動産業	12,633	19%	11,757	11,893	-740	94%	
運輸業	3,750	5%	3,023	4,386	636	117%	
情報通信業	3,425	5%	3,835	3,480	55	102%	
サービス業	15,413	23%	15,460	16,894	1,481	110%	
合計	67,252	100%	65,108	77,501	10,249	115%	
合計(鉱業・建設業除く)	62,860	93%	58,724	65,586	2,726	104%	

単位：億円



単位：億円



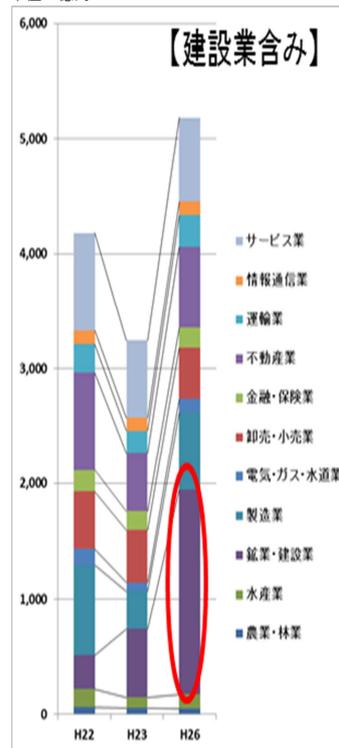
石巻市

総生産額：名目（市町村民経済計算）

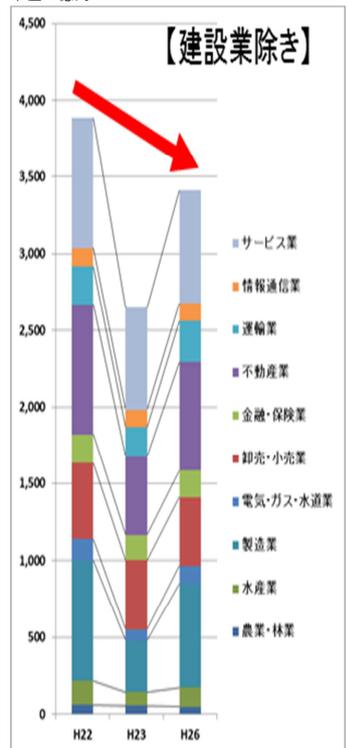
単位：億円

【石巻市】	H22		H23	H26	H22増減		H22比
	構成比						
第一次産業	216	5%	144	172	-44	80%	
農業・林業	59	1%	55	47	-12	80%	
水産業	157	4%	89	125	-32	80%	
第二次産業	1,078	26%	927	2,447	1,369	227%	
鉱業・建設業	295	7%	594	1,775	1,480	602%	
製造業	783	19%	333	672	-111	86%	
第三次産業	2,883	69%	2,174	2,564	-319	89%	
電気・ガス・水道業	139	3%	74	118	-21	85%	
卸売・小売業	493	12%	453	446	-47	90%	
金融・保険業	187	5%	164	173	-14	93%	
不動産業	851	20%	508	706	-145	83%	
運輸業	245	6%	192	270	25	110%	
情報通信業	121	3%	114	117	-4	97%	
サービス業	847	20%	669	734	-113	87%	
合計	4,177	100%	3,245	5,183	1,006	124%	
合計(鉱業・建設業除く)	3,882	93%	2,651	3,408	-474	88%	

単位：億円



単位：億円



〈宮城県・石巻市の産業別就業者数〉

宮城県全体の就業者数は震災前と比べ回復傾向であるが、鉱業・建設業とサービス業以外の産業で減少しており、特に、水産業は大幅な減少となっている。

石巻市においても、鉱業・建設業は回復傾向であるが、製造業、卸売・小売業、運輸業、情報通信業等全ての産業で震災前の水準には回復しておらず、特に、水産業が最も回復が遅れ、震災前と比べて半減しており、全産業の就業者数も宮城県全体と比べて回復が遅れている。

（宮城県）

- ・人口（H26）は233万人で、震災前（H21）と比べ99%、就業者数（H26）は101万人で、震災前（H21：103.2万人）と比べ△2.2万人、98%となっている。
- ・鉱業・建設業（105%）、サービス業（106%）以外の産業で減少しており、特に水産業は69%と大幅に減少している。

（石巻市）

- ・人口（H26）は15.0万人で、震災前（H21）と比べ91%、就業者数（H26）は5.3万人で、震災前（H21：6.6万人）と比べ△1.3万人、81%となっている。
- ・各産業とも減少しており、特に水産業は50%に大幅に減少している。
- ・就業者数の減少（△19%）は、人口の減少（△9%）を上回っている。

〈宮城県・石巻市の産業別就業者数〉

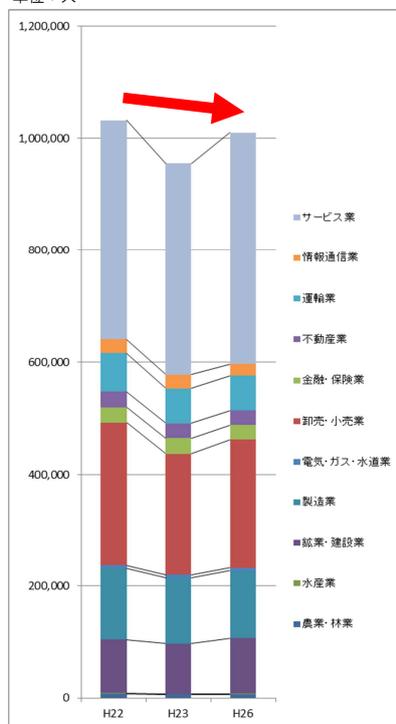
宮城県

就業者数（経済センサス）

単位：人

【宮城県】	H21	H24	H26	H21増減	
				H21増減	H21比
第一次産業	8,943	7,009	7,230	-1,713	81%
農業・林業	7,201	6,195	6,027	-1,174	84%
水産業	1,742	814	1,203	-539	69%
第二次産業	222,788	208,206	220,277	-2,511	99%
鉱業・建設業	95,382	89,886	99,810	4,428	105%
製造業	127,406	118,320	120,467	-6,939	95%
第三次産業	800,506	740,353	783,288	-17,218	98%
電気・ガス・水道業	5,537	5,204	5,119	-418	92%
卸売・小売業	256,175	217,352	229,946	-26,229	90%
金融・保険業	26,667	27,473	25,835	-832	97%
不動産業	27,655	26,414	26,270	-1,385	95%
運輸業	68,933	62,446	61,580	-7,353	89%
情報通信業	24,192	23,927	21,113	-3,079	87%
サービス業	391,347	377,537	413,425	22,078	106%
全産業計	1,032,237	955,568	1,010,795	-21,442	98%
人口	2,343,612	2,324,211	2,329,031	-14,581	99%

単位：人



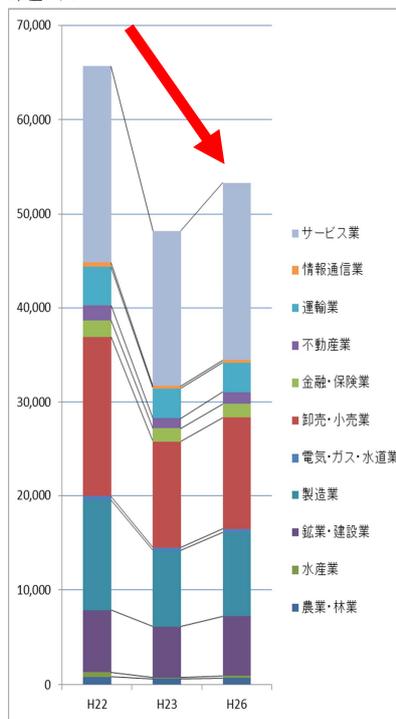
石巻市

就業者数（経済センサス）

単位：人

【石巻市】	H21	H24	H26	H21増減	
				H21増減	H21比
第一次産業	1,320	722	933	-387	71%
農業・林業	828	621	687	-141	83%
水産業	492	101	246	-246	50%
第二次産業	18,197	13,452	15,170	-3,027	83%
鉱業・建設業	6,580	5,402	6,291	-289	96%
製造業	11,617	8,050	8,879	-2,738	76%
第三次産業	46,142	34,036	37,200	-8,942	81%
電気・ガス・水道業	396	313	346	-50	87%
卸売・小売業	16,988	11,324	11,917	-5,071	70%
金融・保険業	1,760	1,424	1,422	-338	81%
不動産業	1,567	1,031	1,261	-306	80%
運輸業	4,098	3,177	3,122	-976	76%
情報通信業	444	252	275	-169	62%
サービス業	20,889	16,515	18,857	-2,032	90%
全産業計	65,659	48,210	53,303	-12,356	81%
人口	164,433	152,250	150,114	-14,319	91%

単位：人



〈宮城県・石巻市の製造品出荷額〉

宮城県全体では震災前を上回る水準まで回復しているが、石巻市ではシェアの大きいパルプ等や食料品などが落ち込み、震災前の水準まで回復していない。

（宮城県）

- ・ 宮城県の製造品出荷額の主なものは、食料品、電子部品デバイス電子回路、パルプ・紙・紙加工品、鉄鋼業である。
- ・ 震災直後（H23）は△8,016 億円、78%と落ち込んだが、平成 26 年では震災前（H22）と比べ 111%と回復している。

（石巻市）

- ・ 石巻市の製造品出荷額の主なものは、パルプ・紙・紙加工品、食料品、飲料・たばこ・飼料、木材・木製品である。
- ・ 震災直後（H23）は△2,295 億円、37%と落ち込み、平成 26 年でも震災前（H22）と比べ 83%と回復していない。
- ・ 木材・木製品は 155%と回復しているが、水産加工を中心とした食料品は 55%と大幅に減少している。

〈宮城県・石巻市の製造品出荷額〉

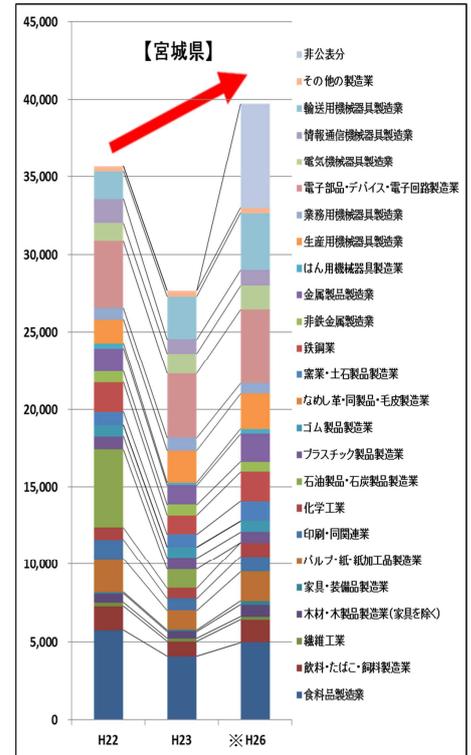
宮城県

製造品出荷額(主な産業)

単位: 億円

【宮城県】 分類	H22		H23		H26		H22増減	H22比	H22増減	H22比
		構成比								
食料品	5,732	16%	4,059	-1,673	71%	4,944	-788	86%		
電子部品・デバイス・電子回路	4,313	12%	4,139	-174	96%	4,786	473	111%		
パルプ・紙・紙加工品	2,168	6%	1,244	-924	57%	1,902	-266	88%		
鉄鋼業	1,927	5%	1,230	-697	64%	1,891	-36	98%		
その他	21,549	61%	17,001	-4,548	79%	26,199	4,650	122%		
製造業計	35,689	100%	27,673	-8,016	78%	39,722	4,033	111%		

単位: 億円



※以下の分類に関する数値は非公表分として計上
石油製品・石炭製品製造業、なめし革・
同製品・毛皮製造業

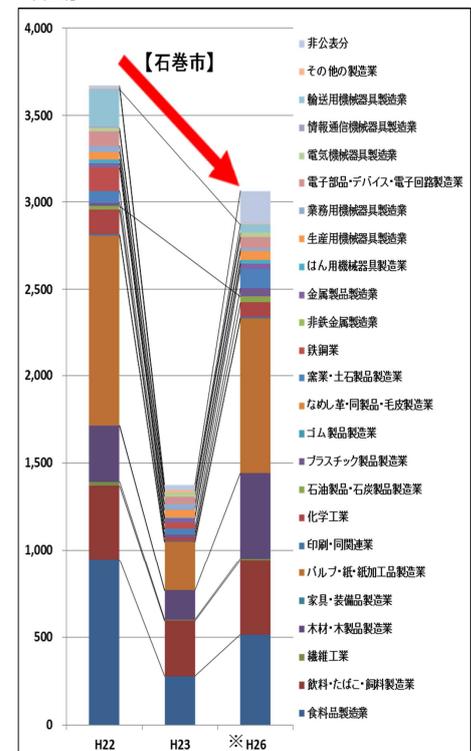
石巻市

製造品出荷額(主な産業)

単位: 億円

【石巻市】 分類	H22		H23		H26		H22増減	H22比	H22増減	H22比
		構成比								
パルプ・紙・紙加工品	1,092	30%	281	-811	26%	889	-203	81%		
食料品	945	26%	278	-667	29%	515	-430	54%		
飲料・たばこ・飼料	424	11%	316	-108	75%	426	2	101%		
木材・木製品	319	9%	166	-153	52%	494	175	155%		
その他	892	24%	336	-556	38%	739	-153	83%		
製造業計	3,672	100%	1,377	-2,295	38%	3,063	-609	83%		

単位: 億円



※以下の分類に関する数値は非公表分として計上
家具・装備品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、
非鉄金属製造業、情報通信機械器具製造業

2 産業復興のための制度と活用事例

沿岸部を中心に甚大な被害を受けた宮城県の農業、水産業、養殖業や製造業（水産加工業）について、石巻市と隣接する女川町における被災直後の状況、事業再開に向けて活用した制度や復興状況は次のとおりである。

（1）農業（宮城県石巻市の例）

石巻市（大川地区）では、津波により浸水した水田を被災後、5年余りをかけて復旧・復興した。

- ・石巻市における農家数は、平成22年の5,395戸から平成27年は3,871戸まで減少し、平成22年と比べ71.8%となっている。
- ・石巻市における水田面積8,850haのうち、1,771haが津波により浸水したが、平成26年には1,484ha（83.8%）まで作付面積が復旧した。
- ・石巻市大川地区における農地復旧では、海水（湛水）の排除、がれきの撤去、除塩工事、農地復旧工事を経て、被災5年後の平成28年6月に本格営農再開に至った。

（農業復興の経緯）

被災した農家が5年間の生計を立てた主な手段は以下のとおりである。

- ・農地の早期再開に向けて、耕作土づくり等の復旧作業を行う農業従事者には経営再開支援金が交付され、暮らしを成り立たせた。
- ・作付再開後も戸別所得補償交付金が交付されている。
- ・経営基盤の強化や集約化を図るため、法人を設立して東日本大震災復興交付金を活用し、営農再開に必要な農業用機械等を整備した。
- ・農業従事者の高齢化や後継者不足等により、個人の営農再開の判断が分かれている。

(2) 水産業（宮城県女川町の例）

リアス海岸部に位置する良好な漁港を利用し、漁業、養殖業等の水産業をまちの中心産業としている女川町の状況は次のとおりである。

〈漁業〉

- ・ 漁業就労者は、平成 20 年の 865 人から平成 25 年は 451 人まで減少し、平成 20 年と比べ 52.1%となっている。
- ・ 東日本大震災の被災前から就業者の高齢化等により緩やかな減少傾向であったが、被災を契機に減少が加速化している。
- ・ 女川地方卸売市場における水揚量は、平成 22 年の 6.3 万 t から平成 27 年は 3.8 万 t へと減少し、平成 22 年と比べ 60.5%となっている。
- ・ 水揚額は平成 22 年の 82 億円に対して震災により大打撃を受けたものの、平成 27 年は 75 億円まで回復し、平成 22 年と比べ 91.4%となっている。
- ・ 水揚量に対して水揚額が比較的回復しているのは、水産加工品への需要の増加と「女川のサンマ」等のブランド力が影響している。

(漁業復興の経緯)

- ・ 主要産業である漁業と水産加工業の早期再開のため、女川漁港で被害が軽微であった護岸（約 80m）の応急復旧工事を優先した結果、4 か月後にはサンマ漁の水揚げが可能となった。
- ・ 地元の水産加工業者が市場での買取り意向を示すなど、水産物の販路確保に目処が立った。
- ・ 復旧支援補助金や行政の無利子・無担保融資などの資金支援を活用して、漁船や漁具の購入・修繕を行った。
- ・ 自身の年齢、後継者の有無、従前の負債と新たな負債の返済能力などにより、再開に係る判断が分かれる。



女川漁港岸壁の破壊と建屋部分の地盤沈下

〈養殖業〉

- ・ 養殖経営体数は平成 20 年の 390 体から平成 25 年は 139 体まで減少し、平成 20 年と比べ 35.6%となっている。
- ・ 東日本大震災の被災前から就業者の高齢化等により緩やかな減少傾向であったが、被災を契機に減少が加速化している。
- ・ 生産量は平成 22 年の約 1.2 万 t に対して震災により大打撃を受けたものの、平成 27 年は 1.1 万 t まで回復し、平成 22 年と比べ 91.7%となっている。
- ・ 生産額は平成 22 年の 38 億円から平成 27 年は 43 億円と増加し、平成 22 年と比べ 113.2%となっている。
- ・ 生産額の増加理由は、養殖業者の減少により生育環境が改善して良質な魚介類の生産が可能になったためである。

(養殖業復興の経緯)

- ・ 養殖ができない期間は、漁場のがれき処理作業の労賃等で暮らしを成り立たせた。
- ・ 養殖施設の復旧は、復旧支援補助金や行政の無利子・無担保融資等の資金支援が助けになっている。
- ・ 高付加価値商品であるホタテは販路が維持されており、被災後も収入が見込めた。
- ・ 自身の年齢、後継者の有無、従前の負債と新たな負債の返済能力等により養殖業再開に係る判断が分かれる。



被災前のホタテ養殖



津波によって絡まった状態

(3) 製造業（宮城県女川町の例）

水産加工業は東北地方沿岸部の代表的な製造業であり、被害の大きかった女川町の復興状況を以下に示す。

- ・水産加工場は平成20年の32工場から平成25年は15工場と半減した。
（平成20年比46.9%）
- ・就業者数は平成20年の1,199人から平成25年は576人と半減した。
（平成22年比48.0%）
- ・冷凍・冷蔵工場数は平成22年の25工場から平成27年は14工場となった。
（平成22年比56.0%）
- ・冷凍・冷蔵工場の冷却能力は、冷凍・冷蔵工場の減少に伴い、平成22年は5.1万tから平成27年は2.3万tとなった。
（平成22年比44.2%）

（水産加工業復興の経緯）

- ・事業継続意欲のある企業にとって、「グループ補助金」や「中小企業融資制度」が水産加工場の再開に役立った。
- ・再建の目処が立たずに従業員を解雇した企業では、事業再開時には従業員は既に他産業への転職が進み、人材の確保に苦慮した。
- ・販路喪失に伴って新たな販路開拓やブランド創出が行われているが、再建は進んでいない。
- ・水産加工業の復興が進まないことにより、水揚量の増加や関連企業等の復興につながっていない。



女川町宮ヶ崎地区における水産加工施設の被災状況

3 産業復興の課題と対応

大規模災害により地域が被災した場合、それまで地域産業が抱えていた高齢化等の課題が加速する。産業の迅速な復興を成し遂げることができなければ、生産年齢人口を中心に流出してしまうおそれがある。

地域経済の停滞や地域活力の衰退を招くことのないように、被災前である現在から対策を検討して、事前の復興計画に盛り込んでおくことによって、被災後は迅速に産業を復興し、住民が暮らし続けたいと思えるまちとすることができる。

〈課題〉

迅速に産業を復興させないと、人口の流出を招き、地域が衰退する。

〈対応〉

- ・復興計画事前策定時には住宅地や工業、道路等の土地利用（ゾーニング）と併せて、地域産業の復興を検討する。
- ・就業者の通勤等働きやすい環境を考慮する。
- ・被災後の迅速な産業復興を考慮して、道路や堤防の整備を着実に進める。
- ・被災直後から地域産業の復興を担当する行政組織を設置できるように、被災時の行政組織を事前に検討する。
- ・被災を想定した企業対策として、BCP策定や施設の耐震化、顧客データのバックアップ等の事前対策が必要である。
- ・被災後もブランド力を持ち続ける地域産品の高付加価値化に取り組む。

第3章 和歌山県における復興計画事前策定

第1節 復興まちづくりの基本的な考え方

- ・南海トラフ地震の津波浸水想定や被害想定を踏まえ、和歌山県における復興まちづくりの基本的な考え方を整理する。

1 地震・津波災害の想定

復興計画事前策定にあたっては、最も大きな被害が見込まれる最大クラスの地震・津波の被災を想定して復興まちづくりの検討を行う。

平成25年に和歌山県が想定した南海トラフ巨大地震の津波浸水想定及び平成26年に公表した南海トラフ巨大地震の地震被害想定を基本とする。

(1) 津波による浸水想定

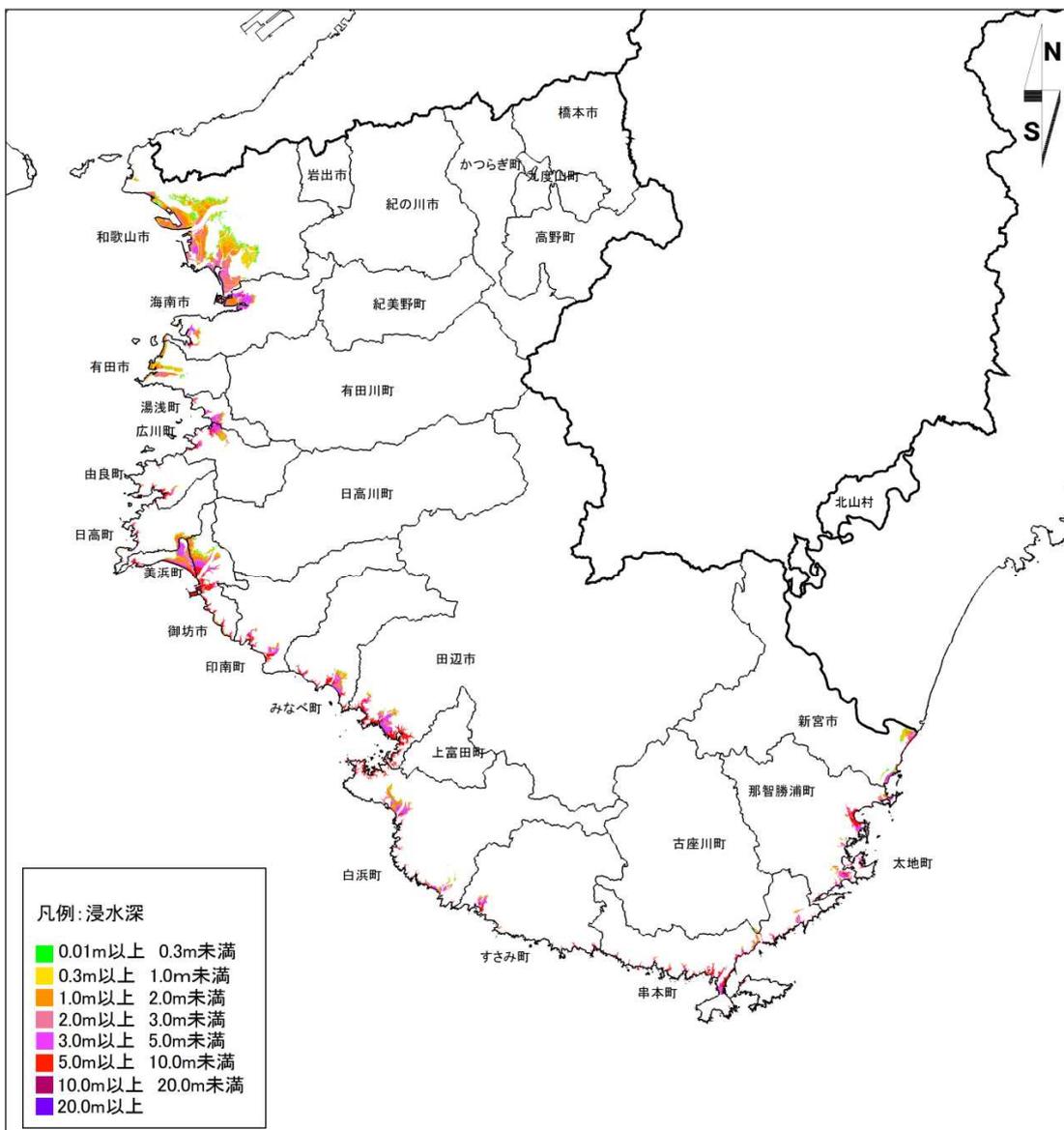
- ・和歌山県では、内閣府が平成24年に公表した南海トラフ巨大地震の津波浸水想定をもとに、より詳細な地形データ等を用い、最大クラスの津波に対する津波浸水想定を実施し、平成25年3月に公表した。
- ・想定津波は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波として、内閣府が公表したモデルから、地域海岸ごとに津波高が最大となるケースを選定した。
- ・そのケースによると、県内最大津波高は19m(すさみ町)、県内全域の津波浸水想定区域面積は12,620haである。
- ・津波浸水想定区域内に、市役所、町役場、警察、消防、病院等の主要施設は28施設存在し、うち18施設で3m以上の浸水が想定されている(平成29年12月末現在)。
- ・県全域における南海トラフ巨大地震による最大津波高等は以下のとおりである。

- ・最大津波高 : 8m(和歌山市、海南市)～19m(すさみ町)
- ・平均津波高 : 6m(和歌山市、海南市)～14m(御坊市、美浜町)
- ・平均浸水深 : 0.3m(日高川町)～5.7m(串本町)
- ・津波高1mの到達時間 : 3分(白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町)～40分(和歌山市)
- ・津波浸水想定区域面積 : 12,620ha

〈南海トラフ巨大地震の津波浸水想定の概要〉

南海トラフ巨大地震 和歌山県	
地震規模	Mw9.1
最大震度	7
最大津波高	8m ~ 19m
平均津波高	6m ~ 14m
津波浸水想定区域面積	12,620ha
最短津波到達時間	津波高1m：3分

〈和歌山県全域の浸水深分布図〉



〈南海トラフ巨大地震による津波浸水想定（市町別）〉

No.	市町名	最大 津波高 (m)※1	平均 浸水深 (m)※2	津波浸水想定区域面積		津波到達時間 [津波高]			
				(ha)※3	割合 ※4	[1m] (分)	[3m] (分)	[5m] (分)	[10m] (分)
1	和歌山市	8	1.5	3,660	17.5%	40	50	53	-
2	海南市	8	2.9	670	6.6%	39	47	54	-
3	有田市	10	1.5	440	11.9%	33	37	42	-
4	湯浅町	11	3.2	180	8.7%	35	37	41	-
5	広川町	9	3.3	340	5.2%	33	36	41	-
6	由良町	10	4.2	230	7.5%	24	27	33	-
7	日高町	11	2.9	280	6.0%	16	18	26	-
8	美浜町	17	3.7	590	46.1%	16	18	20	27
9	御坊市	16	3.7	970	22.1%	13	17	17	25
10	日高川町		0.3	*	0.0%				
11	印南町	15	5.2	280	2.5%	11	13	15	24
12	みなべ町	14	3.9	450	3.7%	11	14	15	24
13	田辺市	12	5.0	910	0.9%	12	15	16	24
14	白浜町	16	4.3	960	4.8%	3	5	6	14
15	すさみ町	19	5.6	320	1.8%	3	4	5	15
16	串本町	17	5.7	1,170	8.6%	3	3	3	3
17	古座川町		1.4	10	0.0%				
18	那智勝浦町	14	4.5	690	3.8%	3	3	4	4
19	太地町	13	4.9	130	21.8%	3	3	3	4
20	新宮市	14	3.2	330	1.3%	5	5	6	28
	計			12,620	3.7%				

※1 最大津波高は、小数点以下を切り上げ

※2 平均浸水深は、市町ごとの浸水域の平均値を示し、小数点以下第2位を四捨五入

※3 津波浸水想定区域面積は、10ha未満を*、10～15未満を10と1の位を四捨五入して表示（内閣府に準拠）。河川部分等を除いた陸域部の浸水区域面積を表示。四捨五入の関係で、計の面積と合わない。

※4 津波浸水想定区域面積の割合は、各市町の全体面積に対する割合

（出典 和歌山県津波浸水想定（H25.3））

〈南海トラフ巨大地震による津波浸水想定地域内の主要施設の状況（市町）〉

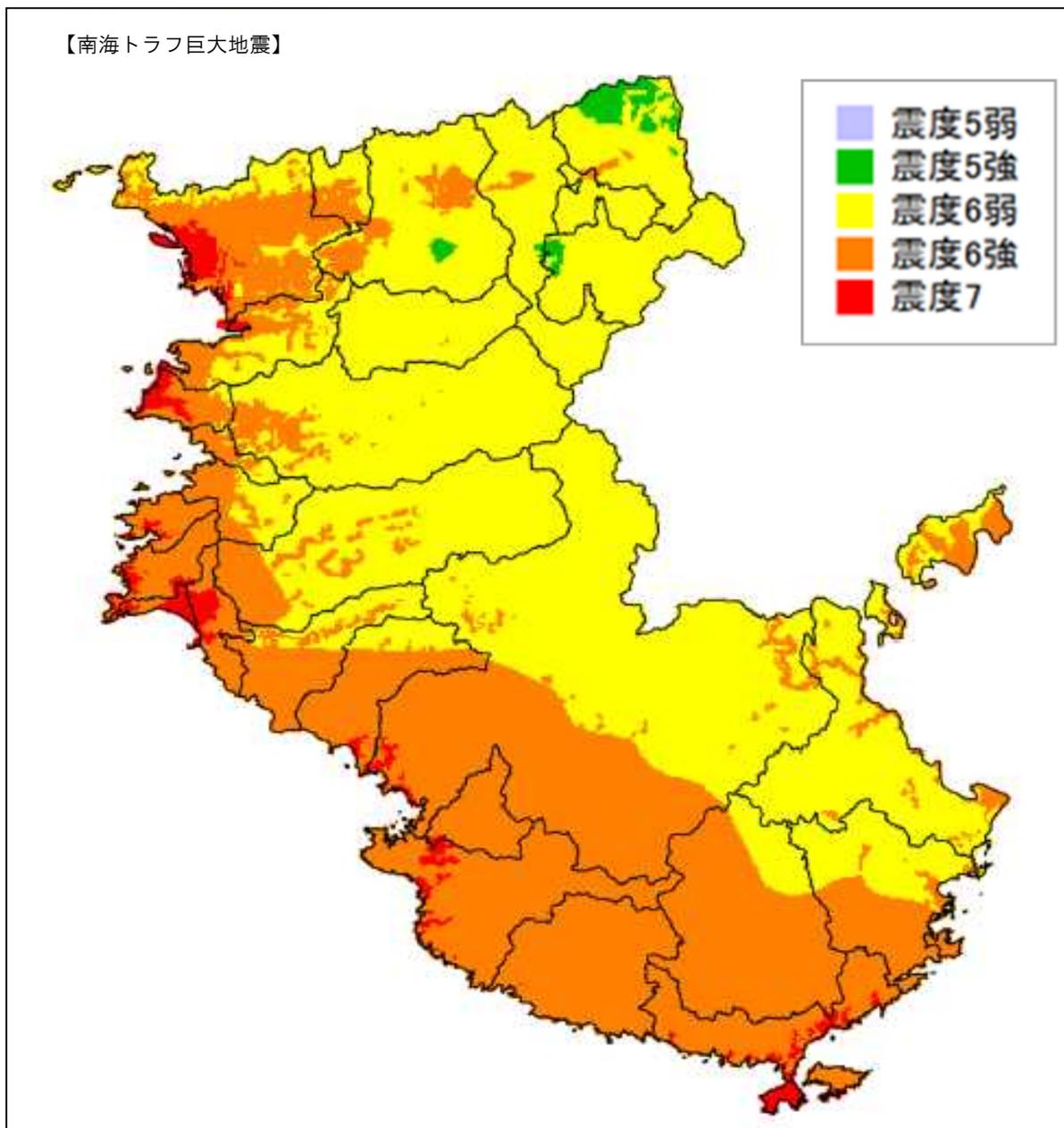
所在市町名	施設名称	所在地	浸水深 (m)	1m津波到 達時間 (分)
和歌山市	和歌山北警察署	和歌山市松江北	0.3~1	—
	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺	3~5	60
	労働者健康福祉機構 和歌山労災病院	和歌山市木ノ本	0.3~1	—
海南市	海南警察署	海南市日方	3~5	59
	海南市消防本部	海南市日方	3~5	53
	海南医療センター	海南市日方	3~5	56
有田市	有田市役所	有田市箕島	1~2	47
	有田警察署	有田市宮崎町	1~2	49
	有田市立病院	有田市宮崎町	1~2	48
湯浅町	湯浅警察署	湯浅町栖原	0~0.3	—
広川町	広川町役場	広川町広	3~5	40
御坊市	御坊市役所	御坊市藪	3~5	32
	日高振興局	御坊市湯川町	1~2	38
	御坊警察署	御坊市湯川町	0.3~1	—
	御坊市消防本部	御坊市湯川町	1~2	41
	国保日高総合病院	御坊市藪	3~5	35
美浜町	美浜町役場	美浜町和田	1~2	31
	国立病院機構和歌山病院	美浜町和田	3~5	28
由良町	由良町役場	由良町里	5~10	31
みなべ町	みなべ町役場	みなべ町芝	3~5	24
田辺市	田辺市役所	田辺市新屋敷町	3~5	22
すさみ町	すさみ町役場	すさみ町周参見	5~10	10
串本町	串本町役場	串本町串本	5~10	7
	串本警察署	串本町串本	5~10	8
那智勝浦町	那智勝浦町役場	那智勝浦町築地	3~5	8
	那智勝浦町消防本部	那智勝浦町朝日	3~5	10
	那智勝浦町立温泉病院	那智勝浦町天満	5~10	9
太地町	太地町役場	太地町太地	5~10	6

※津波浸水想定後に移転した主要施設は除く。（H29.12 末現在）

(2) 地震による被害想定

- ・和歌山県の地震被害想定において、想定地震は震源域が静岡県から宮崎県に及ぶ Mw9.1 の南海トラフ巨大地震とし、内閣府が平成 24 年に公表したモデルのうち、県全体への影響が最も大きいケースを選択した。地震断層モデルについては陸側ケースを、津波波源についてはケース 3 を用いた。
- ・想定される建物被害は、①地震の揺れ等、②津波、③火災の順にその影響を考慮して想定を行い、全壊棟数が 15 万 8,700 棟で建物総棟数に占める割合は 32%、半壊棟数が 10 万 800 棟で割合は 21%となっている。全壊棟数の内訳は、地震の揺れ等によるものが 8 万 4,700 棟、津波によるものが 5 万 6,100 棟、焼失棟数は 1 万 7,900 棟となっている。
- ・建物被害は、津波被害を受けない内陸部においても強い震動により、多くの被害が発生すると想定される。
- ・人的被害（死者数及び負傷者数の合計）は約 13 万人で、県人口の約 13%となっている。

〈和歌山県全域の震度分布図〉



〈南海トラフ巨大地震における和歌山県の被害想定概要〉

主な被害想定項目		被害想定結果
建物被害	全壊棟数	約15万9千棟
	半壊棟数	約10万1千棟
人的被害	死者数	約9万人
	負傷者数	約4万人
ライフライン被害	上水道	約97万人
	下水道	約18万人
	電力	約50万軒
	通信	約24万回線
	都市ガス	約1万6千戸
交通施設被害	道路	約2,100か所
	鉄道	約800か所
	港湾	約300か所
生活への影響	避難者	約44万人
	帰宅困難者	約19万人
	物資	約310万食
	医療機能	約2万病床が不足
災害廃棄物等		約2,200万トン

〈建物被害の予測結果（南海トラフ巨大地震 冬 18時 風速8m）〉

市町村名	総棟数	最大震度	揺れ等による全壊棟数	揺れ等による全壊率	津波による全壊棟数	津波による全壊率	焼失棟数	焼失率	全壊棟数合計*	半壊棟数合計	全壊率*	半壊率
和歌山市	148,500	7	32,000	22%	10,000	7%	13,300	9%	55,200	42,600	38%	29%
海南市	30,400	7	5,400	18%	5,800	20%	590	2%	11,700	5,500	39%	19%
紀美野町	8,100	6強	270	4%	0	0%	2	0%	270	1,500	4%	18%
紀の川市	35,700	6強	1,200	4%	0	0%	64	0%	1,300	4,900	4%	14%
岩出市	19,000	6強	600	4%	0	0%	89	0%	690	2,300	4%	12%
橋本市	26,400	6強	440	2%	0	0%	8	0%	450	2,500	2%	10%
かつらぎ町	10,300	6強	260	3%	0	0%	3	0%	260	1,300	3%	13%
九度山町	2,500	6強	67	3%	0	0%	1	0%	68	330	3%	14%
高野町	2,900	6弱	65	3%	0	0%	1	0%	65	350	3%	12%
有田市	13,700	7	3,700	27%	750	6%	970	8%	5,400	3,600	40%	26%
湯浅町	6,400	6強	1,800	28%	2,200	35%	110	2%	4,100	970	64%	16%
広川町	4,500	7	530	12%	1,800	40%	6	0%	2,400	650	52%	15%
有田川町	16,600	6強	880	6%	0	0%	15	0%	890	3,200	6%	19%
御坊市	12,900	7	3,700	29%	3,500	27%	280	3%	7,400	2,700	58%	21%
美浜町	4,500	7	2,000	45%	1,400	31%	79	2%	3,500	730	77%	17%
日高町	3,800	7	740	20%	580	16%	10	0%	1,400	650	36%	18%
由良町	4,100	7	1,500	36%	1,200	30%	16	0%	2,700	600	66%	15%
印南町	8,100	6強	1,400	18%	1,900	24%	16	0%	3,300	1,400	41%	18%
みなべ町	8,100	7	2,000	24%	2,100	26%	71	1%	4,100	1,700	50%	21%
日高川町	7,000	6強	920	14%	0	0%	12	0%	930	1,700	14%	24%
田辺市	54,900	7	10,100	19%	11,600	22%	630	2%	22,300	8,200	41%	15%
白浜町	13,800	7	2,800	21%	3,500	26%	61	0%	6,400	2,900	46%	21%
上富田町	7,600	7	1,300	17%	0	0%	32	0%	1,400	1,900	18%	25%
すさみ町	3,600	7	1,200	34%	760	22%	13	0%	2,000	830	55%	24%
新宮市	17,100	6強	1,900	11%	350	3%	900	6%	3,200	4,200	19%	25%
那智勝浦町	10,200	6強	970	10%	5,300	53%	26	0%	6,300	1,500	63%	15%
太地町	1,800	6強	170	10%	1,100	57%	3	0%	1,200	180	67%	10%
古座川町	2,800	7	840	31%	33	2%	25	1%	900	820	33%	30%
北山村	460	6強	140	31%	0	0%	3	0%	140	170	31%	37%
串本町	13,300	7	6,500	49%	2,700	21%	590	5%	9,800	1,900	74%	15%
全 県	497,800	7	84,700	18%	56,100	12%	17,900	4%	158,700	100,800	32%	21%

※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数
 ※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある

*全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む

2 和歌山県の復興計画事前策定の基本的な考え方

復興まちづくりは、南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域が解消できるよう、地域改造も含めて検討を行う。

また、東日本大震災では、地形により津波の勢いや被害状況が異なることが確認されていることから、復興計画事前策定は地形の特性を踏まえて検討を行う。

(1) 地形による復興計画事前策定の考え方

復興計画事前策定では、「なだらかな平地が広がる地域」と「山地が迫り平地が狭小な地域」における以下の基本的な考え方のもと、多重防御や宅地の嵩上げ等により浸水を抑えるなどの検討を行う。

また、行政区域が異なっても一体的に復興まちづくりを検討する必要がある場合は、相互に調整を行う。

ア なだらかな平野が広がる地域

なだらかな平地が広がる地域については、沿岸から市街化が進んでおり、津波浸水区域内の居住エリアの全てを内陸部の津波の浸水しない区域に配置することは、平地の少ない和歌山県の地形状況から困難である。

このため海岸堤防等の整備と併せ、多重防御施設（嵩上げ道路や防災公園など）や宅地の嵩上げ等により、津波浸水を抑え、居住エリア等として利用することとする。

なお、多重防御などを行っても浸水が予想される場合には、浸水深より高い位置に居室を設けるなどの建築制限を行う。

イ 山地が迫り平地が狭小な地域

リアス海岸部などの山地が迫り平地が狭小な地域については、津波の流速が早く勢力が大きいため、居住エリアは、高台移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本とする。その他は、なだらかな平地が広がる地域と同様の考え方で配置する。

(2) 復興計画事前策定の検討に際しての津波浸水想定

海岸保全施設の復旧・整備が必要な場合、レベル1津波（東海・東南海・南海3連動地震で発生する津波）を防御する高さで整備し、かつレベル2津波（南海トラフ巨大地震で発生する津波）に対して海岸保全施設が壊れないと仮定した津波シミュレーションによる浸水想定範囲を参考に復興計画を検討する。

〈なだらかな平地が広がる地域〉

居住エリア及び公共施設については、内陸移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本とする。しかし、まちの拠点等津波浸水区域内で現位置での再建が必要な地区については、多重防御施設や宅地の嵩上げ等により浸水深を抑え、一定の建築制限を行うことで、利用することも検討する。

多重防御施設より海側等の浸水深が深い地区については、居住エリア以外の産業用地（商、工、水産業等）や防災公園としての土地利用を基本とする。

〈なだらかな平地が広がる地域における内陸移転のイメージ〉



〈山地が迫り平地が狭小な地域〉

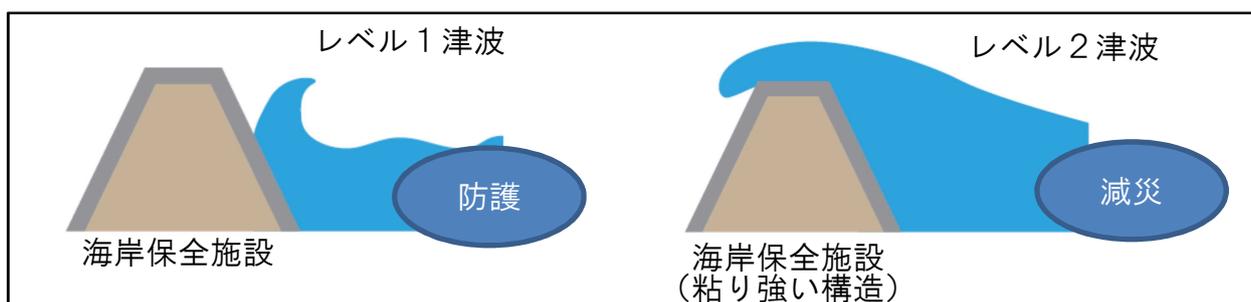
居住エリアについては、高台移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本とする。

浸水深の深い地区は、居住エリア以外の産業用地（商、工、水産業等）や防災公園としての土地利用を基本とする。

〈山地が迫り平地が狭小な地域における高台移転のイメージ〉



〈レベル1津波及びレベル2津波に対する海岸保全施設整備の考え方のイメージ〉



第2節 復興計画事前策定の進め方

- ・和歌山県における具体的な復興計画事前策定の進め方を整理する。

1 まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

復興計画事前策定を検討するためには、人口・産業や土地利用などの市町村の概況や南海トラフ巨大地震の被害想定などの現状把握を行い、まちづくり上の問題を明らかにすることが不可欠であり、まちづくりに関連する各種計画を確認するとともに、現状に対する課題、住民の評価等を把握することが必要である。

その上で、まちの現状や被災の大きさなどにより、対象地区を選定する。

〈まちの現状把握のためのチェックすべき項目〉

	内 容	参考となる資料例
まちの概要	地形・地質	・ 国土地理院地図 ・ 地質図 （国立研究開発法人産業技術総合研究所資料） ・ 国土変遷アーカイブ
	歴史	・ 市町村誌（史）
	道路、鉄道、港湾、公園等社会基盤の状況、面的開発整備状況	・ 道路交通センサス ・ 都市計画図 ・ 地方公共団体所有資料
	各種計画 等	・ 総合計画 ・ 地域防災計画 等
人口・産業等	人口・将来人口（総人口、年齢階層別人口、世帯数、高齢者数 等）	・ 国勢調査 ・ 住民基本台帳 ・ 国立社会保障・人口問題研究所資料
	産業	・ 経済センサス ・ 農林業センサス
土地利用	土地利用及び土地利用に関する規制	・ 都市計画図 ・ 都市計画マスタープラン ・ 農業振興地域整備計画
	主要施設（教育、医療、福祉施設 等）	・ 都市計画総括図 ・ 地方公共団体所有資料
	地籍調査実施状況	・ 地方公共団体所有資料
	人口集中地区（D I D）・建物分布状況 等	・ 国土地理院HP
	建物分布（木造、旧耐震基準建築物等）	・ 地方公共団体所有資料
	居住不適格地（洪水想定箇所、土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域 等）	・ 洪水ハザードマップ ・ 土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域 ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト
南海トラフ巨大地震による被害想定	・ 和歌山県津波浸水想定（平成25年3月） ・ 和歌山県地震被害想定（平成26年10月）	
復興まちづくりの検討を目的とした津波浸水想定	・ 海岸保全施設整備後（レベル1津波を防ぐ高さで堤防を整備したと仮定）の浸水想定（県提供資料）	
防災・減災対策の現状把握	・ 国・県・市町村が現在講じている（計画している）防災・減災対策 ・ 地域防災計画、事業継続計画（BCP） ・ 地方公共団体所有資料	
住民アンケート調査等	・ 現状のまちづくりに対する評価 ・ 地方公共団体所有資料	

2 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

復興計画事前策定対象地区について、人口・世帯数や地場産業など地区ごとの特性について現状分析を行うとともに、道路が狭い密集市街地等の地区の課題を抽出・分析し、ポイントを整理する。

(1) 復興計画事前策定対象地区の現状分析

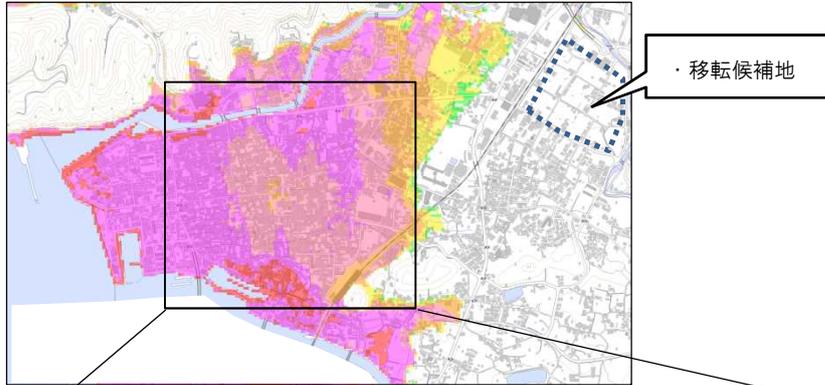
復興計画事前策定対象地区について、以下の項目を参考に現状分析を行う。

復興まちづくりのポイント	調査内容	参考となる資料例
人口・世帯数	人口・世帯数の現状・推移を把握し、グラフ等を作成	・国勢調査 ・国立社会保障・人口問題研究所データ 等
地場産業	業種・事業所数を把握し、住宅地図等を活用して立地図を作成	・商工会議所・商工会の会員名簿 等
土地利用状況	面積・都市施設状況・公共交通状況等を調査し、土地利用図を作成	・都市計画図 ・国土地理院図面 ・都市計画基礎調査 等
公共公益施設立地状況	公共公益施設（官公庁、教育・医療・福祉施設）の立地状況を把握し、分布図を作成	・国土地理院図面 等
都市計画道路、面的整備状況	都市計画道路や区画整理、再開発等の面的整備の状況を把握し、状況図を作成	・都市計画図 等
道路狭あい	4 m未満の道路の状況を調査し、道路幅員図を作成	・道路台帳 等
避難場所	避難場所や避難所の指定・整備状況を把握し、位置図を作成	・地域防災計画 等
下水道未整備等状況	下水道等雨水や汚水を処理する施設の整備状況を把握し、状況図を作成	・施設台帳 等
応急仮設住宅用地やがれき集積用地としての適地	津波浸水想定から建物被害状況の予測を行い、応急仮設住宅必要概数を把握し、適地を調査。あわせてがれき集積用地の適地の把握も行う。	・和歌山県津波浸水想定 ・住民基本台帳 等
復興まちづくりの利用に適さない土地	農業振興地域、農用地区域、保安林、土砂災害等の災害危険区域を調査し、分布図等を作成	・農業振興地域整備計画 ・保安林指定区域図 ・土砂災害危険箇所図 等
地籍調査実施状況	地籍調査の実施状況、移転候補地等の地権者情報（氏名、所在地）や土地境界・面積を把握し、状況図などを作成	・地籍調査実施状況図 等

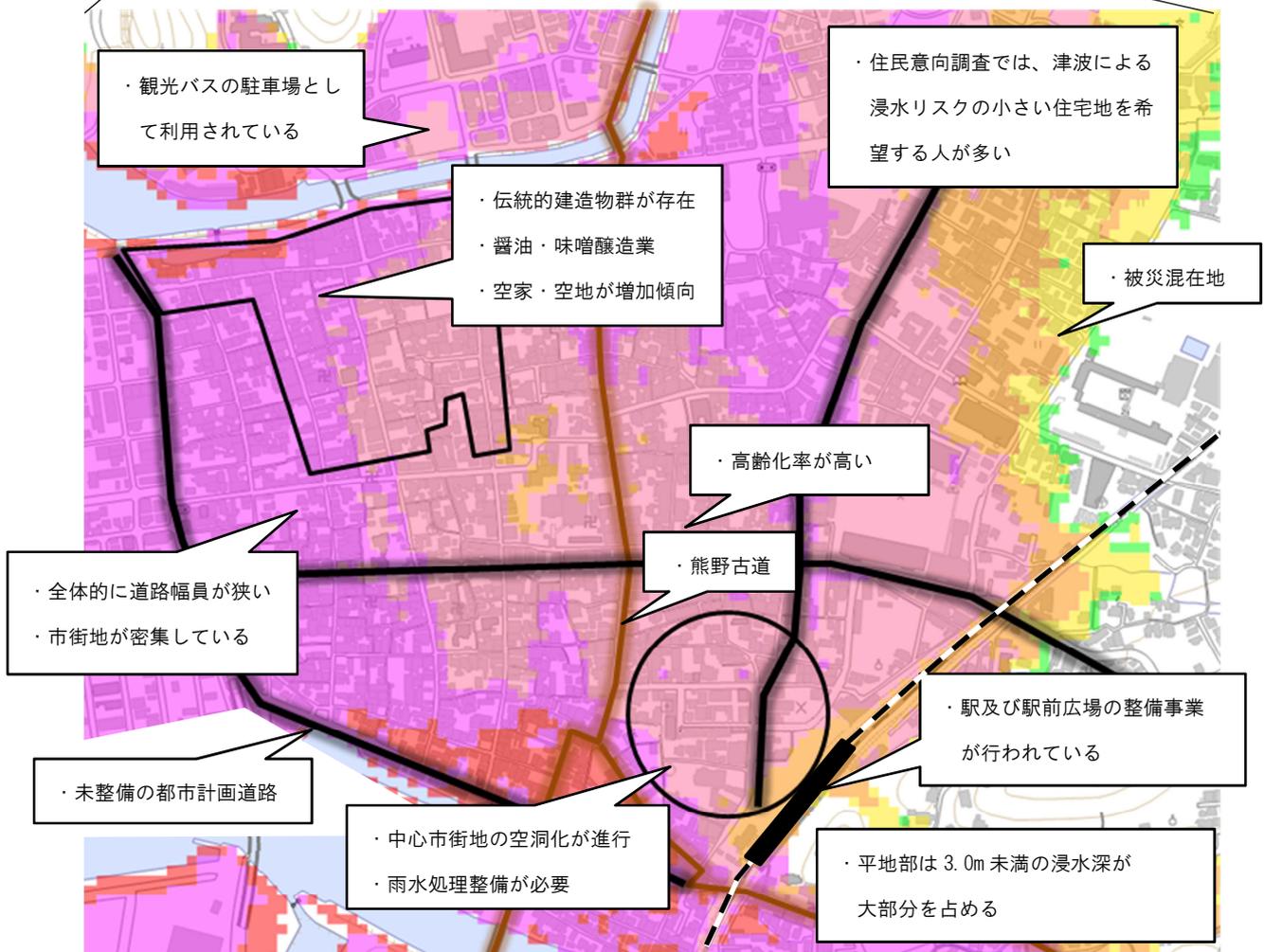
(2) 復興計画事前策定対象地区の特性及び課題の抽出・分析

復興計画事前策定対象地区の特性及び課題を抽出・分析し、復興計画事前策定のポイントを図面などに整理する。

〈復興計画事前策定対象地区のポイント整理のイメージ〉



(出典 和歌山県「南海トラフ巨大地震」による津波浸水想定 (H25.3))



凡例 (単位：m)	
0.01以上0.3未満	0.3以上1.0未満
1.0以上2.0未満	2.0以上3.0未満
3.0以上5.0未満	5.0以上10.0未満

3 復興計画事前策定における基本的な方針

対象地区の現状分析や課題整理を踏まえ、復興まちづくりの達成すべき目標を明確にするため、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」等の観点を整理し、スピード感をもって、持続可能なまちが復興できるよう基本的な方針を策定する。

(1) 命を守るまちづくり

和歌山県は、地形的・気象的な特性ゆえに度重なる災害を経験し、多くの尊い人命を失ってきた。物的被害は元に戻すことはできても、失われた尊い命は永久に戻ることはない。

何よりも守らなければならないのは人命であり、次の地震・津波、後の世代にやってくる地震・津波に対して、被害を防ぐことのできる災害に強いまちとして復興させることが必要となる。

〈具体的に考えるべき事項〉

- ・ 居住エリアは、高台移転や多重防御、地盤の嵩上げ等あらゆる手段を用いた地域改造により南海トラフ巨大地震による津波でも浸水しない区域に整備するか、あるいは、ある程度の津波浸水を許容して現位置再建を進めるか等について、復興スピード等も踏まえて検討
- ・ 公共施設（庁舎、警察署、消防署、学校等）は災害時においても機能を維持する必要があるため、浸水しない区域等へ配置
- ・ 特に配慮を要する者が利用する施設（病院、高齢者施設、児童福祉施設等）は迅速な避難の確保を図るため、浸水しない区域への配置を基本とするが、浸水する区域に配置する場合は高層化など、避難を確実にできる対策の実施
- ・ 居住エリアは、住民等の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある区域（津波避難困難地域、災害危険区域、土砂災害警戒区域等）外に配置
- ・ 津波浸水を許容する区域（産業用地、公園等）には、避難路や避難場所を整備
- ・ これまで着手困難であった密集市街地や道路狭あい等は面的整備により区画を整えて一定の道路幅員を確保することなどを考慮

(2) 暮らしやすさを高めるまちづくり

戦後、人口の増加とともにD I D（人口集中地区）の面積が拡大してきたが、近年人口減少に転じたことで、まちなかの居住人口の減少や商店街の衰退に伴い空き家・空き地の増加など、中心市街地の空洞化が進んでいる。

また、住宅、公共施設、大規模商業施設等の郊外立地といった都市機能の外縁部への拡散により、道路、上・下水道の整備・維持など行政コストが増大している。

このような現状の課題を踏まえ、復興計画事前策定において、将来に向けた持続可能性やまちの利便性の向上等の観点から、コンパクトなまちづくりや、道路網の整備、公共交通の再編により、賑わいのあるまちの形成を目指すことが必要となる。

〈具体的に考えるべき事項〉

- ・ 将来も一定の人口密度を維持し、暮らしやすいまちを持続するため、まちの中心拠点（※1）や地域拠点（※2）を配置（コンパクト化）
 - ※1 中心拠点：行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業機能集積などの都市機能を提供する拠点
 - ※2 地域拠点：行政支所機能、診療所、食品スーパーなど主として日常生活サービス機能を提供する拠点
- ・ 生活の利便性の確保やアクセスの向上などを考慮して、拠点間を結ぶ道路網の充実と公共交通の再編（ネットワーク化）
- ・ 点在する複数の小規模集落を集約し、効率的に再建。集約する際は、既存コミュニティに配慮して配置
- ・ 土地利用の用途制限により、住宅や工場などの混在を解消
- ・ 住まいと生業が深く関わる農業や漁業では住みやすさとともに働きやすさを考慮して居住エリア等を配置
- ・ 集落からの眺望など地域の豊かな自然や特色ある景観に配慮
- ・ これまで着手困難であった密集市街地や道路狭あい等は面的整備により区画を整えて一定の道路幅員を確保することなどを考慮【再掲】
- ・ 被災混在地区（※3）における産業や住宅の現地での自主再建を促進する支援を行うとともに、部分的な道路拡幅等の道路改良の実施や災害公営住宅等の都市施設の再建等の基盤整備を図る。
 - ※3 被災混在地区：津波の高さや流速、建物の耐津波性等の影響で、被災した建物と被災を免れた建物が混在する地区
- ・ 「南海トラフ巨大地震による津波浸水想定」（平成25年3月和歌山県）による想定浸水深が一定以下の地区については、被災混在地区として復興まちづくりを検討

(3) 産業を守るまちづくり

地域の暮らしを成り立たせるためには産業が重要であり、農業、漁業、商業、製造業、観光業等の基盤整備とまちづくりを迅速に、一体的に行うことが必要となる。

〈具体的に考えるべき事項〉

- ・ 商業エリアは役割や利便性を考慮し、津波で浸水しない区域に配置するか、あるいは、津波の浸水を許容して配置するか検討
- ・ 働く場所がないと生活は成り立たないため、産業の復興が迅速に行われるよう、産業用地の確保やアクセス道路を優先して整備
- ・ 水産業や水産加工業は海岸域に、商店街は駅周辺等に配置するなど、産業の立地特性を考慮した上で、集約して配置
- ・ 物流・アクセスを考慮した産業用地の配置
- ・ 観光資源へのアクセスを考慮した道路網の整備
- ・ 津波浸水を許容する区域（産業用地、公園等）には、避難路や避難場所を整備【再掲】
- ・ 土地利用の用途制限により、住宅や工場などの混在を解消【再掲】
- ・ 住まいと生業が深く関わる農業や漁業では住みやすさとともに働きやすさを考慮して居住エリア等を配置【再掲】

4 あらかじめ取り組むべきこと

迅速でより良い復興を実現するため、地籍調査の推進、都市計画区域の指定など、大規模災害の発生前である現在からあらかじめ取り組むべきことを検討し、復興計画事前策定に盛り込む。

(1) 地籍調査の推進

- ・東日本大震災の被災地では、地籍調査が進んでいない地域で事業計画策定や復興事業の用地買収が難航したケースが多く見られたため、地籍調査を事前に行い、所有者、境界、面積などを正確に把握しておくことが必要である。
- ・浸水被害が想定される地域や高台移転候補地など、復興まちづくりを想定している区域の地籍調査を特に推進する。

(2) 復興まちづくり利用適地の抽出

- ・高台移転等の復興まちづくり事業を進める上で、土地利用に係る規制（都市計画区域及び用途地域、農業振興地域及び農用地区域の指定状況等）などを確認し、利用適地・ゾーニングを検討する。
- ・復興まちづくりに支障を及ぼさないように、応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地などを選定する。

(3) 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整

- ・応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の域内での確保が困難な場合に備えて、災害時相互応援協定等による市町村連携を強化する。
- ・県は必要に応じて、応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整を行う。

(4) 復興まちづくりに向けた体制の整備等

- ・大規模災害への対応は、初動対応、復旧、復興の業務が連続し、一部の期間が重なりあう。また、大規模災害の発生直後から、職員の不足や庁舎機能等が低下している状況で、災害応急対応業務（避難所運営、救急救助活動等）等を最優先で迅速かつ適切に実施するとともに、一刻も早い復興を成し遂げるため、復興まちづくりに着手する必要がある。このため、あらかじめ、復興まちづくりに向けた体制の整備や業務を整理しておく。
- ・東日本大震災では、広範囲にわたり甚大な被害を受け、復旧・復興事業が同時かつ大量に発生し、事業を進めるノウハウ不足に加え、これらを担う人材や工

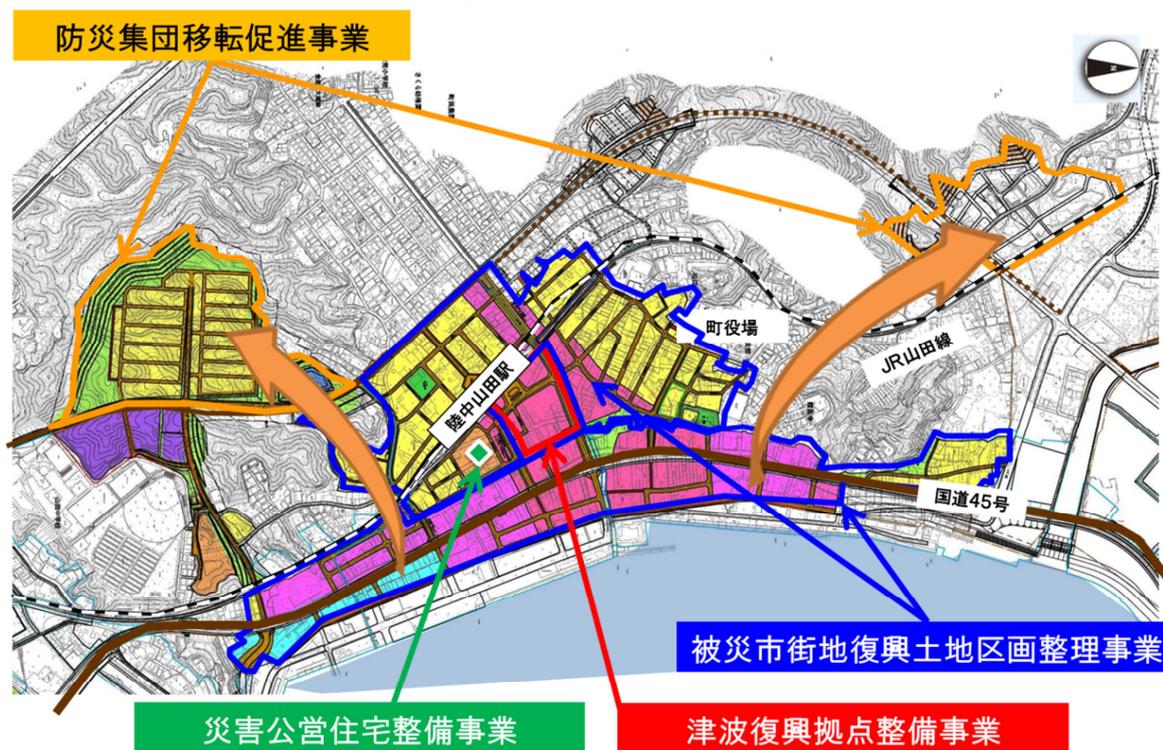
事の資機材が不足した。復旧・復興事業を迅速に進めることができるよう、UR都市機構への復興事業の委託やCM（コンストラクション・マネジメント）方式等の発注方式について事例研究等を行い、業務委託等の活用を含めた執行体制を検討する。

- ・復興事業を効果的・効率的に進められるよう、工事調達方法を検討する。
- ・復興まちづくり体制の整備については、遅くとも復旧期から復興まちづくりに着手することができるよう、専門部署を確保するとともに、復興本部等の早期設置を行う。

（5）復興まちづくりの事業手法の整理

- ・地域が望むまちづくりを迅速でより良く実現するため、安全な地域への住居の集団移転（防災集団移転促進事業等）や都市機能の強化（津波復興拠点整備事業等）等、復興まちづくりの各事業の特色を活かした適切な事業の選択を行う。
- ・想定される被災規模や地形、住民意向等を踏まえ、効率的に事業を進めるためには、各事業を単独で実施するのみではなく、各事業を組み合わせて実施することも検討する。
- ・南海トラフ巨大地震では、東日本大震災以上の被害が想定されている中、東日本大震災の被災地と同様の復興財源が確保されない可能性を考慮し、復興まちづくりの事業規模を検討する必要があることに留意する。

〈岩手県山田町山田地区における事業手法〉



- | | |
|--------------|-------------------|
| ・ 防災集団移転促進事業 | ・ 被災市街地復興土地区画整理事業 |
| ・ 災害公営住宅整備事業 | ・ 津波復興拠点整備事業 |

〈東日本大震災被災地において復興まちづくりに活用された事業〉

事業名	事業概要	補助対象	補助要件 【地区要件】	国補助率 基本 (特例※1)	適用地区 ※2
防災集団移転促進事業	住民の居住に適当でない被災区域内の住居の集団移転	①住宅団地造成 ②移転者の借入金利子経費 ③道路、集会所等の公共施設整備 ④移転元の宅地等買取費用 ⑤移転者の引っ越し費用等	団地規模が5戸以上 【災害危険区域の指定】	3/4 (7/8)	宮城県 14市町185地区 岩手県 7市町村88地区
都市再生区画整理事業 (被災市街地復興土地区画整理事業等)	広範かつ甚大な被災を受けた市街地復興のため、復興ニーズに的確に対応し、緊急かつ健全な市街地復興を推進	①区画道路、公園等公共施設整備 ②津波防災整地費(防災上必要な土地嵩上げ費用)	①用地買取方式で整備した場合の事業費額を限度 ②計画人口密度40人/ha以上の場合 【都市計画区域内】	1/2 (3/4)	宮城県 7市町26地区 岩手県 7市町村19地区
津波復興拠点整備事業	復興の拠点となる市街地(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)を用地買取方式で緊急整備	①公共施設等整備(道路、公園、緑地、津波防災まちづくりの拠点、災害時の活動拠点として機能する施設) ②用地取得造成	1市町村2団地 (20ha以下/団地) 【都市計画区域内】	1/2 (3/4)	宮城県 6市町10地区 岩手県 6市町10地区
漁業集落防災機能強化事業	漁業集落の安全安心な居住環境確保のための整備を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進(地域水産業と漁村の復興)	①漁業集落の地盤嵩上げ・切盛土 ②漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤整備 ③高台避難地、避難路等の防災安全施設整備	・300人以上5,000人以下の漁業集落(過疎は50人以上) ・漁家率1位又は漁業依存度1位の集落 【漁業集落内】	1/2 (3/4)	宮城県 9市町92地区 岩手県 11市町村41地区
災害公営住宅整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅を整備	①住宅の建設等費用 ②土地取得、造成費用等	・全域で4,000戸以上の住宅減失 ・区域内で100戸以上又は1割以上が減失	(建設) 3/4 (7/8)	宮城県 12市町85地区 岩手県 11市町村191地区

※1 東日本大震災の被災地における国補助率

※2 宮城県復興まちづくりのあゆみ～集中復興期間の総括及び復興・創生期間に向けて～(H28.3)及び復興実施計画における主な取組の進捗状況(岩手県H29.1)より抜粋

(6) 地域産業の強化支援

- ・暮らしの復興には、産業の迅速な復興による働く場所の確保が重要であり、被災直後から意向調査やグループ補助金、中小企業融資制度等による復興支援が行えるように、産業復興を担当する部署の設置を事前に検討しておく。
- ・農地の津波被災の場合、発災後から海水（湛水）の排除、がれきの撤去、土壌からの塩抜き等の作業を行い、本格営農再開まで5年程度が必要となり、長期間にわたって営農できないことが想定されるため、経営再開支援事業等の国の支援制度等について事前に事例研究を行う。
- ・地域産業において販路等の取引関係を確実に回復させるためには、平時から地域産品の高付加価値化に取り組む必要があり、魅力ある新商品の研究開発や販路開拓に向けた販売促進キャンペーンなどブランド力強化への支援を行う。
- ・被災から迅速に再建するためには、事業継続計画（BCP）の策定や耐震化、顧客データ等のバックアップ等の事前対策が必要であるため、企業防災に関するセミナー等を開催する等の支援を行う。
- ・被災後に落ち込む観光客数を早期にとりもどせるよう、和歌山県が有する世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、白浜温泉など魅力あふれる多様な観光資源の保全を図るとともに、新たな観光資源の創出を行う。
- ・ブランド力や事業継続力の向上に向けた取組は、大規模災害被災後も継続することが重要である。

(7) 公共施設の高台移転等事前の取組

- ・復興計画事前策定で想定した公共公益施設（官公庁、教育・医療・福祉施設等）の高台移転等の実施が可能な場合は、事前に事業を推進する。
- ・被災後の円滑な復興に備え、被災前に着手可能な取組を進めることが重要であり、土地区画整理事業等の都市計画事業を活用することが想定される区域は、都市計画区域の指定を検討する。
- ・被災後の円滑な復興に備え、復興方針等について地域防災計画や都市計画マスタープラン等への位置づけを検討する。

(8) 計画策定における合意形成

- ・東日本大震災の被災地では、住民への意見聴取等の取組不足や漁業者等からの堤防等海岸保全施設の整備への反対等により、事業計画策定段階での合意形成が長期化したケースがある。このため、あらかじめ住民等を含めて現状の課題や復興まちづくりの方向性等について協議を行うため、市町村において協議会の設置等を行うことが有効である。
- ・安全性や機能性を確保しつつ、長期にわたって自らが住み、また子や孫が住み続けられる場所として、誇りや愛着の持てる故郷により良く再生していくことが重要である。復興まちづくりや復興計画事前策定に対する理解を深めて、自らが暮らし続けたいと思えるまちに円滑に復興できるよう、住民や事業者等が主体的に参加する復興まちづくりワークショップ等を開催して意見交換を行う。
- ・事前の復興計画は、議会の承認等を得ることが望ましい。
- ・社会情勢の変化等に応じて、定期的な見直しを図るものとする。

5 「復興まちづくりイメージ」の作成

東日本大震災の被災地で活用された復興まちづくりのパターンをもとに、まちの将来を見据えた「復興まちづくりイメージ」を作成する。

(1) 復興まちづくりのパターン

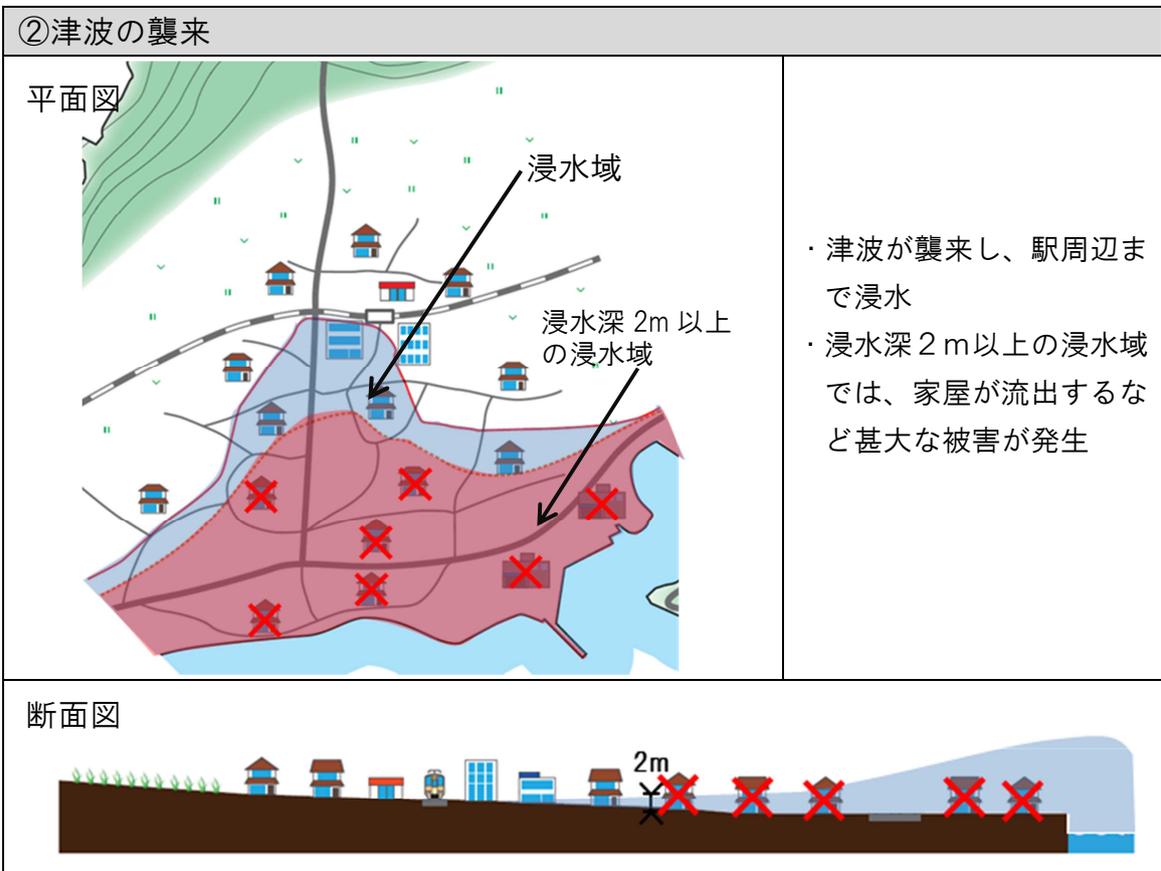
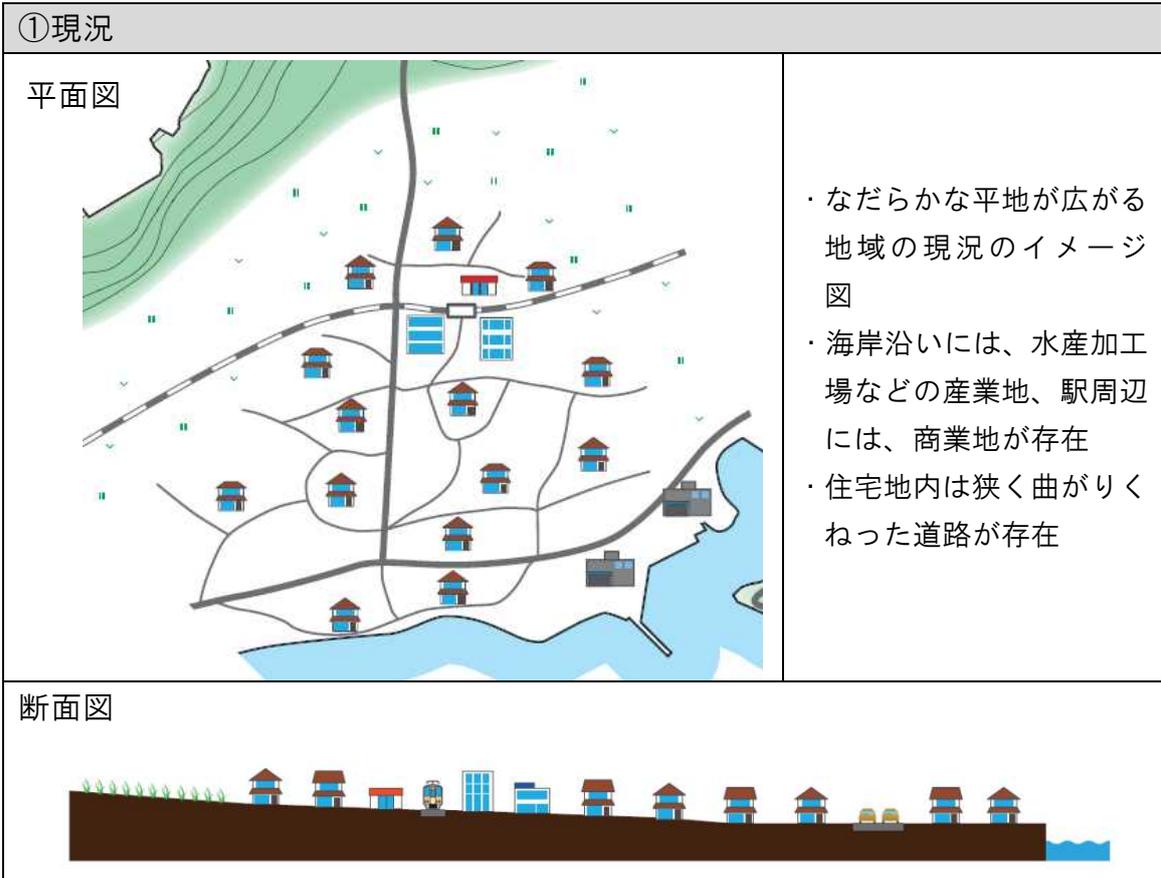
復興まちづくりは、多重防御、移転、嵩上げのパターンを単独で、あるいは、組み合わせ検討を行うこととする。

ここでは、多重防御と移転、嵩上げのパターンについて、現況、津波襲来から復興まちづくりに至るまでのイメージを時系列で示す。

- ・ 多重防御のパターンの例
 - ①現況
 - ②津波の襲来
 - ③津波浸水想定 of 把握
 - ④多重防御、既存集落隣接地造成
 - ⑤安全性が高まったエリアの造成
 - ⑥住宅の再建

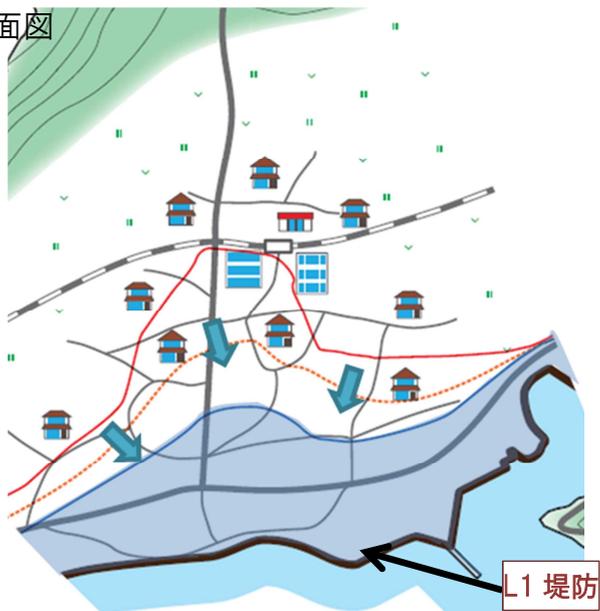
- ・ 移転、嵩上げのパターンの例
 - ①現況
 - ②津波の襲来
 - ③津波浸水想定 of 把握
 - ④嵩上げ部造成
 - ⑤移転先の造成
 - ⑥住宅の再建

〈多重防御のパターンの例〉



③津波浸水想定を把握

平面図



- ・レベル1津波からの浸水を防御する高さで海岸保全施設を整備すると仮定。その上で、レベル2津波のシミュレーションによる浸水想定を把握
- ・海岸保全施設の整備により浸水域が減少するもののレベル2津波では浸水

断面図



④多重防御、既存集落隣接地造成

平面図



- ・高盛土道路などの多重防御により、海岸保全施設を越える津波を抑制
- ・海岸沿いの住宅の一部は、新たに造成する既存集落の隣接地に移転
- ・既存集落の隣接地を造成し、住宅用地を確保

断面図



⑤安全性が高まったエリアの造成

平面図



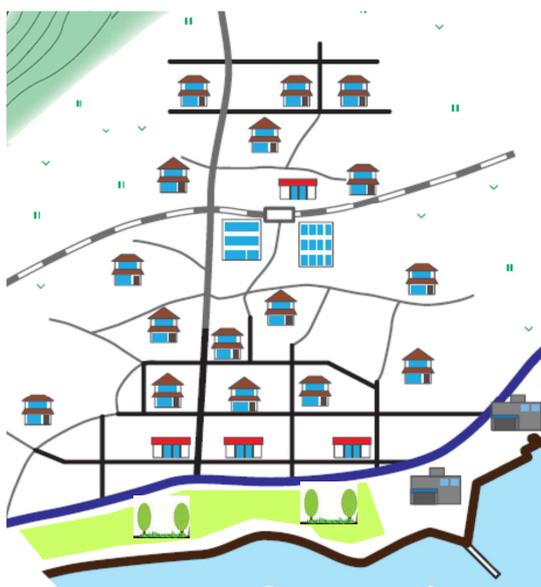
- ・高盛土道路背後の安全性が高まったエリアは、面的整備により区画や道路を整え、現位置に存在した住宅や海岸沿いに存在した住宅の一部を再建

断面図



⑥住宅の再建

平面図

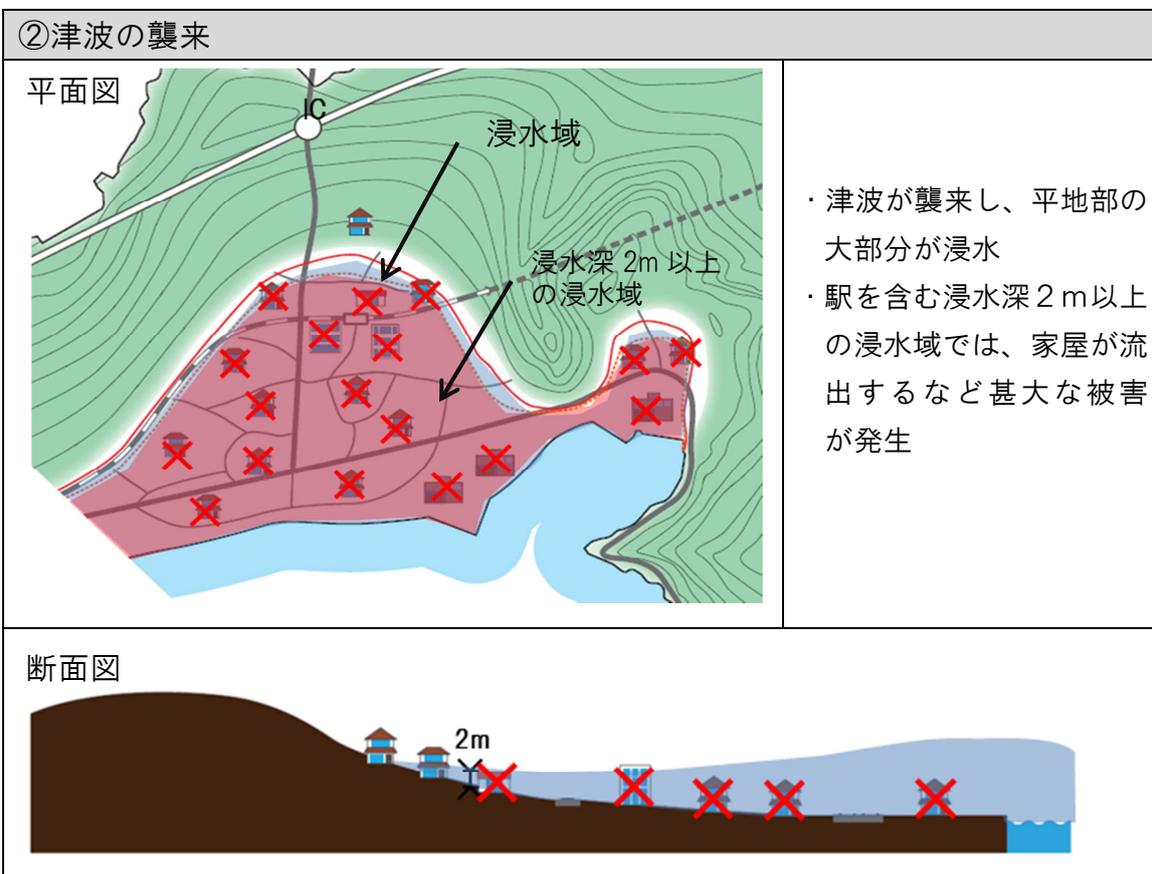
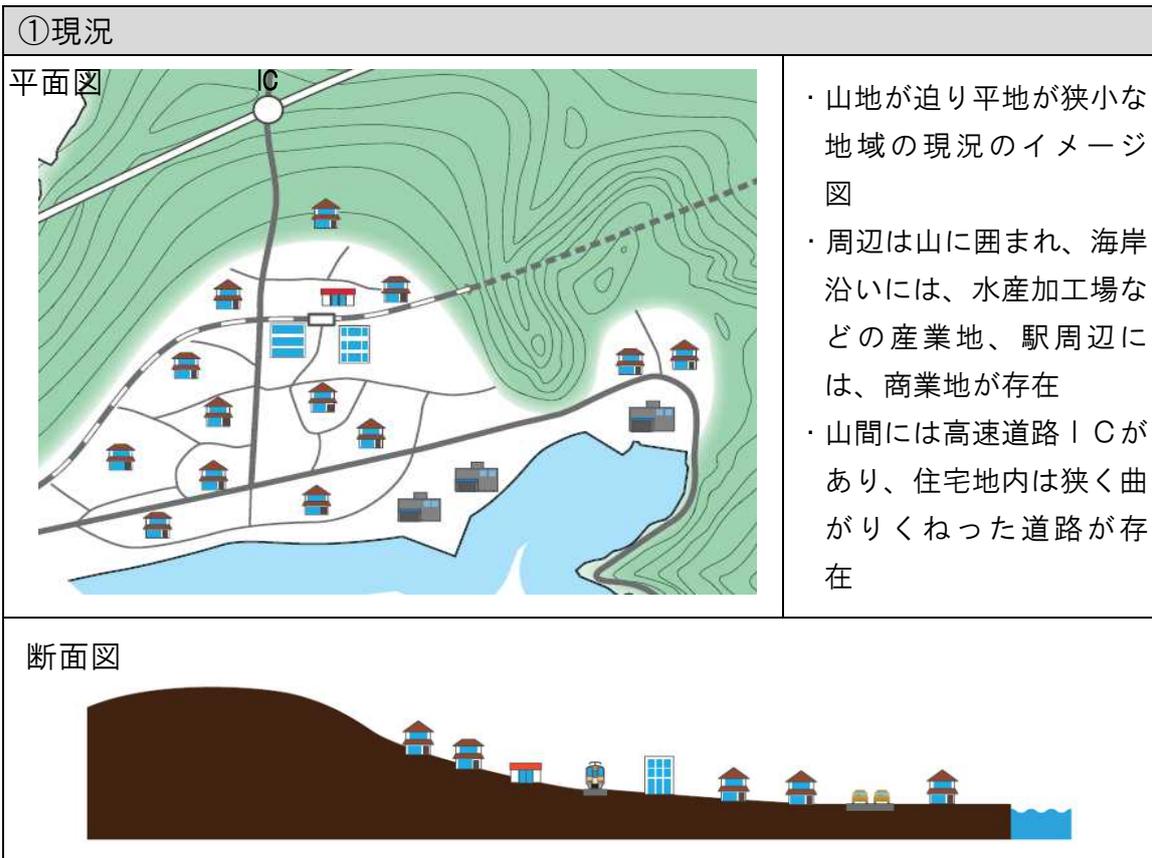


- ・津波による浸水の危険性が高い海岸沿いのエリアは、災害危険区域などの建築制限をかけ、産業地や公園等を配置
- ・産業地や公園等には、津波避難施設や避難路を配置し、災害時の安全を確保

断面図



〈移転、嵩上げのパターンの例〉



③津波浸水想定の把握

平面図



- ・レベル1津波からの浸水を防御する高さで海岸保全施設を整備すると仮定。その上で、レベル2津波の津波シミュレーションによる浸水想定を把握
- ・海岸保全施設の整備により浸水域が減少するもののレベル2津波で浸水

断面図



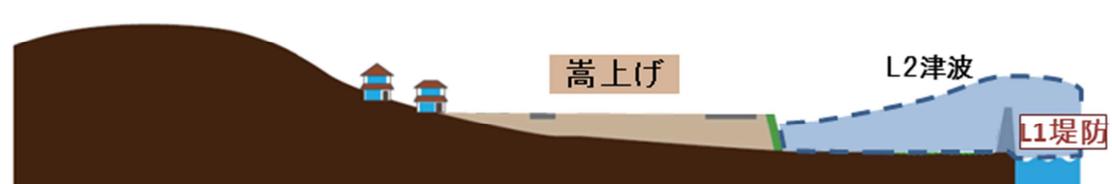
④嵩上げ部造成

平面図



- ・駅周辺などの現地再建が必要なエリアは、地盤の嵩上げにより浸水を抑制
- ・嵩上げの際には、面的整備により区画や道路を整え、原位置に存在した住宅を再建

断面図



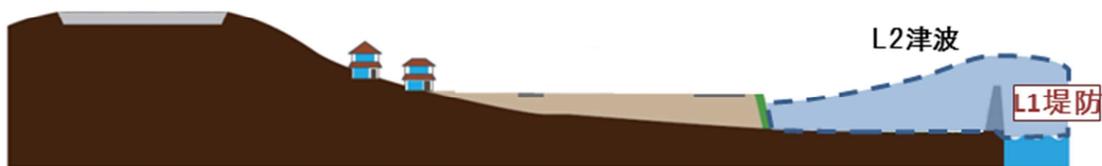
⑤移転先の造成

平面図



- ・ 海岸沿いの住宅は、嵩上げ部や高台に移転集約
- ・ 移転先と既存集落や高速道路 I C を結ぶ道路を配置

断面図 移転



⑥住宅の再建

平面図



- ・ 津波による浸水の危険性が高い海岸沿いのエリアは、災害危険区域などの建築制限をかけ、産業地や公園等を配置
- ・ 産業地や公園等には、津波避難施設や避難路を配置し、災害時の安全を確保

断面図



(2) 「復興まちづくりイメージ」の作成事例

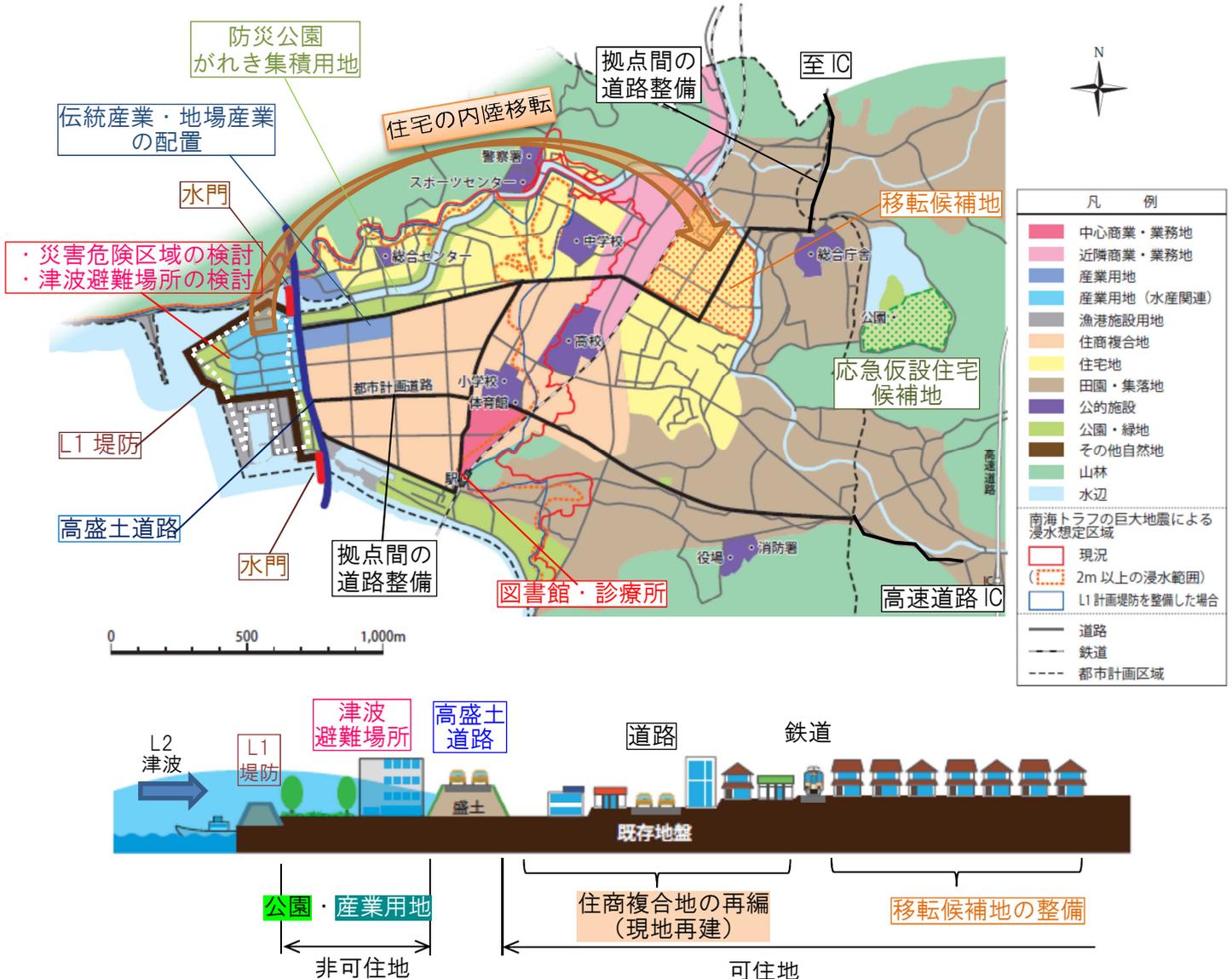
地形図に復興まちづくりで行う土地利用計画のイメージを作成する。作成時には、どのような事業手法で行うかなど併せて検討しておくことが望ましい。

ここでは、なだらかな平地が広がる地域と山地が迫り平地が狭小な地域の復興まちづくりイメージの例を示す。

ア なだらかな平地が広がる地域の事例

- ・ 海岸堤防を整備した上で、高盛土道路（多重防御）により内陸部は浸水を抑制し現地再建
- ・ 高盛土道路より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーンを検討
- ・ 非可住地となった従前居住地の移転先として、内陸部に住宅地（新規団地）を検討
- ・ 応急仮設住宅用地の候補地として、既存公園を検討
- ・ がれき集積用地の候補地として、新たに公園・緑地となる川沿いの用地を検討

〈なだらかな平野が広がる地域の事例〉



イ 山地が迫り平地が狭小な地域の事例

- ・ 海岸堤防を整備した上で、駅周辺などの中心部は盛土により浸水を抑制し現地再建
- ・ 盛土部より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーンを検討
- ・ 非可住地となった従前居住地の移転先として、高台の運動公園や新たな造成地に住宅地を検討
- ・ 海岸沿いの景勝地は、展望や親水の間として、公園を検討
- ・ 応急仮設住宅・仮設店舗用地の候補地として、新たに整備される高速道路IC付近を検討
- ・ がれき集積用地の候補地として、新たに公園・緑地となる海岸沿いの用地を検討

〈山地が迫り平地が狭小な地域の事例〉



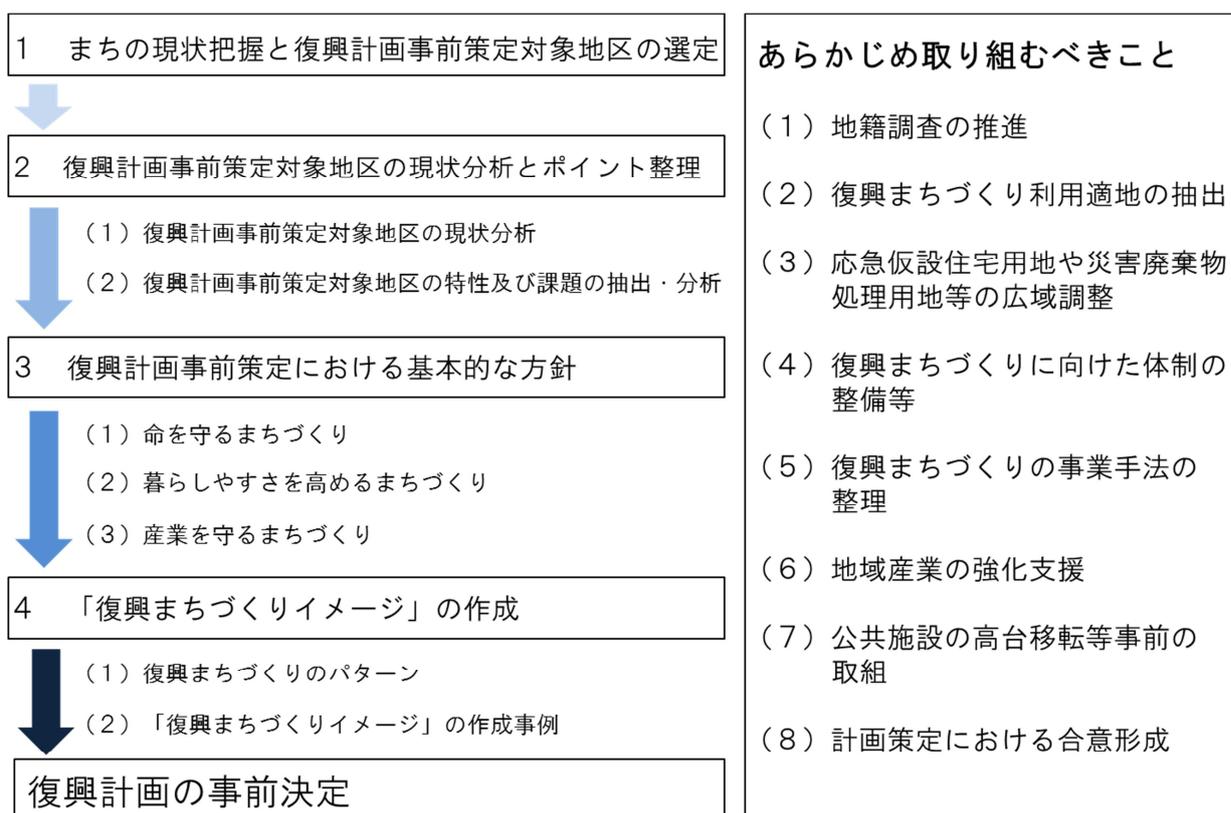
6 復興計画事前策定の手順

市町村における復興計画事前策定の手順をまとめると、まず、①まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区を選定、次に、②復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイントを整理し、続いて、③復興計画事前策定における基本的な方針を策定した後、④「復興まちづくりイメージ」を作成する。

そして、あらかじめ取り組むべきことを盛り込み、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前の復興計画とする。

県は支援本部を設置するなど、市町村の復興計画の事前策定を積極的に支援する。

〈復興計画の事前決定のフローイメージ〉



南海トラフ地震からの復興計画の事前策定に向けた統一手法研究会

和歌山県ではこの手引きの作成にあたり、都市計画や防災などの専門家、東日本大震災からの復興に精通された実務家の方々、また、復興庁、農林水産省や国土交通省のオブザーバーから東日本大震災の被災地における復興まちづくりの状況等を踏まえた実務的な意見をいただくために、「南海トラフ地震からの復興計画の事前策定に向けた統一手法研究会」を開催し、市町村において復興計画事前策定を検討するための統一手法の研究を行った。

〈研究会の開催実績〉

- 第1回 平成29年1月19日
- 第2回 平成29年3月22日
- 第3回 平成29年7月20日
- 第4回 平成29年11月20日

〈研究会のメンバー〉

区分	役職名	敬称略 ふりがな 氏名
座長	筑波大学 名誉教授・特命教授	いしだ はるお 石田 東生
委員	新潟大学危機管理本部危機管理室 教授	たむら けいこ 田村 圭子
委員	独立行政法人都市再生機構 (第1・2回研究会) 復興支援統括役	わたなべ えいじ 渡部 英二
	(第3・4回研究会) 統括役(復興担当)	にいだ たきと 新居田 滝人
委員	一般社団法人日本建設業連合会 復旧・復興対策特別委員会 復興まちづくり部会 幹事長	しらいし やすいち 白石 泰一

※ オブザーバーとして、復興庁、農林水産省、国土交通省が出席

※ 県内の市町村長が出席

本手引きの作成にあたっては、政府機関、地方公共団体、関係団体等による各種公表資料及び調査データの他、岩手県、宮城県及び両県の関係市町から御提供いただいた資料を活用させていただきました。

復興計画事前策定の手引き

発行：2018（平成30）年2月

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

総務部危機管理局防災企画課

TEL：073-441-2271

FAX：073-422-7652

県土整備部県土整備政策局県土整備総務課

TEL：073-441-3063

FAX：073-431-6350

県土整備部都市住宅局都市政策課

TEL：073-441-3233

FAX：073-441-3232

県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/>

復興計画事前策定の手引き



和歌山県

障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報
伝達と避難のあり方の検討報告書

平成18年3月

和歌山県地震防災対策ワーキンググループ
防災情報共有社会の実現【障害者・高齢者等部会】

目 次

障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報伝達と避難のあり方について

1	地震・風水害の最近の状況	1
2	災害時の「避難」と「情報」	1
3	防災情報共有社会	1
4	障害者・児、高齢者、難病患者・児と情報共有	1
5	「命の情報」と「生活の情報」	2
6	障害者・児、高齢者、難病患者・児の避難と「命の情報」	2
7	障害者・児、高齢者、難病患者・児と地震・風水害発生時のハンディ	2
8	個別の整理表	3
	視覚に障害のある人	4
	聴覚・音声言語に障害のある人	5
	知的障害のある人	6
	自閉症・発達障害のある人	7
	精神障害のある人	8
	肢体不自由のある人	9
	人工呼吸器や在宅酸素療法を行っている人	10
	寝たきりの高齢の人・寝たきりの難病患者・児	11
	足腰の弱い高齢の人・足腰の弱い難病患者	12
	一人暮らしの高齢の人・一人暮らしの難病患者	13
	認知症の高齢の人（若年性認知症の人も含む）	14
9	情報の取得における課題	15
10	SOSの発信における課題	15
11	避難行動における課題	15
12	地域サポート体制の構築	15
13	行政が進めるべき対策	16
14	結論	16
	用語の解説	17
	災害時要援護者の災害時の避難について（H16新聞記事より）	19

障害者・児、高齢者、難病患者・児への防災情報伝達と避難のあり方について

1 地震・風水害の最近の状況

海溝型地震である東南海・南海地震は、近い将来に高い確率で発生が懸念されています。また、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震を引き起こした内陸直下型地震は、地震大国といわれる日本列島に住む限り、いつ、どこで発生するかもしれません。都市でも、山間部でも地震は場所を選びません。本県にも中央構造線という日本有数の活断層帯が東西に走っています。「神戸に地震は来ないと思っていた」という意見が震災後多く語られましたが、「地震はいつ、どこで起こるかわからない」と考えるべきです。

また、平成16年は豪雨災害や台風来襲が記録的に多かった年です。被害も甚大で、特に死者・行方不明者に占める高齢者など災害時要援護者の割合が5割を超えるという特徴がありました。

2 災害時の「避難」と「情報」

それでは、地震や風水害が起こった場合に、いかにすばやく避難行動を起こすか、いかに確実に災害情報を入手するかということは、命と生活を守る上でとても重要な事柄になってきます。短時間で襲来する津波や洪水、一瞬にして崩れ落ちる土砂からの避難、倒壊した建物からの避難はまさに命を守るための最も重要な行動です。また、行政が発する避難勧告・指示の緊急情報やラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話などを通して受信できる災害情報は、命と生活を守るための貴重な情報となります。

3 防災情報共有社会

防災に関する情報は平常時、災害時を問わずあらゆる防災活動の基礎になります。この情報を行政、防災関係機関、団体、地域、住民が共有することではじめて、自助・共助・公助がうまく機能し、被害を最小限に抑えることが可能になります。

4 障害者・児、高齢者、難病患者・児と情報共有

いくら情報技術が発達して便利な機器が普及したとしても、全ての人が使いやすく、

また使いこなせるわけではありません。災害時にはラジオが役に立ちますが、聴覚に障害のある人はそこから情報を得ることはできません。またインターネットや携帯電話に慣れ親しんでいる高齢の人々はまだまだ少数派といわざるを得ません。豪雨災害では、雨の音で防災行政無線や広報車の放送が聞き取れない場合もあり、聴覚に障害のある人はもとより、耳の遠いお年寄りには一層聞き取りにくい可能性があります。

5 「命の情報」と「生活の情報」

災害情報は大きく分けると、地震など災害発生時に生命の安全を確保するために伝達されるべき情報と、応急対応・復興に至る過程で伝達される情報の2種類に分けることができます。前者は気象警報や避難勧告・避難指示など警戒や避難を呼びかけるものです。後者は被害、安否、物資等に関する情報です。この2つの情報をあえてわかりやすく表現すると、前者が「命の情報」、後者が「生活の情報」ということができます。

6 障害者・児、高齢者、難病患者・児の避難と「命の情報」

このワーキンググループでは、障害のある人・高齢の人・難病患者・児など、災害時に援護を必要とする人（災害時要援護者）が災害発生時に避難する上において、避難を促す「情報」をいかに確実に入手するか、その情報をもとにいかに迅速に「避難」するか、また情報を受け取るだけでなくいかにSOS情報を発信するかという点を中心に、災害時要援護者の情報と避難のあり方を検討します。

7 障害者・児、高齢者、難病患者・児と地震・風水害発生時のハンディ

津波については日頃から「揺れたら逃げる」という避難意識を徹底することがまず必要ですが、チリ地震のように揺れは感じないけれども津波が襲来するものもあります。そういった地震の場合は、津波情報をできるだけ早くキャッチし、避難行動を起こさねばなりません。全半壊した建物内に閉じこめられた場合は、自分の存在を知らせ、救助を求める情報を発信する必要が想定されます。

豪雨や台風のさなかに障害のある人・高齢の人・難病患者・児が安全・確実に避難するには、誰かの助けがなければ困難です。津波から一刻も早く避難すべきときも、ハンディキャップにより一人では安全・迅速に避難できない場合があり、その場合はハンデ

イキャップを埋め合わせる支援（サポート）が必要です。

8 個別の整理表

次ページ以降、阪神・淡路大震災、豪雨・台風災害での要援護者の状況はどうだったか、下表のとおり障害の区分を9項目に分類した上で、それぞれポイントとなる3つの行動（情報の取得、SOS発信、避難行動）についてどのようなハンディキャップが想定されるか、また3つの行動を支援・手助け・サポートする情報機器や各種道具、援助者の行動などにはどのようなものが考えられるか等について、個別の整理表にまとめました。

なお、下線を引き※マークを付けた言葉は、用語の解説を本書末尾に記載していますのでご参照下さい。また、「サポーター」とは、家族、近所の人、医療・福祉の専門職の人、ボランティア、行政職員など災害時要援護者を支援する人を広く意味しています。

区 分	情報の取得	SOS発信	避難行動
視覚に障害のある人	次ページ以降参照		
聴覚・音声言語に障害のある人			
知的障害のある人			
自閉症・発達障害のある人			
精神障害のある人			
肢体不自由のある人			
人工呼吸器や在宅酸素療法を行っている人			
寝たきりの高齢の人・寝たきりの難病患者・児			
足腰の弱い高齢の人・足腰の弱い難病患者			
一人暮らしの高齢の人・一人暮らしの難病患者			
認知症の高齢の人（若年性認知症の人も含む）			

視覚に障害のある人

阪神・淡路大震災等での状況

家具の転倒で「家具という手がかり」がなくなり避難が困難▼単身者や夫婦共に視覚障害者である場合、自力での周囲の確認や避難行動が困難▼室内の散乱や道路のがれきなどで歩けない▼避難した理由は他人からの勧めによるものが約半数▼他者の配慮が非常に重要な意味を持つ▼避難した最初の場所は避難所が45%、次いで親類宅が25%▼盲導犬を連れた人の避難所入所拒否があった

(ハンデ ィキャップ)

情報の取得

(サポート)

家の損壊や家具の転倒、浸水などで周囲の状況把握が困難▼テレビ、携帯メールなど視覚情報の取得が困難

ラジオ▼防災行政無線個別受信機(ラジオ型)▼携帯電話▼固定電話▼ポケットベル(バイブ機能)▼パソコン(音声出力機能)▼サポーターによる情報伝達

(ハンデ ィキャップ)

SOS発信

(サポート)

家具等の転倒や浸水により電話等通信機器の場所に移動することが困難

パソコン(音声タッチパネル入力支援機能)▼携帯電話▼固定電話▼大声▼笛

(ハンデ ィキャップ)

避難行動

(サポート)

家具等の転倒や浸水によりメンタルマップ※が機能しなくなる▼室内のガラス散乱などで負傷▼避難できたとしても時間がかかる▼戸外へ出た方がよいかどうかの判断が自力では困難▼盲導犬※が役目を果たせるかどうか▼避難所への避難の心理的躊躇▼風水害時の屋外移動は自力では困難

軍手(手で触れて周囲の状況を認識する際に手を保護)▼運動靴(破損ガラスから足を保護)▼折りたたみ式白杖▼大声で戸外の状況を聞いた上で外に出る▼窓から戸外へ出る場合は白杖などで窓の下を確認▼サポーターによる誘導▼普段服用している薬の携帯

その他

躊躇せず周囲の人に大声で視覚障害者であることを告げサポートを依頼▼避難誘導はひじや肩につかまってもらい、段差や階段、周囲の被災状況などを説明しながらゆっくりと実施▼日頃からの近所づきあいによる障害への理解が災害時に障害に配慮した行動となる▼避難訓練：95%が訓練未経験。メンタルマップでの移動訓練の必要性▼避難場所の設定：日頃から親しんでいる場所(集会場や福祉センターなど)ならすでにメンタルマップは出来上がっており、障害者同士の交流も可能で気兼ねが少ない▼避難所までの安全な経路を決め、メンタルマップや触地図(手で触る地図)により備えておく

聴覚・音声言語に障害のある人

<p>阪神・淡路大震災等での状況</p>	
<p>被害状況や避難勧告、救援などの情報が得られず、行動できなかつたり遅れたりした▼テレビやラジオからの情報が得にくい▼声を出せず、救急隊に自分の存在を知らせることができなかつた▼聴覚に障害のある人の多くが避難所へ避難せず友人・親戚宅へ避難したとも言われている▼補聴器の破損、電池切れ▼自宅FAXの破損▼市の緊急情報FAX送信制度がありながらFAX送信がなかつた▼豪雨のため避難の呼びかけが聞こえなかつた</p>	
<p>(ハンディキャップ)</p>	<p>情報の取得</p>
<p>広報車、ラジオ、サイレン、人のかけ声など音声情報の取得が困難▼補聴器の破損等</p>	<p>(サポート)</p> <p>見えるラジオ※▼119番通報FAX※▼消防局による携帯電話を使った災害情報送受信サービス※▼防災行政無線同報FAX※▼ポケベル(文字情報、バイブ機能)▼NTT FAX▼携帯電話メール(レスキューナウ)※▼携帯電話(バイブ機能)▼テレビ文字放送※▼サポーターによる情報伝達▼補聴器を枕元に置いて就寝</p>
<p>(ハンディキャップ)</p>	<p>SOS発信</p>
<p>声による情報発信が困難▼日頃の情報発信に利用しているFAXも破損等のおそれあり▼発声補助器具の破損等</p>	<p>(サポート)</p> <p>笛▼叩いて音の出るもの▼懐中電灯▼FAX▼携帯メール▼インターネットメール▼eメール119番(携帯電話やパソコンから発信)※▼筆談電話※▼紙と筆記用具▼携帯用ホワイトボード(筆談ボード)▼発声補助器具を首又は手にかけて就寝</p>
<p>(ハンディキャップ)</p>	<p>避難行動</p>
<p>（この欄は斜線で空欄）</p>	<p>(サポート)</p> <p>普段服用している薬の携帯</p>
<p>その他</p>	

知的障害のある人

阪神・淡路大震災等での状況

震災による環境変化が大きなストレス▼生活習慣が混乱し以前に自立できていたことができなくなった▼迷惑を気にして避難所に行かないケース

(ハンディキャップ)

情報の取得

(サポート)

緊急事態の認識が不十分▼コミュニケーションがうまく取れない

緊急警報放送ラジオ▼サイレン▼サポーターによる情報伝達（平易な言葉やジェスチャーで）

(ハンディキャップ)

SOS発信

(サポート)

緊急事態の認識が不十分▼人にたずねたり、助けを求めるのが苦手、またはできない人もいる▼助けを求める術が分からない人もいる▼自分の意見を言うのが苦手、または言えない人もいる

大声・笛等で周りの人に助けを求めるよう日頃から意識付ける▼緊急連絡カード（身元や非常時の連絡先、並びにかかりつけの医療機関や常備薬の種類・入手先などを記載）

(ハンディキャップ)

避難行動

(サポート)

緊急事態の認識が不十分▼一人ではどう行動すればよいかわからない▼避難場所がわからない▼揺れや浸水による精神的動揺

気持ちを落ち着かせながらの避難誘導▼壊れた建物にいと危険なので何とかして避難すべきことを日頃から意識付ける▼非常持出品は持ち出せる時だけでいい旨説明しておく▼避難場所を決めておき何回か一緒に行って確認▼避難経路図の作成▼周りの人に助けを求めるよう日頃から意識付ける▼普段服用している薬の携帯▼場合によっては、サポーターから積極的に避難させる必要がある。

その他

- ・起震車や煙体験をして馴れや心構えを培っておく。
- ・防災訓練に参加することで普段つきあいのない人からの声かけや集団行動に馴れておく。
- ・緊急連絡カードはすぐ持ち出せるよう持ち方・置き方を工夫する。
- ・地震発生時には本人の状態を理解している家族等でも予測できない行動を取ることが考えられる。
- ・援助する側が不安な状態になると、本人も一層不安な状態になるので気を付ける必要がある。
- ・一度にたくさんのことを言われると混乱することがあるので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明することが重要である。

自閉症・発達障害のある人

阪神・淡路大震災等での状況

震災による環境変化が大きなストレス▼迷惑を気にして避難所に行かないケース

(ハンディキャップ)

情報の取得

(サポート)

緊急事態の認識が不十分▼コミュニケーションがうまく取れない

サポーターによる情報伝達（平易な言葉やジェスチャーやイラスト等視覚情報が有効）

(ハンディキャップ)

SOS発信

(サポート)

緊急事態の認識が不十分▼人にたずねたり、助けを求めるのが苦手な方もいる▼助けを求める術が分からない方もいる

緊急連絡カード（身元や非常時の連絡先、並びにかかりつけの医療機関などを記載）

(ハンディキャップ)

避難行動

(サポート)

緊急事態の認識が不十分▼一人ではどう行動すればよいかわからない▼避難場所がわからない▼揺れや浸水による精神的動揺

気持ちを落ち着かせながらの避難誘導▼壊れた建物にいると危険なので何とかして避難すべきことを日頃から意識付ける▼非常持出品は持ち出せる時だけでいい旨説明しておく▼避難場所を決めておき何回か一緒に行って確認▼避難経路図の作成

その他

- ・大勢の人が避難している避難所ではパニックを起こしやすいため、専用の避難所、避難部屋等が必要になる。
- ・起震車や煙体験をして馴れや心構えを培っておく。
- ・防災訓練に参加することで普段つきあいのない人からの声かけや集団行動に馴れておく。
- ・緊急連絡カードはすぐ持ち出せるよう持ち方・置き方を工夫する。
- ・地震発生時には本人の状態を理解している家族等でも予測できない行動を取ることが考えられる。
- ・援助する側が不安な状態になると、本人も一層不安な状態になるので気を付ける必要がある。
- ・一度にたくさんを言われると混乱することがあるので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明することが重要である。

精神障害のある人

阪神・淡路大震災等での状況

避難した人たちの中には薬を持って行く余裕のない人も多くいた▼震災によって日頃通っていた医療機関が利用できなくなることもあった。

(ハンディキャップ)

情報の取得

(サポート)

社会との連絡を拒絶している場合がある▼意欲が低下し、何に対しても関心が無くなっている場合がある▼夜間、睡眠薬等で深い睡眠状態となっている場合がある

周囲から積極的に声をかける

(ハンディキャップ)

SOS発信

(サポート)

生き残っている事に罪悪感を感じ、助けを呼ばない場合がある▼助けを呼ぶ意欲がわからない場合がある▼夜間、睡眠薬等で深い睡眠状態となっている場合がある

周囲から積極的に声をかける

(ハンディキャップ)

避難行動

(サポート)

地震発生時には精神的動揺が激しくなる場合がある▼多くの人がいる場に入っていけない場合がある▼服薬内容によっては転倒リスクの高い人もいる▼夜間、睡眠薬等の影響で深い睡眠状態となっている場合がある▼避難指示に対し、深読みや警戒をして避難しない場合がある

気持ちを落ち着かせ、なるべくストレスの少ない環境を提供する▼必要であればサポーターと一緒に避難する▼信頼している人と説得を試みる▼普段服用している薬の携帯

その他

- ・隣近所とのつきあいが希薄で、孤立化している場合が想定されるため、サポーターによる情報伝達やSOS発信などのフォローが重要
- ・サポーターである家族自身も不安になっているため、サポーターとしての動きが期待できない。日常的につながりのある作業所、授産施設、病院デイケア等との連絡を取り合える体制整備が重要である。
- ・作業所等での避難訓練及び通所できない人を含めての作業所外での避難訓練をすることが重要である。

肢体不自由のある人

阪神・淡路大震災等での状況

室内の散乱や道路上のがれきで車いすや下肢障害のある人は移動が困難▼特に単身者は困難▼エレベータが停止のため階下へ行けなかった▼車いす用のスロープ、障害者用トイレ、誘導ブロック、手すりなどの未設置のためトイレに行けないという理由で避難所をあきらめた人がいた▼自宅が浸水したが自力避難ができず

(ハンディキャップ)

情報の取得

(サポート)

室内の散乱や浸水により情報機器の置き場まで移動できないおそれ

日頃から身近な場所に情報機器を置いておく▼サポーターによる情報伝達

(ハンディキャップ)

SOS発信

(サポート)

室内の散乱や浸水により情報機器の置き場まで移動できないおそれ

日頃から身近な場所に情報機器を置いておく▼笛

(ハンディキャップ)

避難行動

(サポート)

室内の散乱による避難通路の閉鎖▼玄関ドアなど平常時の出入口の閉鎖▼路上の段差や障害物による避難の妨げ▼車いすのパンク▼揺れ、停電によるエレベーターの停止▼1階が浸水しても2階への自力避難が困難

家具等の転倒防止・配置の工夫による避難通路の確保▼窓からの脱出用レールの備蓄▼サポーターによる障害物の撤去▼車いす、ストレッチャー等を利用した避難のサポート▼複数のサポーターによる階段の降下▼自治会や隣近所と避難方法の相談▼倒壊のおそれがある電柱や建物を避けて避難経路図を作成▼玄関に地図を貼っておくとサポーターにわかりやすい▼パンク修理材料の備蓄▼普段服用している薬の携帯

その他

- ・避難通路が確保されない限り、安全・迅速な自力避難が困難又は不可能であり、車イスを持ち上げたり、担架・ストレッチャーで運んだり、おぶったりする必要があるため複数のサポーターによる支援が望ましい。

人工呼吸器や在宅酸素療法を行っている人

【呼吸器・心臓に障害のある人、筋萎縮性側索硬化症の人など】

阪神・淡路大震災での状況	
電源の途絶▼機器の破損▼隣室の家族が入室できず外部から窓を開けて入った▼バッテリーの予備がなく36時間手動式蘇生バックを使用して換気を行った▼関連会社もバッテリーの取り寄せに時間を要した	
(ハンディキャップ)	情報の取得 寝たきりで筋力の低下した筋萎縮性側索硬化症の人などは情報機器の操作が自力でできない
	(サポート) 操作不要の情報機器が必要（緊急警報放送ラジオ、ポケットベルなど24時間電源が入っている機器）▼サポーターによる情報伝達
(ハンディキャップ)	SOS発信 特に寝たきりで筋力の低下した筋萎縮性側索硬化症の人などのハンディが深刻である
	(サポート) ナースコールのようなボタン式のSOS発信装置
(ハンディキャップ)	避難行動 振動による機器の故障・破損▼停電による人工呼吸器の停止▼大型の人工呼吸器による避難行動の制約
	(サポート) 代替え用人工呼吸器▼手動式呼吸補助器具▼バッテリー付き人工呼吸器▼小型・携帯用人工呼吸器▼携帯用酸素ボンベ▼バッテリー付き吸引器▼サポーターによる介助▼医療機器会社への連絡▼医療機関の支援▼車いすやストレッチャー等▼搬送用車両の確保▼普段服用している薬の携帯
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・代替え用の機器の作動訓練等をサポーター（療養者の家族、支援してくれる隣近所や友人など）が実施する。 ・普段から近隣者等と交流を図り、支援体制（ネットワーク）づくりを行う。 ・災害時に受け入れてくれる医療機関を事前に把握しておく。 ・かかりつけ医との普段からの連絡や連携 ・医療機器会社との普段からの連絡や連携 ・保健所での災害時対応の体制強化 ・運動機能が低下した寝たきりの筋萎縮性側索硬化症の人などは、地震の発生を揺れや災害情報により覚知したとしても、自力で避難行動を起こすことが難しいため、サポーター（複数が望ましい）による支援が命を守る唯一の手段である。 	

寝たきりの高齢の人・寝たきりの難病患者・児

阪神・淡路大震災での状況

ボランティアによるケアや安否確認がなされた▼高齢者の安否確認のためのローラー作戦が実施された

(ハンディキャップ)
自力での移動が困難

情報の取得

(サポート)

テレビ、ラジオ等情報機器を枕元・寝室に置いておく▼サポーターによる情報伝達

(ハンディキャップ)
自力での移動が困難▼大声も出しにくい

SOS発信

(サポート)

笛▼情報機器▼ナースコールのようなボタン式のSOS発信装置

(ハンディキャップ)
自力での行動が不可能

避難行動

(サポート)

サポーターによる支援▼車いす、ストレッチャー等▼おぶりひも▼普段服用している薬の携帯

その他

- ・避難通路が確保されない限り、安全・迅速な自力避難が困難又は不可能であり、車いすを持ち上げたり、担架・ストレッチャーで運んだり、おぶったりするため複数のサポーターによる支援が望ましい。

足腰の弱い高齢の人・足腰の弱い難病患者

阪神・淡路大震災での状況

ボランティアによるケアや安否確認がなされた▼高齢者の安否確認のためのローラー作戦が実施された

(ハンディキャップ)

自力での移動が不十分

情報の取得

(サポート)

テレビ、ラジオ等情報機器を枕元、寝室に置いておく▼サポーターによる情報伝達

(ハンディキャップ)

自力での移動が不十分

S O S 発信

(サポート)

笛、情報機器、ナースコールのようなボタン式のS O S 発信装置

(ハンディキャップ)

素早い行動が困難

避難行動

(サポート)

杖▼サポーターによる支援▼車いす、ストレッチャー等▼おぶりひも▼普段服用している薬の携帯

その他の課題

・避難に時間がかかるため、1分1秒でも早く情報を伝達し、避難行動を起こす必要がある。

一人暮らしの高齢の人・一人暮らしの難病患者

阪神・淡路大震災での状況

ボランティアによるケアや安否確認がなされた▼高齢者の安否確認のためのローラー作戦が実施された

(ハンディキャップ)
情報の察知が不十分

情報の取得

(サポート)

テレビ、ラジオ等情報機器を枕元、寝室に置いておく▼サポーターによる情報伝達

(ハンディキャップ)

SOS発信

(サポート)

(ハンディキャップ)
素早い行動が不十分

避難行動

(サポート)

▼サポーターによる支援▼普段服用している薬の携帯

その他の課題

- ・避難に時間がかかるため、1分1秒でも早く情報を伝達し、避難行動を起こす必要がある。

認知症の高齢の人（若年性認知症の人も含む）

阪神・淡路大震災等での状況

震災による環境変化が大きなストレス▼生活習慣が混乱し以前に自立できていたことができなくなった

（ハンディキャップ）

緊急事態の認識が不十分▼コミュニケーションがうまく取れない

情報の取得

（サポート）

緊急警報放送ラジオ▼サイレン▼サポーターによる情報伝達（平易な言葉やジェスチャーで）

（ハンディキャップ）

緊急事態の認識が不十分▼人にたずねたり、助けを求めるのが苦手な方もいる▼助けを求める術が分からない方もいる▼自分の意見を言うのが苦手な方もいる

SOS発信

（サポート）

大声・笛等で周りの人に助けを求めるよう日頃から意識付ける▼緊急連絡カード（身元や非常時の連絡先、並びにかかりつけの医療機関などを記載）

（ハンディキャップ）

緊急事態の認識が不十分▼一人ではどう行動すればよいかわからない▼避難場所がわからない▼揺れや浸水による精神的動揺

避難行動

（サポート）

気持ちを落ち着かせながらの避難誘導▼壊れた建物にいと危険なので何とかして避難すべきことを日頃から意識付ける▼非常持出品は持ち出せる時だけでいい旨説明しておく▼避難場所を決めておき何回か一緒に行って確認▼避難経路図の作成▼周りの人に助けを求めるよう日頃から意識付ける▼普段服用している薬の携帯

その他

- ・起震車や煙体験をして馴れや心構えを培っておく。
- ・防災訓練に参加することで普段つきあいのない人からの声かけや集団行動に馴れておく。
- ・緊急連絡カードはすぐ持ち出せるよう持ち方・置き方を工夫する。
- ・地震発生時には本人の状態を理解している家族等でも予測できない行動を取ることが考えられる。
- ・援助する側が不安な状態になると、本人も一層不安な状態になるので気を付ける必要がある。
- ・一度にたくさんを言われると混乱することがあるので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明することが重要である。

9 情報の取得における課題

以上に見たように、ハンディキャップも様々であり、それらをフォローする機器・道具等も様々です。共通するものもあればそうでないものもあります。日々進歩する技術開発によって新しい機能を持った情報機器がどんどん市場に登場する昨今ですが、それぞれのハンディキャップを補う製品の開発・販売が望まれることはもとより、行政は、災害に遭遇するおそれのある人すべてに等しく防災情報が行き届くよう情報伝達システムの構築をめざす必要があるといえます。また、それぞれ個人・地域レベルでも、できる限りの備えを行い、的確に災害情報をキャッチすることが重要です。

10 SOSの発信における課題

阪神・淡路大震災では上空を飛び交うヘリコプターの音が家屋の下敷きになった要救出者の発するSOSをかき消したのではないかと指摘されていますが、災害時に早急に救助を求めるには、閉じこめられた家の中から確実にSOSを発信しなければなりません。豪雨災害では雨の音でSOSがかき消されてしまいます。肉声、笛や情報機器で確実に伝わればいいですが、場合によっては拡声器や煙発生装置（火災の危険性のない無害なもの）があればよかったという事態など十分考えられます。また、ハンディキャップや重傷、気絶等により、自力ではどうすることもできない場合は、最終的には近所の人、救急隊などサポーターによる個別の安否確認と救出活動に期待するしかありません。

11 避難行動における課題

個人レベルで備えておくべきものは用意しておくことがまず第一ですが、自力ではどうすることもできない部分は日頃からサポーターと打合せをしておくことが大切です。直接的な打合せができない場合は、日頃から自治会、隣近所、福祉専門職等のサポーターとの接触・つきあいを大切にしておく必要があります。

12 地域サポート体制の構築

災害時要援護者の情報伝達・避難行動を支援するためには、地域サポート体制の構築が重要です。そのためには、平時から要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必

要な支援内容等)の共有に努めるとともに(同意方式、手上げ方式、共有情報方式等※)、一人ひとりの要援護者に対して、サポーターの中から複数の避難支援者を特定しておく等、具体的な避難支援計画を策定しておくことが必要です。

13 行政が進めるべき対策

- ・ 防災行政無線の日頃からの点検やメンテナンス
- ・ 防災行政無線の各戸配布又は購入補助(災害時要援護者に限ってもよい)
- ・ それぞれのハンディキャップを補うための情報機器配布又は購入補助制度

14 結論

防災対策における「自助・共助・公助」が言われていますが、まず自分・家族で備えることを基本に、自分・家族ではどうにもならない部分を地域等のサポーターによる共助により支え合うこと、そして地域でも担いきれない部分(大きな投資が必要な対策など)は行政の責任で実施するという役割分担により対策を実施していく必要があります。

用語の解説

☆メンタルマップ

視覚障害のある人が頭の中に作る地図のことをいいます。歩数や音、壁、家具などその人が覚えやすいものを手がかりとして、実際に移動を体験しながら作ります。

☆盲導犬

障害のある人の日常生活をサポートする犬を身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）といいます。盲導犬は、視覚障害のある人を安全に誘導するのが仕事で、体にハーネスというハンドルをつけているのが特徴です。なお、身体障害者補助犬法により、公共施設、飲食店、ホテルやスーパー等、不特定多数が利用する施設では、身体障害者補助犬の同伴を拒むことはできません。

☆見えるラジオ

F M文字多重放送。音声と一緒に文字情報も受信できるもの。F M文字多重放送（F M 8 0 2 等）を受信できる地域ならどこでも2 4時間無料で情報入手が可能。機器は標準価格で2万円前後、一画面30文字が液晶画面で見ることが可能。

☆119番通報FAX

聴覚障害のある人、音声・言語障害のある人が、緊急時にFAXで119番できるシステム。事前に消防局に登録を行っておく。

☆消防局による携帯電話を使った災害情報送受信サービス

携帯電話のインターネット機能を活用して災害通報や災害情報の入手ができるサービス。

☆防災行政無線同報FAX

聴覚障害のある人に防災行政無線の放送内容をFAXで送信するサービス

☆携帯電話メール(レスキューナウ)

株式会社レスキューナウが実施する聴覚障害者向け災害情報サービス。地震情報や注意報警報等が発信される。有料。また、「緊急リレーメッセージ」で119番代理連絡が可能。

☆テレビ文字放送

テレビで見ることができる文字情報。見るためには文字放送用デコーダが必要。

☆eメール119番（携帯電話やパソコンから発信）

聴覚障害のある人、音声・言語障害のある人が、緊急時に携帯電話やパソコンのインターネットを利用して、119番通報ができるシステム。事前に消防本部に登録を行っておく。

☆筆談電話

ペンタッチで手書きした文字を相手の筆談通信端末に送ることができる。電話回線を通して一枚の紙の上でやりとりしているように使える。FAXとしても利用可。

☆同意方式

福祉関係者によるケアプランの作成時・平常時の福祉サービス活動、消防等の防災関係部局・福祉関係部局の見回り、自主防災組織等による活動等、住民一人ひとりと接する機会をとらえて、要援護者本人に直接働きかけ必要な情報を把握し、作成していく方式。

☆手上げ方式

制度創設について周知した上で、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者について、避難支援計画を作成する方式。

☆共有情報方式

市町村において、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を、防災関係部局等も共有する方式。

災害時要援護者の災害時の避難について（H16新聞記事より）

平成16年11月 消防庁全国自治体調査 H16.11.25 朝日 朝刊

【災害時要援護者所在把握2割 誘導態勢は1割】

- ・災害発生時に援助が必要な高齢者や障害者の所在を把握しているかどうか。
- ・所在情報は8割余りが民生委員や住民台帳から得ていた。しかし個人情報であるため防災部局での活用をためらう市町村もあるようだ。
- ・要援護者の避難に誰が当たるかは、消防団18.0%、自治会13.8%、民生委員13.3%など。

平成16年10月 台風23号 H16.10.28 読売 夕刊

【FAX避難指示なし 聴覚障害者取り残され】

- ・聴覚障害者を対象にしたファックス設置制度（購入補助）あり
- ・避難勧告及び指示を発令したが、対象世帯にファックス送信せず
- ・勧告1時間後に「被害はどうですか。連絡下さい」という安否確認の情報を送信
- ・この制度の利用者Nさんは「安否情報には川の増水などの情報が全くなかった」

平成16年10月 台風23号他 H16.10.23 朝日 朝刊

【今年の風水害 死者・不明 高齢者6割】

- ・消防庁の担当者「田畑の見回りに出たり土砂崩れの際に自宅にいたりした高齢者の犠牲が多い。高齢化が進む山間部や農村部での被害が激しかった」
- ・新潟・福島豪雨では逃げ遅れた高齢者が水没した自宅の中で水死するケース多い
- ・広井東大教授「避難勧告を出す前でもまず高齢者が避難を始める仕組みづくりが大切。近所の人への避難の呼びかけで助かったケースも多い。行政側の素早い情報提供とともに、地域の助け合いが問われている」

【犠牲目立つ 逃げ遅れ】

- ・住宅地の土砂崩れ5人死亡のうち4人が高齢者
消防車などでの避難の呼びかけも「雨音も強く、全く聞こえなかった」
亡くなったAさんは補聴器をつけており顔を近づけて話さないと聞こえないほど耳が遠かった。
- ・外出中に道路に冠水した水で流された老夫婦が死亡
- ・役場には「あの家の年寄りは大丈夫か」との住民の通報が相次いだ。職員が出て多くの高齢者を避難所に誘導。町でも一人暮らしや障害のある高齢者宅一軒一軒を職員がまわって避難所に誘導した。

平成16年10月 台風23号 H16.10.23 毎日 夕刊

【89歳女性 独り水死】

- ・市は、この女性（要介護度4）にヘルパーを派遣している市保健福祉公社に対し、避難勧告情報を伝えていなかった。
- ・同市の地域防災計画では災害時に情報センターを設置し、要援護者の安否確認を行うと規定していたが、今回は設置せず。もし設置されていたら、連絡体制が確立し、被害が防げた可能性がある。

平成16年10月 台風23号 H16.10.23 読売 朝刊

【高齢化に対応を】

- ・広井東大教授「避難所が少なくその場所が自宅から遠い場合、よほどの危険が迫るまで避難しようとしにくい人が出てくる。耳が遠かったり足が不自由だったりする高齢者にとって、自力での移動は大変なこと。多くの高齢者が避難せず、自宅で被災したのはこうしたことが要因の一つではないか。避難場所の設定や避難勧告・指示のタイミングを高齢者と一般向けに使い分けるなど、高齢化社会に向けた工夫が必要だ」
- ・内閣府は今月、専門家らによる検討会を設置。今年度中に避難勧告・指示のあ

り方や地域での支援方法を示したマニュアルを作る。

【悲劇 避けられたのでは】

- ・高齢者が自宅前の用水路から水があふれるのを防ごうと近くの水門に向かい転落した模様
- ・近所の人「お年寄りが水門の開け閉めをしていたなんて。用水路の管理をしっかりしておけば防げたのではないか」

平成16年10月 台風23号 H16.10.23 毎日 朝刊

【独居高齢者 進まぬ安否確認】

- ・対象者730人の安否確認が、被害から2日経ったが半数程度しか進んでいない。
- ・市は、避難所運営などに忙殺され「手が回らない」
- ・市では、ほぼ100%の住所名簿を管理

平成16年10月 台風23号 H16.10.21 朝日 夕刊

【高波犠牲 お年寄りばかり】

- ・高波と崩れた防潮堤のコンクリートが民家を直撃、高齢者3人が死亡
- ・市の地域防災計画には高波の際の勧告の基準は記されていなかった。
- ・ある女性は「もっと早く避難の指示が出せなかったのか」

平成16年10月 阪神大震災10周年記事 H16.10.6 毎日

【内閣府の高齢者避難支援検討会座長のコメント】

- ・広井東大教授「誰がどこの高齢者を保護するかまで具体化できるかどうかにかかっている。そうでないと計画は紙の上で終わる」

【豪雨被害で関連法見直し 高齢者と救援者登録 国交省など】

- ・国交省や消防庁は、寝たきりの高齢者やその救援に当たる人を地域ごとに登録してもらおうよう市町村に求める方向で関連法の見直しを始めた。
- ・水防法を見直し、高齢者の把握、プライバシー配慮、自主的申し出や本人の同意による登録、救援者の募集と登録などを自治体に求める。

【机上の対策”決壊” 誰も知らぬ救助指針】

- ・市では災害時要援護者の救出を主眼とする安全対策マニュアルを作成していたが、雪害を念頭においたもので、水害には全く機能しなかった。
- ・自治会長や民生委員が避難を呼びかけることになっていたが、ある民生委員は「そんな話は聞いたことがない」